

本庄市地域防災計画

(案)

平成30年 月

本庄市防災会議

目 次

第1編 総則	1
第1節 計画の策定.....	1
第2節 防災関係機関の役割分担.....	6
第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割.....	17
第4節 本庄市の防災環境.....	20
第5節 計画の前提条件及び基本方針.....	37
第2編 災害予防計画	47
第1章 市の防災力の強化.....	47
第1節 活動体制の強化.....	47
第2節 緊急対応活動のための準備.....	53
第3節 生活維持活動のための準備.....	80
第4節 調査研究.....	94
第2章 被害防止対策の推進.....	97
第1節 災害に強いまちづくり.....	97
第2節 地震火災等の予防.....	106
第3節 危険物施設等の災害予防.....	108
第4節 浸水災害の予防.....	110
第5節 土砂災害の予防.....	112
第6節 雪害の予防.....	116
第7節 竜巻等の突風対策.....	121
第8節 農業災害予防対策.....	123
第9節 道路災害予防対策.....	124
第3章 市民の自主防災力の向上.....	126
第1節 防災教育.....	126
第2節 防災訓練.....	128
第3節 災害時における要配慮者の安全確保.....	131
第4節 自主防災組織等の整備.....	140
第5節 災害ボランティア活動のための環境整備.....	143
第3編 災害応急対策計画	147
第1章 震災応急対策.....	147
第1節 活動体制の確立.....	147
第2節 初動対応期の災害応急対策活動.....	189

第3節 救援期の災害応急対策活動.....	245
第4節 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置.....	271
第5節 火山噴火降灰対策.....	279
第6節 最悪事態（シビアコンディション）への対応.....	283
第2章 風水害応急対策.....	295
第1節 活動体制の確立.....	295
第2節 警戒活動期の災害応急対策活動.....	305
第3節 初動対応期の災害応急対策活動.....	328
第4節 救援期の災害応急対策活動.....	334
第3章 事故災害応急対策.....	337
第1節 本庄市で懸念される事故災害.....	337
第2節 林野火災対策.....	340
第3節 危険物等事故対策.....	343
第4節 鉄道事故対策.....	348
第5節 道路事故対策.....	351
第6節 航空機事故対策.....	354
第7節 農業災害対策.....	356
第8節 放射性物質事故災害対策.....	358
第9節 不発弾処理対策.....	368
第4編 災害復旧復興計画.....	373
第1章 災害復旧.....	373
第1節 迅速な現状復旧の進め方.....	373
第2節 被災者の生活再建等の支援.....	376
第3節 被災中小規模の民間事業者、農林漁業者の再建支援.....	391
第2章 災害復興.....	394
第1節 復興に関する事前の取組の推進.....	394
第2節 災害復興対策本部の設置.....	394
第3節 災害復興計画の策定.....	394
第4節 災害復興事業の実施.....	394

第 1 編 総 則

第1編 総則	1 (総-1)
第1節 計画の策定	1 (総-1)
第1 計画の概要	1 (総-1)
1 計画の目的	1 (総-1)
2 計画の位置付け	1 (総-1)
3 計画の構成	1 (総-1)
第2 計画の運用等	3 (総-3)
1 埼玉県地域防災計画等との関係	3 (総-3)
2 計画の方針	3 (総-3)
3 計画の修正	4 (総-4)
4 計画の習熟、周知徹底	4 (総-4)
5 本庄市総合振興計画との関係	4 (総-4)
第2節 防災関係機関の役割分担	6 (総-6)
第1 地域防災組織	6 (総-6)
1 本庄市の地域防災組織	6 (総-6)
2 本庄市防災会議	6 (総-6)
第2 防災関係機関の業務の大綱	8 (総-8)
1 市	8 (総-8)
2 消防機関	9 (総-9)
3 県及び市の機関	9 (総-9)
4 指定地方行政機関	11 (総-11)
5 自衛隊	12 (総-12)
6 指定公共機関及び指定地方公共機関	13 (総-13)
7 一部事務組合	15 (総-15)
8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	15 (総-15)
第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割	17 (総-17)
第1 市民の果たす役割（自助）	17 (総-17)
1 平常時に実施する事項	17 (総-17)
2 発災時に実施すべき事項	17 (総-17)
第2 自主防災組織の果たす役割（共助）	18 (総-18)
1 平常時に実施する事項	18 (総-18)
2 発災時に実施すべき事項	18 (総-18)
第3 事業所の果たす役割	18 (総-18)
1 平常時に実施する事項	18 (総-18)
2 災害時に実施すべき事項	19 (総-19)
第4節 本庄市の防災環境	20 (総-20)
第1 災害履歴	20 (総-20)
1 地震災害	20 (総-20)
2 水害、土砂災害	23 (総-23)
3 雪害	24 (総-24)
4 竜巻等の突風による被害	25 (総-25)
5 火山噴火に伴う降灰被害	25 (総-25)

6 広域放射能汚染.....	25 (総-25)
7 その他の災害.....	25 (総-25)
第2 自然環境の特性.....	26 (総-26)
1 位置・地勢.....	26 (総-26)
2 地形・地質.....	26 (総-26)
3 活断層.....	27 (総-27)
4 河川.....	28 (総-28)
5 気象.....	29 (総-29)
第3 社会環境の特性.....	30 (総-30)
1 人口.....	30 (総-30)
2 建物.....	33 (総-33)
3 交通.....	34 (総-34)
4 土地利用.....	35 (総-35)
第5節 計画の前提条件及び基本方針.....	37 (総-37)
第1 地震被害想定.....	37 (総-37)
1 想定地震.....	37 (総-37)
2 想定結果.....	38 (総-38)
第2 浸水想定.....	39 (総-39)
1 洪水浸水想定.....	39 (総-39)
2 内水浸水想定.....	39 (総-39)
第3 土砂災害想定.....	41 (総-41)
第4 火山噴火に伴う降灰被害.....	41 (総-41)
第5 本庄市における災害対策の基本方針.....	41 (総-41)
1 地震災害.....	41 (総-41)
2 水害.....	43 (総-43)
3 土砂災害.....	44 (総-44)
4 火山噴火による降灰.....	44 (総-44)
5 雪害.....	44 (総-45)
6 広域応援に関する方針.....	45 (総-45)

第1編 総則

第1節 計画の策定

第1 計画の概要

1 計画の目的

我が国の国土は、地震、津波、暴風、豪雨、地すべり、洪水、高潮、火山噴火、豪雪等、極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。本庄市も例外ではなく、これまで豪雨、洪水等の自然災害や、近年では地震災害による防災対策が必要とされている。また高齢化が進み、要配慮者等への対策等、地域における新たな災害対策も求められている。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であり、国、県、市、関係機関及び住民それぞれが防災に向けた積極的かつ計画的な行動と相互協力を地道に積み重ねていくことにより達成していく必要がある。

災害対策基本法（昭和36年法律223号）第42条の規定に基づくこの計画は、市において、防災上必要と思われる諸施策の基本を定める計画であり、県、市、関係機関及び住民がその有する全機能を有効に発揮し、市における災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧復興を実施することにより、市の地域、住民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

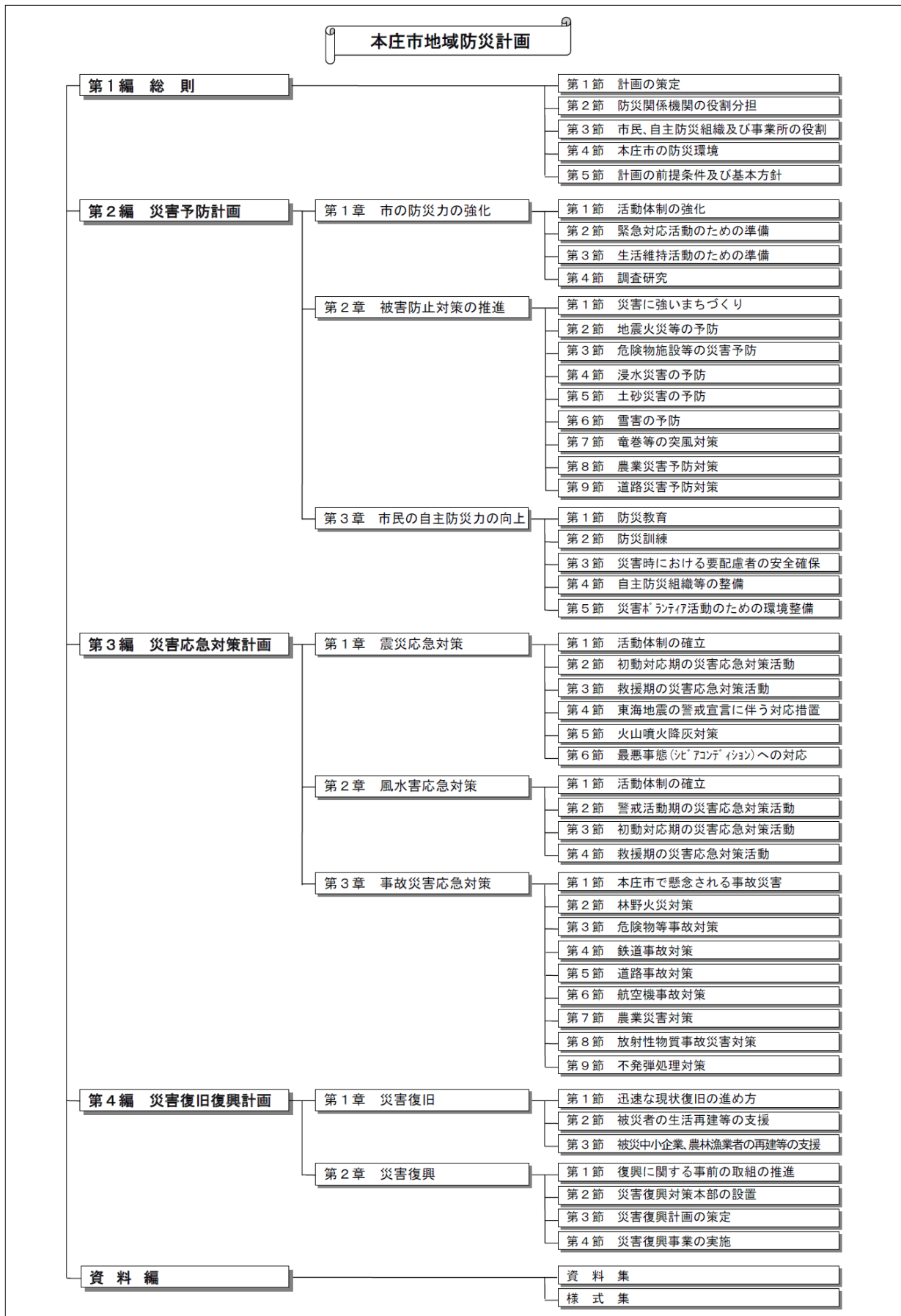
2 計画の位置付け

本計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する基本的かつ総合的な計画であり、埼玉県地域防災計画及び本庄市総合振興計画と整合性を持つものである。

3 計画の構成

本計画の構成は、次に示すとおりである。

【本庄市地域防災計画の構成】

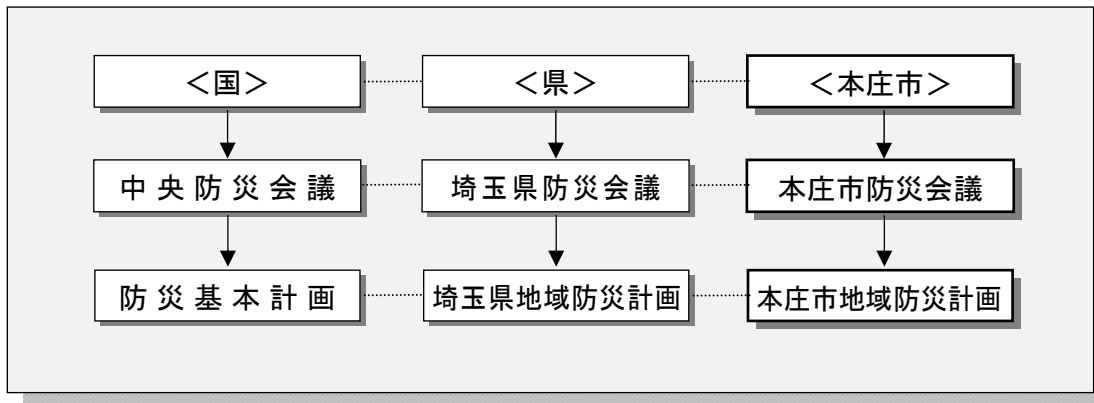


第2 計画の運用等

1 埼玉県地域防災計画等との関係

本計画は、防災基本計画及び埼玉県地域防災計画と整合をとったものである。

【国、県及び市の防災会議並びに防災計画の関係】



2 計画の方針

市は、次の方針により地域防災計画を効果的に推進する。

(1) 庁内体制の強化

災害時には、発災直後の初動対応の遅れによる被害拡大を防ぐため、初動対応期から迅速かつ確実に災害対応に当たる必要がある。また、復旧復興期までの長期継続的な災害対応に取り組む必要がある。そのため、全職員が災害対応における役割を理解し、主体的に継続的に活動ができるよう、平常時から防災教育、防災訓練等を推進する。

(2) 自助、共助の強化

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政等による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、事業所、団体等、社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を推進する。

(3) 広域的な視点の導入

市に隣接する市町との防災上の連携はもとより、都道府県にまたがる大規模災害に対しては、市と離れている市町村との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進する。

(4) 人的ネットワークの強化

市、県、防災関係機関及び協定締結団体等は、災害時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平常時から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を推進する。

(5) 計画の効果的推進

市は、次の点に留意して本計画を効果的に推進する。

- ア 計画に基づくマニュアル類の作成、訓練等を通じた職員への周知徹底
- イ 計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
- ウ 点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項、教訓等の反映
また、市は、本庄市地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに、制度等の整備、改善等について検討、実施する。

(6) 男女共同参画の視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大する等、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

(7) 要配慮者対策の推進

高齢者、障害者及び乳幼児等の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害により被害を多く受ける傾向があるため、市が地域と一体となり、要配慮者の立場にたった防災対策を推進していく。

3 計画の修正

本庄市防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化及び関連法令の改正並びに埼玉県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を行い、必要があると認められるときは、速やかにこれを修正することとする。

4 計画の習熟、周知徹底

市及び防災関係機関は、不断に危機管理や防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通してこの計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

5 本庄市総合振興計画との関係

本計画に係る施策や事業は、本庄市総合振興計画との関連、整合に配慮したものである。

(1) 本庄市総合振興計画における将来像と基本理念

本庄市総合振興計画のなかで、市はまちづくりの将来像を、

あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄
～世のため、後のため～

と定め、その基本理念として、

みんなで育む安心・共生のまちづくり
訪れたいくなる住み続けたいくなるまちづくり
市民と行政がともに創る安全のまちづくり

を掲げ、政策の大綱を次のとおり定めている。

【本庄市総合振興計画における政策の大綱】

分野	政策の大綱
健康福祉分野	みんなで支え合い、健やかにいきいきと暮らせるまち
教育文化分野	未来を拓く人を育み、歴史と文化の薫るまち
経済環境分野	持続可能で活力に満ちた、にぎわいと魅力のあるまち
都市基盤分野	人にやさしい、快適で美しく住みやすいまち
市民生活分野	市民だれもが活躍し、安全に生活できるまち
行財政経営分野	市民の信頼に応える行財政経営を進めるまち

(2) 本庄市総合振興計画における防災施策

本庄市総合振興計画における防災施策は、「第5章 市民生活分野 市民誰もが活躍し、安全に生活できるまち」の「3 危機管理体制の強化」において策定され、その施策の取組内容は、次のとおり定められている。

ア 防災体制の推進

市民の生命及び財産を守るため、本庄市地域防災計画による防災訓練を行う。

防災情報の伝達手段として、防災行政無線、メール配信及びデータ放送等を充実するとともに、食料や仮設トイレ等の防災用資器材等の備蓄を計画的に進める。

イ 防災意識の高揚

迅速な避難行動が行えるよう地震・風水害等のハザードマップを利用した研修会、防災訓練等を通じて、市民の防災意識の高揚を図る。また、家庭での食料、飲料水等の備蓄や家具の転倒防止等の自助意識の啓発に努める。

ウ 自主防災組織の育成

市全域にわたり自主防災組織を育成し、その活動を支援する。

エ 消防団活動と地域防災力の向上

消防団員の確保や、消防団が活動しやすい環境を整えるとともに、地域の人々と連携して地域防災力向上のための活動や体制の整備に努める。

オ 防災・減災のための施設整備

防災・減災のために、耐震性貯水槽等の計画的な整備の推進や避難所における非常電源等の確保等、避難施設の充実を図る。

カ 避難行動要支援者対策の推進

避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、防災情報の伝達手段や避難誘導等の支援体制の充実を図る。

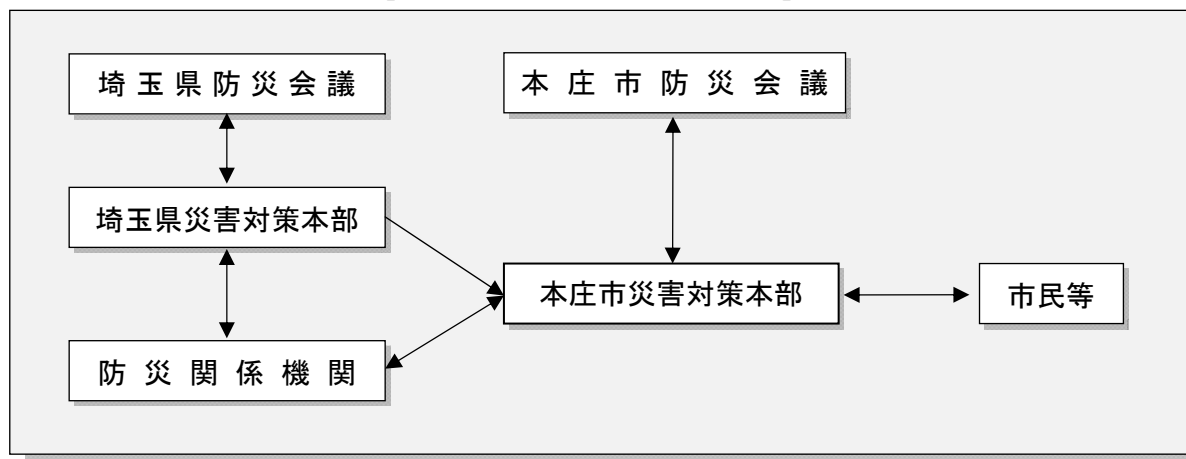
第2節 防災関係機関の役割分担

第1 地域防災組織

1 本庄市の地域防災組織

市に係る地域防災組織は次のとおりである。

【本庄市の地域防災組織関係図】



2 本庄市防災会議

本庄市防災会議の組織及び運営については、災害対策基本法等関係法令、本庄市防災会議条例及び本庄市防災会議に関する規程のうち会長の専決処理できる事項の定めるところによるものとし、その任務及び組織について次のとおりとする。

(1) 任務

- ア 本庄市地域防災計画の作成及びその実施を推進する。
- イ 市の地域にかかる防災に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べる。
- ウ 本庄市地域防災計画を作成し又は修正したときは、速やかに知事及び指定公共機関に通知する。
- エ 本庄市地域防災計画を作成し修正したときはその旨を公表する。
- オ 関係行政機関の長に対し防災対策について協力を求める。

(2) 組織

市長を会長として、委員をもって組織する。なお、防災会議の庶務は市民生活部危機管理課がこれに当たる。

委員は、次に掲げるものをもって充てる。

- ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- イ 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- ウ 埼玉県警察本部の警察官のうちから市長が任命する者
- エ 本庄市議会議長
- オ 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- カ 本庄市教育委員会教育長
- キ 児玉郡市広域消防本部消防長、中央消防署長及び本庄市消防団長
- ク 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

- ケ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- コ 本庄市自治会連合会、埼玉ひびきの農業協同組合その他防災に密接な関係を有する組織から市長が任命する者

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有する。

名称	業務の大綱
本庄市	<p>《災害予防》</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備に関する事 (2) 公共団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関する事 (3) 防災のための知識の普及、教育及び訓練に関する事 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備に関する事 (5) 防災に関する施設及び設備の設置、改良並びに整備に関する事 (6) 災害予警報等、情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）の収集伝達に関する事 (7) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事 <p>《災害応急・復旧対策》</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害広報に関する事 (2) 避難の勧告、指示及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設に関する事 (3) 被災者の救出、救護及び保護に関する事 (4) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置に関する事 (5) ごみ処理施設の整備及び防災管理に関する事 (6) 災害時のごみ処理の確保及び施設の災害復旧に関する事 (7) 消防、水防その他の応急措置に関する事 (8) 被災した園児及び児童生徒等に対する応急の保育並びに教育に関する事 (9) 公共土木施設、農地及び農林用施設等に対する応急措置に関する事 (10) 公共建築物等の建物の応急措置に関する事 (11) 上下水道施設の応急措置に関する事 (12) 農産物、家畜及び林産物等に対する応急措置に関する事 (13) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持に関する事 (14) 緊急輸送の確保に関する事 (15) 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事 (16) 要配慮者の保護に関する事 (17) 帰宅困難者への支援に関する事 (18) 災害協定に関する事 (19) 被害調査に関する事 (20) 災害復旧に関する新設、改良及び指導に関する事

2 消防機関

消防機関は、地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに防災活動を実施する。

名称	業務の大綱
児玉郡市 広域消防本部	(1) 消防に関する施設及び組織の整備に関すること (2) 防災思想の普及並びに防災に関する教育及び訓練に関すること (3) 災害発生の予防及び被害の拡大防止に関すること (4) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること (5) 被災者の救難、救助及びその他保護に関すること (6) 避難の誘導に関すること
本庄市消防団	(1) 災害時の消防、水防活動に関すること (2) 被災者の救出及び避難の誘導に関すること (3) 非常警戒及び防火診断に関すること (4) 災害時における応急復旧作業に関すること

3 県及び県の機関

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市を含む県の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、その総合調整を行う。

名称	業務の大綱
埼玉県	≪災害予防≫ (1) 防災に関する組織の整備に関すること (2) 防災に関する教育及び訓練に関すること (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備及び点検に関すること (4) 防災に関する施設及び設備の整備並びに点検に関すること (5) 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の確保のためにあらかじめ講ずべき措置の実施に関すること (6) 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関すること (7) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること ≪災害応急対策≫ (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること (3) 被災者の救難、救助その他保護に関すること (4) 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関すること (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全並びに公衆衛生に関すること

第1編 総則

第2節 防災関係機関の役割分担

名称	業務の大綱
	(7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する こと (8) 緊急輸送の確保に関すること (9) 前各号のほか、災害の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること
北部地域振興センター	(1) 災害情報の収集・伝達に関すること (2) 熊谷防災基地の開設・運営に関すること (3) 市町と連携した帰宅困難者対策に関すること (4) 市町が実施する災害応急対策業務等の支援に関すること
本庄保健所	(1) 医療機関の被害状況の収集に関すること (2) 医療品等の調達あっせんに関すること (3) 各種消毒に関すること (4) 細菌及び飲料水の水質検査に関すること (5) 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること (6) 食料、飲料水の衛生管理に関すること (7) 医療の提供に関すること (8) 動物愛護・猛獣対策に関すること
児玉福祉保健総合センター北部福祉事務所	(1) 社会福祉施設の被害状況調査に関すること (2) 日本赤十字社埼玉県支部との連絡に関すること
本庄県土整備事務所	(1) 降水量、水位等の観測通報に関すること (2) 洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関すること (3) 水門の応急対策に関すること (4) 水防管理団体との連絡指導に関すること (5) 県管理河川、道路及び橋梁等の被害状況の調査並びに応急修理に関する こと
本庄農林振興センター	(1) 農畜水産物被害状況の調査に関すること (2) 農林業災害融資に関すること (3) 主要農産物の種苗の確保に関すること (4) 農作物病虫害防除対策に関すること (5) 農業用排水施設の整備及び防災、災害復旧指導に関すること
本庄警察署 児玉警察署	(1) 情報の収集、伝達及び広報に関すること (2) 警告及び避難誘導に関すること (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること (4) 交通の秩序の維持に関すること (5) 犯罪の予防検挙に関すること (6) 行方不明者の捜索と検視（見分）に関すること (7) 漂流物等の処理に関すること (8) その他治安維持に必要な措置に関すること

名称	業務の大綱
北部教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育関係の被災状況調査に関する事 (2) 公立学校及び施設の災害応急対策並びに指導に関する事 (3) 災害給付及び施設の災害貸付けに関する事 (4) 応急教育実施の予定場所の指導に関する事 (5) 教育実施者の確保に関する事 (6) 応急教育の方法及び指導に関する事 (7) 教科書、教材料等の配給に関する事 (8) 重要文化財の保護に関する事 (9) 被災学校の保護指導に関する事 (10) 被災学校の給食指導に関する事
寄居林業事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 森林及び森林管理道の被害調査・応急処理に関する事 (2) 治山事業に関する事 (3) 地すべり防止事業に関する事 (4) 災害対策及び事業の実施に関する事

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することをかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる。

名称	業務の大綱
東京管区气象台 (熊谷地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 (2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関する事 (3) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達・周知に関する事 (4) 緊急地震速報（警報）の利用の心得等の周知・広報に関する事 (5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事 (6) 災害発生時（発生が予想されるときを含む。）の、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関する事 (7) 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事

第1編 総則

第2節 防災関係機関の役割分担

名称	業務の大綱
国土交通省関東地方整備局	<p>管轄する河川、道路、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める</p> <p>≪災害予防≫</p> <p>(1) 災害対策の推進に関すること (2) 危機管理体制の整備に関すること (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関すること (4) 防災教育等の実施に関すること (5) 防災訓練に関すること (6) 再発防止対策の実施に関すること</p> <p>≪災害応急対策≫</p> <p>(1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること (2) 活動体制の確保に関すること (3) 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること (5) 災害時における応急工事等の実施に関すること (6) 災害発生時における交通等の確保に関すること (7) 緊急輸送に関すること (8) 二次災害の防止対策に関すること (9) ライフライン施設の応急復旧に関すること (10) 地方公共団体等への支援に関すること (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員(リエゾン)」の派遣に関すること (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)」の派遣に関すること (13) 被災者・被災事業者に対する措置に関すること</p> <p>≪災害復旧・復興≫</p> <p>(1) 災害復旧の実施に関すること (2) 都市の復興に関すること (3) 被災事業者等への支援措置に関すること</p>

5 自衛隊

自衛隊は、天災地変その他の災害に対して、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、原則として県の要請に基づき派遣され、様々な活動を行う。

名称	業務の大綱
陸上自衛隊第32普通科連隊	<p>≪災害派遣の準備≫</p> <p>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3) 埼玉県地域防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること</p> <p>≪災害派遣の実施≫</p> <p>(1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要の</p>

名称	業務の大綱
	ある応急救援又は応急復旧の実施に関すること (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡に関する こと

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、県及び市の防災計画の作成、実施が円滑に行われるように、その業務について県又は市に対し協力する責務を有する。

【指定公共機関】

名称	業務の大綱
東日本旅客鉄道 (株)高崎支社	(1) 災害により線路が不通になった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、バス等による代行輸送及び連絡社線の振替輸送に関すること (2) 災害により線路が不通となった場合 ア 列車の運転整理及び折り返し運転、う回に関すること イ 線路の復旧並びに脱線車両の復線、修理、検査及び開通手配に関する こと (3) 線路、架線、ずい道、橋梁等の監視及び場合によっては巡回監視に関する こと (4) 死傷者の救護及び処置に関すること (5) 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡に関する こと (6) 停車場、その他輸送に直接関係ある建物、電力施設、信号保安施設通信 施設の保守及び管理に関すること (7) 帰宅困難者に関すること
東日本電信電話 (株)埼玉事業部 (株)NTT ドコモ 埼玉支店	(1) 電気通信設備の整備に関すること (2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること
KDDI(株) 北関東総支社	(1) 重要通信の確保に関すること (2) 災害時における電気通信の疎通の確保及び被災通信設備等の復旧に関する こと
日本郵便(株) 本庄郵便局・児 玉郵便局	(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便は がき等の無償交付に関すること

第1編 総則

第2節 防災関係機関の役割分担

名称	業務の大綱
日本赤十字社埼玉支部	(1) 医療、助産及び遺体の処置（遺体の一時保存を除く。）に関すること (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整に関すること (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、救援物資の配分、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集・配分に関すること
NHK さいたま放送局	(1) 住民に対する防災知識の普及に関すること (2) 住民に対する応急対策等の周知徹底に関すること (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること
東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	(1) 災害時における電力供給に関すること (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること

【指定地方公共機関】

名称	業務の大綱
(一社)埼玉県トラック協会	災害時における貨物自動車（トラック）による救援物資等の輸送の協力に関すること
(一社)埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること
土地改良区	(1) 防災ため池等の設備の整備及び管理に関すること (2) 農業及び農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること (3) たん水の防排除施設の整備及び活動に関すること
坂東上流水害予防組合	(1) 水防施設資材の整備に関すること (2) 水防計画の樹立及び水防訓練に関すること (3) 水防活動に関すること (4) 国、県等の関係機関との伝達や連携等に関すること
都市ガス供給事業者(本庄ガス)	(1) ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること (2) ガスの供給の確保に関すること
(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブ	(1) 住民に対する防災知識の普及啓発に関すること (2) 住民に対する応急対策等の周知徹底に関すること (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること
(一社)埼玉県LPガス協会	(1) LPガス供給施設の安全保安に関すること (2) LPガスの供給の確保に関すること (3) カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること (4) 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること

名称	業務の大綱
(一社)埼玉県医師会 (一社)埼玉県歯科医師会 (公社)埼玉県看護協会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること

7 一部事務組合

市が関係する一部事務組合の災害時における役割は、次のとおりである。

名称	業務の大綱
児玉郡市広域市町村圏組合（消防本部を除く。）	(1) 災害時における火葬に関すること (2) 災害時における廃棄物の処理に関すること (3) 災害時におけるし尿の処理に関すること

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災害対策基本法第7条第1項）

また、これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- (1) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- (2) 災害時における広報等に協力すること
- (3) 出火の防止及び初期消火に協力すること
- (4) 避難誘導及び指定避難所内での救助に協力すること
- (5) 被災者の救助業務に協力すること
- (6) 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- (7) 被害状況の調査に協力すること

名称	業務の大綱
本庄市社会福祉協議会	(1) 要配慮者の支援に関すること (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
民生委員・児童委員協議会	(1) 災害時における要配慮者への避難準備情報等の伝達及び安否確認への協力に関すること (2) 災害時における要配慮者の避難行動の支援への協力に関すること
医療機関	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること (2) 被災地の病人等の収容、保護に関すること (3) 災害時における負傷者の医療救護、助産救助に関すること
本庄市児玉郡薬剤師会	災害時における医薬品の確保協力に関すること

第1編 総則

第2節 防災関係機関の役割分担

名称	業務の大綱
埼玉ひびきの農業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること (4) 農業生産資機材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること (5) 農産物の需給調整に関すること
こだま森林組合	(1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること (2) 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること
本庄上里学校給食組合	給食センターにおける炊き出しに関すること
本庄商工会議所、児玉商工会等商工業関係団体	(1) 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること (2) 市が行う災害時における物価安定の協力に関すること (3) 市が行う救援物資、復旧資材の確保の協力、あっせんに関すること
社会福祉施設経営者	(1) 避難設備の整備及び避難等の訓練に関すること (2) 災害時における収容者の保護に関すること
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること
学校法人	(1) 避難施設の整備及び避難等の訓練に関すること (2) 被災時における教育対策に関すること (3) 被災施設の災害復旧に関すること
婦人会等社会教育関係団体	市が行う応急対策の協力に関すること
(一社)埼玉県建設業協会児玉支部	災害時の応急措置に関わる工事等の施工に関すること
埼玉県電気工事工業組合	災害時の公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること
埼玉県自動車整備組合	保有車両等の優先使用及び防災用品に関すること
埼玉県宅地建物取引業協会	民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の斡旋に関すること
本庄ケーブルテレビ	(1) 住民に対する防災知識の普及啓発に関すること (2) 住民に対する応急対策等の周知徹底に関すること (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること

第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割

平成28年（2016年）熊本地震、東日本大震災及び阪神・淡路大震災をはじめとする大規模地震並びに平成26年8月豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨等の風水害等で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の基本は、市民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自助（自らの安全は自らが守る）」、「共助（共に協力しあい地域を守る）」の考え方のもとで、災害に対処することが重要であるということである。

市民はこの教訓に基づき、日ごろから非常食料等を備蓄し、近隣住民と協力して自主的にすべての災害に備えるとともに、災害発生時には市及び防災関係機関が行う消火・救援活動等の防災活動への協力に努めなければならない。

事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施等、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

第1 市民の果たす役割（自助）

市民は、災害に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担う。

1 平常時に実施する事項

- (1) 防災に関する学習
- (2) 火災の予防
- (3) 防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置
- (4) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ及び乾電池等）の準備
- (5) 食料、飲料水、簡易トイレ及びトイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標）
- (6) 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策
- (7) ブロック塀や自動販売機等、住居周りの安全点検、改修
- (8) 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171等）
- (9) 自主防災組織への参加
 - (10) 県、市及び自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加
 - (11) 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加
 - (12) 近隣の要配慮者への配慮
 - (13) 住宅の耐震化
 - (14) 地震保険への加入
 - (15) 家庭や地域での防災総点検の実施

2 発災時に実施すべき事項

- (1) 初期消火の実施
- (2) 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める
- (3) 自主防災活動への参加、協力
- (4) 指定避難所でのゆずりあい
- (5) 県、市、防災関係機関が行う防災活動への協力
- (6) 風評に乗らず、風評を広めない

第2 自主防災組織の果たす役割（共助）

1 平常時に実施する事項

- (1) 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- (2) 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発（例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布）
- (3) 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- (4) 防災用資機材の購入・管理等（資機材の例：初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器）、救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり）、救護用資機材（救急医療セット、リヤカー））
- (5) 地域の把握（例：危険箇所の把握、要配慮者）

2 発災時に実施すべき事項

- (1) 初期消火の実施
- (2) 情報の収集・伝達の実施
- (3) 被災者等の安否確認及び救助隊との協力・救出・救護の実施
- (4) 集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意）
- (5) 指定避難所の運営活動の実施（例：炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

第3 事業所の果たす役割

市内で活動する事業所は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、食料・飲料水・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検や見直し等を実施する等の防災活動を推進する。

また、事業所は、各事業所が属する地域における防災力の向上のため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動を推進する。

1 平常時に実施する事項

- (1) 防災責任者の育成
- (2) 建築物の耐震化等による安全性の確保
- (3) 建築物の風水害対策
- (4) 施設、設備の安全管理
- (5) 防災訓練等の実施
- (6) 従業員に対する防災知識の普及
- (7) 自衛消防隊及び自衛水防組織の結成と防災計画（危険物対策、初期消火、救助、避難誘導及び帰宅困難者対策等）や浸水防止計画の作成
- (8) 地域防災活動への参加、協力
- (9) 企業の持つ人的資源、物的資源の活用方法の検討、協力体制の確立
- (10) 指定緊急避難場所の提供、救助活動用の資機材の提供、人的支援等
 - (11) 食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄
 - (12) 広告、外装材等の落下防止

(13) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定

2 災害時に実施すべき事項

- (1) 正確な情報の把握及び伝達
- (2) 出火防止措置、初期消火の実施
- (3) 従業員、利用者等の避難誘導
- (4) 応急救助、救護
- (5) ボランティア活動への支援
- (6) 帰宅困難な従業員への支援
- (7) 重要業務の継続及びそのために必要な措置

第4節 本庄市の防災環境

第1 災害履歴

1 地震災害

(1) 埼玉県

埼玉県に被害を及ぼす地震は、主に相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震と、陸域の様々な深さの場所で発生する地震がある。

相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震としては、1923年の関東地震（M7.9）があり、県内のほぼ全域で震度5～6の揺れとなり、死者及び行方不明者411名等の被害が生じた。

陸域の浅い場所で発生した被害地震としては、1931年の西埼玉地震（M6.9）がよく知られている。この地震により、県内の広い範囲で震度5程度の揺れとなり、県中部、北部の荒川、利根川沿いの地盤の軟らかい地域を中心に死者11名等の被害が生じた。この地震は、関東平野北西縁断層帯で発生した可能性が指摘されているが、少なくともこの断層帯の固有規模の地震（断層帯で周期的に発生する、その断層帯における最大規模の地震）ではないと考えられている。

また、遺跡調査等によると、818年の関東諸国の地震（M7.5以上）による可能性がある地割れや噴砂が、埼玉県や群馬県の遺跡で見出されている。なお、818年の地震は関東平野北西縁断層帯で発生した可能性があるが、少なくともこの断層帯の固有規模の地震ではないと考えられている。

1649年の武蔵・下野の地震（M7.0±1/4）は立川断層帯で発生した可能性があると指摘されているが、詳細は不明である。

荒川河口付近で発生した1855年の（安政）江戸地震（M6.9）は、陸域の浅い場所で発生した地震であったか、沈み込んだフィリピン海プレートに関する陸域のやや深い場所で発生した地震であったか明確でないが、県東部を中心に強い揺れが生じ、大きな被害が生じた。

さらに、沈み込んだ太平洋プレートに関する陸域の深い場所で発生した地震としては、（明治）東京地震と呼ばれる1894年の地震（M7.0）による被害が知られている。

周辺地域で発生する地震や東海沖等、太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震によっても被害を受けたことがあり、2011年（平成23年）3月11日には三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、県内では宮代町で震度6弱を観測、負傷者104人、建物全壊24棟、半壊199棟等の被害が生じた。

埼玉県における被害地震は、次頁に示すとおりである。

【埼玉県における被害地震】

発生年月日	マグニチュード M	緯度 経度	深さ km	震源地域	被害記述
818.	7.5	36.50 139.50	—	関東諸国	相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の庄死者多数。
878.11.1	7.4	35.50 139.30	—	関東諸国	相模、武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往還不通となる。庄死者多数。
1615.6.26	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れを生じた。詳縮不明。
1630.8.2	6.3	35.75 139.75	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649.7.30	7.0	35.80 139.50	—	武蔵、下野	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣、塀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷、長屋の破損、倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣、石の井垣被損し、八王子、伊那で有感、余震日々40～50回、死50人余。川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
1703.12.31	8.2	34.7 139.8	—	関東南部	相模武蔵、上総、安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、埼玉県内の被害の詳細は不明。
1791.1.1	6.3	35.80 139.60	—	川越・蔵	蔵で堂塔の転倒、土蔵等の被損。 川越で喜多院の本社屋根等破損。
1854.12.23	8.4	34.00 137.80	—	東海	県内の推定震度5(蔵、桶川、行田)。
1855.11.11	6.9	36.65 139.80	—	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所、深川、浅草、下谷、小川町、曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2町(0.2km)×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。県内の推定震度は大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷辺りまで、土手割れ噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒、人家、土蔵、物置等壊同然3,243軒。(村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蔵で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒、死1、傷1。見沼代用水の堤も多く損害。行田で壊、半壊3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。
1859.1.11	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸、佐野、鹿沼で有感。
1894.6.20	7.0	35.70 139.80	—	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。 埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋、土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川、江戸川、綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894.10.7	6.7	35.60 139.80	—	東京湾北部	芝区桜川町、赤坂溜池、下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923.9.1	7.9	35.20 139.30	—	関東南部	死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。 県の被害は、死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒
1924.1.15	7.3	35.50 139.20	—	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931.9.21	6.9	36.15 139.23	0	埼玉県北部	県で、死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿の沖積地に被害が多い。
1968.7.1	6.1	35.59 139.26	50	埼玉県中部	深さが50kmのため、規模の割りに小被害で済んだ。東京都で負傷6名、家屋一部破損50、非住家破損1、栃木で負傷1名。
1989.2.19	5.6	36.01 139.54	54	茨城県南西部	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2件。他に塀、車、窓ガラス破損、熊谷で震度3。
2011.3.11	9.0	38.06 142.51	24	三陸沖	東北地方を中心に死者15,883名、行方不明2,676名、負傷者6,144名。県の最大震度は6弱(宮代町)、負傷者104名、全壊24棟、半壊194棟、一部破損16,161棟、火災発生12件

出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画(資料編)」(平成26年3月)

(2) 本庄市

近年、県内に大きな地震被害をもたらした地震としては、1923年9月1日の関東大震災、1931年9月21日の西埼玉地震、また最近では、2011年3月11日の東日本大震災がある。このうち、関東大震災と西埼玉地震では市における被害の記録はないが、東日本大震災では大規模ではないものの被害が発生している。

東日本大震災における市の被害状況は、次に示すとおりである。

【東日本大震災における市の状況】

項目	内容	
市の震度	震度5弱	
市内被災状況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 灯籠、屋根瓦、外壁、ブロック、墓石の倒壊及び落下等あり（市内計96件）。 ➤ 県水道は給水停止し、自家水源で対応。漏水1件。 ➤ 新耐震基準以外の公共施設で耐震工事を完了していない施設の使用を停止し、安全確認を実施。 ➤ 橋梁の安全点検を実施。 ➤ 市民プラザ・第三金屋集会所は当面の使用を停止。 ➤ 本庄公民館は、中央公民館へ機能を移転。 	
市の対応	警戒体制（1号）	平成23年3月11日 14時46分
	対応対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本部設置 平成23年3月13日15時00分 ➤ 本部会議 同年5月17日まで計27回開催
	帰宅困難者対応	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成23年3月11日 東日本旅客鉄道（株）の高崎線、上越新幹線及び長野新幹線の運休により帰宅困難者が発生。 ➤ 高崎線本庄駅の帰宅困難者（最終約120人）については、インフォメーションセンター及び市役所を開放。 ➤ 東日本旅客鉄道（株）の上越新幹線及び長野新幹線の帰宅困難者（約1,000人）は、東日本旅客鉄道（株）高崎支社の要請により、市から早稲田リサーチパークコミュニケーションセンターの開放要請。 ➤ 市職員による夕・朝食及び毛布の配布。
	計画停電対応	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成23年3月13日20時過ぎに(株)東京電力より計画停電の実施情報が発表。 ➤ 14日午前中に全85自治会長へ計画停電資料の配布を依頼。 ➤ 市内関係機関、保育園・幼稚園、病院、人口呼吸器等利用者へ個々にて対応を要請・確認。
	避難者受入支援	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市への避難者は最大26世帯84人（福島県、宮城県より）。 ➤ 平成23年3月19日 市東日本大震災一時避難支援センター（コミュニティセンター）を開設。 ➤ 住宅、医療、介護、就学及び就労支援等の各種相談に個別に対応。
放射性物質への対応	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 情報収集の強化を指示。本庄保健所との連携により情報収集・整理。 ➤ 埼玉県より農産物の放射線量測定結果が公表。 ➤ 市水道の放射性物質は不検出との結果判明。市ホームページ、文字放送へ掲載。 	

※対応対策本部：東日本大震災の影響に対応するために設置された対策本部。

2 水害、土砂災害

市に被害を及ぼした水害、土砂災害は、次のものがあげられる。平成23年の台風12号による大雨は、降り始めから9月6日16時までの間に392.0mmの雨量を観測し、道路冠水2箇所、土砂崩れ9箇所、床上浸水9棟、床下浸水51棟の被害が発生した。市では災害対策本部を設置し、9月3日には採取土砂崩落の危険のため、児玉町太駄平沢地区の10世帯21人に避難勧告を出した。

【市に被害を及ぼした水害】

年月日	名称	区域別被害状況	
1947.9.14～15 (昭和22)	カスリーン台風	旧共和村 旧児玉町 旧金屋村 旧本泉村 旧秋平村	浸水426戸 死傷者3人 田畑冠水157町 浸水311戸 破壊1戸 田畑冠水79町5反 浸水100戸 田畑冠水115町3反 浸水100戸 流失2戸 田畑冠水19町3反 浸水170戸 流破壊2戸 負傷者10人 田畑冠水55町5反
1953.9.23～25 (昭和28)	台風13号	旧共和村 旧秋平村	破壊1戸 破壊1戸
1966.6.27～28 (昭和41)	台風4号	旧本庄市	浸水 床下5戸 田畑冠水245ha
		旧児玉町	浸水9戸 田畑冠水310ha
1966.10.7 (昭和41)	台風26号	旧本庄市	浸水 床下42戸 死傷者15人 建物破壊6,689戸
		旧児玉町	浸水 床上13戸 床下237戸 死傷者17人 建物破壊248戸
1982.8.1～2 (昭和57)	台風10号	旧本庄市	浸水床下400戸 建物破壊76戸 田畑冠水600ha 橋梁流失6橋
		旧児玉町	浸水 床上36戸 床下384戸 田畑冠水358ha
1982.9.12～13 (昭和57)	台風18号	旧本庄市	浸水 床上15戸 床下600戸 堤防損傷24箇所 田畑冠水50ha
1989.8.16 (平成元)	集中豪雨	旧本庄市	浸水 床上26戸 床下127戸
1995.6.27～28 (平成7)	大雨	旧本庄市	橋梁流失1橋 負傷者2人
1997.8.26 (平成9)	集中豪雨	旧本庄市	浸水 床上4戸 床下59戸
1998.9.16 (平成10)	台風5号	旧本庄市	浸水 床上2戸 床下9戸 田畑冠水 334ha
2007.9.5～8 (平成19)	台風9号	本庄市	本庄地域 浸水 床下1戸 児玉地域 浸水 床下1戸 河川堤防決壊3箇所 崖崩れ11箇所 道路冠水3箇所 避難者10人
		本庄市	本庄地域 浸水 床上4戸 床下43戸 児玉地域 浸水 床上5戸 床下8戸 土砂流出等7箇所(うち崖崩れ3箇所) 橋梁流失1橋 避難者22人
2015.9.8～10 (平成27)	台風18号	本庄市	児玉地域 土砂崩れ2か所 道路冠水1か所

第1編 総則

第4節 本庄市の防災環境

【平成23年台風12号における市の状況】

月日	状況・対応等	備考
8月31日	・大雨警報	熊谷地方気象台
9月1日	・土砂災害警戒情報	埼玉県・熊谷地方気象台
	・消防団に出動要請	
	・災害対策本部設置	1号配備 2号配備
	・本泉地区 避難準備情報	児玉文化会館を避難所開設
	・本庄地域 避難準備情報	小・中学校体育館を避難所開設
9月2日	・児玉地域 避難準備情報	小・中学校体育館を避難所開設
	・雨水浸水により避難所へ避難	児玉中へ5世帯8人が避難
9月3日	・避難所開設	市役所6階を開設
	・避難勧告発令	太駄平沢地区（本泉生活改善センター）
9月6日	・自主避難者	太駄上区山村センターへ8人が避難
	・土砂災害警戒情報解除	埼玉県・熊谷地方気象台
	・大雨警報から注意報へ変更	熊谷地方気象台
	・避難勧告解除	対象：平沢地区10世帯
	・避難準備情報解除	対象：市内全域
	・避難所閉鎖	小・中学校体育館、市役所6階、児玉文化会館、本泉生活改善センター
	・災害対策本部の解散	1・2 配備解除

3 雪害

雪害は、冬季の発達した低気圧等によってもたらされる。市における雪害による被害の状況は次に示すとおりである。

平成26年2月8～9日、同月14～15日にかけての大雪は、市内で65cmの積雪（埼玉県本庄県土整備事務所観測）を記録し、山間部では1mを超える観測史上最大の積雪となり、市内において道路交通網の寸断、鉄道等の公共交通機関の運休、長時間の停電及び農作物の被害等が発生し、約1週間にわたって市民生活に大きな混乱をもたらした。

【市における雪害の被害】

年月日	名称	区域別被害状況	
2014.2.8～9、14～15 (平成26)	平成26年豪雪	本庄市	積雪65cm（本庄市内、埼玉県本庄県土整備事務所観測） 1m以上（山間部） 人的被害：負傷者15名 建物被害：全壊55棟、半壊または損壊129棟 その他構造物の損壊：207件 農業用施設被害：ハウス2,261棟、畜舎等50棟

4 竜巻等の突風による被害

竜巻等の突風は、積乱雲や積雲が発生しやすい特殊な気象状況下で発生し、日本ではいつでもどの場所においても起こる可能性があり、台風シーズンに多くなる傾向はあるが、冬場等も寒冷前線の影響で発生することもある。

市における竜巻等の突風による被害の状況は次に示すとおりである。

【市における竜巻等の突風の被害】

年月日	名称	区域別被害状況	
2016. 7. 14 (平成 28)	突風	本庄市他	住家屋根の一部損壊 1 件 ビニールハウス損壊 1 件

5 火山噴火に伴う降灰被害

浅間山は市から西へ70km、優美な山容ながら有史以来たびたび噴火を繰り返している。そのうちでも最大規模のものが、天明3年(1783年)7月の大噴火である。各地に残されたこの噴火に関する手記、記録を見ても、連続する鳴動の凄まじさには、恐怖にうち震えてひたすら念仏を唱えるのが精一杯という状況であった。この年、浅間山は4月上旬から噴火をはじめ、5月下旬に大爆発をし、その後小康を保っていた。それが6月下旬から再び激しい鳴動を開始し、26日には本庄宿でも火山灰が降った。7月4日から7日にかけて前代未聞の猛然たる大噴火となり、真っ赤に焼けた溶岩が手まりのように150m以上も上がった。噴出した溶岩は、大岩・小岩、あるいは砂泥となって烏川に流れ、さらに利根川に流れ込んだ。市の三友・新井・都島・山王堂付近でも、流れ着いた溶岩の煙が立ち上がっていたといわれる。

また、上州碓氷郡、群馬郡はいうまでもなく、武州児玉郡、榛沢郡等でも、空を覆った噴煙や降砂(降灰)等で、日中にもかかわらず夕暮れ時のようになった。そして降砂は広く関東から奥羽・北陸地方にまで見られた。

6 広域放射能汚染

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が大気中に放出され、本県においても広域放射能汚染が発生した。文部科学省が実施した航空機モニタリングの結果では、県内の多くの地域は、毎時0.1マイクロシーベルト以下だったが、三郷市と吉川市の東部及び県西部の山間地に毎時0.2~0.5マイクロシーベルトのホットスポットがあり、市では局所的に毎時0.1~0.2マイクロシーベルトとなる箇所が認められた。

市では、平成23年度から定期的に市内の小・中学校、公共施設及び公園等における大気中の放射線量の測定を実施しているが、測定値はいずれの地点も基準値を下回っていた。

7 その他の災害

平成18年4月9日に発生した飯倉地内の林野火災は、焼失面積38haと広大で、児玉郡市広域消防本部はもとより、熊谷地区消防本部他4本部、近隣の消防団の応援や、防災航空隊へりも5機出動する大火災であった。

第2 自然環境の特性

1 位置・地勢

本市は、東京から80キロメートル圏、埼玉県西北部に位置し、東は深谷市、西は上里町、神川町、南は美里町、長瀬町、皆野町、北は利根川をはさんで群馬県伊勢崎市に接している。

地形は、北部から中央部の平地部分と南西部の山地部分とに大別されるが、北部から中央部の地形は概ね平坦で安定した地盤を有しており、市街地南部は小山川流域の灌漑を利用し、北から東にかけての利根川流域は総じて地味肥沃、農業生産は豊富である。

一方で、長瀬町等との境界に近い南西部は、500m級の山々が連なる山林地となっている。

【市の位置、面積等】

位置（市役所）	東経：139度11分25秒 北緯：36度14分36秒
面積	89.69km ²
海拔	最低：38.0m 最高：593.6m
広ぼう	東西：17.2km 南北：17.3km

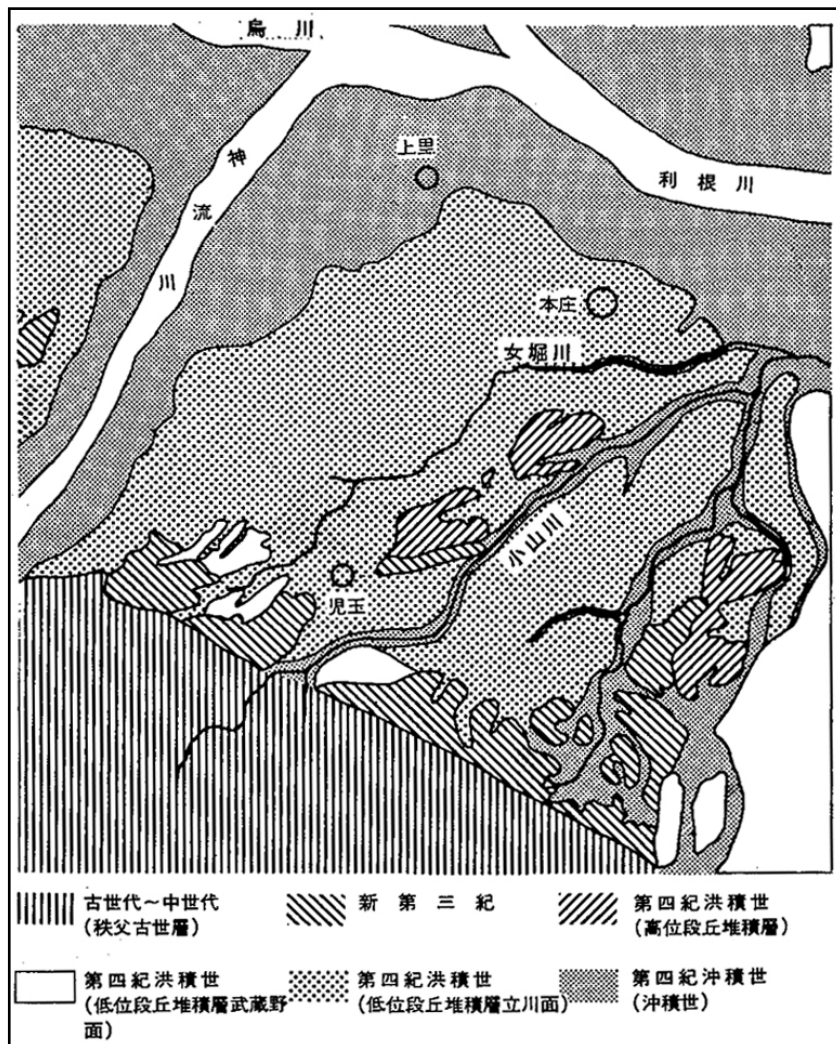
2 地形・地質

地形・地質についても、北部から中央部の平地部分と南西部の山地部分とに大別されており、北部平地部分については、地形は、北より南へ低地、台地、丘陵の順でなっている。しかし、地形が形成された過程からは、逆に丘陵、台地、低地の順となる。また、地質はそれぞれ、丘陵部が洪積世中期に、台地部が洪積世末期に、低地部が最も新しい沖積世に形成された。

このことにより、北東部から中央部の平地部分の台地が現在の地形となるに至った過程は、はじめに小高い丘陵があり、ついで神流川の運ぶ土砂が丘陵頂上部だけを残して埋め尽くし、一面を扇状地と化した。さらにその先端を烏川が浸蝕し、低地部分を造りだしたものである。

また、北東部から中央部の平地部分と南西部の山地部分との境界は、飯能～下仁田方面に延びるいわゆる「八王子構造線」によって、地質的にも地形的にも明瞭である。南西部の山地は、上武山地に属するが、小山川によって分断され東西二つの山稜に区分される。西の山並みは、児玉地域の太駄～稲沢～飯倉方面へと連続し、東の山稜は不動山～間瀬峠～榎峠～陣見山と500m級の山並みが続いている。

【市周辺の地質】



3 活断層

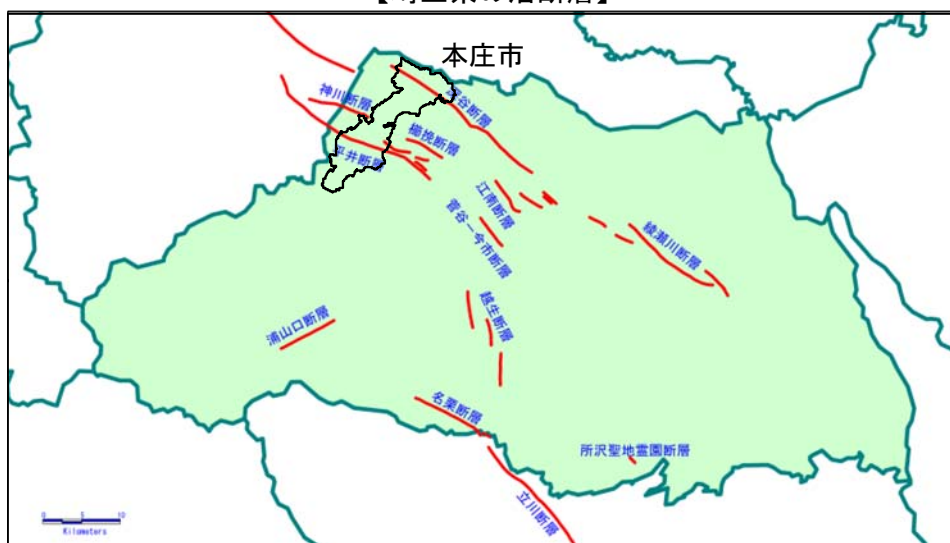
県内の活断層で発生したとみられる地震としては、1931年の西埼玉地震が挙げられるが、地震断層の出現は確認されておらず、どの活断層が活動したかは特定されていない。

活断層の活動の度合いをA級（千年あたりの変位量が1m以上10m未満）、B級（千年あたり10cm以上1m未満）、C級（千年あたり1cm以上10cm未満）と区分することが多いが、県内には最も活動度が高いA級の活断層はなく、すべてB級ないしC級と推定される。これらの活断層の活動間隔は数千年のオーダーと考えられる。

なお、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、発生すると地震の規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる全国の主要な98の断層帯について震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表している。

県及びその周辺の活断層の位置図及び評価の概要を次に示す。

【埼玉県の活断層】



出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画(資料編)」(平成26年3月)

【地震調査研究推進本部が公表した埼玉県内の断層帯の評価の概要】

断層帯名	断層帯を構成する断層	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔
			30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期
立川断層帯	立川断層、名栗断層	7.4程度	0.5%~2%	0.8%~4%	2%~7%	10000年-15000年程度 約20000年-13000年前
関東平野北西縁断層帯 (主部)	深谷断層、江南断層、 綾瀬川断層(北部)	8.0程度	ほぼ0%~ 0.008%	ほぼ0%~ 0.01%	ほぼ0%~ 0.03%	13000年-30000年程度 約6200年-2500年前
関東平野北西縁断層帯 (平井-櫛挽断層帯)	平井断層、神川断層、 櫛挽断層	7.1程度	不明	不明	不明	不明 不明
元荒川断層帯(綾瀬川断層)	上尾市付近を境に北部と南部に分けられ、北部のみが活断層と判断される。					
荒川断層	活断層ではないと判断される。					

出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画(資料編)」(平成26年3月)

4 河川

市は埼玉県北部利根川流域に位置し、北部利根川沿いの低地から南部の児玉丘陵にかけて変化に富んだ地形であるため、市内には多数の河川を有している。

市内の主要な河川は次に示すとおりである。

【市内の主要な河川】

名称	流域面積(km ²)	流路延長(km)	合流河川
利根川	16,840	322	—
小山川	204.13	36.41	利根川
清水川	6.42	5.53	小山川
備前渠川	8.36	3.85	小山川
元小山川	12.36	7.78	小山川
女堀川	36.54	14.95	小山川
男堀川	3.92	5.55	小山川
御陣場川	24.3	9.40	利根川

出典) 埼玉県「利根川水系小山川ブロック河川整備計画」(平成18年3月)

5 気象

市の最寄りの気象官署である熊谷地方気象台において観測された降水量、降雪の深さ、気温及び風向風速について、観測史上上位5位までの観測値は、次のとおりである。

【熊谷地方気象台の観測史上1～5位の値（年間を通じての値）】

要素名	順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量 (mm)		301.5 (1982/9/12)	292.4 (1947/9/15)	277.2 (1958/9/26)	267.1 (1966/6/28)	255.1 (1941/7/22)	1896/12 2017/8
日最大10分間 降水量(mm)		35.8 (1943/9/3)	35.3 (1947/6/8)	34.3 (1942/7/7)	33.5 (2008/8/16)	31.0 (2001/6/7)	1937/1 2017/8
日最大1時間 降水量(mm)		88.5 (1943/9/3)	85.0 (1976/6/15)	84.6 (1927/7/31)	76.0 (1995/8/22)	75.8 (1955/7/22)	1915/6 2017/8
年降水量の 多い方から(mm)		1870.0 (1998)	1832.5 (1991)	1803.3 (1950)	1719.5 (1941)	1685.8 (1915)	1896年 2017年
年降水量の 少ない方から(mm)		713.0 (1984)	738.3 (1933)	805.5 (1973)	877.7 (1962)	885.0 (1978)	1896年 2017年
降雪の深さ日合計 (cm)		43 (2014/2/8)	43 (1954/1/24)	33 (2014/2/14)	28 (1969/3/12)	27 (2014/2/15)	1953/1 2017/8
降雪の深さ月合計 (cm)		106 (2014/2)	56 (2001/1)	48 (1998/1)	48 (1954/1)	46 (1969/3)	1953/1 2017/8
月最深積雪 (cm)		62 (2014/2/15)	45 (1936/2/23)	43 (1954/1/24)	28 (1968/2/16)	27 (1969/3/12)	1896/12 2017/8
日最高气温の 高い方から(℃)		40.9 (2007/8/16)	39.9 (1997/7/5)	39.8 (2011/6/24)	39.7 (2000/9/2)	39.6 (2001/7/13)	1896/12 2017/8
日最低气温の 低い方から(℃)		-11.6 (1919/2/9)	-10.5 (1954/1/27)	-10.4 (1925/1/31)	-9.8 (1923/1/26)	-9.8 (1918/12/12)	1896/12 2017/8
日最大 風速・風向(m/s)		31.7 西 (1900/9/28)	22.8 南東 (1966/9/25)	21.5 西北西 (1915/2/4)	21.1 南 (1959/9/27)	20.5 西 (1917/10/1)	1896/12 2017/8
日最大瞬間 風速・風向(m/s)		41.0 南東 (1966/9/25)	31.9 北西 (1996/7/3)	31.6 南 (1959/9/26)	31.4 南南東 (1979/10/19)	30.8 西 (2002/10/1)	1940/1 2017/8

出典) 熊谷地方気象台（埼玉県熊谷市桜市1-6-10、明治29(1896)年12月1日観測開始）

第3 社会環境の特性

1 人口

(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による市の人口の推移は、平成12年の82,670人をピークに以後減少に転じ、平成27年10月1日現在77,881人となっている。

それに対し世帯数は、平成22年までは増加傾向にあったが平成22年をピークに減少に転じ、平成27年10月1日現在31,004世帯となっている。

【人口・世帯数等の推移】

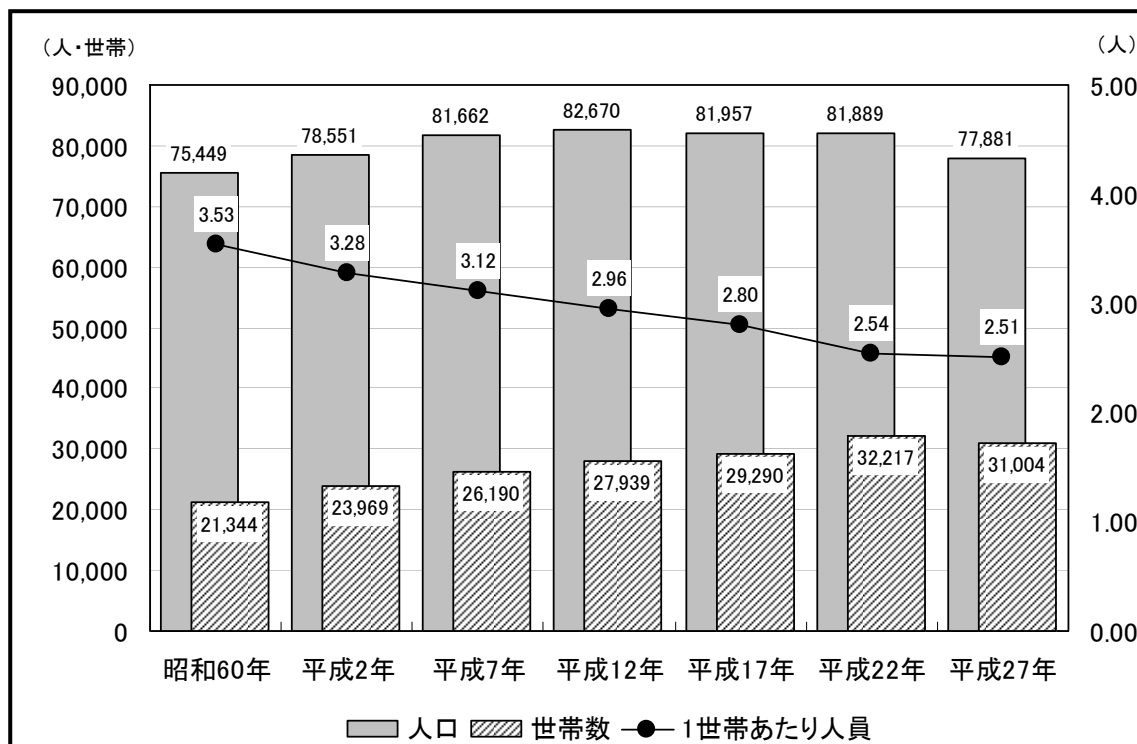
年	区分	世帯数	人口	1世帯あたり 人員	人口密度 (人/km ²)
昭和60年(1985)		21,344	75,449	3.53	841
平成2年(1990)		23,969	78,551	3.28	876
平成7年(1995)		26,190	81,662	3.12	910
平成12年(2000)		27,939	82,670	2.96	922
平成17年(2005)		29,290	81,957	2.80	914
平成22年(2010)		32,217	81,889	2.54	913
平成27年(2015)		31,004	77,881	2.51	868

注) 平成17年以前の値は、合併前の旧本庄市と旧児玉町を合算した。

人口密度は、市の面積を89.69km²として算定した。

出典) 総務省統計局「国勢調査報告」(平成27年10月1日現在)

【人口・世帯数等の推移】



出典) 総務省統計局「国勢調査報告」(平成27年10月1日現在)

(2) 年齢別人口

市の人口は、平成27年10月1日（国勢調査）現在77,881人となっている。
そのうち、年齢別人口の割合は、年少人口が11.7%、生産年齢人口が60.4%、老年人口が26.9%であり、その中で75歳以上の割合は12.7%となっている。

【年齢別人口】

区分		総数（人）	構成比（%）	男（人）	女（人）
年少人口	0～14歳	9,103	11.7	4,640	4,463
生産年齢人口	15～64歳	47,028	60.4	24,227	22,801
老年人口	65歳以上	20,965	26.9	9,279	11,686
	(75歳以上)	(9,856)	(12.7)	(3,855)	(6,001)
合計		77,881	—	38,622	39,259

出典）総務省統計局「国勢調査報告」（平成27年10月1日現在）

(3) 昼夜別人口

市の夜間人口は77,881人、昼間人口は80,065人であり、昼間人口は夜間人口に比べ2,184人多い。

【昼夜別人口】

常住地による人口			従業地・通学地による人口			昼夜間人口 比率（%）
夜間人口 （人）	流出口（人）		昼間人口 （人）	流入人口（人）		
	県内他市町	県外		県内他市町	県外	
77,881	11,941	6,620	80,065	15,127	5,618	102.8

出典）総務省統計局「国勢調査報告」（平成27年10月1日現在）

(4) 市外への通勤者及び通学者数

首都圏において昼間の時間帯で大規模な地震が発生した場合、市外へ通勤、通学する者は、帰宅困難になる可能性がある。

市から市外への通勤者及び通学者の総数は18,753人で、うち県内が11,905人、県外へは6,597人となっている。県外に通勤、通学するものの多くは群馬県への通勤、通学で4,685人、次いで東京都への1,541人となっている。

【市からの就業・通学者数（15歳以上）】

区分	計	就業者	通学者
当地に常住する就業者・通学者	41,427	37,555	3,872
自市で従業・通学	21,091	19,420	1,671
他市区町村で従業・通学	18,753	16,665	2,088
県内	11,905	10,707	1,198
さいたま市	699	593	106
深谷市	3,016	2,585	431
上里町	2,186	2,178	8
熊谷市	1,543	1,283	260
美里町	1,355	1,355	—
神川町	1,063	1,014	49
寄居町	561	498	63
鴻巣市	148	126	22
その他	1,334	1,075	259
県外	6,597	5,722	875
群馬県	4,685	4,320	365
伊勢崎市	1,527	1,484	43
高崎市	1,079	906	173
その他	2,079	1,930	149
東京都	1,541	1,110	431
その他県	371	292	79

注1) 従業地・通学地「不詳」を含む。

注2) 他市区町村に従業・通学で、従業地・通学地「不詳」を含む。

注3) 上記理由により、総数は内訳の合計と一致しないことがある。

出典) 総務省統計局「国勢調査報告」(平成27年10月1日現在)

(5) 要配慮者人口

平成29年4月1日現在の総人口(78,781人)に対し、本市の要配慮者人口(住民基本台帳、要介護(要支援)認定及び障害者手帳で把握可能な要配慮者)は次のとおりとなっている。

ア 65歳以上の高齢者：21,056人(平成29年4月1日現在)

イ 75歳以上の高齢者：9,896人(平成29年4月1日現在)

ウ 要介護(要支援)認定者数：3,511人(平成29年3月31日現在)

エ 6歳未満の乳幼児：3,435人(平成29年4月1日現在)

オ 障害者手帳所持者数：4,063人(平成29年3月31日現在)

カ 外国人人口：2,125人(平成29年4月1日現在)

2 建物

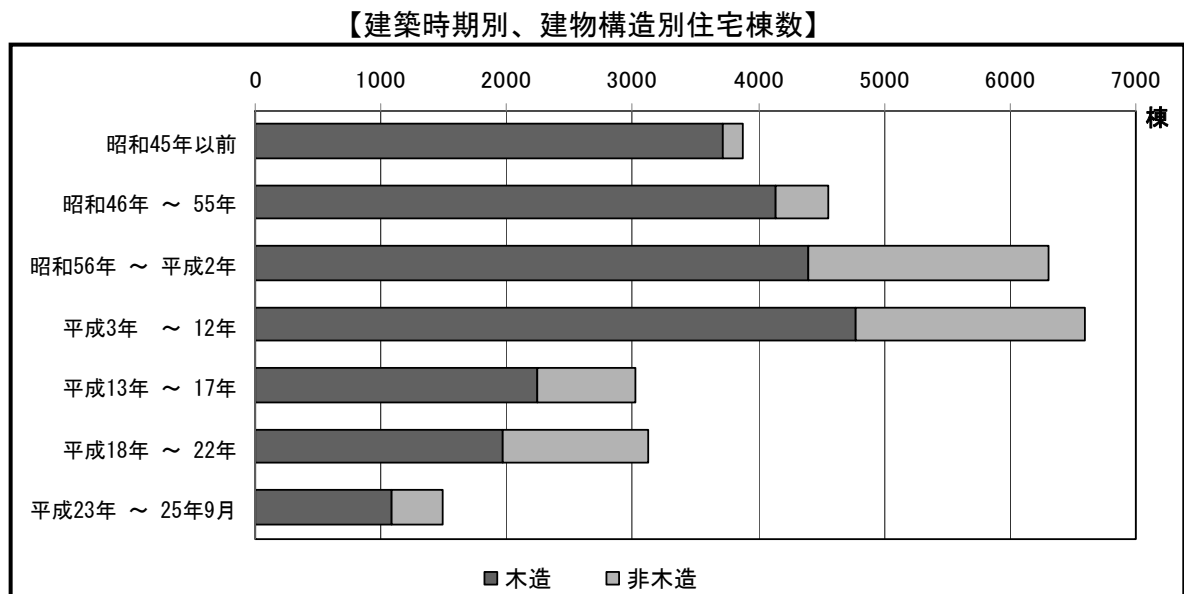
建築基準法は、昭和46年（1971年）に十勝沖地震（昭和43年）を教訓に見直しが行われ、より高い安全性を求めて基準を補足し修正された。さらに、昭和56年（1981年）に宮城県沖地震（昭和53年）を教訓に、震度6強から7の揺れでも倒壊しない水準を求めて耐震設計基準が大幅に改正された。改正された耐震基準の有効性は、平成7年（1995年）に発生し震度7の激震が適用された阪神・淡路大震災でおおむね確認されたが、昭和56年以降に建てられた建物にも一部被害は認められた。その後、平成12年（2000年）に建築基準法が改正され、部材接合部の金具や壁のバランスよい配置等に関する規定を追加して耐震基準（新・新耐震基準）が強化された。

しかし、同一地震、同一地域で震度7の揺れを2回記録した平成28年（2016年）熊本地震では、新・新耐震基準を満足している建物でも全壊しているが、同法の耐震基準は、震度6強から7の揺れでも倒壊しない水準を求めているが、強い揺れに2度襲われることは想定されていない。

そのため、平成28年（2016年）熊本地震の教訓を受け、国土交通省では、建築基準のあり方も含めて建物の耐震性の確保・向上方策について検討を行っている。

市の住宅棟数は、平成25年10月1日現在、全部で32,860棟あり、そのうち耐震上問題が懸念される昭和55年以前に建築された住宅は8,440棟で全体の25.7%を占めている。なかでも昭和45年以前に建築された住宅は3,880棟で全体の11.8%となっている。

市の住宅について、建築時期別、構造別、建て方別に集計した結果を次に示す。



出典) 総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査報告」(平成25年10月1日現在)

第1編 総則

第4節 本庄市の防災環境

【市の建築時期別、構造別、建て方別住宅数】

区 分	総数	一戸建	長屋建	共同住宅				
				総数	1～2階建	3～5階建	6～10階建	11階建以上
<住宅総数>	32,860	24,450	770	7,610	4,800	1,620	680	510
昭和45年以前	3,880	3,580	250	40	-	40	-	-
昭和46年～55年	4,560	4,240	80	230	40	190	-	-
昭和56年～平成2年	6,310	4,490	20	1,800	520	720	250	310
平成3年～12年	6,590	4,730	30	1,830	1,170	270	390	-
平成13年～17年	3,020	2,260	30	730	520	170	40	-
平成18年～22年	3,130	2,060	10	1,060	750	110	-	200
平成23年～25年9月	1,490	1,060	90	340	340	-	-	-
<木造>	24,930	23,060	740	1,120	1,120	-	-	-
昭和45年以前	3,730	3,460	250	-	-	-	-	-
昭和46年～55年	4,140	4,040	80	10	10	-	-	-
昭和56年～平成2年	4,390	4,250	20	120	120	-	-	-
平成3年～12年	4,770	4,480	-	300	300	-	-	-
平成13年～17年	2,240	2,130	30	80	80	-	-	-
平成18年～22年	1,960	1,870	10	70	70	-	-	-
平成23年～25年9月	1,090	980	70	40	40	-	-	-
<非木造>	7,930	1,390	40	6,490	3,670	1,620	680	510
昭和45年以前	150	120	-	40	-	40	-	-
昭和46年～55年	420	200	-	220	30	190	-	-
昭和56年～平成2年	1,920	240	-	1,670	390	720	250	310
平成3年～12年	1,810	260	30	1,530	880	270	390	-
平成13年～17年	780	130	-	640	450	170	40	-
平成18年～22年	1,170	180	-	990	670	110	-	200
平成23年～25年9月	400	90	10	300	300	-	-	-

注1) 「共同住宅」は複数の住戸が階を重ねて集合して1棟を構成する形式のものをいい、「長屋」とは全住戸が敷地から建築物内を介さずに直接出入りする形式をいう。

注2) 総数は、建築の時期「不詳」を含むため、各欄の住宅数の合計と一致しないことがある。

出典) 総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査報告」(2013年10月1日現在)

3 交通

市の鉄道は、東日本旅客鉄道(株)の高崎線、八高線及び上越新幹線が通っている。平成16年3月の上越新幹線本庄早稲田駅の開業に伴い、市と東京駅は約50分で結ばれている。

市の主要道路は、関越自動車道、本庄児玉インターチェンジ、国道17号、国道254号、国道462号等が縦横に走り、東京と上信越方面を結ぶ交通の要衝となっている。

【駅乗車人員（単位：人／日）】

項目	1日当たりの平均乗車人員		
	高崎線 本庄駅	八高線 児玉駅	上越新幹線 本庄早稲田駅
H23	10,469	340	1,959
H24	10,410	333	2,062
H25	10,495	352	2,152
H26	10,051	332	2,114
H27	10,427	335	2,150

出典) 埼玉県「埼玉県統計年鑑」(平成24年～平成28年)

市内の公共交通としては、デマンドバス（停留所間を予約を受けて運行）、シャトルバス（本庄駅南口～本庄早稲田駅を定期運行）、民間バス会社による路線バス（3社4路線）が走行しており、通勤・通学者等によって利用されている。

4 土地利用

市の土地利用を平成27年の地目別面積の割合で見ると、そのほかが30.5%と最も大きく、次が畑で18.9%、以下順に宅地の17.5%、山林の17.3%、田の8.7%、雑種地の5.4%となっている。

また、地目別面積について最近10年間の変化を見ると、減少傾向にあるのが田、畑、池沼、山林及び雑種地で、増加傾向にあるのが宅地、原野及びその他である。

【地目別土地面積の推移（単位：ha）】

年	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成18	8,971.0	844.5	1,777.2	1,462.7	8.7	1,609.5	124.7	548.5	2,595.2
19	8,971.0	840.1	1,762.9	1,475.3	7.4	1,627.7	126.1	460.1	2,671.4
20	8,971.0	837.2	1,743.9	1,484.1	7.4	1,580.9	130.9	461.3	2,725.3
21	8,971.0	834.4	1,729.5	1,497.4	7.7	1,622.4	137.9	441.7	2,700.0
22	8,971.0	832.0	1,721.5	1,506.4	7.7	1,623.7	137.4	442.9	2,699.4
23	8,971.0	827.7	1,714.9	1,519.2	7.7	1,572.7	136.9	438.7	2,753.1
24	8,971.0	815.9	1,705.9	1,534.4	7.7	1,571.6	136.9	444.4	2,754.1
25	8,971.0	797.0	1,698.8	1,551.4	7.7	1,571.4	136.8	446.0	2,761.8
26	8,971.0	785.6	1,681.2	1,562.9	7.5	1,565.8	135.8	455.8	2,776.5
27	8,969.3	782.6	1,696.5	1,571.9	7.8	1,553.5	134.5	484.8	2,737.7
(%)	(100.0)	(8.7)	(18.9)	(17.5)	(0.1)	(17.3)	(1.5)	(5.4)	(30.5)
H27/H18	1.00	0.93	0.95	1.07	0.90	0.97	1.08	0.88	1.05

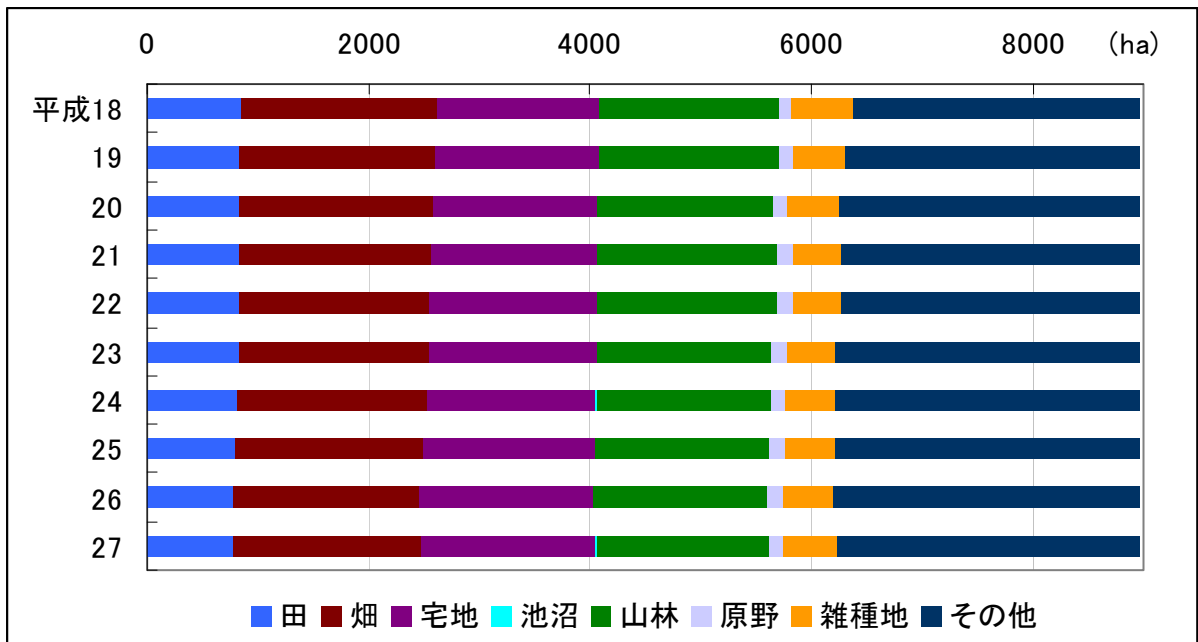
注) 年欄の「H27/H18」は、平成18年を基準とした平成27年の面積比を示す。

雑種地とは野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地及び遊園地等である。

その他とは墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地をいう。

出典) 埼玉県「埼玉県統計年鑑」(平成19年～平成28年、各年1月1日現在)

【地目別土地面積の推移（単位：ha）】



出典) 埼玉県「埼玉県統計年鑑」(平成19年～平成28年、各年1月1日現在)

第5節 計画の前提条件及び基本方針

第1 地震被害想定

市に係る地震被害想定については、県が実施した「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月埼玉県）を参考に、次のように設定した。

1 想定地震

中央防災会議や地震調査研究推進本部の成果を参考に県が想定した地震を次に示す。

【想定地震とその概要】

地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

注) ※は地震調査研究推進本部による長期評価を参照にしたものである。

出典) 埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）

【想定地震の震源位置図】



出典) 埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）

第1編 総則

第5節 計画の前提条件及び基本方針

2 想定結果

県が想定した5つの地震による市における被害想定結果は、次表のとおりである。

このなかで、市に最も大きな地震被害をもたらすと考えられるのは、「関東平野北西縁断層帯地震」である。県が防災対策の対象としている「東京湾北部地震」では、帰宅困難者を除き、市における被害はほとんどないものと予想されている。

【本庄市における地震被害想定結果（各想定地震とも被害想定 of 最大値を記載）】

項目	予測内容		単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震	
震度	最大震度		—	4	5弱	5弱	7	5弱	
液状化	高い地域		面積	0	0	0	0	0	
			面積率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
建物被害	木造	全壊 (揺れ+液状化)	全壊棟数	0	0	0	5,192	0	
			全壊率	0.00	0.00	0.00	13.99	0.00	
		半壊 (揺れ+液状化)	半壊棟数	0	1	0	4,214	0	
			半壊率	0.00	0.00	0.00	11.35	0.00	
	非木造	全壊 (揺れ+液状化)	全壊棟数	0	0	0	338	0	
			全壊率	0.00	0.00	0.00	0.91	0.00	
		半壊 (揺れ+液状化)	半壊棟数	0	0	0	689	0	
			半壊率	0.00	0.00	0.00	1.86	0.00	
	全壊 (急傾斜地崩壊)		全壊棟数	0	0	0	3	0	
			全壊率	0.00	0.00	0.00	1.93	0.00	
半壊 (急傾斜地崩壊)		半壊棟数	0	0	0	6	0		
		半壊率	0.00	0.00	0.00	4.50	0.00		
焼失		焼失棟数	棟	0	1	2	617	0	
土砂災害	急傾斜地崩壊の危険性		高い	箇所数	0	0	0	38	0
			やや高い	箇所数	0	0	0	23	0
			低い	箇所数	63	63	63	2	63
屋外危険物	ブロック塀倒壊数		箇所	0	0	0	3,986	13	
	自動販売機倒壊数		箇所	0	0	0	41	0	
	落下物発生建物数		棟	0	0	0	4,743	0	
人的被害	死者数		人	0	0	0	365	0	
	負傷者数		人	0	0	0	1,622	0	
	うち重傷者数		人	0	0	0	471	0	
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	人	0	32	0	81,889	0
			1日後	人	0	5	4	53,813	0
		停電率	直後	%	0.00	0.04	0.00	100	0.00
			1日後	%	0.00	0.01	0.00	65.71	0.00
	電話	不通回線	回線数	回線	0	0	1	746	0
			不通率	%	0.00	0.00	0.00	2.25	0.00
		携帯電話	停電率	%	0.00	0.00	0.00	65.7	0.00
			不通率	%	0.00	0.00	0.00	2.2	0.00
	都市ガス		供給停止件数	件	0	0	0	13,062	0
			供給停止率	%	0.0	0.0	0.0	100	0.0
上水道		断水人口(1日後)	人	0	0	0	52,835	0	
下水道		機能支障人口	人	0	226	1,939	9,860	183	
生活支障	避難者		1日後	人	0	2	5	14,969	0
			1週間後	人	0	2	5	18,062	0
			1か月後	人	0	2	5	22,080	0
	避難所避難者※		1日後	人	0	1	3	8,982	0
			1週間後	人	0	1	2	9,031	0
			1か月後	人	0	0	1	6,624	0
	帰宅困難者		平日	人	2,565	6,111	2,141	12,722	1,864
			休日	人	2,624	5,066	2,275	11,220	1,961
住機能支障		応急仮設住宅等需要数	棟	0	0	1	1,767	0	
その他	廃棄物		災害廃棄物	万ト 万m ³	0.0	0.0	0.0	96.8	0.0
					0.0	0.0	0.0	62.5	0.0

注) ※避難所避難者は、避難者のうち親戚や知人宅への避難所外避難者を除いた避難者のことである。

出典) 埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月)

第2 浸水想定

洪水害には溢水や堤防の決壊による外水氾濫と、堤内地の排水不良からおこる内水氾濫がある。このうち、大きな被害を生じるのは大河川の外水氾濫であり、県内では、昭和22年9月のカスリーン台風による浸水の発生により大きな洪水被害が発生している。最近では、内水氾濫を除き大規模な洪水害は起きていない。

1 洪水浸水想定

市を流れる浸水想定河川である利根川及び小山川は、洪水予報河川となっていることから、水防法第14条に基づき、降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面（洪水浸水想定区域図）が作成され、関係市町村長へ通知されることとなっている。

【本庄市における洪水浸水想定区域図の概要】

指定河川名	洪水浸水想定区域図名	作成者	作成・指定年月日	告示番号	算出の前提となる降雨
利根川	利根川水系利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所	平成29年 7月20日	告示第213号	利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量 491mm
小山川	利根川水系小山川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所	平成29年 7月20日	告示第214号	利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量 491mm

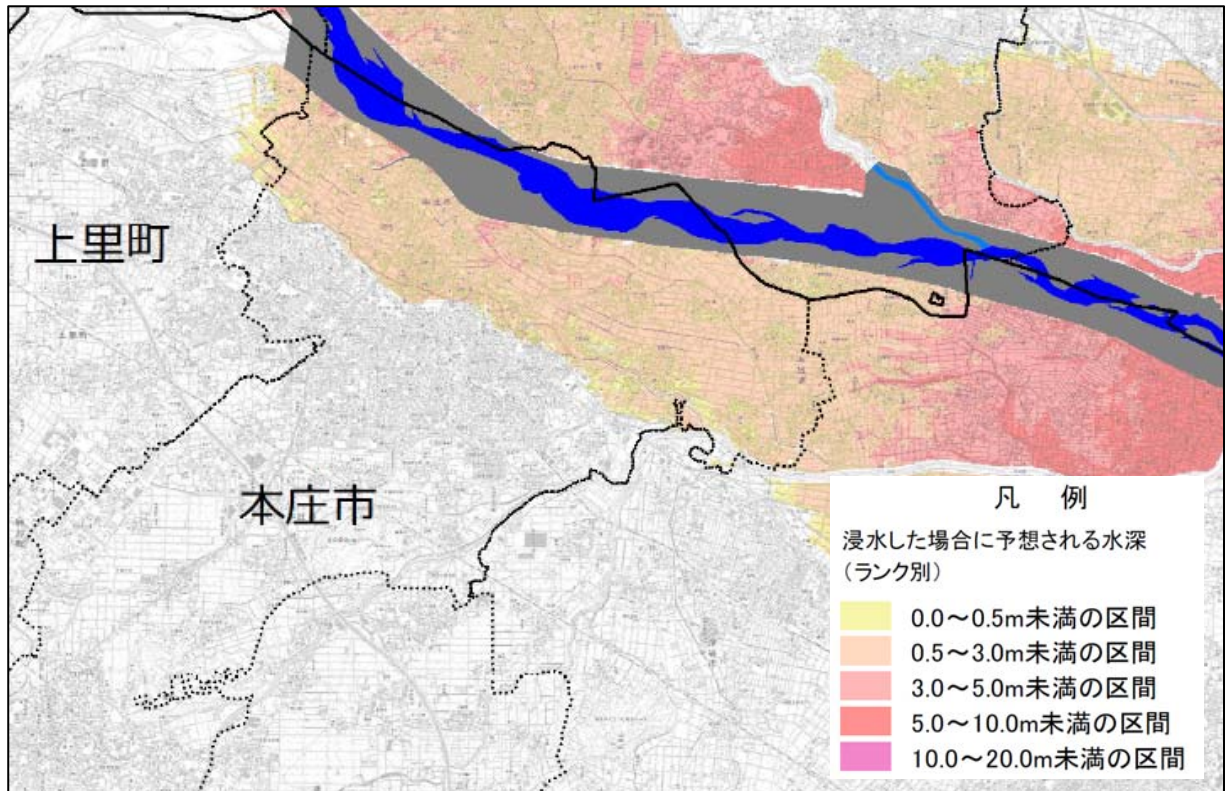
市では、国土交通省及び県が公表した、利根川、烏川、神流川、小山川及び女堀川の浸水想定区域図に基づき「本庄市洪水ハザードマップ」（平成30年3月本庄市）を作成し、水害対策を行っている。今後の市の洪水浸水への対策は、ハザードマップと、新たに公表された想定最大規模の洪水浸水想定区域を前提条件として推進するものとする。

想定最大規模の洪水浸水想定区域は、次頁に示すとおりである。

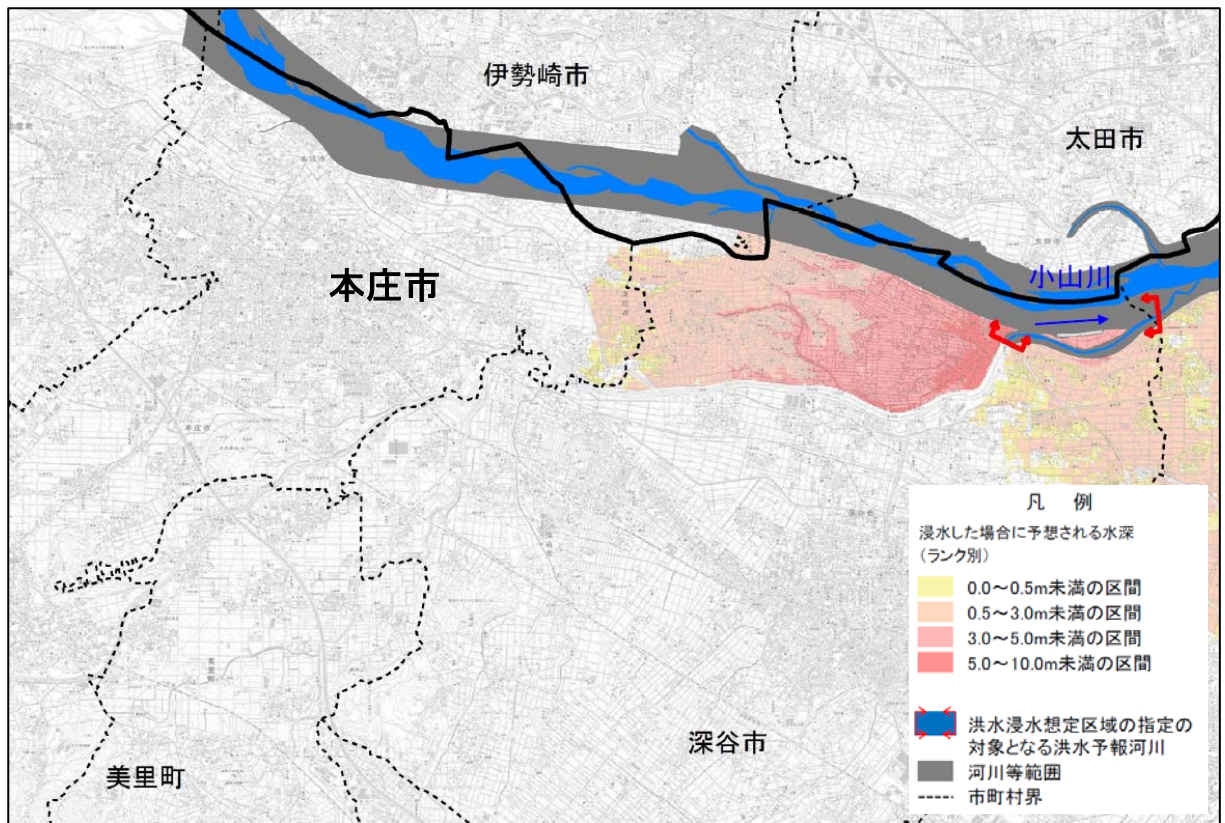
2 内水浸水想定

市では、市独自に、浸水被害を緊急かつ効果的に軽減するための対策として「本庄市内水はん濫ハザードマップ」（平成26年3月本庄市）を作成及び公表し、内水による浸水被害の最小化を推進している。

【利根川水系利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）】



【利根川水系小山川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）】



出典) 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所ホームページ

第3 土砂災害想定

児玉地域には土砂災害危険箇所が多数存在しており、このうち、平成13年4月1日に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域等が指定されている。

土砂災害防止法で指定された市の土砂災害警戒区域等の指定状況は、次表のとおりである。

【土砂災害警戒区域等の指定状況（平成27年6月5日現在）】

	土石流	急傾斜地	地滑り	計
土砂災害（特別）警戒区域	63 (45)	115 (114)	8 (0)	186 (159)

注) ()内の数字は、土砂災害特別警戒区域の指定数で土砂災害警戒区域の内数

出典) 埼玉県土整備事務所ホームページ

第4 火山噴火に伴う降灰被害

本県における火山噴火の影響は、富士山及び浅間山・草津白根山等の噴火が想定されるが、その内容は次のとおりである。

【県下における火山被害】

区分	影響内容
富士山が噴火した場合	最大で2～10cm 堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で2cm未満の降灰が予想されている。
その他の近隣の火山噴火した場合	浅間山、草津白根山等が噴火した場合にも、県内で数cmの降灰堆積の可能性がある。

出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画」（平成26年3月）

第5 本庄市における災害対策の基本方針

1 地震災害

(1) 県の災害対策の方針

県は、国の想定や調査結果を踏まえ、発生が懸念される南関東の地震の中から、過去に実際に発生した地震で、かつ県に甚大な影響を及ぼす地震を中心に地震被害想定を実施した。

このなかで、今回、新たに深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱った「関東平野北西縁断層帯地震」による想定結果は、県内の最大震度は震度7で、震度6弱以上の地域が県中央部を中心に広範囲に広がり、被害が最大になることが分かったが、今後30年以内の地震発生確率は、ほぼ0%～0.008%と極めて低いため、「関東平野北西縁断層帯地震」は、複数の災害が短期間で起こる「複合災害」の中で、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの受援を検討すべきであると位置づけた。

一方、「東京湾北部地震」については、首都圏南部、特に東京都心に大きな揺れが想定されており、被害は東京湾岸を中心に広範囲にわたり、電力、石油等のエネルギーを東京湾岸に依存している本県は、大規模停電、石油類燃料の枯渇といった二次被害を受

けるおそれもあり、首都機能の低下による影響は全国に波及し、応急・復旧活動にも大きな支障が生じると予想される。

このため、県では、「東京湾北部地震」を埼玉県地域防災計画の中で対処すべき事態と位置づけ、他の都道府県や関係団体とともに災害対策に当たることとしている。

なお、ほかの3地震（茨城県南部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震）への対応は、「東京湾北部地震」への対応に包含される。

また、「東京湾北部地震」については、それにより引き起こされる最悪事態（シビアコンディション）を防災関係機関や県民と共有するため、対策の方向性を示すこととしている。

（2）市の災害対策の方針

市の災害対策の方針は、市において起こりうる最大規模の地震を想定し、その結果発生すると考えられる被害規模及びその内容を可能な限り具体的に把握することで、より具体的な「予防計画」かつ実践的な「応急対策計画」を策定し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とする。

県の地震被害想定調査では、県下に最も甚大な地震被害をもたらす「関東平野北西縁断層帯地震」が、市においても一番大きな地震被害となることから、市は、次表に定める「関東平野北西縁断層帯地震」への災害対策を実施する。

【「関東平野北西縁断層帯地震」の地震被害と市の主な災害対策】

被害想定項目		地震被害	主な災害対策	
建物被害 (棟)	全壊	(揺れ) 5,517 棟 (急傾斜地崩壊) 3 棟	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 耐震化の推進 ➢ 被災建築物危険度判定体制の整備 ➢ 消火体制の整備 ➢ 土地利用の適正化(土砂災害) 	
	半壊	(揺れ) 4,882 棟 (急傾斜地崩壊) 6 棟		
	焼失	617 棟		
人的被害 (人)	死者	365 人	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 初動医療体制の整備 ➢ 医療救護班の派遣体制の整備 ➢ 後方医療機関への搬送体制の整備 	
	負傷者	1,622 人		
	うち重傷者	471 人		
生活支障 (人)	避難者	(1日後) 14,969 人 (1週間後) 18,062 人 (1ヶ月後) 22,080 人	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 想定される最大避難者約9,000人を収容可能な指定避難所の整備 ➢ 避難者及び災害救助従事者用数に対応可能な量の食料・飲料水・生活必需品の備蓄 ➢ 避難情報の多様な伝達手段の整備 ➢ 避難所運営マニュアルの整備 ➢ 一時滞在施設の確保 ➢ 食料・飲料水備蓄の推進 ➢ 仮設住宅用地候補地の選定 	
	避難所 避難者	(1日後) 8,982 人 (1週間後) 9,031 人 (1ヶ月後) 6,624 人		
	帰宅困難者	(平日) 12,722 人 (休日) 11,220 人		
	応急仮設住宅等 需要数	1,767 棟		
ライフ ライン	上水道	断水人口	52,835 人	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 配水管、浄水施設の耐震強化 ➢ 給水体制の整備
	下水道	機能支障人口	9,860 人	
	電力	停電人口	81,889 人	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災拠点における非常電源の確保 ➢ ガス施設の耐震強化 ➢ 多様な情報伝達手段の整備
	都市ガス	供給停止件数	13,062 人	
	電話	不通回線率	2.25%	
携帯不通率		2.2%		
その他	災害廃棄物	(重量) 96.8 万トン (体積) 62.5 万m ³	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 廃棄物処理体制の整備 ➢ 廃棄物仮置き場候補地の選定 	

出典) 埼玉県「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成 26 年 3 月)

2 水害

(1) 水害対策の基本的考え方

市の水害対策は、利根川、烏川、神流川、小山川及び女堀川が氾濫した場合を想定して策定するものとする。

市は、洪水浸水想定区域内の住民を安全に避難させるために、気象情報及び水防情報等をいち早く入手し、迅速に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)(以下「避難勧告等」という。)を発令するとともに的確な避難誘導を行い、加えて避難支援等関係者による避難行動要支援者の避難誘導により指定避難所への安全避難を実施する。

なお、洪水浸水想定区域内の住民が、最寄りの指定避難所（指定緊急避難場所）への避難が時間的に間に合わない場合や夜間の避難等、無理な指定避難所への避難は避け、自宅や隣接建物の2階（あればそれ以上の階）等へ緊急に避難（垂直避難）するよう、日頃から安全確保について周知する。

（2）水害対策の目標

近年、ゲリラ豪雨に象徴される局地的な大雨が多発していることを背景に、比較的頻度高く発生する内水氾濫に対しては、迅速かつ効果的な水防活動を実施するため水防体制の強化、水防用資機材の整備を推進するとともに、河川整備及び雨水排水事業を推進し浸水被害の軽減を図る。

また、利根川等の決壊に伴う外水氾濫に対しては、迅速かつ効果的な水防活動を実施するとともに、住民への情報伝達手段の整備拡充、状況に応じた迅速な避難準備・高齢者等避難開始等の発令、それに伴う自主防災組織等の地域コミュニティと連携した指定緊急避難場所への避難誘導等、洪水浸水想定区域内の住民の安全を図る。

3 土砂災害

（1）土砂災害対策の基本的考え方

市において発生が懸念される土砂災害は、基本的に地震災害と異なり前ぶれもなく突然発生することはなく、台風や集中豪雨等によってもたらされる。

そのため、市は、先を見越した防災行動を展開するため、関係機関と連携し早い段階から気象情報や土砂災害情報等を収集するとともに、的確に住民への情報提供を行い、必要に応じて迅速な指定避難所の開設を行う。

（2）土砂災害対策の目標

避難に際しては、災害が発生するまでに避難を終えることが基本であることから、気象情報や土砂災害警戒情報、現地からの予兆現象等の収集等により、災害発生のおそれのある時期を予測するとともに、避難の開始が豪雨時や夜間に及ばないよう特に避難行動要支援者に留意し、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告等の発令に努める。

また、市が作成した「本庄市土砂災害ハザードマップ」（平成26年本庄市）を活用し、市内の土砂災害警戒区域等の指定状況、大雨時の土砂災害の危険性及び早めの避難による安全確保等について市民へ周知する。

4 火山噴火による降灰

（1）降灰対策の基本的考え方

火山噴火時に降灰が予想される浅間山等の火山については、気象庁による観測が行われていることから、住民に対して火山情報の種類と発表基準の周知や、火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発を図る。

（2）降灰対策の目標

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、又は市内に降灰があったときは、県及び周辺市町村と協力して降灰分布を把握し、降灰状況を住民へ周知するとともに、速やかに降灰を除去するための対策を講ずる。

5 雪害

(1) 雪害対策の基本的考え方

雪害は、冬季の発達した低気圧等によってもたらされることから、気象官署の発表する情報により、事前に発生可能性を予測・検討することが可能である。

そのため、市は、先を見越した防災行動を展開するため、関係機関と連携し早い段階から気象情報等を収集するとともに、的確に住民への情報提供を心がける。

(2) 雪害対策の目標

市において雪害は避難行動の対象となる災害ではないが、平成26年2月、大量の降雪により発生した各種雪害(交通途絶、孤立集落及び農作物損耗等)による教訓を活かし、早い段階から自助・共助・公助により、生活道路の除雪等、住民生活に与える影響を最小限に抑えるための対策を講ずる。

6 広域応援に関する方針

市は災害リスクの少ない地域と考えられているが、東日本大震災の教訓である「想定外は許されない」の考えのもと県が実施した「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月埼玉県)によると、これまで発生したことはないが「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市においても甚大な被害の発生が想定され、これに対応するためには、災害予防、応急対策いずれにしても市の防災能力だけでは限界があると考えられる。そのため、広域的な応援が必要不可欠と考えられ、広域的な防災協定の締結等を推進しているところである。

一方で、最も切迫性が高く比較的被害も大きいことから防災対策の対象としている「東京湾北部地震」が発生した場合、首都圏全体では3万人以上の重傷者の発生が予測されているが、本県では県下全域で7,215人の負傷者と比較的被害は少ないと予測されている。

そのため、埼玉県地域防災計画では、比較的被害が少ないとされる本県を、全国からの応援業務の拠点として位置づけ、積極的な広域支援を行うものとしている。

「東京湾北部地震」が発生した場合であっても、市における死者、負傷者は0人と予測されることから、防災体制をいち早く整えるとともに、県と連携して積極的な広域支援を行うものとする。

第2編 災害予防計画

- 【第1章 市の防災力の強化】
- 【第2章 被害防止対策の推進】
- 【第3章 市民の自主防災力の向上】

第2編 災害予防計画	47	(予-1)
第1章 市の防災力の強化	47	(予-1)
第1節 活動体制の強化	47	(予-1)
第1 初動体制の整備	47	(予-1)
1 初動配備体制の整備	47	(予-1)
2 執務環境の整備	47	(予-1)
3 各機関からの応援受入体制の整備	48	(予-2)
第2 防災協定の充実	50	(予-4)
1 自治体との相互応援協定の充実	50	(予-4)
2 民間事業者・団体との応援協定の充実	50	(予-4)
第3 職員の防災力の向上	51	(予-5)
1 職員の防災教育	51	(予-5)
2 職員の家庭における安全対策の徹底	51	(予-5)
3 本庄市地域防災計画等庁内検討委員会による防災対策の実施	51	(予-5)
4 防災に関する各種マニュアルの整備	52	(予-6)
5 防災機器操作の習熟	52	(予-6)
第2節 緊急対応活動のための準備	53	(予-7)
第1 災害情報の収集・伝達体制の整備	53	(予-7)
1 災害情報連絡体制の整備	53	(予-7)
2 被害情報の早期収集体制の整備	54	(予-8)
3 通信施設の整備	55	(予-9)
第2 消防活動体制の整備	57	(予-11)
1 消防力・消防水利の強化	57	(予-11)
2 初期消火体制等の強化	58	(予-12)
第3 救出救助、救急体制の整備	59	(予-13)
1 活動体制の整備	59	(予-13)
2 救出用資機材の整備	59	(予-13)
3 応急手当法の普及啓発	59	(予-13)
4 トリアージの習熟	59	(予-13)
第4 医療救護体制の整備	60	(予-14)
1 防災医療システムの整備	60	(予-14)
2 初動医療体制の整備	61	(予-15)
3 傷病者搬送体制の整備	62	(予-16)
4 要配慮者に対する医療対策	63	(予-17)
5 医薬品等の確保	63	(予-17)
第5 避難活動体制の整備	65	(予-19)
1 指定避難所等の指定	65	(予-19)
2 指定避難所の安全確保	67	(予-21)
3 福祉避難所の設置	68	(予-22)
4 避難誘導體制の整備	68	(予-22)
5 指定避難所の管理運営体制の整備	68	(予-22)
6 広域避難者の受入体制の整備	69	(予-23)

7 広域避難協力体制の整備	69	(予-23)
第6 緊急輸送道路の整備	70	(予-24)
1 緊急輸送道路の指定	70	(予-24)
2 緊急輸送道路の啓開・復旧体制の充実	71	(予-25)
3 通行止め標識等の備え	71	(予-25)
第7 緊急輸送体制の整備	72	(予-26)
1 輸送車両の増強	72	(予-26)
2 調達体制の整備	72	(予-26)
3 緊急通行車両の事前届出の推進	72	(予-26)
4 その他の輸送手段の確保	73	(予-27)
第8 罹災証明書の交付体制の確立	74	(予-28)
1 被害調査体制の整備	74	(予-28)
2 交付体制の整備	74	(予-28)
第9 帰宅困難者の安全確保体制の整備	75	(予-29)
1 帰宅困難者対策の普及啓発	75	(予-29)
2 帰宅困難者（滞留者）への支援整備	76	(予-30)
3 企業等における対策	76	(予-30)
4 学校における対策	77	(予-31)
5 帰宅支援施設の充実	77	(予-31)
第10 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備	78	(予-32)
1 市内民間判定士への連絡体制の整備	78	(予-32)
2 震前判定実施計画の作成	78	(予-32)
3 判定用資機材の備蓄	78	(予-32)
第11 業務継続体制の整備	79	(予-33)
1 業務継続計画（BCP）の策定	79	(予-33)
2 業務継続に必要な文書等の保存	79	(予-33)
第3節 生活維持活動のための準備	80	(予-34)
第1 広報活動体制の整備	80	(予-34)
1 防災行政無線の使用の習熟	80	(予-34)
2 広報マニュアル等の作成	80	(予-34)
3 報道機関への広報体制の整備	80	(予-34)
4 指定避難所における広報体制の整備	80	(予-34)
第2 給水体制の整備	81	(予-35)
1 行政備蓄の推進	81	(予-35)
2 個人備蓄の徹底	82	(予-36)
3 井戸の活用	82	(予-36)
第3 食料・生活関連物資供給体制の整備	83	(予-37)
1 食料供給体制の整備	83	(予-37)
2 生活必需品供給体制の整備	84	(予-38)
3 防災用資器材の備蓄	85	(予-39)
4 石油類燃料の調達・確保	85	(予-39)
第4 遺体の処理、埋・火葬の体制整備	86	(予-40)
1 事業者との協定締結	86	(予-40)

2	遺体安置所の選定.....	86	(予-40)
3	遺体の処理・埋葬マニュアルの作成.....	86	(予-40)
第5	廃棄物の収集・処理体制の整備.....	87	(予-41)
1	ごみ処理体制の整備.....	87	(予-41)
2	し尿処理体制の整備.....	88	(予-42)
第6	防疫・保健衛生体制の整備.....	89	(予-43)
1	防疫・保健衛生体制の確立.....	89	(予-43)
2	防疫薬品等の調達計画の確立.....	89	(予-43)
3	感染症患者に対する医療提供体制の確立.....	89	(予-43)
4	動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発.....	89	(予-43)
第7	住宅対策の体制整備.....	90	(予-44)
1	関係機関との連携体制の整備.....	90	(予-44)
2	応急仮設住宅建設候補地の選定.....	90	(予-44)
3	公営住宅等の斡旋借上げ体制の整備.....	91	(予-45)
第8	文教に係る事前対策.....	92	(予-46)
1	市の事前対策.....	92	(予-46)
2	学校等の事前対策.....	92	(予-46)
3	文化財の事前対策.....	92	(予-46)
第4節	調査研究.....	94	(予-48)
第1	防災アセスメント等に関する調査研究.....	94	(予-48)
1	防災アセスメント調査の実施.....	94	(予-48)
2	地区別防災カルテの作成.....	94	(予-48)
3	ハザードマップの作成.....	95	(予-49)
第2	災害対策に関する調査研究.....	96	(予-50)
第2章	被害防止対策の推進.....	97	(予-51)
第1節	災害に強いまちづくり.....	97	(予-51)
第1	計画的なまちづくりの推進.....	97	(予-51)
1	市街地の防災性の向上.....	97	(予-51)
2	防災空間の確保.....	98	(予-52)
第2	都市施設の安全対策.....	100	(予-54)
1	公共建築物の耐震性の向上.....	100	(予-54)
2	一般建築物の耐震性の向上.....	101	(予-55)
3	道路、橋梁の整備.....	101	(予-55)
4	倒壊物、落下物の安全対策.....	101	(予-55)
5	上水道、下水道施設の耐震性の向上.....	102	(予-56)
6	電気、ガス、通信施設の耐震性の向上.....	102	(予-56)
7	ため池の耐震性の向上.....	103	(予-57)
第3	防災拠点の整備.....	104	(予-58)
1	防災拠点のネットワーク化.....	104	(予-58)
2	防災拠点施設の整備.....	104	(予-58)
第2節	地震火災等の予防.....	106	(予-60)
1	市民への防火意識の啓発.....	106	(予-60)

第2編 災害予防計画

2	住宅用防災機器の設置	106	(予-60)
3	出火防止対策の推進	106	(予-60)
第3節	危険物施設等の災害予防	108	(予-62)
1	危険物施設の災害予防	108	(予-62)
2	高圧ガス施設の災害予防	109	(予-63)
第4節	浸水災害の予防	110	(予-64)
1	河川整備の促進	110	(予-64)
2	水路の整備	110	(予-64)
3	雨水排水事業の推進	110	(予-64)
4	土地利用の適正化	110	(予-64)
5	地盤沈下対策	111	(予-65)
6	河川施設等の点検	111	(予-65)
7	水防体制の強化・資機材の整備	111	(予-65)
8	水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等	111	(予-65)
第5節	土砂災害の予防	112	(予-66)
1	土砂災害警戒区域等の指定	112	(予-66)
2	土砂災害警戒区域等における対策	112	(予-66)
3	土砂災害の予防対策	114	(予-68)
4	山地災害対策の推進	115	(予-69)
第6節	雪害の予防	116	(予-70)
1	関係機関の連携強化	116	(予-70)
2	食料・飲料水・燃料・生活必需品の備蓄	116	(予-70)
3	情報通信体制の充実強化	116	(予-70)
4	孤立予防対策	117	(予-71)
5	ライフラインの確保	117	(予-71)
6	一般廃棄物の適正処理	119	(予-73)
7	要配慮者の安全確保	119	(予-73)
8	学校施設の保全	119	(予-73)
9	農林畜産業・商工業者への支援	119	(予-73)
10	災害ボランティア制度の構築	120	(予-74)
11	その他	120	(予-74)
第7節	竜巻等の突風対策	121	(予-75)
1	竜巻等の突風発生、対処に関する知識の普及	121	(予-75)
2	竜巻注意情報等気象情報の普及	121	(予-75)
3	被害予防対策	121	(予-75)
4	竜巻等突風対処体制の確立	121	(予-75)
5	情報収集・伝達体制の整備	122	(予-76)
6	適切な対処方法の普及	122	(予-76)
第8節	農業災害予防対策	123	(予-77)
1	営農技術の指導	123	(予-77)
2	農協等との伝達体制等の確立	123	(予-77)
3	関係農家への事前周知	123	(予-77)
第9節	道路災害予防対策	124	(予-78)

1 道路の安全確保.....	124 (予-78)
2 情報の収集・連絡.....	125 (予-79)
3 災害応急体制の整備.....	125 (予-79)
4 緊急輸送活動体制の整備.....	125 (予-79)
5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え.....	125 (予-79)
第3章 市民の自主防災力の向上.....	126 (予-80)
第1節 防災教育.....	126 (予-80)
1 市民向けの普及・啓発.....	126 (予-80)
2 学校における防災教育.....	126 (予-80)
3 保育所における防災教育.....	127 (予-81)
4 事業所等における防災教育.....	127 (予-81)
5 防災上重要な施設における防災教育.....	127 (予-81)
第2節 防災訓練.....	128 (予-82)
1 総合防災訓練.....	128 (予-82)
2 市及び防災関係機関が実施する訓練.....	129 (予-83)
3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練.....	130 (予-84)
4 訓練の検証.....	130 (予-84)
第3節 災害時における要配慮者の安全確保.....	131 (予-85)
第1 在宅の要配慮者に対する安全対策.....	131 (予-85)
1 避難行動要支援者の安全対策.....	131 (予-85)
2 要配慮者全般の安全対策.....	134 (予-88)
3 社会福祉施設との連携.....	134 (予-88)
4 見守りネットワーク等の活用.....	134 (予-88)
5 相談体制の確立.....	135 (予-89)
第2 社会福祉施設入所者に対する安全対策.....	136 (予-90)
1 防災計画の策定.....	136 (予-90)
2 防災教育の実施.....	137 (予-91)
3 防災訓練の実施.....	137 (予-91)
4 地域との連携.....	137 (予-91)
第3 外国人の安全対策.....	139 (予-93)
1 外国人の所在把握.....	139 (予-93)
2 防災知識の普及・啓発.....	139 (予-93)
3 防災訓練の実施.....	139 (予-93)
4 誘導標識、指定緊急避難場所案内板等の設置.....	139 (予-93)
5 通訳・翻訳ボランティアの確保.....	139 (予-93)
第4節 自主防災組織等の整備.....	140 (予-94)
第1 自主防災組織の整備、地区防災計画の策定.....	140 (予-94)
1 自主防災組織の育成・強化.....	140 (予-94)
2 自主防災組織の活動支援.....	140 (予-94)
3 自主防災組織への訓練実施の支援.....	140 (予-94)
4 自主防災組織リーダー養成研修の実施.....	141 (予-95)
5 地区防災計画の策定.....	141 (予-95)

第2 事業所等の防災組織の整備.....	142	(予-96)
1 一般企業の防災組織の整備等.....	142	(予-96)
2 施設内の防災組織の育成.....	142	(予-96)
3 事業所内の防災組織の育成.....	142	(予-96)
4 関係機関への協力体制の確立.....	142	(予-96)
第5節 災害ボランティア活動のための環境整備.....	143	(予-97)
1 県災害ボランティア登録制度の周知.....	143	(予-97)
2 ボランティア組織・団体に関する情報の把握.....	144	(予-98)
3 専門職ボランティアの組織化.....	144	(予-98)
4 災害時におけるボランティアの活動環境の整備.....	144	(予-98)
5 ボランティアコーディネーターの養成.....	145	(予-99)

第2編 災害予防計画

第1章 市の防災力の強化

第1節 活動体制の強化

大規模災害が発生した場合、広範囲にわたる建物被害、同時多発火災や救急救助事象が発生するとともに、ライフラインの被災が被害の拡大をもたらすと予想される。

広域的同時多発的災害に対応するため、発災直後の初動活動体制、広域応援体制等の整備を図り、災害時の活動体制を強化する。

第1 初動体制の整備

阪神・淡路大震災、東日本大震災、平成28年（2016年）熊本地震等の地震災害の教訓に鑑み、特に、夜間・休日等の勤務時間外に大規模地震が発生し、通信の輻輳により職員間の連絡が途絶した場合であっても、定められた参集基準に基づき、職員が独自の判断で自主参集し、速やかに情報収集や災害対応に取り組むための初動体制を整備する。

「初動体制の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 初動配備体制の整備	危機管理課、各課共通
2 執務環境の整備	各課共通
3 各機関からの応援受入体制の整備	危機管理課、関係各課

1 初動配備体制の整備

平成28年（2016年）熊本地震、阪神・淡路大震災等、勤務時間外に発生した大規模地震の場合、交通網及び通信網の途絶、職員自身の被災という悪条件のなかで、職員参集の遅れ等、初動対応に支障が生じた。

突然の大地震に対しても、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに組織的に活動できるよう、「第3編 第1章 第1節 活動体制の確立」に従い、職員は招集の連絡がなくても自主参集するとともに、震度5強以上の地震に対しては自動的に災害対策本部を立ち上げるものとする。

2 執務環境の整備

(1) 本部室の整備

大規模地震の発生又は発生のおそれがある場合、災害対策初期活動本部を本庁舎3階301会議室に、災害対策本部を市役所本庁舎6階大会議室に設置する。

そのため、6階大会議室には、ボード、地図、電話回線等の必要設備の確保を進める。

(2) 各執務室の整備

市役所本庁舎、児玉総合支所等の職員執務室の、書棚やロッカー等の転倒、ガラスの飛散、各種機器の転倒を防止する。

(3) 災害対策本部の代替施設の整備

市役所本庁舎が大規模地震等により被災し災害対策本部を設置できなくなった場合を想定し、事前に災害対策本部の代替施設を選定する。

代替施設の候補は、①児玉総合支所、②現業棟2階会議室又は本部長の指定する場所とし、災害対策本部としての機能の整備を図る。

(4) 代替機能の確保

発災に伴う庁舎の停電、断水等に備え、非常用電源、簡易トイレ等の代替手段の備えを充実させる。

(5) 災害対策要員（職員）用食料、飲料水、備品の備え

発災時に職員が迅速な業務を行うため、食料、飲料水及び備品（必要な生活物資）を最低3日分程度備える。

3 各機関からの応援受入体制の整備

市は、次に示す応援受入体制を整備する。

(1) 専門的技術職員による相互応援体制の整備

市は、他の地方公共団体から専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるための体制を整備する。受入体制の整備項目は次のとおりである。

- ア 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための連絡体制の整備
- イ 緊急輸送路、備蓄状況等の情報の共有化
- ウ 防災訓練の実施

また、応援に関する種類と内容の例は次のとおりである。

【応援活動の種類と機関等】

種類	活動機関・内容（例）
災害救助に関連する業務	消防、警察、自衛隊による輸送手段、交通路の提供及び確保等
医療応援に関連する業務	医療救護班、DMATの支援、ヘリポートの提供等
被災生活の支援等に関連する業務	物資の応援、応急危険度判定、心のケア等
災害復旧・復興に関連する業務	被災者の一時受入、職員の派遣（事務の補助）等

(2) 国及び県等の応援受入体制の整備

市は、国及び県等の応援受け入れに際し、十分な協力を得られる応援受入体制を整備する。受入体制の整備項目は次のとおりである。

- ア 情報伝達ルート多重化
- イ 応援部隊の活動拠点の選定
- ウ 長期間の活動のための宿泊施設や炊事施設の整備及び輸送や交通アクセスの整備

(3) 公共的団体からの応援受入体制の整備

市は、公共的団体（「第1編 第2節 第2 7 公共的団体その他防災上重要な施設

の管理者の役割」参照)への防災に係る支援及び指導等を通して、相互の連絡を密にするとともに、災害時に公共的団体の積極的な協力が得られるよう応援受入体制を整備する。

第2 防災協定の充実

大規模災害時においては、市のみで災害対応を完遂することが困難なため、市は、他市町村との相互応援協定や民間事業者等との応援協定を締結し、連携体制を整備する。

「防災協定の充実」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 自治体との相互応援協定の充実	危機管理課、関係各課
2 民間事業者・団体との応援協定の充実	危機管理課、関係各課

1 自治体との相互応援協定の充実

(1) 市町間の相互応援

市は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等による応援要求に関し、周辺市町村等との間で、あらかじめ相互に応援協定を締結しておく。

市は、災害時の応援要請手続きのためのマニュアルを整備するとともに、平常時から協定を締結した深谷市、伊勢崎市、加須市及び渋川市との間で、訓練や情報交換を実施する。

(2) 遠方の自治体との締結

大規模災害時は、被害が広域的になるため、同時被災を避ける観点から、遠方の市町村との応援協定を締結し、広域的な応援体制を確立する必要がある。

市は、発災時に連絡や連携が可能な遠隔地の自治体との協定締結を推進する。

協定内容については、次の事項を基本とする。

- ア 食料、飲料水及び生活必需品等の供給並びに当該供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- エ 応急活動及び復旧活動に必要な職員の派遣
- オ ボランティアの斡旋
- カ 被災者を一時収容する施設等の提供

2 民間事業者・団体との応援協定の充実

大規模災害時、市のみで、救出救助、食料・生活物資の供給及び輸送等の救援活動を実施することは困難であるため、市は、あらかじめ民間事業者・団体との応援協定を結び、迅速かつ的確な救援活動体制を整備する。

第3 職員の防災力の向上

市職員は、防災知識を向上し学習技能を習得する。市は、市職員等の防災力の向上を支援する。

「職員の防災力の向上」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 職員の防災教育	危機管理課、各課共通
2 職員の家庭における安全対策の徹底	各課共通
3 本庄市地域防災計画等庁内検討委員会による防災対策の実施	危機管理課、関係各課
4 防災に関する各種マニュアルの整備	各課共通
5 防災機器操作の習熟	危機管理課、関係各課

1 職員の防災教育

市は、発災時に市職員が適正な判断のもと、円滑に活動できるように、次の内容を、講習会、手引き等の配布及び現地調査を通して、市職員へ周知徹底する。

- ア 本庄市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割（職員の配備と任務分担）
- イ 災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- ウ 過去の主な災害事例
- エ 防災関係法令の運用
- オ 土木、建築その他災害対策に必要な技術

2 職員の家庭における安全対策の徹底

家庭における安全対策が不十分であると、職員自身の負傷、家族の負傷等により職員としての防災活動が困難になる。

そのため、職員の家庭における家屋の保守点検、非常持ち出し品の用意等が徹底されるよう、定期的に職員に安全対策の実施を促す。

家庭における主な安全対策を次に示す。

- ア 家具の配置を見直し、家具類や家電製品等の転倒、落下及び移動を防止する。
- イ 家族その他の緊急連絡を要する者との災害時の連絡方法を話し合う。
- ウ 「災害用伝言ダイヤル 171」等の利用方法を確認する。
- エ 備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。）とともに非常持ち出し品の点検を行う。特に、食料や飲料水等を普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリング備蓄」を導入する。
- オ 住居の耐震性や必要な補強等を確認する。
- カ 指定避難所や安全な避難経路、消火器の設置場所、操作方法を確認する。

3 本庄市地域防災計画等庁内検討委員会による防災対策の実施

市の防災対策の実効性を高めるために庁内で設置された本庄市地域防災計画等庁内検討委員会において、防災上の課題と対策を検討するとともに、地域防災計画、関連計画、マニュアル等へ反映する。

4 防災に関する各種マニュアルの整備

市の災害対策本部を構成する各班は、本計画に定める事務分掌の実施に関し、それぞれの責務が十分果たせるように各種マニュアルをあらかじめ定め、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧復興対策の推進体制の整備を図る。

なお、災害に対する参集・配備体制の徹底を図るため、対策の基本方針、目標、役割分担、手順等を検討、整理した災害対策本部の設置運営に関するマニュアルの整備を優先的に進める。

5 防災機器操作の習熟

市は、救助資機材及び浄水器等、災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

第2節 緊急対応活動のための準備

大規模災害の発災時には、迅速な情報の収集・伝達、消防活動、救出救助・救急活動、医療救護活動及び避難活動等、人命を守るための緊急対応活動を最優先で実施することが重要である。

そのため、市及び防災関係機関は、日頃から緊急対応活動を迅速に実施できるように準備に努めるものとする。

第1 災害情報の収集・伝達体制の整備

市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、大規模地震の発生時に生じる多種多様かつ多量の災害情報を迅速かつ的確に収集、伝達、処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

そのため、市及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の震災時の教訓を踏まえ、総合的な災害情報システムを構築する。

「災害情報の収集・伝達体制の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 災害情報連絡体制の整備	危機管理課、関係各課
2 被害情報の早期収集体制の整備	危機管理課、課税課、市民課、関係各課
3 通信施設の整備	危機管理課、情報システム課、関係各課

1 災害情報連絡体制の整備

市は、災害時に市と防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ的確に行うため、災害情報連絡体制を次の方策により整備する。

(1) 災害情報ネットワークの構築

市は、迅速に情報の収集・伝達を実施するために必要な情報連絡体制の確立に努める。

なお、災害情報ネットワークにおける通信手段は、次に示すとおりである。

ア 防災拠点の機能強化

各防災拠点が迅速に情報を収集し、中枢防災拠点である災害対策本部へ伝達することは、市が的確な意思決定を実施する上で極めて重要である。

このため、各防災拠点における機器の整備を検討し、防災拠点間の情報通信機能の強化に努める。

イ 防災関係機関との連携強化

市及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、ファクス番号等）を相互に通知し、地震災害時における通信連絡が、勤務時間外（夜間・休日等）を含め円滑に実施できるよう日頃から連携を図る。

【市の主な通信手段】

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話	▶ 災害対策本部と防災関係機関との連絡 ▶ 災害対策本部から市民等への広報
	災害時優先電話	
	インターネット回線	
	LGWAN回線	
無線	地域衛星通信ネットワーク	災害対策本部と全国自治体・防災関係機関等との連絡
	県防災行政無線	災害対策本部と県、周辺市町村及び防災関係機関との連絡
	防災行政無線（固定系）	災害対策本部から市民等への広報
	防災行政無線（移動系）	災害対策本部と防災拠点との連絡

(2) 通信連絡体制の確立

市及び防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

(3) 通信連絡方法の整備

市は、原則として地域衛星通信ネットワーク、LGWAN、県防災行政無線、防災行政無線、防災行政無線メール配信サービス、インターネット、電話及びファクシミリを連絡手段として整備する。

また、通信網の多ルート化を進めるため、防災行政無線に加えて携帯電話等の通信手段を活用する。

(4) 報道機関との連携

大規模災害時においては、地震等の発生源情報、被害状況、ライフラインの復旧状況等、住民が知りたい情報を迅速かつ的確に伝えることにより、社会混乱を最小限にとどめる必要がある。

そのため、市は、大規模災害時における放送について市内外の報道機関との連携に努める。

2 被害情報の早期収集体制の整備

市は、収集すべき災害情報の重要度及び収集した情報の報告系統の整備、民間等の協力的体制の整備を計画する。

(1) 情報伝達体制の整備

ア 市等からの情報伝達体制

市及び防災関係機関等は、指定避難所、出先機関、防災拠点、地域住民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。その際、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、エリアメール、緊急速報メール、道路情報表示板、データ放送等を有効的に活用する。

イ 通信手段の確保

災害の発生による孤立集落との情報伝達のため、無線機等の多様な通信手段の確保に

努める。

(2) 情報処理分析体制の整備

ア 災害情報の種類

災害時に取り交わされる情報として、次の事項が想定される。

- (ア) 観測情報：地震計等からの情報
- (イ) 被害情報：物的被害、人的被害、機能被害に関する情報
- (ウ) 措置情報：県、市町村、防災関係機関の行う対策に関する情報
- (エ) 生活情報：ライフライン等の生活に関する情報

事前に把握すべき情報として、次の事項が想定される。

- (ア) 地域情報：地形、地質、人口、建物、公共施設等の情報
- (イ) 支援情報：防災組織、対策手順、基準等の情報

イ 災害情報データベースシステムの整備

市は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに、災害時に活用されるようなデータベースシステムの整備を検討する。

3 通信施設の整備

(1) 防災行政無線施設の整備

各地で起きた災害例等を見ると、デマや中傷等が飛び交い、パニックや二次災害が起き、被害が大きくなってしまっている。これらパニックの発生を防止するとともに、市民や自主防災組織、防災関係機関等の防災活動が適切に行われるためには、迅速かつ正確に情報を伝達することが必要である。このため市は、既設の防災行政無線及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用する。

(2) 通信機器の維持補修

市は、既設の通信機器及び器材の維持補修については定期又は臨時に点検を行い、常に有効な通信が行われるよう性能を維持する。

(3) 災害用独立電源の整備

市は、災害時においては、電力の被災により機能が停止し、通信連絡が不能となり、災害応急対策に支障となるのを防止するため、独立電源を確保する。また、通信機器利用にかかる非常用電源として、発動発電機等を指定避難所へ配備する。

(4) 地震対策

市は、災害情報システムのコンピュータが設置される場所には、振動を緩和する免震床を設置する。また、各種機器には転倒防止措置を施すものとする。

(5) 浸水防止対策

多くの一般的な情報通信設備や非常用電源は、耐水性能を有していないため、市は、浸水により機器が使用不能とならないよう、地上から十分な高さを確保し設置する。

(6) 多重な連絡伝達手段の確保

市は、無線ネットワークシステムを多ルート化し、また、バックアップコンピュータを別の場所に設置するよう努める。特に、市庁舎が損壊しても連絡伝達手段が保持できるような体制を整備する。

(7) 情報システムの整備

市は、庁内ネットワーク及び非常時優先システム等の情報システムについて、災害発生時の影響を最小限にとどめるため、業務継続に必要な次の環境を整備する。

- ア 転倒防止措置等の情報システム環境の保全
- イ 委託業者等との保守契約の締結
- ウ 情報システムのバックアップ体制の確保
- エ 災害時の情報システムの被害を想定した訓練の実施
- オ 被害調査及び応急復旧措置の対応手順を整理したマニュアルの策定

第2 消防活動体制の整備

大地震による被害の実態は、多くの場合は同時火災の多発であって、初期消火の放置や失敗により延焼拡大する結果である。このことは過去の事例からも明らかで、震災被害を軽減するために消防力の充実強化はもとより、地震時における出火防止、初期消火の訓練、危険物等の保安管理等、消防法及び関係法令による規制に基づく積極的な指導徹底を図る必要がある。

「消防活動体制の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 消防力・消防水利の強化	消防本部、危機管理課
2 初期消火体制等の強化	消防本部、危機管理課

1 消防力・消防水利の強化

「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」に基づき、消防施設（消防車両を含む）、消防水利等の充実を図る。

また、消防車両、防火水槽等の性能点検を実施し、常にその性能の維持、向上を図り、災害時にこれらが適切に機能するよう努める。

(1) 消防体制の充実

ア 消防職員及び消防団員の非常招集体制の確立

消防本部及び市は、消防職員及び消防団員の非常招集体制を確立する。

イ 消防団の育成

消防団は、常備消防の活動を補佐し、地域の実情に応じて適切に活動することが期待されている。市及び消防本部は、消防団を活性化し、災害活動能力を向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。

消防団の活性化に向けて、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層、女性層の団への参加促進、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成に努める。

ウ 消防団員に対する防災教育

市は、消防本部と連携を図り、消防団員に対し、災害時の応急対策の実施等に関して、所期の目的を達するための防災教育を実施する。

防災教育は、消防に関する知識及び技能の習得を目的とし、次の事項について実施する。

(ア) 消防団員としての規律習得、体力の錬磨、人格の向上及び実力のかん養

(イ) 消防関係機関等が実施する研修等への参加

エ 消防資機材の整備

消防本部は、通常火災に対する資機材を整備しており、今後は、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

(2) 消防水利の整備

地震発生時には、水道施設の破損等による断水又は消火栓の機能低下及び建物等の倒壊により、消火栓が使用不能となることが予想される。このため市は、防火水槽の整備を図る。

ア 整備計画

避難の安全を図るため、市は、消防水利については指定緊急避難場所及び避難道路周辺の充足率の低い場所から優先的に整備し、自然水利の利用、学校プール、池等の効率的な利用を推進する。

イ 耐震性貯水槽の整備

市は、耐震性貯水槽（防火水槽）の設置について、用地の確保等の課題もあるが、公共施設等の周辺や指定緊急避難場所等で設置可能な場所においては耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、自然水利を活かした多様な消防水利を確保する。

(3) 協力応援体制の確立

ア 他の消防機関の応援受け入れ及び円滑に活動するために必要な支援

消防本部は、自らの消防力だけでは対応できない場合を想定し、「埼玉県下消防相互応援協定、他県及び県内近隣消防本部と相互応援協定」を締結している。消防本部及び市は、他の消防機関の応援受け入れのための体制を整備する。

イ 自主防災組織の育成と活性化

消防活動にあたっては、消防団はもとより自主防災組織の協力が重要となる。そのため、消防本部及び市は、日頃から、その協力方法及び体制を協議し整備する。

2 初期消火体制等の強化

(1) 住民の初期消火力の強化

地震時は、同時多発火災が予想され、消防力に限界があることから地域の自主防災体制を充実する必要がある。そのため、地震時に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防機関等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

(2) 事業所の初期消火力の強化

事業所は、地震時に事業所独自で行動できるよう消防力の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平常時から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。

(3) 住民と事業所の連携

市及び消防本部は、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

第3 救出救助、救急体制の整備

「救出救助、救急体制の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 活動体制の整備	消防本部
2 救出用資機材の整備	消防本部、関係各課
3 応急手当法の普及啓発	消防本部
4 トリアージの習熟	消防本部

1 活動体制の整備

消防本部は、大規模かつ多様化する救助、救急需要に対応するため、救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隊員の教育及び各種訓練を実施し、救助及び救急体制の強化を図る。

2 救出用資機材の整備

消防本部は、多数の発生が予想される救出事案に迅速かつ的確に対応するため、救助工作車、高規格救急車及び救出用資機材を計画的に整備する。重機等（オペレータを含む。）については市内の建設業者との協力体制を確立する。

3 応急手当法の普及啓発

適切な応急手当を負傷者や急病人に施すことは、その生命や身体を守るために極めて重要である。そのため、消防本部は、市内在住又は在勤者を対象に普通救命講習や応急手当講習会を開催して、できるだけ多くの住民が応急手当法を習熟できるよう努める。

4 トリアージの習熟

同時に多数の負傷者が発生した場合、消防本部は、医療機関等と連携しながら負傷者のトリアージを行うこととなる。そのため、消防本部は、平常時から（一社）本庄市児玉郡医師会等の協力を得ながら、トリアージの訓練・研修により要員の育成・強化を図る。

第4 医療救護体制の整備

災害時には、救助・救援活動が集中的に要請されることが予想される。そうした事態に的確に対処できるよう、初期救急医療（トリアージを伴う医療救護活動）を行う救護体制の整備を図る。

また、市は、（一社）本庄市児玉郡医師会との協定を締結しているが、さらに、消防機関における救援機動力の増強、資機材の整備を促進するとともに、医療機関をはじめとする防災関係機関との連絡・協力体制を確立し、被災時の行動等に関する協定を必要に応じ締結する。

「医療救護体制の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災医療システムの整備	健康推進課、危機管理課
2 初動医療体制の整備	健康推進課、危機管理課
3 傷病者搬送体制の整備	危機管理課
4 要配慮者に対する医療対策	健康推進課、地域福祉課、障害福祉課、介護保険課
5 医薬品等の確保	健康推進課

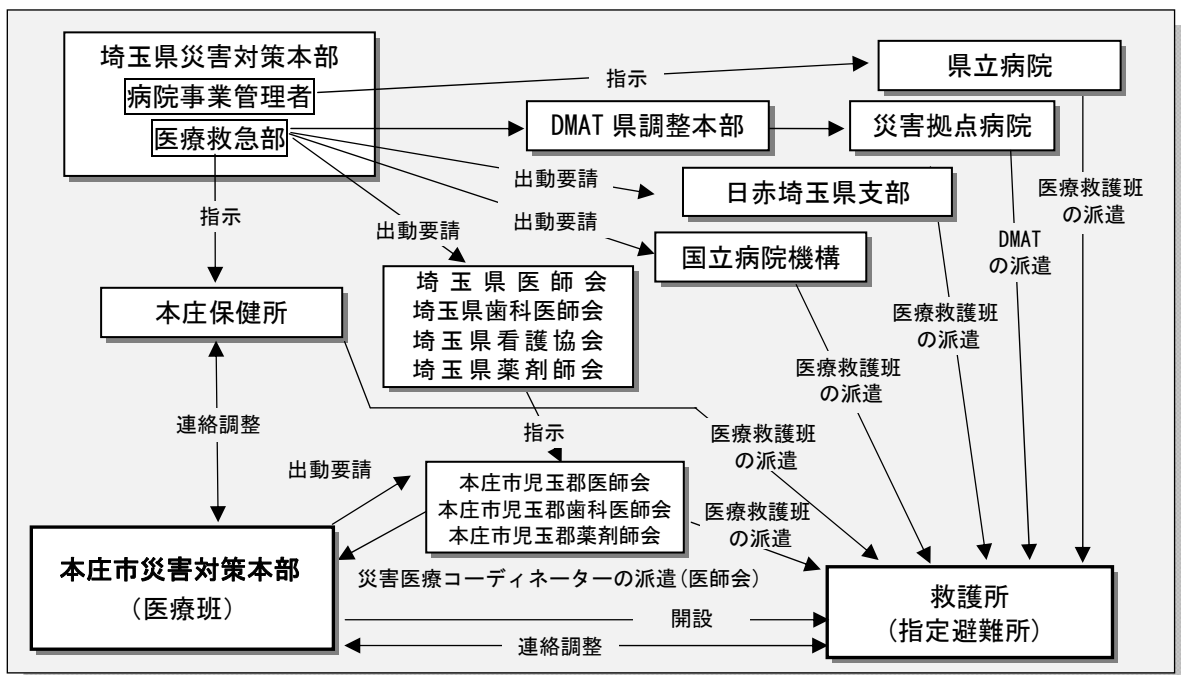
1 防災医療システムの整備

市は、初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品や医療資器材の調達等、医療救護活動に係る応援を受入れるとともに、周辺市町村との広域的な医療協力が得られるよう、あらかじめ関連自治体や関係機関との調整を図り、医療保健応援体制の整備を推進する。

(1) 医療情報ネットワークの構築

市は、災害時に医療情報を迅速に収集、伝達及び共有するため、平常時より本庄保健所、指定避難所施設（救護所）及び（一社）本庄市児玉郡医師会等の防災関係機関との間で情報ネットワークの構築に努める。

【医療（助産）活動組織図】



出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画」(平成26年12月)

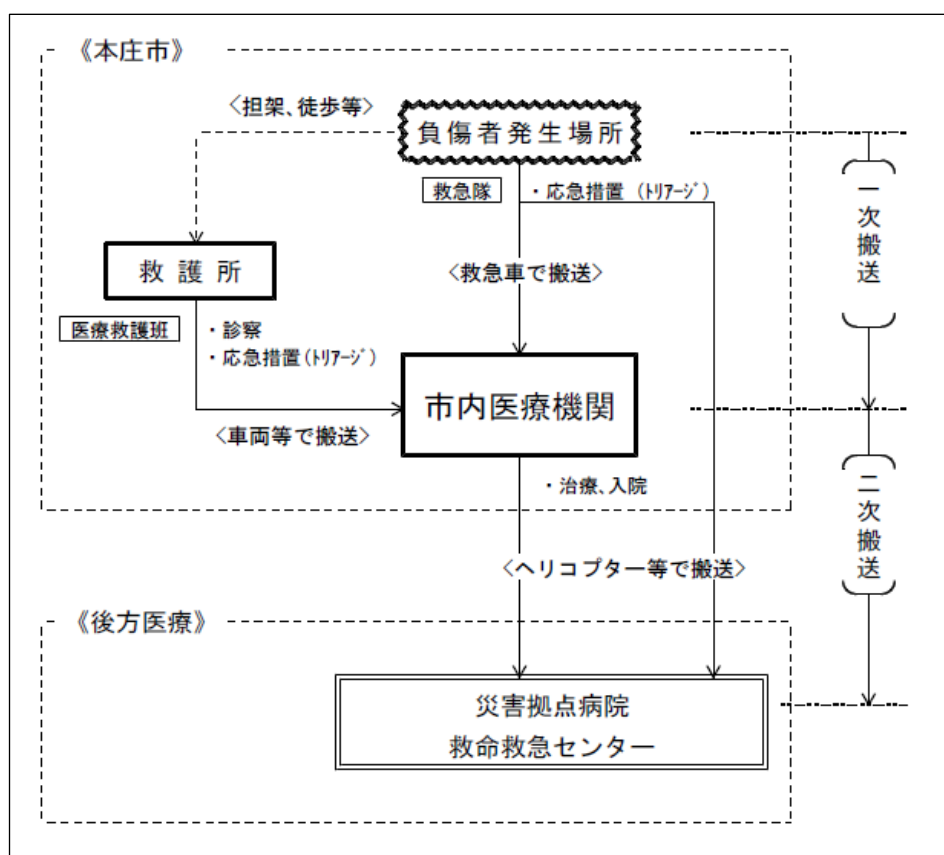
(2) 通信機器の整備

市は、大規模災害時に、医療情報を救護所及び救急医療機関に対して迅速かつ的確に収集・伝達ができる通信手段の整備を図る。

2 初動医療体制の整備

初動期の医療は、災害発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な処置を実施するものである。市は、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、救護所の設置、医療救護班の編成等の初動医療体制の整備を図る。

【負傷者搬送体制の流れ】



(1) 初動医療体制の整備

市は、災害等による傷病者に対し、迅速かつ的確な医療を実施するため、市内外の医療機関及び救急医療機関との協力体制を整備する。

市は、(一社)本庄市児玉郡医師会と協議し、「災害時の医療救護活動に関する協定」を締結しており、災害時には協定に基づき、災害医療に関する総合調整等を実施するための「災害医療コーディネーター」の派遣を要請する。

災害医療コーディネーターの業務は次に示すとおりである。

- (ア) 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整
- (イ) 本庄市災害対策本部と(一社)本庄市児玉郡医師会との連絡調整
- (ウ) 本庄市災害対策本部への助言
- (エ) その他医療救護に関すること

ア 救護所予定施設の指定

市は、指定避難所又は指定緊急避難場所に指定した施設の中から、救護所として使用可能な施設を、救護所設置予定施設としてあらかじめ指定し、市民に周知する。この際、相当規模の災害が発生した場合、指定した施設等が倒壊して使用できないおそれがあるため、施設内容（構造、築年数、耐震診断・耐震改修の有無等）を十分検討の上指定するものとする。

あわせて、市は、県や医療機関等と連携し、救護所予定施設には備蓄医薬品、衛生器材等を確保する。

イ 救護所のスタッフの編成

市は、災害医療コーディネーターを通じて編成する医療救護班について、(一社)本庄市児玉郡医師会等と協議のうえ、救護所のスタッフの編成を定めることができるよう、行動計画の作成に努める。

ウ 救護所設置予定施設の点検

市は、災害が発生した場合、ただちに救護所が設置され、医療救護活動が円滑に開始されるよう、平常時より救護所予定施設の設備等の点検を行う。

(2) 広域的医療協力体制の整備

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師、歯科医師の不足及び医薬品や医療資器材の不足等の問題が生じる可能性がある。市は、これら多量の医療救護需要を賄うため、応急医療活動に必要な物資の提供や要員の派遣について、他の地方公共団体と応援協定を締結し、引き続き県内外の他市町村と災害時医療協力体制の整備を図る。

(3) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

市は、災害時の初期医療をより円滑に行うために、地域の自主防災組織等が、救護所等において軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、医療救護班の活動を支援できるよう、消防本部が定期的実施する「普通救命講習」等への受講を啓発する。

3 傷病者搬送体制の整備

市は、救護所又は指定避難所において、医療機関での医療を必要とする負傷者があった場合に、市が指定する後方医療機関や他県を含む周辺市町村に対し、その受け入れを要請できるよう体制を整備するとともに情報連絡機能を確保するため、災害時医療情報連絡体制の整備を推進する。

(1) 情報連絡体制の整備

市は、傷病者を迅速かつ的確に医療機関へ搬送するために、收容先医療機関の被害状況や空き病床数等の傷病者搬送先の決定に必要な情報を把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

(2) 搬送順位及び搬送経路の想定

市は、災害が発生した場合の搬送を円滑に実施するため、医療機関の規模、位置、診療科目等をふまえた医療機関への搬送順位や、災害による搬送経路となるべき道路の被災を考慮した後方医療機関への搬送経路をあらかじめ想定しておく。

(3) 多様な搬送手段の確保

道路を使用する搬送手段以外にも県等の保有するヘリコプター搬送を可能とするため、市は、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースの確保に努める。

4 要配慮者に対する医療対策

寝たきりや一人暮らしの高齢者、障害者等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るため、市は、民生委員・児童委員や地域団体等との協力を得て救護体制の充実を図る。また、精神科医師やカウンセラー等の協力を得ながら心のケアを実施する体制の整備を図る。

(1) 巡回健康相談体制の整備

市は、保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

(2) メンタルケア対応

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与えることとなるため、被災住民に対するメンタルケアが必要である。このため、市は、(一社)本庄市児玉郡医師会等関係機関と協力しメンタルケア対応の推進を図る。

(3) 透析患者への対応

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受入体制、給水の確保、患者の搬送等の協力体制について、市は、(一社)本庄市児玉郡医師会等関係機関と協議し、整備を図る。

(4) ぼうこう又は直腸機能障害者への対応

県障害者福祉推進課は、大規模災害時に、ストーマ用装具を必要とするぼうこう・直腸障害者が、指定避難所での生活にストーマ用装具を使用することができるようランニング備蓄を行っている。

市は、被災したぼうこう又は直腸障害者に対して迅速なストーマ装具の提供ができるよう、県のランニング備蓄の活用について協力体制の整備を図る。

注) ストーマ用装具・・・ストーマ(人工膀胱・人工肛門)を造設した際、腹部に作られたストーマから排泄される「尿」又は「便」を貯留するための装具。

ランニング備蓄・・・卸売業者が流通過程で保管している物資を活用する備蓄方法のこと。

(5) 人工呼吸器使用者への対応

人工呼吸器使用者にとって、災害時の停電は命に直結し、避難行動も周到な準備が必要である。そのため、市は、災害時に人工呼吸器使用者を支援する体制について整備を図る。

5 医薬品等の確保

市は、医薬品について、埼玉県薬剤師会と調整を図り、必要な医薬品の迅速かつ円滑な供給を図る。また、血液についても県及び日本赤十字社埼玉県支部を通じて安定的な確保に努める。

市及び医療機関は、使用期限が近い医薬品から使用し、使用量に応じた新たな備蓄を図る等、医薬品の備蓄にむけた連携を強化する。

第2編 災害予防計画 第1章 市の防災力の強化
第2節 緊急対応活動のための準備

市は、緊急医療に必要な医薬品を確保するため、本庄市児玉郡薬剤師会や(一社)本庄市児玉郡医師会との連携を図る。

第5 避難活動体制の整備

災害の発生に伴い、市民の安全を確保し、避難者を一時収容するため、あらかじめ安全な施設や避難のための道路を確保しておく必要がある。

そのため、市は、浸水被害や地震被害に対応可能な施設を、指定緊急避難場所及び指定避難所として指定するとともに避難路についても調査、選定を行う。

「避難活動体制の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 指定避難所等の指定	危機管理課、教育委員会、関係各課
2 指定避難所の安全確保	危機管理課、教育委員会、関係各課
3 福祉避難所の設置	危機管理課、地域福祉課
4 避難誘導體制の整備	危機管理課、関係各課
5 指定避難所の管理運営体制の整備	危機管理課、教育委員会、関係各課
6 広域避難者の受入体制の整備	危機管理課
7 広域避難協力体制の整備	危機管理課

1 指定避難所等の指定

市は、災害対策基本法に定める「指定避難所」及び「指定緊急避難場所」の指定について、次に定める。

(1) 指定避難所の指定（災害対策基本法第49条の7）

市は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための指定避難所を指定し、地域住民に周知徹底を図る。

指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- ア 救護所予定施設の指定
- イ 原則として、自治会又は学区を単位として指定すること。
- ウ 原則として、耐震、耐火構造の公共建物等（学校等）を指定すること。
- エ 余震等による落下物（天井材、照明等）等、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- オ 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- カ 発災後、被災者の受け入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- キ 物資等の運搬に当たる車両の出入が容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入路が確保されていること。
- ク 環境衛生上、問題のないこと。

(2) 指定緊急避難場所の指定（災害対策基本法第49条の4）

市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合、住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに被災者の安全を確保するための施設又は場所を、指定緊急避難場所として指定し、地域住民への周知徹底を図る。

【指定緊急避難場所として対象となる災害】

災害種区分	本市への 該当の有無	備考
洪水	○	市の北側境界を流れる利根川が洪水予報指定河川に指定されており、洪水被害により避難者の発生が予想されている。
崖崩れ、 土石流 及び地滑り	○	市内には多くの土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている。
高潮	×	市は、高潮による影響を受けない。
地震	○	市は、「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、最大で約22,000人の避難者が発生すると予測されている。
津波	×	市は、津波による影響を受けない。
大規模な火事	○	市内には大規模地震等による火災で延焼の危険性が高い住宅密集地がある。
内水氾濫	○	市内には内水氾濫の発生が想定される区域がある。
火山現象	×	市は、火山噴火による避難事象は発生しない。

指定緊急避難場所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- ア 地震以外の災害を対象とする指定緊急避難場所は、次の（ア）、（イ）の条件を満たすこと。
- イ 地震を対象とする指定緊急避難場所については、次の（ア）～（エ）の全ての条件を満たすこと。
 - （ア） 切迫した状況において、速やかに開設される管理体制又は開放されていること。
 - （イ） 他の法律等により危険区域や更なる災害発生のおそれがない区域に立地していること。
 - （ウ） 建物の場合は耐震基準を満たしており、安全な構造であること。
 - （エ） 地震の揺れに対し、危険を及ぼす建築物や工作物等がない土地・区域であること。

(3) 避難路の確保

ア 避難路の指定

市は、指定避難所の指定に伴い、市街地状況に応じ、避難路を選定し、避難者の安全を確保するよう努めるものとする。

また、指定緊急避難場所への避難路についても、避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

イ 避難路の安全確保

大規模地震時に、道路沿いの建物（主として老朽化した木造建物）が倒壊すると、道路を閉塞し、避難等に支障を生ずることになる。また、ブロック塀・石塀の倒壊によって多くの死傷者が発生し、その危険性が指摘されている。

このため、市は、既存木造住宅、沿道建物の耐震・不燃化等を促進するとともに、地区計画制度等により、狭隘道路の拡幅を推進し、避難路の安全確保を図るものとする。

(4) 指定避難所等の周知

市は、広報紙、各種ハザードマップ等により、市民に対し指定避難所等の周知徹底を図るとともに、案内板、標識等を設置し、来訪者に対しても指定避難所等の周知に努める。

2 指定避難所の安全確保

(1) 施設管理者との協議

市は、指定避難所の円滑な開設及び運営ができるよう、平常時から用地、施設管理者と災害発生時の施設の運用について協議し、相互の連絡体制の整備を図るものとする。

また、指定避難所開設時に必要な物資について、備蓄可能な施設やスペースの提供を協議し、指定避難所での物資確保ができる体制を整備する。

(2) 有線通信の確保

市は、災害時の指定避難所における特設公衆電話回線の確保について、東日本電信電話（株）埼玉事業部と覚書を交わしており、今後も必要に応じて増強していく体制を整備する。

(3) 郵便物の集配業務の確保

市は、市内郵便局と災害時の指定避難所における郵便物等の集配業務を円滑に行えるよう覚書を交わしている。市は、被災住民の避難先及び被災状況等の情報を提供することにより郵便局の集配業務を円滑に行えるよう情報提供等について体制の整備を図る。

(4) 指定避難所の耐震性の向上

市は、公共施設の耐震化を積極的に進めており、小・中学校については、平成26年度に耐震化がほぼ完了している。防災上重要度の高い施設については、今後も、情報通信設備等の整備や耐震性の確保に努める。

3 福祉避難所の設置

市は、高齢者、障害者等の要配慮者に対する二次的避難の利用を目的とした福祉避難所の設置を促進する。

今後、福祉避難所を設置する場合には、耐震性や耐火性が高く、バリアフリー化された施設で、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等を活用するとともに、災害時の受け入れ体制及び移送体制等について事前の体制整備に努める。

4 避難誘導體制の整備

(1) 避難誘導體制の確立

市は、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、地域住民の避難誘導體制（相互の連携、役割分担等）についてあらかじめ定めておくものとする。

(2) 避難誘導方法の習熟

自主防災組織は、災害発生時に混乱をきたさないように、市の指導を受けて、災害に応じた最寄りの指定避難所や避難路について災害発生時の避難誘導計画を作成し、市職員等の関係職員を含め避難訓練等を通じて地域住民の避難誘導方法について習熟しておく。

(3) 避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備

市は、高齢者、障害者その他の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、避難支援等関係者の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導及び避難介助体制の整備に努める（「個別支援計画」の作成）。

5 指定避難所の管理運営体制の整備

(1) 避難所運営マニュアルの作成

国は、指定避難所の運営等にあたって、その取組を進める上で参考となるよう、主に市町村を対象とした「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成28年4月内閣府）を作成している。また、県においても「避難所の運営に関する指針」が作成されている。

市は、災害時における指定避難所の迅速かつ円滑な管理、運営等を図るため、これらの指針に基づき避難所運営マニュアルを作成し、関係各課、施設管理者及び自主防災組織による運営方法の習熟を図る。

避難所運営マニュアル作成にあたっては、次の事項に留意する。

ア 被災者に安心と安全の場を提供し、生活再建に向けて一步を踏み出す場とする。

イ 被災者自らが、お互いの助け合いや協働の精神により自主的に運営する。

ウ 避難所を利用する住民が、それぞれの役割を分担しながら共同生活を行う場とする。

エ 避難所の運営は、女性参加による女性の視点に配慮したものとする。

オ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者のニーズを踏まえて運営する。

カ 避難所に避難者の生活の場とは別に、ペットのための飼養場所を確保する。

(2) 避難所担当職員の支援

市は、指定避難所の開設・運営を支援する「避難所担当職員」を市職員から指名する。
指名された「避難所担当職員」は、次に示す指定避難所の開設・運営の支援の習熟に努める。

- ア 指定避難所の安全確認及びその周辺の被害状況の確認
- イ 指定避難所の開設
- ウ 避難者の受入れ
- エ 災害対策本部と指定避難所との連絡調整
- オ その他災害対応上必要な事項

(3) 指定避難所運営の知識の普及及び訓練

市は、指定避難所開設の手順及び運営や機器等の操作を、市職員、学校職員、自主防災組織や地域住民が協力して円滑に実行できるよう、情報の共有、担当者への研修及び各施設での実践的な訓練等を実施する。

(4) 指定避難所機能の充実

市は、指定避難所における備蓄機能、情報通信機能、救護所機能、炊き出し機能（LPガス、大型鍋等）、プライバシー保護に関する設備（間仕切りパネル、簡易更衣室等）の確保を検討するとともに、プール、受水槽により、生活水の確保に努める。

停電時の夜間照明を確保するため、各指定避難所に懐中電灯やランタン等を整備するとともに、施設の建て替えや大規模改修にあわせて、再生可能エネルギーやスマート化技術の導入等による非常電源設備の確保に努める。

また、各指定避難所への発動発電機の設置に努めることとするが、備蓄制限の厳しいガソリンから、新たな燃料（ガス等）に転換することを検討する。

6 広域避難者の受入体制の整備

市は、大規模災害の発生時において、他都道府県から避難者の受け入れに備えて、候補となる施設をあらかじめ検討しておく。

また、県と市は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や医療機関における収容能力等の把握を行う。

なお、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅についても、迅速な供給体制を検討・構築する。

受入施設選定に際しての留意事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 他都道府県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう大人数を収容できる施設を優先する。
- イ 耐震・耐火構造の施設とする。
- ウ 選定された施設の管理者は、必要なときに迅速かつ円滑に避難所として開設できるよう維持管理する。

7 広域避難協力体制の整備

市は、緊急避難に備え、他県において避難者を受け入れてもらえるよう相互応援協定を結び、迅速な広域避難協力体制の整備を図る。

第6 緊急輸送道路の整備

災害時に、市役所本庁舎や防災関係機関等の防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図る。

「緊急輸送道路の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 緊急輸送道路の指定	道路管理課、建築開発課、危機管理課
2 緊急輸送道路の啓開・復旧体制の充実	道路管理課、道路整備課、関係各課
3 通行止め標識等の備え	道路管理課、道路整備課、危機管理課

1 緊急輸送道路の指定

(1) 市指定の緊急輸送道路

市は、災害発生時に、防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう県の指定する特定緊急輸送道路又は緊急輸送道路への接続を考慮し、次のとおり、緊急輸送道路を指定している。

【市指定の緊急輸送道路】

基準	該当道路（区間）
消火活動、人命救助、支援活動のネットワーク及び防災拠点等の連絡で優先的に使用する路線	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 藤岡本庄線（県道23号） ▶ 秩父児玉線（県道44号） ▶ 環状一号線（市道1級4号）

(2) 県指定の緊急輸送道路

県が指定している緊急輸送道路のうち市域を通る緊急輸送道路を次に示す。

【県指定の緊急輸送道路（市域関連）】

区分	基準	該当道路（区間）
第一次特定緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道等4車線道路とこれを補完する広域幹線道路とする	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 関越自動車道 ▶ 国道17号 ▶ 国道254号 ▶ 国道462号(本庄市児玉町吉田林(国道254号との交差点)～本庄市山王堂(群馬県境))
第一次緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小前田児玉線(本庄市児玉町児玉(国道254号との交差点)～本庄市児玉町児玉(国道462号との交差点)) ▶ 国道462号(本庄市児玉町吉田林(国道254号との交差点)～神川町新宿(上里鬼石線との交差点)) ▶ 本庄寄居線(本庄市東台(国道17号との交差点)～美里町猪俣(国道254号との交差点))
第二次緊急輸送道路	地域内の防災拠点等を連絡する路線	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 熊谷児玉線(美里町関(本庄寄居線との交差点)～本庄市児玉町児玉(国道254号との交差点))

出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画 資料編」(平成26年3月)

(3) 緊急輸送道路及び沿線の整備

市は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促し、地震による倒壊建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を最小化するように努める。

さらに、各道路管理者と連携を図り、大きな障害等の発生箇所を調査、把握し、その解消に努める。

(4) 市民への周知

市は、緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平常時より市民へ周知する。

また、地震災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民等に周知するため、防災行政無線、報道機関等を利用した広報体制の整備を検討する。

2 緊急輸送道路の啓開・復旧体制の充実

(1) 応急復旧時の活動体制の整備

市は、緊急輸送道路の啓開・復旧を迅速に行うため(一社)埼玉県建設業協会児玉支部と協定を締結しており、今後も協力体制を維持するものとする。

なお、緊急輸送道路のなかで、市以外が管理する道路は別途道路管理者と協議する。

(2) 道路交通情報の収集及び広報体制

市は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問い合わせ等に対して的確に情報伝達ができる体制を整えるため、県及び防災関係機関との連携体制の整備に努める。

(3) 応急復旧資機材の整備

市は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時より応急復旧資機材の整備を行う。

3 通行止め標識等の備え

災害時、市が管理する道路について、道路法第46条に基づく道路交通の禁止又は制限を行う場合がある。その際、標識等を設置し利用者に周知を図る必要があるため、市は、あらかじめ通行止め等の標識を整備するものとする。

第7 緊急輸送体制の整備

大規模災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。このため、市は、緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

「緊急輸送体制の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 輸送車両の増強	危機管理課、財政課
2 調達体制の整備	危機管理課、財政課、関係各課
3 緊急通行車両の事前届出の推進	危機管理課、関係各課
4 その他の輸送手段の確保	危機管理課

1 輸送車両の増強

市は、災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、市が保有している車両の効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進める。

2 調達体制の整備

市は、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に使用が想定される車両及び燃料等を、大規模災害時に迅速に調達できるよう関係機関、民間業者等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

(1) 車両計画の作成

関係各課は、応急対策を実施する上で、土木建設業者、トラック協会、旅客輸送機関（バス会社等）等民間業者の所有する車両を必要とする活動について検討し、車両計画を作成する。

(2) 民間業者との協定締結

市は、各課が作成した車両計画を取りまとめ、配車計画を作成するとともに、民間業者との間で車両調達に関する協力協定の締結を進める。

協定を締結した場合は、民間業者に対し、緊急通行車両の事前届出について指導する。

民間業者の車両使用に伴う燃料については、ガソリンスタンド等民間業者との間で協力協定の締結を進める。

3 緊急通行車両の事前届出の推進

県公安委員会は、大規模災害が発生し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要がある場合、道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限することができる（災害対策基本法第76条第1項）。

そのため、市は、災害時に応急対策活動を円滑に実施するため、輸送車両等の県公安委員会への事前届出を推進する。

4 その他の輸送手段の確保

市は、道路の被災により車両が使用できない場合又は車両では間に合わない傷病人の搬送等のため、ヘリコプターによる輸送手段が確保できるよう努める。

市は、臨時ヘリポートをあらかじめ指定し、周辺住民、関係機関等に周知するとともに、ヘリコプターの離着陸に必要な環境の整備に努める。

第8 罹災証明書の交付体制の確立

国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸し受け等の各種公的融資等を実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となることから、速やかに被害状況を調査し、被災者に対して遅滞なく罹災証明書を交付する。

市は、平常時から住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結及び調査に必要な傾斜計、メジャー等の携帯物品の備蓄等、罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備を図る。

また、迅速な交付を可能とするシステムの導入を検討し、災害時に遅滞なく発行できる体制をとるものとする。

「罹災証明書の交付体制の確立」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 被害調査体制の整備	課税課、市民課、危機管理課
2 交付体制の整備	市民課、危機管理課、消防本部、関係各課

1 被害調査体制の整備

市は、調査員、調査項目、移動手段、必要資器材等について検討し整備する。

2 交付体制の整備

市は、罹災証明書を交付する体制を整備する。また、罹災証明書の交付を支援するシステムの導入を検討する。

第9 帰宅困難者の安全確保体制の整備

毎日約19,000人の市民が、市外に通勤・通学（県外へは約6,500人）しており、大規模地震が発生した場合には、多くの市民が帰宅困難になることが予想される。

「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月埼玉県）によると、本市の帰宅困難者が最も多いと想定されている「関東平野北西縁断層帯地震」の場合、平日で12,722人、休日で11,220人の帰宅困難者が発生する。

帰宅困難者対策について、市は、地域の安全確保や地域の事業者の調整等、地域に関する対策を担当し、県は、都県にまたがる事項や複数市町村にまたがる事項等、広域に及ぶ対策を担当し、企業等の民間事業者や市民は、自助を基本としつつ、共助の取組にも努めるものとする。

「帰宅困難者の安全確保体制の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 帰宅困難者対策の普及啓発	危機管理課、関係各課、関係事業者
2 帰宅困難者（滞留者）への支援整備	危機管理課、関係各課、鉄道事業者
3 企業等における対策	商工観光課、危機管理課、鉄道事業者、関係事業者
4 学校における対策	教育委員会
5 帰宅支援施設の充実	危機管理課、関係各課

1 帰宅困難者対策の普及啓発

(1) 一斉帰宅の抑制

市内の帰宅困難者（以下「帰宅困難者（滞留者）」という。）の一斉帰宅を抑制するため、市は、基本原則「むやみに移動を開始しない」の周知徹底及び「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

また、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備する等を内容とする「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

【徒歩帰宅の心得7カ条】

【留まる】	{	① 連絡手段、事前に家族で話し合い
		② 携帯も、ラジオも必ず予備電池
【知る】	{	③ 日頃から、帰宅経路をシミュレーション
		④ 災害時の味方、帰宅支援ステーション
【帰る】	{	⑤ 職場には、小さなリュックとスニーカー
		⑥ 帰宅前には、状況確認
		⑦ 助け合い、励まし合って徒歩帰宅

出典) 埼玉県ホームページ「震災対策」

(2) 企業等への要請

職場、学校及び大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や顧客等が適切な対応を行えるようになるため、市は、企業等へ次のような啓発を行う。

- ア 耐震・落下物防止対策等の施設の安全化対策
- イ 災害時の避難マニュアル等の作成
- ウ 帰宅困難者への食料、飲料水等の備蓄
- エ 災害状況、復旧状況等の情報伝達の体制づくり
- オ 仮宿泊場所等の確保
- カ 情報収集手段の確保
- キ 従業員等の安否確認手段の確保

2 帰宅困難者（滞留者）への支援整備

(1) 一時滞在施設の確保

市は、災害の発生により鉄道等の公共交通機関が運行停止したため徒歩で帰宅する者のため、また、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設を確保する。一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保するとともに、食料、飲料水及び看板等の必要な物資を備蓄する。

なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、県防災基地等からの備蓄物資の受入方法をあらかじめ決めておく。

市及び県は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

(2) 鉄道事業者との連携

市は、市域を通る鉄道事業者と協議を行い、鉄道を利用した帰宅困難者のスムーズな受入に努める。平成29年現在、市内の東日本旅客鉄道（株）3駅について、「地震等の災害時における帰宅困難者対応に関する覚書」を締結している。

また、鉄道事業者からの帰宅困難者等の情報に基づき、受入公共施設の順位付けを行い、職員の配置等に努める。

3 企業等における対策

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して、帰宅困難者に対する基本原則である「むやみに移動を開始しない」の周知徹底及び「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行うとともに、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

また、自社従業員等を一定期間留めるために、食料、飲料水等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報提供等の体制整備に努める。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者及び企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

4 学校における対策

学校は、災害が発生した際の校内の児童生徒の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって保護者による児童生徒の引き取りが困難な場合や、児童生徒の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策の促進に努める。あわせて、災害時のマニュアル作成等の整備を促進するとともに、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

5 帰宅支援施設の充実

市は、災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を整備し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレ等）を推進する。

第10 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備

市は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

「被災建築物応急危険度判定体制の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 市内民間判定士への連絡体制の整備	建築開発課
2 震前判定実施計画の作成	建築開発課
3 判定用資機材の備蓄	建築開発課

1 市内民間判定士への連絡体制の整備

市は、早急な被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施するため、市内在住の被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（ボランティア）との連絡体制を整備するものとする。

また、あらかじめ建築関連団体との協定を結び、判定体制の充実を図る。

2 震前判定実施計画の作成

市は、災害時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ優先判定建築物、判定要否判断基準、判定作業計画、参集方法、判定実施方法、県への支援要請方法等についての震前判定実施計画を作成する。

3 判定用資機材の備蓄

市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定実施のため次の資機材について、備蓄を行い防災倉庫に保管するものとする。

- ア 判定ステッカー
- イ 判定調査票
- ウ ヘルメット
- エ コンベックス
- オ 下げ振り
- カ クリップボード
- キ 腕章
- ク クラックスケール他

第11 業務継続体制の整備

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失等、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

そのため、市は、行政にとって災害時に必要な業務を継続するとともに、業務基盤を早期に立ち上げるため、業務継続計画（BCP）を策定する。

「業務継続体制の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 業務継続計画（BCP）の策定	危機管理課、各課共通
2 業務継続に必要な文書等の保存	各課共通

1 業務継続計画（BCP）の策定

災害発生後に、市民生活に直結した優先度の高い通常業務や災害応急・復旧業務を実施できるようにするため、業務継続計画を策定する。

（1）BCPの役割

BCPとは、Business Continuity Planの略で、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものであり、業務のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認等がある。

業務継続計画で必要とされる検討内容は、次に示すとおりである。

- ア 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
- イ 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
- ウ 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- エ 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
- オ 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
- カ 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有等、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

（2）災害時の優先業務の選定及び優先業務実施計画の作成等

各課は、災害時にも継続すべき、市民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす通常業務について優先度を踏まえ選定するとともに、災害時の優先業務実施計画を作成する。

市は、各課が定めた計画を踏まえて、全体的な計画を策定し、改訂等の継続的な管理を行う。

2 業務継続に必要な文書等の保存

市は、非常時でも迅速に業務に必要な文書を使用できるよう文書の適正管理を行う。

また、業務継続のために重要な個人情報を含む電子情報のバックアップを確実に行うとともに、適切なデータ管理を行う。

第3節 生活維持活動のための準備

市は、大規模災害時に被災住民の生活を維持するため、日頃から食料等の備蓄、廃棄物の収集・処理体制の整備、防疫・保健衛生体制の整備、住宅対策の体制整備等を推進する。

第1 広報活動体制の整備

「広報活動体制の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災行政無線の使用の習熟	危機管理課、消防本部
2 広報マニュアル等の作成	危機管理課、秘書広報課
3 報道機関への広報体制の整備	危機管理課、秘書広報課
4 指定避難所における広報体制の整備	危機管理課、関係各課

1 防災行政無線の使用の習熟

発災時においては、防災行政無線を用いた広報活動が主体となる。

そのため、市は、消防本部と連携して、防災行政無線の迅速かつ正確な利用ができるよう平常時から個別訓練等により使用方法に習熟しておく。

2 広報マニュアル等の作成

災害時においては、様々な情報を防災行政無線等により広報する。そのため、市は、防災行政無線等による広報を迅速に行えるよう住民への広報マニュアルを作成しておく。

また、災害時は、広報紙による広報が情報の伝達手段として有効であり、生活維持活動を行う上では欠かすことのできない広報媒体であるため、平常時から災害時広報紙の予定稿の作成に努める。

3 報道機関への広報体制の整備

大規模な災害が発生した場合、多数の報道機関が取材に殺到し庁舎内が混乱することが考えられる。一方、報道機関を通じて市内の災害の様子が報道されることは、外部からの救援を円滑にする効果がある。

そのため、市は、報道機関からの取材を円滑化するため市庁舎1階ロビーを確保し、報道発表及び取材対応の場として利用する等、広報体制の整備に努める。

4 指定避難所における広報体制の整備

指定避難所において迅速な広報活動を実施するため、市は、平常時から、テレビ、ラジオ、掲示板、広報紙・ビラ等の配布等の広報手段の整備について検討しておく。

また、市ホームページや防災行政無線メール配信サービス、SNS を用いて、指定避難所の住民等に市からの情報を提供することも検討する。

第2 給水体制の整備

災害時に備え、平常時に飲料水の備蓄を図るとともに、災害時における迅速かつ確実な給水が可能な体制を確保するものとする。

「給水体制の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 行政備蓄の推進	危機管理課、水道課
2 個人備蓄の徹底	危機管理課
3 井戸の活用	危機管理課

1 行政備蓄の推進

(1) 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び地震によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

(2) 目標給水量

給水量は、地震発生から3日間は1人1日3リットルを目途とし、その後は次第に水の需要が増えるので、復旧の状況に応じ逐次給水を増量する。

飲料水の目標給水量を次に示す。

【一日当たりの給水目標】

発災からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3 ℓ/人・日	生命維持に最小必要な水量
4日から10日	20 ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から15日	100 ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
16日から21日	250 ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画」(平成26年12月)

(3) 飲料水の確保

ア 応急給水資機材の備蓄及び調達計画の策定

市は、断水世帯想定に基づく必要数量等を把握の上、給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達計画を策定しておくものとする。

イ 応急給水資機材の備蓄

市は、応急給水資機材の備蓄及び調達計画に基づき、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

【応急給水資機材の備蓄】

品目	・給水タンク ・ポリタンク ・給水パック ・可搬式発電機
備蓄場所	・浄水場 ・防災倉庫

ウ 応急給水資機材の調達体制の整備

市は、応急給水資機材の備蓄、「水道災害時等における相互応援に関する協定書」等に基づき、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得ておく。

エ 耐震性貯水槽の整備

市は、近くに拠点給水箇所となる浄水場及び配水場や給水拠点がない地域において、飲料水として利用可能な耐震性貯水槽の整備を行うよう努める。

オ 検水体制の整備

市は、井戸、プール、防火水槽等比較的汚染の少ない水源について、ろ過装置等を利用した飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備するよう努める。

(4) 災害時の飲料水確保に関する協定

市は、大規模な災害等により、応急資機材が不足した場合の必要な資機材の調達や市民への飲料水を確保するための協定を締結しているが、引き続き関係事業者との協定を締結し、万全を期していくものとする。

2 個人備蓄の徹底

大規模な災害が発生した場合、発生直後の給水が困難となることが予想されることから、各家庭において、災害に備えて最低3日分の飲料水を備蓄するほか、生活用水として浴槽等へのくみ置きや雨水を貯水するよう、広報紙、市ホームページ等を通じて啓発する。

3 井戸の活用

市は、市民が所有する井戸で、地震災害時に開放できるものを、自主防災組織等の単位で利用できるように災害用井戸として指定し、地震災害時の住民の生活用水の確保を図る。

また、市内の事業所が所有する井戸について、地震災害時に使用できるよう協定の締結等を検討する。

第3 食料・生活関連物資供給体制の整備

大規模災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達等供給体制の整備を行う。

なお、食料、生活必需品等の備蓄及び調達については、要配慮者や避難所生活に配慮した品目を補充していくものとする。

「食料・生活関連物資供給体制の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 食料供給体制の整備	危機管理課、商工観光課
2 生活必需品供給体制の整備	危機管理課、商工観光課
3 防災用資器材の備蓄	危機管理課、関係各課
4 石油類燃料の調達・確保	危機管理課、財政課

1 食料供給体制の整備

災害時は、市場流通の混乱・途絶が予想される。そのため、市は、流通がある程度回復するまでの間の食料供給は、市の備蓄及び関係業者との調達協定の締結等の方法により、円滑に供給できる体制を整備しておく。

(1) 食料の備蓄

ア 市の備蓄計画

市の備蓄計画は、食料の備蓄目標を「関東平野北西縁断層帯地震」による想定避難者数（約 15,000 人）を対象として設定しており、平成 28 年度までの達成率は約 67%である。

市民の食料の備蓄は、最低 3 日間分（推奨 1 週間）を目標とし、市はその周知徹底に努める。

食料の備蓄目標及び備蓄の留意点は次のとおりである。

【食料の備蓄目標（関東平野北西縁断層帯地震の場合）】

区分	備蓄目標
避難者	15,000 人×1.5 日×2 食= 45,000 食

(ア) 物資を 1 箇所に集中して備蓄することでその地域が大きな被害を受けると、その内容物が使用できない可能性もあるため、分散して備蓄を行う。

(イ) 高齢者・乳幼児等の要配慮者に配慮した食料の備蓄に努める。

(ウ) 食物アレルギーの避難者にも配慮し、アレルギー対応食の備蓄に努める。

(エ) 季節性や地域特性に着目した備蓄に努める。

イ 県の備蓄計画

県の備蓄計画は、「東京湾北部地震」の被害想定に基づき、避難者用を 1.5 日以上、災害救助従事者用を 3 日以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用として 1 日以上備蓄する計画である。

(2) 食料調達体制の整備

市は、災害時に食品の調達ができるよう、生産者、埼玉ひびきの農業協同組合及びその他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

(3) 食料の輸送体制の整備

市は、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、市が備蓄を行う食料の輸送に関して、業者との協定締結を拡充する。

(4) 備蓄場所

備蓄場所は防災拠点及び指定避難所とする。ただし、全ての指定避難所等に備蓄を確保できない場合には、防災倉庫等からの備蓄物資の提供をあらかじめ決めておく。

2 生活必需品供給体制の整備

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が予想される。

そのため、市は、流通がある程度回復するまでの間の生活必需品の供給については、市の備蓄及び業者との調達協定の締結等の方法により円滑に供給できる体制を整備しておく。

(1) 生活必需品の調達体制の整備

市は、被服、寝具、その他生活必需品等必要な物資について、業者等からの調達及び市内宿泊施設等物資の活用を図るものとする。

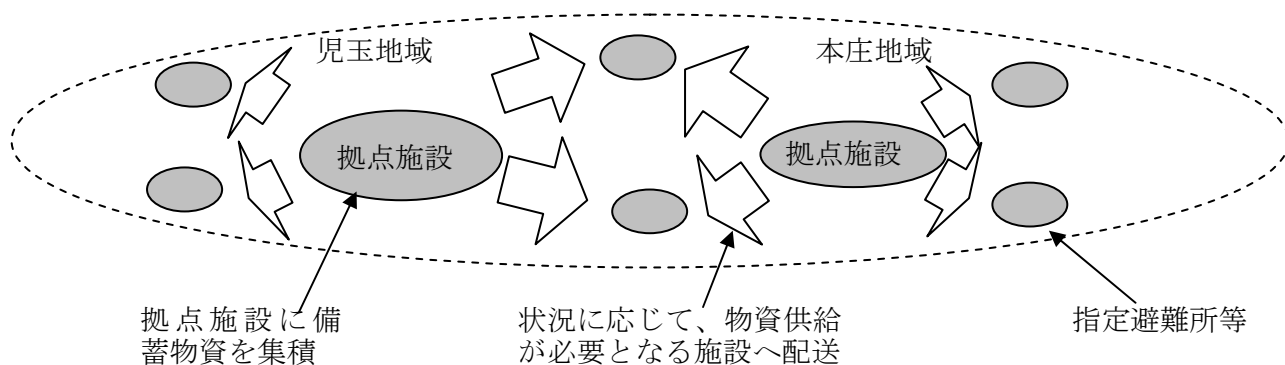
業者等での在庫、市内宿泊施設等物資の活用等にあわせ、毛布及び生活必需品（指定避難所で一時的に生活するための生活必需品）について、当面は避難者数の1万5千人分の確保を図るものとする。

(2) 生活必需品の供給体制の整備

市は、河川氾濫による浸水被害の可能性のある平地部や土砂災害の危険性のある山間部等、市の地形特性を踏まえ、本庄地域及び児玉地域の拠点施設に備蓄物資を集積し、災害状況に応じて物資供給が必要となる指定避難所等に配送する体制を整備する。

また、業者との協定に基づき生活必需品の調達を図り、物資の供給を図る。

【備蓄物資の供給方法】



3 防災用資器材の備蓄

市は、災害時の防災用資器材等の備蓄品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等を検討しておくものとする。

また、防災用資機材は、即確保できるよう分散配置されていることが望ましいため、資機材の備蓄場所は防災拠点及び指定避難所とする。

主な備蓄品目は次のとおりである。

- ア 簡易・仮設トイレ
- イ 携帯トイレ
- ウ マンホールトイレ
- エ ブルーシート
- オ 救助用資機材（バール、油圧ジャッキ、チェーンソー等）
- カ 発電機
- キ 投光機
- ク テント

その他必要なものは、業者との協定に基づき調達を図る。

4 石油類燃料の調達・確保

災害時には、人員及び物資等の輸送、本庄上里学校給食センターでの炊き出しや、飲料水の供給に係る上水道施設、公用車両の使用等の際に、石油類燃料が必要となる。

そのため、市は、災害時に病院、市役所、指定避難所等の特に重要な施設で、市が指定する施設に対する石油類燃料の供給や災害発生後の公用優先使用を円滑に行うために、石油類燃料の安定供給ができるよう石油小売業者との協定締結に努める。

第4 遺体の処理、埋・火葬の体制整備

市において最も大きな地震被害をもたらすと考えられている「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、死者数は最大で365人と予想されている。

「遺体の処理、埋・火葬の体制整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 事業者との協定締結	危機管理課、市民課、環境推進課
2 遺体安置所の選定	危機管理課、市民課、環境推進課
3 遺体の処理・埋葬マニュアルの作成	危機管理課、市民課、環境推進課

1 事業者との協定締結

市は、棺、ドライアイス等遺体の処理、埋葬に必要なものが迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結に努める。

また、児玉郡市広域市町村圏組合を通じ、隣接市町の斎場利用の活用を図る。

2 遺体安置所の選定

大規模災害時においては、多くの身元不明の遺体が発生することが予想されるため、市は、平常時から遺体安置所を確保・選定するよう努める。

3 遺体の処理・埋葬マニュアルの作成

市は、災害時における遺体処理を迅速に行うために、平常時から遺体処理方法を十分理解した上で、遺体の処理・埋葬マニュアルを作成し習熟を図る。

第5 廃棄物の収集・処理体制の整備

大規模災害時には、家屋の倒壊、火災等によって、がれき、木くず、ごみ、し尿、処理困難物等の災害廃棄物が多量に排出される。

また、指定避難所等においても、生活ごみ、し尿の処理需要が発生するほか、ライフラインの停止、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、発生したごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図る必要がある。

環境省では災害廃棄物対策について、平成10年に策定された指針を改定するとともに、平成17年に策定された水害廃棄物対策指針を統合した「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を策定しており、市においても活用するものとする。

「廃棄物の収集・処理体制の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 ごみ処理体制の整備	環境推進課、環境産業課、広域市町村圏組合
2 し尿処理体制の整備	環境推進課、下水道課、環境産業課、広域市町村圏組合

1 ごみ処理体制の整備

大規模災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、市は、仮置場の確保、収集運搬体制、相互支援体制等のごみ処理体制の整備を図る。

(1) 災害廃棄物発生量の推定

市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市の災害廃棄物発生量の推定値は、次に示すとおりである。

【災害廃棄物の発生】

推定項目	想定地震	関東平野北西縁断層帯地震
	発生量	重量（万ト）
	容積（万m ³ ）	62.5

出典）埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）

(2) 仮置場（一時集積場所）の確保

大規模災害で発生した大量の災害廃棄物及び生活ごみの焼却処分、最終処分を短期間で実施することは、困難な場合が想定される。

そのため、市は、災害廃棄物の発生量を見積もり、次の点に留意して、仮置場候補地の選定に努める。

ア 他の応急対策活動に支障がないこと

イ 環境衛生に支障がないこと

ウ 搬入に便利なこと

エ 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと

(3) ごみ処理体制の整備

市は、ごみの処理体制について、あらかじめ作業に従事する人員及び車両を確保する方法を検討するとともに、広域的な相互応援体制の整備を図る。

災害発生時には、一般廃棄物や災害廃棄物等の分別や排出方法の混乱が予想される。さらに、通常と異なる排出・処理方法を採用することから、ごみの処理に関する市民等からの問い合わせへの対応が必要となることが想定される。

市は、このような事態を回避し、災害時においても廃棄物の迅速な収集運搬、適正な処理及び資源化を行うため、次の事項を参考に災害時における廃棄物処理の広報について検討しておく。

- ア 災害時の一般廃棄物の分別及び排出方法
- イ 建築物の崩壊・解体に伴う災害廃棄物の処理方法
- ウ 災害時における廃棄物関連情報の伝達方法

2 し尿処理体制の整備

災害時には、電気・上下水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害等によりし尿の適正処理が不可能となることが予想される。

そのため、市は、仮設トイレ等し尿処理に必要な資機材が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結を進める。

第6 防疫・保健衛生体制の整備

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が增大することから、衛生指導、検病調査等の防疫活動を円滑に実施することが重要である。

「防疫・保健衛生体制の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防疫・保健衛生体制の確立	環境推進課、健康推進課、環境産業課
2 防疫薬品等の調達計画の確立	健康推進課、環境推進課、環境産業課、危機管理課
3 感染症患者に対する医療提供体制の確立	健康推進課、環境推進課、危機管理課
4 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発	環境推進課

1 防疫・保健衛生体制の確立

市は、災害の発生した季節及び災害規模に応じ、迅速に防疫活動ができるよう防疫体制を明確にし、所要人員の動員計画を作成しておく。また、被害の程度に応じ適切に防疫ができるよう必要な資材の確保計画を樹立しておく。さらに、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるよう協力体制を整備しておく。

2 防疫薬品等の調達計画の確立

市は、防疫及び保健衛生用器材の調達計画に基づき必要な資機材を調達する。

また、消毒剤、防疫用薬剤、消毒散布用器械、噴霧器等、防疫・保健衛生活動に必要な防疫薬品・資機材が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握する。

3 感染症患者に対する医療提供体制の確立

市は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

4 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

(1) 所有者明示に関する普及啓発

市、県、(公社)埼玉県獣医師会及び動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。

(2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、指定避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、市、県、(公社)埼玉県獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておく等の災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

第7 住宅対策の体制整備

地震等による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に、一時的な住居の安定を図るため、速やかな仮設住宅の建設が必要である。

そのため、市は、被害の状況に応じて迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、建設候補地、資機材の調達及び人員の確保体制を確立するとともに、要配慮者に配慮した福祉仮設住宅の建設に必要な資機材の調達・供給体制を整備する。

「住宅対策の体制整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 関係機関との連携体制の整備	危機管理課、営繕住宅課
2 応急仮設住宅建設候補地の選定	営繕住宅課
3 公営住宅等の斡旋借上げ体制の整備	営繕住宅課

1 関係機関との連携体制の整備

市は、過去の災害事例における応急仮設住宅の必要戸数の把握、応急仮設住宅の建築に関わる仕様や基準を検討し、県と調整する。

市は、県と連携を図りながら応急仮設住宅建設候補地を選定する（詳細は「2 応急仮設住宅建設候補地の選定」を参照）。

2 応急仮設住宅建設候補地の選定

(1) 応急仮設住宅の建設戸数

市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、応急仮設住宅等需要数は、1,767棟と推定されている。

【応急仮設住宅の用地面積（関東平野北西縁断層帯地震の場合）】

建設棟数（棟）	1戸当たりの用地面積（㎡）	用地面積（㎡）
1,767	60	106,020

注）1戸当たりの用地面積を60㎡（「応急仮設住宅の設置に関するガイドライン」（平成20年6月日本赤十字社）から、「効率の良い用地60～70㎡」）として算定した。

(2) 応急仮設住宅用地の選定

市は、県と連携を図りながら、次の点を考慮して、公園等の公共用地（必要に応じて、私有地も含め）を対象に応急仮設住宅建設候補地の検討を行う。

- ア 飲料水が得やすい場所
- イ 保健衛生上適当な場所
- ウ 交通の便を考慮した場所
- エ 住居地域と隔離していない場所
- オ 工事車両のアクセスしやすい場所
- カ 既存生活利便施設が近い場所
- キ 造成工事の必要性が低い場所
- ク 排水先がある場所

(3) 応急仮設住宅の設置及び供給

市は、県と連携して、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。

- ア 応急仮設住宅の着工時期
- イ 応急仮設住宅の入居基準
- ウ 応急仮設住宅の管理
- エ 要配慮者に対する配慮

3 公営住宅等の斡旋借上げ体制の整備

大規模災害時には、住宅の確保を目的として、必要に応じて公営住宅等の斡旋を行う必要がある。

そのため、市は、平常時から公営住宅等の斡旋可能な住宅リストを作成しておく等、災害時に迅速に対応できる体制を整備する。

第8 文教に係る事前対策

災害時において、児童生徒等の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

また、市は、歴史的施設はもちろん、無形文化財、天然記念物等の文化財に恵まれている。そうした文化財、特に有形文化財、歴史的施設等が災害によって失われないよう、予防対策を推進するものとする。

「文教に係る事前対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 市の事前対策	教育総務課、学校教育課、子育て支援課
2 学校等の事前対策	学校長、保育所長
3 文化財の事前対策	文化財保護課

1 市の事前対策

市は、所管する学校を指導及び支援し、大規模災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

また、教材用品の調達及び配給の方法については、教育委員会及び学校において、あらかじめ計画を立てておく。

なお、私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう指導及び支援に努める。

2 学校等の事前対策

校長及び保育所長は、学校等の立地条件等を考慮したうえ、災害時の応急教育計画を作成するとともに、指導の方法等についても明確な計画を作成する。

校長及び保育所長は、災害の発生に備えて次のような措置を講ずる。

- ア 市の防災計画における学校等の位置づけを確認し、学校等の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
- イ 児童生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
- ウ 教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
- エ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- オ 避難訓練等、突発的な災害発生に対処する訓練を行う。

3 文化財の事前対策

市は、文化財を災害から保護するため、その管理状況（転倒・倒壊対策状況、消防設備の整備状況等）を調査し、これに基づき必要な指導、助言等を行う。

(1) 文化財の収蔵・保管体制の整備

大規模災害時には、指定文化財及び文化財所有者の建築物の倒壊、展示施設の損壊が予想されるため、市は、次の予防策により文化財の災害予防を図る。

ア 収蔵・保管施設の耐震・免震化

イ 収蔵・展示・公開している文化財の転倒、落下防止対策等の強化

(2) 防火体制等の整備強化

文化財に対する災害は、そのほとんどが火災が原因であるのが現状である。

文化財の防火対策を徹底するため、市は、消防本部と連携・協力して次の事項について徹底を期するものとする。

区分	内容
防火体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 防火管理体制の整備 ➤ 火気への厳重警戒と発生時の迅速な対応 ➤ 自衛消防と訓練の実施 ➤ 火災発生時における措置の徹底
防火設備等の整備強化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 警報設備（火災報知器、非常警報器等）の整備強化 ➤ 消防設備（消火器、消火栓、スプリンクラー、動力消防ポンプ、防火水槽等）の整備強化 ➤ 避雷装置、防火壁、防火扉、通路、火除地等の整備強化
災害発生時の緊急的保護体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 文化財所蔵・保有者との連絡網の整備 ➤ 関係機関との連絡網の整備 ➤ 隣接する地方公共団体との支援体制づくり
その他の対策	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 文化財に対する防災思想の普及徹底のための啓発活動 ➤ 管理・保護のための指導助言・訓練 ➤ 関係者（所有者、管理者）の研修

第4節 調査研究

第1 防災アセスメント等に関する調査研究

今後地震災害に関する調査研究が進み、また、国及び県による浸水想定区域の見直しが行われ、市における社会環境が大きく変化した時点で、防災アセスメント調査の実施を検討する。

「防災アセスメント等に関する調査研究」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災アセスメント調査の実施	危機管理課
2 地区別防災カルテの作成	危機管理課、関係各課
3 ハザードマップの作成	危機管理課、関係各課

1 防災アセスメント調査の実施

(1) 災害誘因の検討

災害誘因とは、災害を引き起こす引き金となる自然現象（地震、台風、竜巻等）のことをいう。

市は、地域に最も大きな影響を及ぼす地震及び利根川等の洪水を主な対象として調査を実施する。

(2) 災害素因の検討

災害素因とは、災害を大きくする原因として、その地域がもともと有している防災上の弱点をいう。災害素因の例として、軟弱地盤、低湿地等の自然的な要因と、木造住宅の密集度や老朽化、危険物施設の集中地域等の社会的な要因があげられる。

市は、地域に内在する災害に対する地域の脆弱性の原因を逐一把握する。

(3) 災害履歴の検討

市は、過去に発生した災害を取り上げ、地域の災害に対する特性を具体的に把握する。

2 地区別防災カルテの作成

地区別防災カルテとは、防災アセスメント調査で明らかになった地域全体の総合的な災害危険度判定から自治会、学校区等の地域単位で十分活用できるような精度で危険地域や、防災関係施設等を表示した地区別防災地図と、地区の防災特性を診断したカルテ部分から構成されるものである。

市は、次の記載情報の例を基本として、カルテを作成する。

- ア 災害危険箇所、危険地域
- イ 地区内の学校、病院、社会福祉施設
- ウ 地区内の避難施設、避難路
- エ 寝たきり、ひとり暮らし、障害者等在宅の要配慮者（表示を了解した者について）

3 ハザードマップの作成

ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、指定緊急避難場所等の情報が既存の地図上に図示されている。

ハザードマップを利用することにより、災害発生時に市民等は迅速かつ的確に避難を行うことができるため、災害による被害の低減に非常に有効である。

(1) 地震ハザードマップの作成・公表

市は、「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月埼玉県）の公表を踏まえた「本庄市地震ハザードマップ」の更新を行い、市内の全世帯及び事業所等へ配布している。

市は、地震ハザードマップ等を活用し、防災への備えや建物の耐震化、円滑な避難を促すため市民へ周知していく。

(2) 洪水ハザードマップの作成・公表

市は、利根川等が決壊した場合の洪水浸水想定区域（外水氾濫）及び道路冠水箇所（内水氾濫）を明らかにするとともに、指定避難所等の避難に関する情報を明示した「本庄市洪水ハザードマップ」を作成し、市内の全世帯及び事業所等へ配布している。

市は、洪水ハザードマップ等を活用し、浸水の状況、災害への備えや円滑な避難等について市民へ周知していく。

(3) 内水氾濫ハザードマップの作成・公表

市は、大雨による道路冠水箇所（内水氾濫）を明らかにするとともに、指定避難所等の避難に関する情報を明示した「本庄市内水はん濫ハザードマップ」を作成し、市内の全世帯及び事業所等へ配布している。

市は、内水氾濫ハザードマップ等を活用し、浸水の状況、災害への備えや円滑な避難等について市民へ周知していく。

(4) 土砂災害ハザードマップの作成・公表

市は、市内の土砂災害危険箇所や土砂災害（特別）警戒区域の指定状況を図示し、市から発令される避難情報、地区ごとの指定避難所等について明示した「本庄市土砂災害ハザードマップ」を作成している。

市は、土砂災害ハザードマップ等を活用し、市内の土砂災害（特別）警戒区域の指定状況、大雨時の土砂災害の危険性及び早めの避難等について市民へ周知していく。

第2 災害対策に関する調査研究

地震をはじめとする自然災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐に渡るため、様々な分野から地震被害や風水害等による影響を科学的に解明し、その成果を有効に災害対策に反映していくことが必要である。

そのため、市は、国、県及び防災関係機関等による災害予防に関する調査及び研究成果を収集、解析し、市の防災対策に反映する。

また、市民による災害に対する地域の安全性に関する調査又は点検の取組を支援するよう努める。

第2章 被害防止対策の推進

第1節 災害に強いまちづくり

災害による市街地の被害を最小限に止めるため、避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備等をはじめとする市街地の防災構造化を推進するとともに、耐震改修の推進体制を整備し、施設構造物等の耐震性の向上に積極的に取り組む。生活に密接に関連する公共施設等は、計画的に耐震性の向上を図るとともに、代替性の確保等により、総合的に機能の確保を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

なお、災害に強いまちづくりは、住民との協働で行うものである。このため、住民参加による取組が必要不可欠であり、現況調査や計画づくり等早い段階で住民の参加を求め、協働の実現を図っていく必要がある。

市の「災害に強いまちづくり」の基本的考え方は、次のとおりである。

- ア 市街地の実情に応じた総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。主に災害予防のためのまちづくりを対象とするが、被害を最小限にとどめるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するためのまちづくりも視野に入れ、防災都市づくり計画の策定を推進する。
- イ 防災面からみて市街地特性にあった市街地整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進する。
- ウ 広域災害に対しては、避難地の確保や避難路の整備等行政区を越えた地域連携型の対応を図る。
- エ 高齢者・障害者等の要配慮者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。
- オ 災害時に活動しやすいゆとりある空間の確保を目指す。

第1 計画的なまちづくりの推進

災害発生時の被害を最小限にするため、不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える都市空間の整備等により、総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。

「計画的なまちづくりの推進」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 市街地の防災性の向上	都市計画課、建築開発課
2 防災空間の確保	都市計画課、道路整備課、道路管理課

1 市街地の防災性の向上

市は、住民が安心して生活できる住み良いまちづくりを進めるため、防災面に配慮して、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や都市計画マスタープラン等に基づき、防災拠点を担う指定緊急避難場所の整備とあわせて、指定緊急避難場所までの避難路となる幹線道路等の整備により、幹線道路により囲まれる都市防火区画を形成する等、被害想定をふ

まえた市街地整備や都市基盤施設整備の実施により防災まちづくりを推進する。

また、防災まちづくりは、市街地整備等のハード施策とともに、まちづくり組織の育成や仕組みづくりが重要であり、これらのソフト施策についても、併せて進めていくことが必要である。

(1) 市街地の整備等

市は、災害に強い安全で快適な都市の形成を図るため、土地区画整理事業や各種都市計画の活用を検討しながら、市街地の整備を行う。

ア 都市防災総合推進事業

市は、市街地の防災性の向上等を図るため、多様な都市整備事業との連携による都市の防災構造化及び住民の防災に対する意識向上を推進する。

イ 地区計画等の活用

市は、地区計画等を活用し、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを誘導する。

(2) 不燃化等の促進

市街地の連続して木造住宅が密集している地域では、延焼の危険性が高いため、市は、このような地域を中心に、不燃化対策を推進する。

ア 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定を促進し、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。

市は、防火地域を、比較的大規模な建築物が集合し火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して定める。

市は、準防火地域を、建築物が集合し火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して定める。

イ 屋根不燃化区域の指定

市は、防火・準防火地域以外の市街地における建築物の延焼火災を防止するため、屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域（埼玉県告示 1850 号により区域指定済）について建築基準法に基づいた指導を行う。

ウ 建築物の防火対策の促進

市は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行う。

2 防災空間の確保

市は、災害が発生した際に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行いオープンスペースを確保する。

(1) 公園の整備

市は、災害時における市民の生命、財産を守るため、公園については、災害時の応急対策として利用できるよう整備を推進する。

(2) 緑地・農地の保全

近郊の緑地及び農地は、大地震発生時に火災の延焼防止に大きな効果があり、また、井戸等の農業用施設の活用等の重要な役割が期待されるため、市は、緑地・農地の先行的な取得及び保全等を推進していく。

(3) 道路の整備

市は、火災延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ、広幅員の道路や無電柱化の道路を市街地に計画的に整備するとともに、迅速な災害応急活動に資する道路網の整備を推進する。

(4) 野営地の確保

市は、消防機関、自衛隊又は他地域からの応援等における活動拠点、宿泊及び資機材の保管場所等のためのオープンスペースの確保を推進する。

第2 都市施設の安全対策

多くの人々が使用・利用し、あるいは居住する施設等が地震等により破壊や火災に見舞われると、その結果は極めて大規模な被害となる恐れがある。

特に木造建築物については、多くの全半壊が想定されるとともに、一部の地域では木造建築物が密集しているため、地震の発生に伴う火災の拡大が懸念される。

このため、耐震診断の実施、建築基準法令の普及を図り、建築物の耐震性の強化と不燃化の促進を図るものとする。特に、公共建築物における耐震性耐火性の強化を図ることにより、利用者の安全を確保するとともに、災害時に有効な避難救護施設となり得るよう努めるものとする。

また、災害時における危険性のある落下物として、屋外広告物、屋根瓦、窓ガラス、タイル、外壁モルタル等の外装及びクーラー等がある。落下物ではないが、同種の危険物として各種の自動販売機、ブロック塀がある。これら落下物、転倒物は、人身への被害とともに救出救助活動の障害ともなることから、安全性を確保していく。

さらに、地震時には屋内における転倒物・落下物に対しても配慮していかなければならない。中でも家具等の落下・転倒によるけがの危険性は非常に大きい。たんすや本棚等の家具の転倒・落下や、割れたガラスによる負傷を防ぐことにより、市民一人ひとりが地震から自分の身を守るよう広報等により啓発していく。

「都市施設の安全対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 公共建築物の耐震性の向上	関係各課、営繕住宅課
2 一般建築物の耐震性の向上	建築開発課
3 道路、橋梁の整備	道路整備課
4 倒壊物、落下物の安全対策	建築開発課
5 上水道、下水道施設の耐震性の向上	水道課、下水道課
6 電気、ガス、通信施設の耐震性の向上	関係事業者、危機管理課
7 ため池の耐震性の向上	環境産業課、農政課

1 公共建築物の耐震性の向上

(1) 耐震診断・改修の実施

市は、昭和56年度の建築基準法の改正以前に建築された公共建築物について耐震診断を実施し、老朽化の著しい建物又は構造上危険と判断されたものは、市の整備計画に合わせて改築する。

特に、指定避難所等に指定されている公共建築物について、優先的な耐震化に努める。

(2) 建物以外の施設の補強及び整備

ア 落下・倒壊のおそれのある物件の補強

市は、落下・倒壊のおそれのある物件等（道路標識、電柱、国旗掲揚塔、バックネット、塀等）の安全度を常時確認し、危険と認められるものには防止・補強工事を実施する。

イ 飛散しやすい機器等の格納、固定化

市は、飛散しやすい機械、器具については、常備格納、固定できるようにしておく。

ウ 消防施設の整備

市は、消防施設等の整備に努め、これらを常時使用可能な状態にしておく。

エ 建物以外の施設の点検

市は、建物以外の施設の定期的点検及び臨時点検を実施して、要補強箇所は補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 一般建築物の耐震性の向上

(1) 耐震耐火構造物の建設促進

市は、建物の改築にあたっては、耐震耐火構造の建物の建設促進を図る。

(2) 建築基準法令の普及

市は、関係団体に対して法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努めるとともに、危険建造物を調査し、補強対策の助言を行う。

3 道路、橋梁の整備

市は、危険箇所については、法面防護施設の設置、また、老朽橋については架替え、補強等を推進するとともに既設橋梁についても耐震上不十分なものは整備し、震災時の避難、緊急物資の輸送に支障のないようにする。

市は、通行危険箇所については、危険度により類別し、法面の防護を実施し、危険箇所の解消を図っていく。橋梁については老朽橋の架替え、補修とともに既設橋梁の落橋防止策については必要に応じて実施していく。

4 倒壊物、落下物の安全対策

(1) 落下物等対策の実施

市は、建築物等の耐震、防災診断等の実施とあわせて、落下物等による被害を未然に防ぐための啓発を行い、安全性確保の周知徹底を行う。

また、落下物となりえる屋外広告物等については、道路法及び関係機関法令に基づき、設置者に対し、屋外広告物等の設置の許可申請及び設置後の維持管理について、適切な改善指導を行う。

(2) 自動販売機の転倒防止

各種の自動販売機は、現在ではほとんど設置場所に固定されているが、単なるコンクリートへのボルト締め程度では必ずしも安全とはいえず、補強が必要である。このため、市は、今後、関係機関と連携して市内の通学路、指定緊急避難場所に至る道路に面した物件を対象とする個別調査の実施を検討する。

(3) ブロック塀対策の実施

市は、組積ブロック塀等の実態把握及び施工技術の普及を図るとともに、ブロック塀倒壊防止対策について市民への啓発及び既存塀の補強・改善指導等を行う。

(4) 窓ガラス等の落下防止対策

市は、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険を防止するため次の対策を講じる。

ア 落下防止対策の普及啓発

市は、建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止対策の重要性について普及啓発を行う。

イ 緊急輸送道路等における落下対象物の実態把握

市は、県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

5 上水道、下水道施設の耐震性の向上

(1) 上水道施設の予防対策

市は、水道施設の耐震化について目標を定め、計画的に事業を推進する。

ア 配水池等の耐震補強又は更新

市は、配水池等重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため計画的に補強又は更新を図る。

イ 鋳鉄管等老朽管の更新

市は、鋳鉄管や塩化ビニール管等の老朽化した管、耐震性に劣る管路について速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。

ウ 給水装置・受水槽の耐震化

市は、利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化の促進に努める。特に、指定避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

(2) 下水道施設の予防対策

市は、下水道施設の耐震化について目標を定め、計画的に事業を推進する。

ア 中継ポンプ場、管渠、処理場等の耐震化整備に努めるものとする。

イ ポンプ場等の建設に当たっては、液状化対策を含め耐震構造として地震災害に備えるものとする。

ウ 下水道施設の防災施設としての活用を考慮し、マンホールトイレシステムを整備する等の検討を行う。

6 電気、ガス、通信施設の耐震性の向上

市は、関係事業者と日頃から情報交換を図り、その防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請する。

(1) 電気供給対策

大地震の発生では、電柱の倒壊、電線の切断等による停電及び通電直後に漏電やショートによる火災が発生し、倒壊をまぬがれた家屋が焼失する二次災害が予想される。

このため、市は、電気供給事業者に、供給施設の耐震化及び安全設備の整備、災害発生時の漏電等、二次災害の発生を防止するよう要請するとともに、情報提供等緊急時の連絡体制を確立する。

(2) ガス供給施設対策

大地震の発生では、ガスの漏えいにより爆発や被害の拡大の可能性があります、住民の生命や生活に重大な影響を及ぼすおそれがある。

このため、市は、ガス供給事業者に、供給施設の耐震化及び緊急遮断弁等の安全設備の整備、災害発生時のガス漏れ等、二次災害の発生を防止するよう要請するとともに、情報提供等緊急時の連絡体制を図る。

(3) 電気通信設備対策

東日本電信電話（株）埼玉事業部は、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、平常時から電気通信設備の耐震構造化等の防災対策を推進する。

また、災害が発生した場合においては、埼玉県内のグループ会社を統制して対策組織を設置し、要員、資機材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を行う。

市は、東日本電信電話（株）埼玉事業部に通信の疎通と設備の早期復旧等を要請するとともに、情報提供等緊急時の連絡体制を図る。

7 たため池の耐震性の向上

市は、たため池の現況調査に基づいて改修の必要性及び緊急性について判断するとともに、たため池の管理主体に対して安全管理の指導を行う。

特に老朽化の著しいもの及び耐震構造に不安のあるもので、決壊流失の際下流に及ぼす被害が大きいと思われるたため池については、市は管理主体に対し、各施設の危険度を判定し、速やかに施設の補強、改善を行うとともに適切な維持管理を行うよう指導する。

第3 防災拠点の整備

災害発生後の応急対策を円滑に進めていくためには、応急対策に必要となる機能が防災活動の拠点となる施設に集約されていることが必要である。

このため、応急対策のみならず、平常時の予防対策にも活用できる防災拠点を整備するとともに、それらの拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。

「防災拠点の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災拠点のネットワーク化	危機管理課、関係各課
2 防災拠点施設の整備	危機管理課、関係各課

1 防災拠点のネットワーク化

防災拠点は、平常時には市役所、小・中学校、市民文化会館等の公共施設として、災害が発生した場合には、直ちに職員の活動拠点及び災害情報の収集・伝達の場所、市民の指定避難所、負傷者の救護場所として利用される。

これらの防災拠点は、地域の社会的特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況、交通利便性等）や想定される被害特性（地域の孤立可能性等）を基に、市全体から見て適切な配置となるように、計画的に配置、整備する必要がある。

また、大規模災害時にはその地区の防災拠点が損壊して使用できない場合や、延焼火災等により他の安全な防災拠点に移動しなければならない場合等、二次的、三次的な避難の必要が生じることもある。この場合には、避難路が安全であるとともに、個々の防災拠点が有機的に結びついていることが重要である。

そのため、市は、大規模災害時の応急対策を迅速かつよりきめ細かく実施するため、防災拠点のネットワーク化を推進する。

2 防災拠点施設の整備

大規模災害時の応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点施設に応急対策に必要な機能ができる限り集約されていることが重要であり、物、人及び情報の複合的な整備を進めていくことが必要である。

市全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、防災中枢拠点と連携して救急救護及び消火活動を担う消防活動拠点、避難拠点や物資拠点等を次に示す。

なお、防災拠点においては、太陽光発電等の代替エネルギーの活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるとともに、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等の非常用通信手段の確保を図る。

【市の防災拠点】

拠点区分	防災上の役割	拠点となる施設
防災中枢拠点	災害対策本部を設置し、各班及び防災関係機関等からの災害情報を集約し、活動方針を定め、応急活動を実施する。 対外的な市の総合窓口として県及び防災関係機関、自衛隊等との連絡調整を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害対策本部の設置場所：市役所本庁舎6階大会議室 ➤ 市役所が被災した場合の候補 第1候補：児玉総合支所 第2候補：現業棟2階会議室
消防活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 火災の消火活動を行う ➤ 傷病者の救急・救護活動を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 児玉郡市広域消防本部中央消防署、本庄分署、児玉分署 ➤ 各消防団器具置場
医療救護拠点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 関係機関との連絡調整を行う ➤ 負傷者の救護活動等を行う拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 医療施設：113か所 (平成29年9月1日現在)
自衛隊拠点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害派遣された自衛隊が、各種災害対策活動を行う際の活動拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本庄東小学校体育館、校庭 (宿营地、臨時ヘリポートとして、必要に応じ、消防・警察の活動拠点も兼ねる。)
避難拠点	避難施設として、被災者が中長期の避難生活を営む。 指定避難所に身を寄せた被災者のため食料、飲料水及び生活必需品等の配給を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定避難所：22か所 ➤ 指定緊急避難場所：79か所 ➤ 福祉避難所：9か所
物資備蓄拠点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 非常用物資等の備蓄場所 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 防災倉庫：7か所
物資集配拠点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 救援物資の集積場所 ➤ 避難拠点等への物資の供給 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 救援物資の中継基地：2か所 市役所本庁舎 児玉総合支所
緊急輸送拠点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ヘリコプターによる緊急輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 飛行場場外離着陸場

第2節 地震火災等の予防

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって、大規模な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進することにより、地震火災による被害の軽減を図る。

「地震火災等の予防」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 市民への防火意識の啓発	消防本部
2 住宅用防災機器の設置	消防本部
3 出火防止対策の推進	消防本部、危機管理課

1 市民への防火意識の啓発

災害時における出火要因として最も多いものは、ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具である。消防本部は、地震による出火を防止するために、火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の火災予防に関する知識を市民に周知する。また、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、次の内容を啓発し防火意識の高揚を図る。

【市民への防火意識の啓発】

啓発事項	啓発内容
各家庭での消火器設置の奨励	出火時の初期消火を迅速に行うため、各家庭における消火器の設置を促進する。
耐震安全装置付火気器具の使用促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地震時出火防止装置付きの電気・ガス・石油等の火気器具の普及 ▶ 通電時火災を防ぐための漏電防止装置付ブレーカーへの取り替え
地震時火災の原因に対応した啓発	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ブレーカーを落としての避難（通電時火災防止） ▶ 火気器具周辺の使用環境の整理整頓（落下物への着火防止） ▶ 家具の固定（出火防止行動を円滑にする上で有効）

2 住宅用防災機器の設置

消防本部は、住宅火災による被害を低減するため、すべての住宅に住宅用火災警報設備等の設置を促進し、その適正な管理の徹底を図る。

3 出火防止対策の推進

(1) 防火・防災管理者制度の効果的な運用

ア 消防本部は、防火管理者の選任が必要な防火対象物には防火管理者を選任させ、消防法施行令に規定する大規模な防火対象物には防災管理者を選任させ、当該管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について指導する。

イ 消防本部及び市は、防火管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

(2) 予防査察指導の強化

消防本部は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な立入検査を行い、常に区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう指導する。

(3) 高層建築物等の火災予防対策

消防本部は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。

(4) 街角消火器設置による意識向上

市は、昭和54年から地震によって発生する火災及びその他の火災の延焼を防止するため、市内の街角に消火器を設置する「市街角消火器設置事業」を行っている。

平成29年4月1日現在、490基が設置されており、効果的な初期消火と被害の軽減をはかるため、市民の理解と相互協力のもと、今後も事業を推進するものとする。

(5) 地震に伴う住宅等からの出火防止

ア 一般火気器具からの出火防止

(ア) 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。

(イ) 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不足のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。

(ウ) 火災の防止のため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、地震後はブレーカーを落としてから避難する等の方法の普及啓発に努める。

(エ) 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

イ 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管する等の適切な管理を行う。引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

第3節 危険物施設等の災害予防

市内には高圧ガス販売所、給油取扱所等の危険物施設等がある。

災害による危険物災害の発生及び拡大を防止するため、予防査察を実施するとともに、適正な保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成、防災意識の普及啓発を図るものとする。

「危険物施設等の災害予防」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 危険物施設の災害予防	消防本部、施設管理者
2 高圧ガス施設の災害予防	消防本部、施設管理者

1 危険物施設の災害予防

(1) 危険物取扱施設の安全化

消防本部は、危険物取扱施設の安全性に関する実態把握を行うとともに、各種法令に基づく規制や事業所に対する普及啓発を図る。

ア 危険物製造所等の整備改善

(ア) 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

(イ) 予防査察を実施して災害防止の指導をする。

イ 危険物取扱者制度の運用

(ア) 危険物保安監督者の選任、解任及び危険物取扱従事者の届出を励行させる。

(イ) 危険物の取扱いについて技術上の基準を指導する。

(ウ) 保安教育を実施する。

ウ 施設の安全管理

(ア) 施設の管理に万全を期するため施設保安員の選任を指導する。

(イ) 危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成及び遵守を指導する。

エ 毒物・劇物取扱施設

毒物・劇物取扱施設については、その取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するために、毒物及び劇物取締法に基づき、県が監視指導を行っている。毒物・劇物はその化学的性質上、万一流出すると被害が相乗的に拡大するおそれがある。

このため、消防本部はこれらの実態把握に努めるとともに、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。また、市は、消防本部との連携を図る。

(2) 自衛消防組織の強化促進

消防本部は、危険物事業所の自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。また、他の事業との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率的な自衛消防力の確立を図る。

(3) 化学消防資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応して消防本部における化学消防車等の整備を促進し化学消防力の強化に努めるとともに、事業所等に対しても危険物災害の拡大防止をはかるために必要な応急資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

2 高圧ガス施設の災害予防

消防本部は、高圧ガス施設については、法令に基づく規制を徹底するとともに、事業所に対する指導の強化及び啓発を図る。

また、高圧ガス施設は可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており消防機関の活動もおのずから限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、消防本部は、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関し、次の予防対策について指導、助言を行い、育成、強化を図る。

- ア 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- イ 経済産業大臣、知事、警察署及び消防機関と協力し、取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じて関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。
- ウ 高圧ガス保安協会の協力のもとに事故例の配布、講習会等を開催して防災上の指導にあたる。
- エ 取扱主任者及び販売主任者制度の効果的な運用を図る。

第4節 浸水災害の予防

平成23年に発生した台風12号では、市内の一部で道路の冠水や橋梁の流失、河川の越流が生じる等、建築物や農作物等への被害が発生した。

このような経験を教訓として、水害の予防と被害の軽減を図るため、市域の河川水路等の危険箇所を把握し、国及び県等に河川水路等の整備の促進を要請する。また、河川改修等とあわせて雨水流出抑制の総合的な対策を進めるとともに、適切な維持管理を行い、水害の未然防止を図る。

「浸水災害の予防」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 河川整備の促進	道路管理課
2 水路の整備	道路整備課
3 雨水排水事業の推進	道路整備課
4 土地利用の適正化	都市計画課、建築開発課
5 地盤沈下対策	環境推進課
6 河川施設等の点検	危機管理課、道路管理課
7 水防体制の強化・資機材の整備	道路管理課、危機管理課
8 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等	危機管理課、関係各課

1 河川整備の促進

市は、河川管理者と連携し、河川の実態等を調査し、必要に応じて河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸等の河川整備を促進する。

そのため、県に対して女堀川、備前渠川及び御陣場川の改修事業の推進を要請していく。

なお、改修に当たっては、都市の中の憩いとやすらぎの水辺空間として位置付け、緑化護岸、親水護岸等、河川の環境整備を図るよう要請していく。

2 水路の整備

市は、管理する雨水排水路について、定期的に巡回点検を実施し、雨水排水機能の維持に努め、流下能力が低い排水路については改修を検討する。

また、台風、集中豪雨が発生した後等は速やかに排水路の点検を実施し、障害物の除去に努める。

3 雨水排水事業の推進

市は、既存の雨水排水ルートの新調査とあわせて、容量不足の排水施設の負荷軽減を図るため、排水経路の分散化等に努める。

また、雨水の地下浸透や貯留施設の整備等による雨水流出抑制の総合的な対策を検討する。

4 土地利用の適正化

市は、河川の氾濫による浸水被害の軽減を図るため、低地部の水害危険区域における開発に際しては、都市計画法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規

制を図る。

5 地盤沈下対策

広域的な地盤沈下を防止するため、県は環境保全条例に基づき、市域の一部において地下水の過剰揚水を規制している。市は、条例の周知等により県が行う揚水施設設置の許認可を支援する。

6 河川施設等の点検

市は、災害を未然に防止し、被害を最小限に食い止め、迅速な応急対策が講じられるように、沿岸地区と協力体制をとって随時危険個所の巡視を実施する。

7 水防体制の強化・資機材の整備

利根川沿岸の本市及び隣接上里町において、坂東上流水害予防組合が結成されている。今後も、国土交通省及び県の指導を受け、毎年度定期訓練等を実施するとともに、市内河川の重要地点堤防付近に水防小屋を設置し、常時必要資材を備蓄し万全の措置をとるものとする。

8 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等

(1) 洪水浸水想定区域の指定・公表

洪水予報指定河川及び水位周知河川に指定されている河川においては、水防法第14条に基づき、河川整備の基本となる降雨により犯濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面（洪水浸水想定区域図）が作成され、関係市町村長へ通知される。

市は、洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、指定避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した「本庄市洪水ハザードマップ」（平成30年3月本庄市）を作成し、その内容を印刷物の配布等により、市民に周知している。

(2) 要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

平成29年の水防法改正に伴い、浸水想定区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）においては、本庄市地域防災計画へ、名称や所在地を記載するとともに（水防法第15条第1項第4号ロ）、本庄市地域防災計画に定められた当該施設利用者の水害に対する円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、当該施設管理者等に避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている（水防法第15条第1項、水防法第15条の3等）。

市は、これら施設の管理者に対し、洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、積極的に支援を行う。

第5節 土砂災害の予防

土砂災害防止法に基づき、指定された土砂災害警戒区域等において、迅速かつ的確な避難情報等を発令するために、市道等の事前把握等の警戒避難体制の整備、危険区域の周知及び要配慮者への支援を実施する。また、地すべり等の危険箇所の対策を実施する。

「土砂災害の予防」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 土砂災害警戒区域等の指定	危機管理課
2 土砂災害警戒区域等における対策	危機管理課、関係各課
3 土砂災害の予防対策	危機管理課、関係各課
4 山地災害対策の推進	危機管理課、関係各課

1 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）について、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定し、土砂災害が及ぶ範囲を明らかにしている。

なお、市域には、土砂災害防止法に基づき、知事から土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定されている箇所が186か所ある。

2 土砂災害警戒区域等における対策

(1) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域が指定された場合、次の事項に留意し、指定区域ごとに警戒避難体制の整備を図る。

- ア 土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等の土砂災害への危機管理意識の啓発及び住民からの情報提供体制の整備に努める。
- イ 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
- ウ 土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関係機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を平常時から把握し、施設ごとに具体的な避難確保計画等を整備する。
- エ 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
- オ 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達手段を整備していく。

(2) 避難勧告等の伝達マニュアルの作成

市は、土砂災害等の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした避難勧告等の伝達マニュアルの作成に努める。

(3) 土砂災害警戒情報等の活用

市は、災害時の活動体制や避難勧告等の発令の判断を迅速かつ的確に行うため、熊谷地方気象台が発表する土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒判定メッシュ情報、さらに県河川砂防課が発表する埼玉県河川砂防情報システム等から情報を収集し分析する体制を整備する

(4) 土砂災害ハザードマップの作成

市は、土砂災害等の危険箇所について、ハザードマップの作成・配布等により住民に周知する。特に、土砂災害警戒区域については、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を、土砂災害ハザードマップ等を活用して住民に周知する。

(5) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

市は、斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握・観察する。また、長雨、豪雨等が予想される場合は、関係機関や地域と連携し、危険箇所のパトロール等を行う。

(6) 土砂災害の危険区域の周知

市は、土砂災害から住民の生命、財産を保護するため、現場への標識の設置等の方法により、地区住民に対し、土砂災害警戒区域の位置等を周知するように努める。

(7) 要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

平成29年の土砂災害防止法の改正に伴い、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）においては、本庄市地域防災計画へ名称や所在地を記載するとともに（土砂災害防止法第8条第1項第4号）、本庄市地域防災計画に定められた当該施設利用者の土砂災害に対する円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、当該施設管理者等に避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている（土砂災害防止法第8条第1項、水防法第8条の2等）。

市は、これら施設の管理者に対し、土砂災害に関する情報の伝達方法を定めるとともに、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、積極的に支援を行う。

(8) 在宅の要配慮者への支援

市は、在宅の要配慮者に対する避難支援体制を確立する。また、自力での避難が困難な在宅の要配慮者が、避難時に支援を要する旨を自発的に前もって避難支援者や市に伝える意識を持つよう、土砂災害に対する意識の向上を図る。

また、在宅の要配慮者の情報について、個人情報保護に十分留意しつつ、関係部局間での情報共有を図る。

(9) 防災意識の向上

市は、土砂災害防止月間をはじめ、日頃から県や関係機関と連携し、広報活動を進める。また、防災訓練を実施し、併せて、「本庄市土砂災害防災マニュアル」により、防災

意識の向上を図り、警戒避難に係る方法や体制の点検を行う。

3 土砂災害の予防対策

市は、荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から身体、生命及び財産を守るため、地すべり危険箇所、土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所の対策を定める。

(1) 土石流災害の予防

市は、市域の山間部に広く分布している土石流危険溪流（谷地形をなし、溪床勾配15度以上で土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある溪流及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流）の把握に努め、土石流の発生するおそれのある溪流や保全対象となる人家への被害を未然に防ぐために、公共施設等の存する溪流について、堰堤等の設置を推進する。

また、市は市民に対し、土石流危険溪流に関する資料を提供するとともにその周知に努めるものとする。

(2) がけ崩れ災害の予防

市は、市域にある急傾斜地崩壊危険箇所（地表面が水平面に対して30度以上の角度をなし、その高さが5m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合、人家等に被害を及ぼすおそれのあるもの及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所）において、住民等への被害を未然に防ぐため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく指定を県に要請するとともに、対策工事の促進を図る。

市は、危険度の高い急傾斜地については、計画的に災害防止策を講ずるとともに、梅雨や台風等の時期を中心に調査・点検を実施するとともに、警戒避難体制を確立して、急傾斜地崩壊危険箇所における地震及び降雨によるがけ崩れ被害の軽減を図る。

また、市は市民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供するとともに、その周知に努めるものとする。

(3) 地すべり災害の予防

市は、市域における現在滑動中や過去に滑動のあったもの又は滑動が予測される地すべり危険箇所を把握し、地すべり等防止法に基づき、その対策事業を促進するとともに危険箇所の周知に努める。

市は、地すべり危険箇所については、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域の指定を県に要請する。

市は、危険度の高い地すべり危険箇所については、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等の観測体制を整えるほか、防災施設を計画的に整備し、地震及び降雨による地すべり被害の軽減を図る。

4 山地災害対策の推進

市は、山崩れ、地すべり、土石流等によって人家や公共施設等に直接被害を与えるおそれのある溪流や山腹について県が調査した「山地災害危険地区」を把握し、災害対策の検討のために活用を図る。

市は、治山事業等については、危険度の高いものから逐次実施するが、治山施設についても日頃から亀裂の発生等異常の早期発見に努めるとともに、有害行為の防止や住民に対し浮石の除去等の予防措置等の普及啓発を行う。

第6節 雪害の予防

県は、平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけての大量の降雪により、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪を記録し、市内でも、ビニールハウスやカーポート等に被害が発生する等、これまでにない規模の雪害が発生した。

「雪害の予防」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署等
1 関係機関の連携強化	危機管理課、周辺市町村、県
2 食料・飲料水・燃料・生活必需品の備蓄	危機管理課
3 情報通信体制の充実強化	危機管理課
4 孤立予防対策	危機管理課
5 ライフラインの確保	道路整備課、水道課、関係事業者
6 一般廃棄物の適正処理	環境推進課
7 要配慮者の安全確保	地域福祉課
8 学校施設の保全	教育総務課
9 農林畜産業・商工業者への支援	農政課、商工観光課
10 災害ボランティア制度の構築	危機管理課
11 その他	危機管理課、周辺市町村、県

1 関係機関の連携強化

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、県、周辺市町村及び消防本部等関係機関との連絡体制をあらかじめ確立する。

2 食料・飲料水・燃料・生活必需品の備蓄

市は、自分の身は自分で守るという自助の観点から、市民に食料・飲料水・燃料・生活必需品の備蓄を奨励する。

また、備蓄計画に基づく備蓄を進めるとともに、救援物資の提供に関する協定を締結する等、企業等との協力体制の確立を図る。高齢者が入居する施設については、規定よりゆとりを持った備蓄を行うよう指導する。

3 情報通信体制の充実強化

市は、降雪・積雪に係る観測情報や今後の降雪の予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、市民の適切な対処を促す。

(1) 気象情報等の収集

市は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集する。

(2) 市民への伝達及び事前の周知

市は、大雪（特別）警報が発表された場合は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、防災行政無線や防災行政無線メール配信サービス等で、降雪・積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法について、あらかじめ市民への周知に努める。

4 孤立予防対策

市は、積雪・なだれ等により、交通が困難または不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数や連絡者等の把握を行う。

また、積雪・なだれ等により、交通が困難または不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保・食料備蓄の奨励等、事前措置を講ずる。

(1) 孤立集落が必要とする支援の想定

市は、孤立集落が必要とする支援について、種類や要請手段、調達方法等をあらかじめ想定し、必要に応じて関係団体と協議を行うものとする。

(2) 孤立のおそれがある地区の状況把握

市は、過去の大雪での孤立履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（自治会長や消防団員等）等の把握を行うものとする。

(3) 救援実施に必要な体制整備

市は、孤立するおそれのある地区においては、救助や物資輸送の際に必要なヘリコプター離着陸のための適地を確保しておく。また、気象警報等を基に、被災前に指定避難所を開設する等、孤立集落を生まない取組を検討する。

5 ライフラインの確保

(1) 道路交通の確保

市は、道路交通を確保するため、北部地域振興センター、本庄県土整備事務所、本庄警察署、児玉警察署及び児玉郡市広域消防本部と連携し除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。

ア 幹線市道除雪の計画策定

市は、関係機関と協議し、次の項目について計画を定める。

- (ア) 除雪作業出動基準
- (イ) 除雪対象路線
- (ウ) 除雪体制の整備
- (エ) 土木建設業者等との連携

イ 幹線市道除雪の優先順位

市は、効率的に除雪を行うため、関係機関と協議し、幹線市道除雪の優先順位を定めることとする。

ウ 市の除雪体制

市は、必要に応じ、除雪対策本部を都市整備部に、現地対策本部を見玉総合支所内に設置する。

除雪対策本部及び現地対策本部は、必要な場合には土木建設業者等へ市道の除雪を要請し、あらかじめ定めた市道の除雪にあたらせるものとする。

市は、歩道等の安全及び交通確保のため、必要に応じて職員を動員する。

エ 除雪作業の出動基準

市は、次の基準例を参考に、除雪作業を実施する。

【除雪基準（例）】

体制区分	出動基準
準備体制	降雪予報 ～ 積雪量 10cm 未満
一次体制	積雪量 10cm 以上 ～ 20cm 未満
二次体制	積雪量 20cm 以上 ～ 60cm 未満
三次体制	積雪量 60cm 以上

オ 雪置き場

市は、効率的に雪置き場を確保するため、関係機関と協議し、次の項目について計画を定めることとする。

- (ア) 雪置き場の指定
- (イ) 開設基準
- (ウ) 管理体制

カ 凍結等危険箇所の把握

市は、凍結等のため特に危険な箇所はないか、道路パトロールを実施しその把握に努め道路交通の安全を期する。

キ 市民による共助体制の構築

市は、幹線以外の生活道路・通学路等の除雪については、あらかじめ自治会、自主防災組織等の団体を通じ、共助による除雪体制づくりを啓発する。

(2) 公共交通の確保

市は、鉄道輸送を確保するため、各鉄道機関は、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、バス会社に関しては、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のためのバスの運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

(3) 通信及び電力供給の確保

市は、通信及び電力供給を確保するため、関係機関は降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

(4) 水道施設機能の確保

市は、水道施設の機能を確保するために、次のとおり対策を講ずるものとする。

ア 断水地域への応急給水活動

水道課は、断水のおそれがある又は断水が発生した場合の適切な復旧体制を確保するため、関係機関と協議し、応急給水に関する資材と人材の確保及び応急給水対応の整備に努める。

イ 水道業務体制の確保

水道課は、関係機関と協議し、休止、開栓等の水道業務について、降雪状況により遅延が発生した場合の適切な業務体制を確保するよう努める。

ウ 緊急漏水の復旧対策

水道課は、本庄市管工事業協同組合と協議し、緊急漏水が発生した場合、適切な復旧体制を確保するよう努める。

6 一般廃棄物の適正処理

市は、大雪により通常のごみ収集及び処理場への持込みやし尿収集ができなくなる場合を想定し、児玉郡市広域市町村圏組合との連絡体制を確立しておく。

7 要配慮者の安全確保

要配慮者は、災害発生時に被害を受けることが多い傾向にあることから、市は、次のとおり要配慮者の防災対策を推進していく。

(1) 避難行動要支援者避難支援プランの整備

市は、避難行動要支援者避難支援プランを作成し、情報伝達及び避難誘導方法を定める。

(2) 地域との協力体制の整備

要配慮者の安全確保は、行政とともに、地域の住民が協力し、一体となって取り組んでいくことが必要である。

また、公共機関その他集客施設においては、利用者が要配慮者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行うことが必要である。

(3) 降雪時要配慮者の安否確認と支援

降雪時における要配慮者の安否確認と個別支援を確保するため、市は、自治会及び民生委員・児童委員等と連携を図る。

8 学校施設の保全

市は、児童生徒の教育の場であると同時に、災害時には住民の避難施設にもなることから、降雪に伴う荷重性能等の確保に努める。

ア 降雪に対する施設の脆弱箇所の随時改修

イ 落雪事故等の防止のための危険箇所の確認・表示

9 農林畜産業・商工業者への支援

市は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し又は被害を最小限にするため、県や農林業関係団体等と連携を密にし、施設の耐雪化及び農林畜産物に対する必要な応急対策技術の指導並びに普及を行う。

また、的確な情報収集及び伝達を行うための体制の確立を図る。さらに、被害が発生した場合における被害状況調査を円滑に実施するため、調査マニュアルを作成する。

商工業者に対しても、被害が発生した場合における被害状況調査を円滑に実施するため、商工団体からの情報収集・情報提供体制の構築を図る。

10 災害ボランティア制度の構築

市は、除雪困難世帯を支援するとともに、児童生徒が通学路として利用する歩道等の除雪について、本庄市社会福祉協議会と協議し、次の方法等により災害ボランティア制度を構築する。

- ア 本庄市社会福祉協議会ボランティアセンターの活用
- イ 災害ボランティア募集にかかる周知方法の確立

11 その他

市は、大雪対策についても一般災害時における災害予防計画に準じて整備を図るものとする。

第7節 竜巻等の突風対策

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等の突風について、市民への注意喚起を行うとともに、市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

「竜巻等の突風対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 竜巻等の突風発生、対処に関する知識の普及	危機管理課、学校教育課
2 竜巻注意情報等気象情報の普及	危機管理課
3 被害予防対策	危機管理課、関係各課
4 竜巻等突風対処体制の確立	危機管理課、関係各課
5 情報収集・伝達体制の整備	危機管理課
6 適切な対処方法の普及	危機管理課

1 竜巻等の突風発生、対処に関する知識の普及

竜巻等の突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

市は、竜巻等の突風発生メカニズムや対処方法について、気象庁や県等が作成した資料を用いて、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

また、市立の小・中学校では、児童生徒に竜巻等の突風発生メカニズムを理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てるとともに竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。

2 竜巻注意情報等気象情報の普及

市は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。

3 被害予防対策

竜巻等の突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く市民に対して被害の予防対策の普及を図る。

市等が実施する予防対策の内容を次に示す。

- ア 竜巻等の突風被害の予防対策の普及（市）
- イ ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止（市民等）
- ウ 屋内における退避場所の確保（市民等）
- エ ガラス飛散防止対策（学校等）

4 竜巻等突風対処体制の確立

竜巻等の突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

そのため、市は、竜巻等の突風の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の

特徴を踏まえ、気象情報発表時及び竜巻等の突風発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

5 情報収集・伝達体制の整備

市は、竜巻等の突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

(1) 住民への伝達体制

市は、防災行政無線、エリアメール及び緊急速報メール等、住民への多様な伝達体制を整備する。

(2) 目撃情報の活用

市は、県及び防災関係機関から竜巻等の突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に活かす等、竜巻等の突風の迅速な捕捉を検討する。

6 適切な対処方法の普及

市は、竜巻等の突風への具体的な対処方法を市民に分かりやすく示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

具体的な対処方法は、次のとおりとする。

- ア 頑丈な建物へ避難する。
- イ 窓ガラスから離れる。
- ウ 壁に囲まれたトイレ等に逃げ込む。
- エ 避難時は飛来物に注意する。

第8節 農業災害予防対策

風水害及び降霜等は、農作物の生育を大きく抑制し、農業生産に与える影響が大きいため、県の指導に基づき生育に応じた技術対策を行う。

「農業災害予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 営農技術の指導	農政課、環境産業課
2 農協等との伝達体制等の確立	農政課、環境産業課
3 関係農家への事前周知	農政課、環境産業課

1 営農技術の指導

市は、本庄農林振興センター及び埼玉ひびきの農業協同組合等の関係団体との連携を密にし、凍霜害等による被害の予防、低減を図るため、技術対策等を関係農家に周知する。

埼玉ひびきの農業協同組合等の関係団体は、凍霜害等の気象災害に関する防除技術の普及を図るため、関係農家を指導し、霜注意報等の把握体制等の確立に努める。また、過去の気象災害の発生状況を把握し、必要に応じて重点的な対策を行えるよう準備する。

2 農協等との伝達体制等の確立

(1) 情報伝達体制の確立

市は、県から霜注意報の各種気象注意報・警報の連絡があった場合に、適切に埼玉ひびきの農業協同組合及び関係農家に周知できるよう、伝達体制の確立を図る。

(2) 被害実態把握体制の確立

市は、農作物等に被害が発生した場合に、迅速に被害の実態を把握し、また必要な対策が実施できるよう、埼玉ひびきの農業協同組合と被害実態把握体制の確立を図る。

3 関係農家への事前周知

気象庁の発表する予報は、テレビ、ラジオのほか、テレホンサービス（177番）によっても把握できるため、市及び埼玉ひびきの農業協同組合は、被害発生のおそれがある気象状況の場合にはテレホンサービス（177番）を活用することを関係農家に周知する。

第9節 道路災害予防対策

地震や水害その他の理由により、道路の亀裂、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合並びに危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

「道路災害予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 道路の安全確保	道路管理課、道路整備課
2 情報の収集・連絡	道路整備課、道路管理課、危機管理課
3 災害応急体制の整備	道路整備課、道路管理課、危機管理課
4 緊急輸送活動体制の整備	道路整備課、道路管理課、危機管理課
5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え	道路整備課、道路管理課、秘書広報課

1 道路の安全確保

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備する。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集、連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合に、道路利用者に災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

(2) 道路施設等の整備

ア 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

イ 予防対策の実施

道路管理者は、次の各予防対策に努めるものとする。

- (ア) 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- (イ) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (ウ) 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- (エ) 他の道路管理者と連携し又は働きかけ、バイパスの整備や多車線化等により、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを計画的かつ総合的に整備する。
- (オ) 道路管理者は、災害が発生した際に、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

ウ 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

2 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、平常時から他の道路管理者や警察署、消防機関等との間において、情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(2) 通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市の整備する情報通信システムについては、「本編 第1章 第2節 第1 災害情報の収集・伝達体制の整備」に準ずる。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制の整備

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

(2) 防災関係機関との連携体制

市は、災害時に応急復旧活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、あらかじめ関係機関・団体との相互応援協定の締結を促進する等、平常時から関係機関との連携を強化しておく。

4 緊急輸送活動体制の整備

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するため、市は他の道路管理者と連携して、「本編 第1章 第2節 第6 緊急輸送道路の整備」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努める。

また、市は、発災時における道路管理体制の整備に努める。

5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達ができるよう、道路管理者等関係機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市は、市民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成しておく。

第3章 市民の自主防災力の向上

第1節 防災教育

全ての市民、事業所等が、「自らの身の安全は自ら守る」ことを防災の基本として、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等整備を促進する。

また、震災時において、多くの建築物の倒壊や火災の同時多発等から地域を守るため、市民や事業所が、市や県、防災関係機関と連携して、災害対策に取り組めるよう、地域における防災体制の確立を図る。

「防災教育」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 市民向けの普及・啓発	危機管理課、関係各課
2 学校における防災教育	学校教育課
3 保育所における防災教育	子育て支援課
4 事業所等における防災教育	消防本部
5 防災上重要な施設における防災教育	消防本部、地域福祉課、健康推進課、関係各課

1 市民向けの普及・啓発

市民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には市民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命と財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう、関係機関、団体等と連携して講習会等生涯学習の場を通じて防災教育を行う。

(1) 自主防災組織への参画

市は、自主防災組織の訓練の一環として職員の派遣を行う。また、自治会や関連する団体から出前講座の派遣要望を受けた場合は、職員の派遣を検討する。

(2) 講演会、研修会の開催

市は、火災予防運動、防災の日、防災とボランティアの日、危険物安全週間、国民安全の日、救急の日、119番の日等の行事を通じて、地震災害・風水害・その他災害等についての学識経験者、防災関係機関の担当者、防災士及び災害体験経験者等を講師として招き、講演会、研修会を開催し、防災知識を市民に広く普及する。

(3) 防災展示等による知識の普及

市は、防災訓練等の実施とあわせて、防災情報の展示や体験コーナー等を設け、市民の地震や火災等の災害予防対策の学習機会の確保を図り、展示内容の拡充等に努め、市民の防災教育を推進する。

2 学校における防災教育

市及び学校法人は、学校における防災教育の一層の充実を図るため、学級活動（ホームルーム活動）や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じた子どもたちの防災対応能力の育成を推進する。特に避難、災害が発生した際の危険及び安全な行動について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

(1) 学校行事としての防災教育

市及び学校法人は、防災意識の高揚を図るため、地震と火災を想定した避難訓練を行うとともに、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震疑似体験の実施に努める。

(2) 教科による防災教育

市及び学校法人は、社会科教育や理科教育の一環として、自然災害の発生の仕組み、県や市の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、自らの家庭、学校及び地域に関する防災をテーマとした教育活動を実施し、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 教職員に対する防災研修

市及び学校法人は、災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

3 保育所における防災教育

市は、保育士を通じて園児に対し、防災の基礎的知識を習得させ、災害発生時を想定した避難訓練等を行う。

また、保育士に対しては、災害発生時の園児の安全確保、職員の動員及び災害対策本部、保護者との連携等、災害応急対策について研修を行う。

4 事業所等における防災教育

事業所等は、防火管理者、危険物取扱者等に対する講習を実施するほか、防災計画の作成を促進し、防災行動力の向上を図る。

また、事業所等は、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

なお、事業所の防災担当者は、企業の社会的役割を十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育の実施に努める。

5 防災上重要な施設における防災教育

(1) 病院及び社会福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者を生む危険性があるため、施設管理者は平常時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活動を行う。

また、夜間・休日等の災害発生に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、十分な防災知識の周知を図るとともに、日ごろから防災意識の高揚に努める。

(2) その他不特定多数の人が集まる施設

大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達その他各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ的確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

第2節 防災訓練

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力のかん養に努めるとともに、市、県、防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指し、災害図上訓練（DIG）や指定避難所開設・運営訓練（HUG）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、実施目標は次に示すとおりである。

- ア 防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。
- イ 防災訓練の実施にあたっては、防災計画等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善に寄与すること。
- ウ 住民一人一人が、日常及び災害時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。
- エ 防災訓練の実施にあたっては、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む地域住民等、多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。
- オ 防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人等の要配慮者への配慮や男女双方の視点への配慮に努めること。
- カ 災害時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- キ 防災訓練の実施にあたっては、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ずに実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示する等、実災害時の市民の適正な行動を阻害しないように十分留意すること。

「防災訓練」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 総合防災訓練	危機管理課、関係各課、消防本部
2 市及び防災関係機関が実施する訓練	危機管理課、関係各課、消防本部
3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練	危機管理課、消防本部
4 訓練の検証	危機管理課、関係各課、消防本部

1 総合防災訓練

市は、通信、避難、救護、消火、物資輸送、炊き出し、給水、復旧、交通規制等の全部又は一部について、防災関係機関と一体となり、毎年1回訓練を実施する。

2 市及び防災関係機関が実施する訓練

市及び防災関係機関は、総合防災訓練とあわせ又は単独で次の個別防災訓練を行う。

(1) 通信訓練

ア 防災行政無線による通信訓練

市及び防災関係機関は、県の実施する訓練に積極的に参加して、災害時における通信確保を図るため訓練を実施する。

イ J-ALERT 及び Em-Net

市及び防災関係機関は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の動作確認とあわせて、通信確保の訓練を実施する。

(2) 災害情報連絡訓練の実施

市及び防災関係機関は、災害時において市民に対する災害情報連絡が迅速かつ的確に行われるよう、災害情報連絡訓練を適宜実施する。

(3) 災害対策本部等の設置運営訓練（非常参集訓練）

市は、災害発生時の初動体制を確認し、被害を最小限に抑えるため、市災害対策本部となる市役所本庁舎 6 階大会議室に集まり、本部の設営、職員配置や活動場所の確認、情報処理手順の確認を行う。

また、職員の勤務時間外における災害時対応行動として、緊急連絡網による伝達と全職員へのメール配信により非常参集訓練を実施する。職員各自が配信されたメールに対して、配信確認を送信する安否確認訓練も併せて実施し、迅速な情報伝達及び確実な非常参集人員の把握について訓練する。

(4) 水防訓練の実施

市は、市の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、消防団及び各種水防施設の管理者等の協力を得て、水防に関する訓練を実施する。

【水防訓練】

期日	訓練種目	実施場所	参加機関
年 1 回	水防工法一般	本庄市	消防機関、道路管理課、道路整備課、都市計画課、危機管理課

(5) 土砂災害に係る全国統一防災訓練の実施

市は、全国統一防災訓練に合わせ、土砂災害特別警戒区域に指定された地域を対象に、関係機関とともに実施する。

(6) 消防訓練の実施

災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、消防団において各種訓練を実施するとともに、市役所及び学校等において消防訓練を実施する。

【消防団における訓練】

実施責任者	実施場所	訓練事項
分団長	各分団器具置場 付近	各分団毎に団員の招集を行い服装の点検及び操法訓練を実施する。
消防団長	市	人員、機械器具の点検及び礼式消防操法訓練を行う。 特別点検を行い、全てについて点検する。

【市役所、学校における消防訓練】

対象者	実施場所	訓練事項
市職員	市役所	火災発生の想定により、消火器等により初期消火について訓練を行う。
小学校職員	各小学校	消火器の使用要領及び建物初期消火
中学校職員	各中学校	消火器の使用要領及び建物初期消火

3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力のもと日頃から訓練を行い、自らの生命及び財産の安全確保を図る。なお、訓練の種類は、次のとおりである。

【事業所及び自主防災組織の訓練内容】

区分	内容
事業所における訓練	学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施する。地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。
自主防災組織等の訓練	市及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（DIG）や指定避難所開設・運営訓練（HUG）等を実施する。

4 訓練の検証

訓練実施者は、実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせて訓練を実施し、次に示す方法で評価及び検証を行う。訓練を実施した場合は、実施の結果を記録し、5年間保存しておくものとする。

【訓練の検証】

区分	内容
評価及び検証の方法	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 訓練後の意見交換会、検討会の開催 ▶ 職員等に対するアンケート調査 ▶ 訓練の打合わせでの検討
検証の効果	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 評価や課題を整理し、地域防災計画（市災害対策本部の動員配備体制）等の見直しに活用する。 ▶ 関係機関との協力体制の再構築 ▶ 次期の訓練計画に反映する。

第3節 災害時における要配慮者の安全確保

近年の災害を見ると、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦及び外国人等の災害対応能力の弱い要配慮者が災害の発生時において、犠牲になるケースが多い。

市においては、高齢者等の増加や、外国人住民も多くみられる中、要配慮者が増えつつある。

このため、要配慮者に対して各種予防対策を実施し、災害時の安全確保を図るものとする。

第1 在宅の要配慮者に対する安全対策

市は、在宅の要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民による協力体制の確立に努める。

「在宅の要配慮者に対する安全対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 避難行動要支援者の安全対策	地域福祉課
2 要配慮者全般の安全対策	危機管理課、関係各課
3 社会福祉施設との連携	地域福祉課、障害福祉課、介護保険課
4 見守りネットワーク等の活用	地域福祉課、障害福祉課、介護保険課
5 相談体制の確立	関係各課

1 避難行動要支援者の安全対策

市及び関係団体等は、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進していくものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援対策の一層の充実を図るものとする。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

在宅の要配慮者のうち、自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する次に掲げる者とする。

- (ア) 65歳以上の一人暮らしの者
- (イ) 70歳以上のみの世帯の者
- (ウ) 要介護度4以上の認定を受けている者
- (エ) 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者
- (オ) 療育手帳 ㊸・A・B 交付を受けている者
- (カ) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている者
- (キ) その他市長が災害時の支援を必要と認めた者

イ 避難行動要支援者名簿の作成に必要な情報

避難行動要支援者名簿に記載し又は記録する個人情報には次に掲げるとおりとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) その他市長が避難支援等の実施に関し必要と認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿の作成に必要な情報の把握

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するにあたり、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の要配慮者に係る情報について、災害対策基本法に基づき、これを利用して、避難行動要支援者名簿を作成する。

難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、当該情報を把握している関係機関等に対して情報の提供を求めるものとする。

エ 避難行動要支援者名簿の更新

市は、関係部局及び避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）を通じて得た情報をもとに定期的に更新を行い、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

避難支援等関係者は、次に掲げる団体及び個人とする。

- (ア) 消防機関（児玉郡市広域消防本部、本庄市消防団）
- (イ) 埼玉県警察（本庄警察署、児玉警察署）
- (ウ) 民生委員・児童委員
- (エ) 本庄市社会福祉協議会
- (オ) 自治会・自主防災組織
- (カ) 地域包括支援センター
- (キ) 本庄保健所
- (ク) その他市長が必要と認めた者

オ 避難行動要支援者名簿の提供

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。

また、災害の発生に備え、避難行動要支援者の同意を得たうえで、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。

カ 避難行動要支援者名簿情報の漏えい防止措置等

市は、避難支援等関係者に名簿情報を提供する際は、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者に守秘義務が課せられていることを説明する等、適切な情報管理が図られるよう求めるものとする。

(2) 避難行動要支援者の支援等

ア 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うものとする。

イ 個別支援計画の作成

市は、避難支援等関係者と協力しながら、避難行動要支援者の避難誘導を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者本人又はその家族等とともに、避難支援等に関する必要事項等を示した個別支援計画を作成する。

ウ 情報伝達

市は、災害が発生した場合の災害情報等について、避難行動要支援者本人のみならず、その家族や避難支援等関係者に対しても広く周知できるよう、全体計画に定める情報伝達手段による情報伝達を行う。

避難支援等関係者は、情報の入手・伝達を受けた場合、自らが担当する避難行動要支援者又はその家族への連絡を行い、災害の状況を説明するとともに避難に対する準備等を促す。

エ 避難誘導

市は、避難準備・高齢者等避難開始等の発表や指定避難所の開設状況を把握し、避難支援等関係者や避難行動要支援者を支援する団体等からの照会や支援実施の連絡に迅速に対応するほか、福祉避難所等や支援を要請する関係機関との調整を密にする等、迅速かつ的確な避難誘導を実施する体制を整備する。

避難支援等関係者は、個別支援計画に基づき避難行動要支援者の状況に応じた付添い又は補助を行い、最寄りの指定緊急避難場所又はあらかじめ定められた指定緊急避難場所への避難を支援する。

なお、避難に際して避難行動要支援者の様態の悪化等が生じ医療行為が必要な場合は、救急の医療機関等への連絡を行うほか、必要により速やかに消防本部へ救急車の要請を行う。

オ 安否確認

市は、避難支援等関係者や関係機関による安否情報の集約や照会を一元的に対応するため、安否情報窓口を設置する。

また、避難行動要支援者を支援する関係団体等に対し、避難行動要支援者の安否について、相互に協力して情報を交換できる体制の整備を行う。

避難支援等関係者は、担当する個別支援計画を携帯して、迅速な安否確認が実施できるよう努める。

カ 避難行動要支援者支援班の設置

市は、避難行動要支援者の支援のために部局横断的な対策班を設置する。平常時は、避難行動要支援者支援体制の整備等の検討等を行うとともに、災害時は、避難行動要支援者の避難や避難後の支援等を行う。

(3) 全体計画の策定

市は、避難行動要支援者支援に関する全体的な考え方を整理し、関係部局の役割分担等の細目的な部分も含め、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」を参考に、本庄市地域防災計画の下位計画として全体計画を定めるものとする。

なお、平成29年現在、市は、「本庄市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」（平成25年3月本庄市）を運用しているが、計画で支援対象としている「災害時要援護者」は「避難行動要支援者」と読み替えるものとする。

2 要配慮者全般の安全対策

市は、避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

(1) 防災知識の普及・啓発

市は、要配慮者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける等、防災知識の普及・啓発に努める。

(2) 避難誘導・救出・救護体制の確立

市は、要配慮者を適切に避難誘導・救出・救護するため、平常時より自主防災組織や民生委員・児童委員協議会及び本庄市社会福祉協議会等関係団体との連携強化による要配慮者の実態把握に努め、地域の住民、自主防災組織、消防機関、警察署等の協力を得て、避難誘導・救出・救護及び安否情報等の把握・伝達体制の整備等を図る。

(3) 防災基盤の整備

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす利用者にも支障のない出入り口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、市その他の公共機関は、要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、その他の集客施設に対して、市はこれを促進する。

(4) 要配慮者の家庭内対策の支援

市は、消防団、本庄市社会福祉協議会、災害ボランティア、民生委員・児童委員等の協力を得て、自力で住家等の安全化（家屋の耐震補強、家具の固定等）を図ることが困難な要配慮者に対して、家庭内の安全対策を支援する。

3 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日頃から社会福祉施設等と連携を図るよう努める。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談等、施設の有する機能の活用を図っていく。

4 見守りネットワーク等の活用

市は、高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否確認を兼ねる配食サービス等の見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

5 相談体制の確立

市は、災害時、要配慮者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保健、教育等）に的確に対応できるよう日頃から相談体制の整備に努める。

また、被災により精神的なダメージを受けた要配慮者に対してメンタルケア等ができるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員の確保に努める。

第2 社会福祉施設入所者に対する安全対策

市は、社会福祉施設等の防災力の向上に必要な対策の指導に努めるとともに、社会福祉施設に入所している要配慮者に対する安全対策を推進する。

「社会福祉施設入所者に対する安全対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災計画の策定	施設管理者、関係各課、消防本部
2 防災教育の実施	施設管理者、関係各課
3 防災訓練の実施	施設管理者、関係各課
4 地域との連携	施設管理者、関係各課

1 防災計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模災害の発生を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、市は、これを支援する。

(1) 緊急連絡体制の整備

ア 職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備し、職員の確保に努める。

イ 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

(2) 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の指定緊急避難場所へ誘導、移送するための体制を整備する。

(3) 施設間の相互支援システムの整備

市及び施設管理者は、市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊した場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援する等、地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者の受け入れを想定した体制の整備を行う。

(4) 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、災害時における建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修の実施に努める。

(5) 社会福祉施設等の出火防止対策

施設管理者は、防火管理及び消防訓練を実施する。

また、消火器具、屋内消火栓等の消火設備、自動火災報知器等の警報設備、避難器具、誘導灯・誘導標識等の避難設備を設置及び管理する。

(6) 食料、防災資器材等の整備

施設管理者は、災害に備え、食料、生活必需品、防災用資器材等の備蓄（最低3日間、推奨1週間）に努めるものとする。

主な備蓄品は次のとおりである。（※印備蓄品は、3日分）

- ア 非常用食料※（高齢者食等の特別食を含む）
- イ 飲料水※
- ウ 常備薬※
- エ 介護用品※（おむつ、尿取りパット等）
- オ 照明器具
- カ 非常用電源（燃料含む）
- キ 移送用具（担架、ストレッチャー等）

(7) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の施設における安全確保対策

平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）においては、本庄市地域防災計画へ、名称や所在地を記載するとともに（土砂災害防止法第8条第1項第4号）、本庄市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設利用者の浸水及び土砂災害に対する円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられている。

当該施設の施設管理者は、次の項目を定めた避難確保計画を作成するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。

- ア 防災体制
- イ 避難誘導
- ウ 施設の整備
- エ 防災教育及び訓練の実施
- オ 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
- カ その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

2 防災教育の実施

施設管理者は、施設の職員及び入所者に対し、防災に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、各施設が策定する防災計画の周知徹底に努める。

3 防災訓練の実施

施設管理者は、災害時の切迫した状況下においても適切な行動が取れるよう、施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的の実施するものとする。特に、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮するものとする。

4 地域との連携

施設管理者は、災害に伴う入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び

第2編 災害予防計画 第3章 市民の自主防災力の向上
第3節 災害時における要配慮者の安全確保

入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平常時から近隣の自治会やボランティア団体との連携に努める。

また、市は、施設管理者が災害時に県登録災害ボランティアへの派遣要請等の手続きが円滑にできるよう協力する。

第3 外国人の安全対策

災害が発生した場合、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災知識の普及、防災教育や防災訓練への参加促進に努めるとともに、地域全体で外国人等への支援や救助体制の整備に努める。

「外国人の安全対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 外国人の所在把握	市民課
2 防災知識の普及・啓発	危機管理課、秘書広報課
3 防災訓練の実施	危機管理課、関係各課
4 誘導標識、指定緊急避難場所案内板等の設置	危機管理課
5 通訳・翻訳ボランティアの確保	秘書広報課

1 外国人の所在把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時から外国人の人数や所在の把握に努め、支援体制の整備を図る。

2 防災知識の普及・啓発

市は、日本語に不慣れな外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等の様々な交流機会や受入れ機関等を通じて配布を行い、災害対応力の向上を図る。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報等の日常生活に係わる行政情報について、外国語による情報提供を行う。

3 防災訓練の実施

市は、外国人の災害対応力を向上させるため、総合防災訓練への参加を促すとともに、外国人を対象とした訓練項目を取り入れた防災訓練を積極的に実施するよう努める。

4 誘導標識、指定緊急避難場所案内板等の設置

市は、誘導標識、指定緊急避難場所案内板等に地図や外国語の併記標示を進める。また、案内板のデザインの統一についても配慮し、わかりやすい案内板の設置に努める。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保に努める。

第4節 自主防災組織等の整備

第1 自主防災組織の整備、地区防災計画の策定

災害時には、種々の要因により防災関係機関の行う応急対策活動が遅れたり阻害されることが予想されるが、このような事態において被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止するには、市民等が出火防止、初期消火、被災者の救出活動、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行うことが効果的である。

このため、市民組織の設置の必要性について積極的かつ計画的に広報指導を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急対策活動が効果的に処理されるよう十分な理解と協力を求め、自主防災組織の整備を図る。

「自主防災組織の整備、地区防災計画の策定」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 自主防災組織の育成・強化	危機管理課
2 自主防災組織の活動支援	危機管理課
3 自主防災組織への訓練実施の支援	危機管理課
4 自主防災組織リーダー養成研修の実施	危機管理課
5 地区防災計画の策定	危機管理課

1 自主防災組織の育成・強化

市は、地域住民による防災活動が効果的に実施されるように、地域ごとの自主的な防災組織の育成を図り、日頃から防災意識の高揚を図る等、防災体制の整備に努める。

地域住民による防災体制の整備により、災害に対し自分たちができることは自分たちで行い、援助、救援が必要なときは、迅速な判断ができる体制を市と市民が連携し構築する。

2 自主防災組織の活動支援

市は、災害時に初期消火活動、救出活動等が的確に実施できるよう、防災用資器材の整備を補助制度等により継続的に支援していく。

また、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図るために、災害危険箇所や指定避難所等を記した防災マップや、地区防災計画の策定を推進する。

3 自主防災組織への訓練実施の支援

自主防災組織は、地域活動団体との連携を図り、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練等の実施を推進する。

また、消防団との連携を通じた地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、児童生徒等が自主防災組織による訓練に参加する等、学校と地域が一体となった防災教育を推進する。

市は、防災訓練に自主防災組織による訓練の機会を提示し、参加を促すとともに、自主防災組織が独自に訓練を実施する場合、訓練方法等について積極的な支援を行っていく。

4 自主防災組織リーダー養成研修の実施

自主防災組織の活動が活発に展開されるためには、各自主防災組織におけるリーダーの役割が重要となる。

市は、自主防災組織において防災リーダーに対する教育・研修や防災活動の技術的向上を図るため、防災リーダー育成に必要な支援を行う。

5 地区防災計画の策定

自主防災組織は、災害時等に迅速かつ的確な活動を行うために、行政区等の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が協同して行う防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）策定に努めるとともに、個々の住民への計画等の周知徹底を図る。

なお、地区防災計画の作成にあたっては、女性の意見も取り入れるものとする。

本庄市防災会議は、自主防災組織等から本庄市地域防災計画に地区防災計画を定める提案が行われた時は、当該計画提案を踏まえて本庄市地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本庄市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2 事業所等の防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。また、学校等多くの人が利用する施設や事業所、社会福祉施設等においては、被害の発生も予想されることから、これら被害の防止と軽減を図るため、施設、事業所等の自主的な防災組織の育成指導を図る。

「事業所等の防災組織の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 一般企業の防災組織の整備等	危機管理課、消防本部
2 施設内の防災組織の育成	関係各課、消防本部
3 事業所内の防災組織の育成	危機管理課、消防本部
4 関係機関への協力体制の確立	危機管理課、関係各課

1 一般企業の防災組織の整備等

市は、県の支援・指導を得て、また消防本部と連携して、企業における自主的な防災組織を整備し、災害時には各企業が設置する自衛消防隊と連携して被害の拡大を防止する。

また、企業は、災害時に果たす役割を認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

2 施設内の防災組織の育成

市は、学校、病院、市民文化会館等多数の人が出入りする公共的施設の管理者に対し、消防本部と連携して防火管理者を主体とする自主的な防災組織の育成指導を図る。

3 事業所内の防災組織の育成

市は、各事業所の自衛消防隊等を主とする、特に中小企業等における自主的な防災組織の整備を支援する。また、地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主的な防災組織として位置づけて、連携を図る。

4 関係機関への協力体制の確立

市は、地域における災害対策組織による防災活動の円滑な実施を図るため、自主的な防災組織の整備を促進するとともに、次の関係機関への民間協力体制の充実を図る。

- ア 民生委員・児童委員、赤十字奉仕団及び自治会
- イ 埼玉ひびきの農業協同組合、本庄商工会議所、児玉商工会等関係団体
- ウ PTA、婦人会及びその他の市民団体
- エ その他の公共的団体

第5節 災害ボランティア活動のための環境整備

大規模災害が発生した場合に、ボランティア活動が効果的に活かされるよう、平常時からボランティアの受入れ体制や活動体制の整備に努めるものとする。

「災害ボランティア活動のための環境整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 県災害ボランティア登録制度の周知	危機管理課、市民活動推進課、社会福祉協議会
2 ボランティア組織・団体に関する情報の把握	危機管理課、市民活動推進課、社会福祉協議会
3 専門職ボランティアの組織化	関係各課
4 災害時におけるボランティアの活動環境の整備	危機管理課、市民活動推進課、社会福祉協議会
5 ボランティアコーディネーターの養成	市民活動推進課、社会福祉協議会

1 県災害ボランティア登録制度の周知

(1) 災害ボランティア

県は、平常時に災害ボランティア登録を行い、必要に応じて研修を実施するとともに、ボランティアに関する情報提供を行う。災害時において、登録ボランティアは自主的、自発的に災害支援ボランティア活動を行う。

市は住民に対し、ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを積極的に行う。

災害ボランティアは、次に示す専門分野を持たずに労働力を提供する一般作業を実施する。

- ア 炊き出し
- イ 清掃
- ウ 救援物資の仕分け

(2) 災害救援専門ボランティア

災害時には、介護や通訳、建物危険度判定等の専門分野における人員の不足が予想される。そこで、市及び本庄市社会福祉協議会は、次に示す専門分野からなる災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

- ア ボランティアコーディネーター
- イ 障害別の専門ボランティア（手話通訳等）
- ウ 乳幼児保育
- エ 土木・建築
- オ 介護
- カ 心のケア
- キ 外国語通訳
- ク 情報・通信

(3) 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

県は、ボランティアの応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行っている。市は、災害時に必要に応じて、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

(4) 砂防ボランティア

土砂災害等の二次災害の防止のため、県は、彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動を支援している。市は、災害時に砂防ボランティアの派遣を要請する体制を整備する。

砂防ボランティアの活動内容は次のとおりである。

- ア 溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡
- イ 土砂災害に関する知識の普及活動
- ウ 土砂災害時の被災者の援助活動

2 ボランティア組織・団体に関する情報の把握

災害時には、医療、福祉、保健、被災建築物応急危険度判定等、様々な分野の専門ボランティア組織・団体が、市内で独自の救援活動を展開することが考えられる。

そのため、市及び本庄市社会福祉協議会は、災害時に援助の申し出があった場合、これら団体と円滑に連携できるよう、情報を事前に把握しておくよう努める。

3 専門職ボランティアの組織化

災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するためには、専門能力を有するボランティアと効果的に連携する必要がある。

そのため、市及び本庄市社会福祉協議会は、は、市内在住の専門能力を有するボランティアを事前に組織化し、災害時に迅速かつ確かな協力が得られる体制づくりを進めていく。

また、体制づくりに合わせボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築する等、日頃からボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

対象とする主な専門職ボランティアは次のとおりである。

- ア アマチュア無線技士
- イ 外国語堪能者
- ウ 手話通訳者
- エ 点字通訳者
- オ 1級、2級建築士

4 災害時におけるボランティアの活動環境の整備

大規模災害時には多くのボランティアが救援に駆けつけ、これらボランティアの活動により行政だけでは困難な状況を乗り越えることも少なくない。

そのため、市は、本庄市社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げ、参集したボランティアを円滑に受け入れるため、次の事前対策を講じていく。

- ア 災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアルの作成
- イ 必要な資機材の備え（市内地図、ボード、机、椅子、自転車等）
- ウ ボランティアのための宿泊場所や活動拠点の候補地を選定

5 ボランティアコーディネーターの養成

市及び本庄市社会福祉協議会は、ボランティアの需給調整を円滑に行えるよう、県社会福祉協議会や日本赤十字社埼玉県支部等が開催する研修会等に積極的に参加する。

その際、市内で活動している福祉ボランティア等にも積極的に参加を呼びかける。

第3編 災害応急対策計画

【第1章 震災応急対策】

第3編 災害応急対策計画	147	(応-1)
第1章 震災応急対策	147	(応-1)
第1節 活動体制の確立	147	(応-1)
第1 市の活動体制	148	(応-2)
1 活動体制と配備基準	148	(応-2)
2 初期活動体制	148	(応-2)
3 非常体制	151	(応-5)
第2 職員の動員計画	152	(応-6)
1 活動体制と動員計画	152	(応-6)
2 勤務時間内における動員、参集	154	(応-8)
3 勤務時間外及び休日における動員、参集	154	(応-8)
4 参集における留意事項	155	(応-9)
第3 災害対策本部の設置・運営	156	(応-10)
1 災害対策本部の設置	156	(応-10)
2 災害対策本部の運営	158	(応-12)
3 災害対策本部の組織、事務分掌	159	(応-13)
4 災害対策本部運営の留意事項	167	(応-21)
第4 情報通信手段の確保	169	(応-23)
1 各班間の情報通信手段	169	(応-23)
2 県及び県内防災関係機関との情報通信手段	169	(応-23)
3 住民への情報伝達	170	(応-24)
第5 公共的団体及び民間団体への協力依頼	171	(応-25)
1 市内の公共的団体との連携体制	171	(応-25)
2 市内の公共的団体への協力依頼	171	(応-25)
3 流通業者等民間団体への協力依頼	172	(応-26)
4 人的公用負担(災害対策基本法第65条等)	172	(応-26)
5 災害救助法が適用された場合の事務	172	(応-26)
第6 広域応援要請	173	(応-27)
1 県への広域応援要請	173	(応-27)
2 他市町村への応援要請	174	(応-28)
3 応援の受入れ	174	(応-28)
4 職員の派遣要請・斡旋要求	175	(応-29)
第7 自衛隊の災害派遣要請依頼	176	(応-30)
1 災害派遣要請依頼の基本方針	176	(応-30)
2 災害派遣の活動内容及び関係各班	176	(応-30)
3 災害派遣要請依頼の手続き	177	(応-31)
4 災害派遣部隊の受入れ	178	(応-32)
5 災害派遣部隊の撤収要請	179	(応-33)
6 経費の負担区分	180	(応-34)
第8 ボランティアとの連携	181	(応-35)
1 受入れ体制の整備	181	(応-35)
2 ボランティアの受入れ	182	(応-36)

3	県及び県災害ボランティア支援センターへの派遣要請.....	182	(応-36)
4	専門ボランティアの登録・活動調整.....	182	(応-36)
5	ボランティア活動への支援.....	182	(応-36)
6	ボランティア活動保険の適用.....	183	(応-37)
第9	災害救助法の適用.....	184	(応-38)
1	災害救助法の概要.....	184	(応-38)
2	災害救助法の適用及び実施.....	185	(応-39)
3	災害救助法が適用されない場合の措置.....	188	(応-42)
第2節	初動対応期の災害応急対策活動.....	189	(応-43)
第1	地震に関する情報の収集・伝達.....	189	(応-43)
1	地震情報の収集.....	189	(応-43)
2	情報の収集・伝達系統.....	190	(応-44)
3	被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ.....	191	(応-45)
第2	住民からの通報・問い合わせの処理.....	192	(応-46)
1	住民からの通報の処理.....	192	(応-46)
2	住民からの問い合わせの処理.....	192	(応-46)
第3	災害情報の収集・伝達・共有.....	193	(応-47)
1	被害規模の目安の把握.....	193	(応-47)
2	発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）.....	193	(応-47)
3	発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）.....	194	(応-48)
4	災害情報の収集・伝達.....	194	(応-48)
5	被災者台帳の作成.....	195	(応-49)
6	災害情報の共有.....	195	(応-49)
第4	広報活動.....	197	(応-51)
1	広報活動の方針.....	197	(応-51)
2	初動期の広報.....	197	(応-51)
3	要配慮者への広報.....	198	(応-52)
4	報道機関への災害情報の提供.....	198	(応-52)
第5	消防活動.....	200	(応-54)
1	火災に関する情報の収集・伝達.....	200	(応-54)
2	消防機関における消防活動.....	200	(応-54)
3	消防機関の応援要請.....	200	(応-54)
4	現場指揮本部の設置.....	201	(応-55)
5	市民、自主防災組織及び事業所の役割.....	201	(応-55)
第6	救急救助.....	203	(応-57)
1	活動方針.....	203	(応-57)
2	活動要領.....	203	(応-57)
3	災害救助法が適用された場合の事務.....	206	(応-60)
第7	医療救護.....	207	(応-61)
1	医療施設の被災情報等の収集.....	207	(応-61)
2	初動医療体制.....	208	(応-62)
3	負傷者等の搬送体制.....	209	(応-63)
4	被災医療機関への支援.....	210	(応-64)

5 災害救助法が適用された場合の事務	210	(応-64)
第8 緊急輸送道路の確保	211	(応-65)
1 道路の被害状況の把握	211	(応-65)
2 交通規制	212	(応-66)
3 道路啓開等	212	(応-66)
4 緊急輸送道路の応急措置	212	(応-66)
第9 緊急輸送手段の確保	213	(応-67)
1 車両の確保	213	(応-67)
2 ヘリコプターの確保	213	(応-67)
第10 二次災害の防止	214	(応-68)
1 建築物・構造物の二次災害防止	214	(応-68)
2 民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定	215	(応-69)
3 水害の防止	215	(応-69)
4 土砂災害の防止	215	(応-69)
5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動	216	(応-70)
6 二次災害防止のための住民への呼びかけ	216	(応-70)
第11 避難活動	217	(応-71)
1 避難に関する状況把握	217	(応-71)
2 避難の勧告・指示、警戒区域の設定	217	(応-71)
3 避難誘導	219	(応-73)
4 指定避難所の開設	221	(応-75)
5 避難者名簿の作成	221	(応-75)
6 市外への避難（移送）	222	(応-76)
7 市外（県外を含む。）からの避難者の受入れ	222	(応-76)
第12 給水活動	223	(応-77)
1 被害状況の把握	223	(応-77)
2 給水体制の確立	223	(応-77)
3 広報	225	(応-79)
4 施設の応急復旧	225	(応-79)
5 応援要請及び受入れ	225	(応-79)
6 災害救助法が適用された場合の事務	225	(応-79)
第13 食料の供給	226	(応-80)
1 給食需要及び能力の把握	226	(応-80)
2 食料の確保・輸送	226	(応-80)
3 災害救助法が適用された場合の事務	227	(応-81)
第14 生活必需品等の供給・貸与	228	(応-82)
1 生活必需品等の需要の把握	228	(応-82)
2 生活必需品等の調達・輸送	228	(応-82)
3 災害救助法が適用された場合の事務	229	(応-83)
第15 要配慮者の安全確保	230	(応-84)
1 避難行動要支援者等の避難支援	230	(応-84)
2 避難生活における要配慮者支援	231	(応-85)
3 社会福祉施設における入所者の安全確保	232	(応-86)

4	学校、保育所等における児童生徒及び園児の安全確保.....	233	(応-87)
5	外国人の安全確保.....	233	(応-87)
第16	遺体の取扱い.....	234	(応-88)
1	遺体の捜索.....	234	(応-88)
2	遺体の処理.....	235	(応-89)
3	遺体の埋・火葬.....	236	(応-90)
第17	ライフラインの応急対策.....	238	(応-92)
1	応急復旧の基本方針.....	238	(応-92)
2	災害時の連絡体制.....	238	(応-92)
3	被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報.....	238	(応-92)
第18	公共施設等の応急復旧.....	239	(応-93)
1	公共建築物.....	239	(応-93)
2	その他公共施設等.....	239	(応-93)
3	危険物施設.....	240	(応-94)
4	被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報.....	240	(応-94)
第19	帰宅困難者への支援.....	241	(応-95)
1	帰宅困難者（滞留者）への情報提供等.....	241	(応-95)
2	一時滞在施設の開設・運営.....	242	(応-96)
3	帰宅支援.....	243	(応-97)
4	帰宅困難者（市外）への支援.....	244	(応-98)
第3節	救援期の災害応急対策活動.....	245	(応-99)
第1	災害情報の収集・伝達・共有.....	245	(応-99)
1	救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）.....	245	(応-99)
2	災害情報の共有.....	245	(応-99)
第2	広報広聴活動.....	246	(応-100)
1	広報活動.....	246	(応-100)
2	各種相談窓口の設置.....	247	(応-101)
3	相談の内容.....	247	(応-101)
第3	指定避難所の運営.....	249	(応-103)
1	指定避難所の運営管理体制.....	249	(応-103)
2	指定避難所での情報提供（広報）及び広聴活動.....	249	(応-103)
3	指定避難所での医療.....	249	(応-103)
4	指定避難所の生活環境への配慮.....	249	(応-103)
5	災害救助法が適用された場合の事務.....	251	(応-105)
第4	防疫及び保健衛生.....	252	(応-106)
1	防疫活動.....	252	(応-106)
2	保健活動.....	253	(応-107)
3	動物愛護.....	253	(応-107)
第5	廃棄物対策.....	254	(応-108)
1	災害廃棄物の処理.....	254	(応-108)
2	一般廃棄物の処理.....	255	(応-109)
第6	住宅の確保.....	258	(応-112)
1	住宅ニーズの把握.....	258	(応-112)

2 被災住宅の応急修理.....	258	(応-112)
3 応急仮設住宅の建設.....	259	(応-113)
4 公営住宅等の斡旋.....	261	(応-115)
第7 文教・保育対策.....	262	(応-116)
1 応急教育.....	262	(応-116)
2 応急保育.....	265	(応-119)
3 文化財の保護対策.....	267	(応-121)
第8 商工・農業対策.....	268	(応-122)
1 商工業対策.....	268	(応-122)
2 農業対策.....	268	(応-122)
3 林業対策.....	268	(応-122)
第9 労働力の確保.....	269	(応-123)
1 労働力の確保.....	269	(応-123)
2 災害救助法が適用された場合の実施基準.....	269	(応-123)
第4節 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置.....	271	(応-125)
第1 計画の位置付け.....	271	(応-125)
1 基本的な考え方.....	271	(応-125)
2 前提条件.....	272	(応-126)
3 東海地震に関する情報.....	272	(応-126)
第2 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの措置.....	273	(応-127)
1 東海地震注意情報の伝達、広報.....	273	(応-127)
2 活動体制の準備等.....	273	(応-127)
第3 警戒宣言発令に伴う措置.....	275	(応-129)
1 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報.....	275	(応-129)
2 活動体制.....	275	(応-129)
3 対応措置.....	276	(応-130)
第5節 火山噴火降灰対策.....	279	(応-133)
1 応急活動体制の確立.....	279	(応-133)
2 情報の収集・伝達.....	279	(応-133)
3 指定避難所の開設・運営.....	280	(応-134)
4 医療救護.....	280	(応-134)
5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策.....	281	(応-135)
6 農業者への支援.....	281	(応-135)
7 降灰の処理.....	281	(応-135)
8 広域一時滞在.....	282	(応-136)
第6節 最悪事態（シビアコンディション）への対応.....	283	(応-137)
第1 シビアコンディションを設定する目的.....	283	(応-137)
第2 シビアコンディションへの対応.....	283	(応-137)
第3 シビアコンディションの共有と取り組みの実施.....	284	(応-138)

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策

大規模地震による災害の特徴は、その広域性、同時多発性にある。県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月埼玉県）によると、本市に最も大きな被害を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市の人的被害は死者数が最大で365人、重軽傷者数は1,622人、避難者数は1日後14,969人、1か月後22,080人、建物被害は全壊棟数5,533棟、焼失棟数617棟、半壊棟数4,909棟と大きな被害が予測されている。

応急対策活動は、多岐・広範囲にわたり、対策組織の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる対策活動と、廃棄物対策、防疫・保健衛生活動、住宅の修理や仮設住宅の建設等、発災後ある程度の時間を経て、被害状況に応じて実施する対策活動に分けられる。

市は、多岐にかつ広範囲にわたる災害応急対策活動を、迅速かつ効率的に実施するため、発災直後から72時間を目処とした「初動対応期」とそれ以降の「救援期」とに分けて、次に定める施策を策定する。

第1節 活動体制の確立

本節では、迅速かつ効率的な災害応急対策遂行の前提となる組織体制等活動体制の確立について定める。

第1 市の活動体制

「市の活動体制」は、次に示すとおりである。

区分	担当部署
1 活動体制と配備基準	各課・各班共通
2 初期活動体制	危機管理課、関係各課
3 非常体制	各班共通

1 活動体制と配備基準

震災対策に係る活動体制及び配備基準は、次のとおりである。

【震災対策にかかる活動体制と配備基準】

活動体制	配備基準	活動内容	本部の設置
初期活動体制	1号配備 <ul style="list-style-type: none"> 市域で震度4の揺れを観測した場合 その他市長が必要と認めた場合 	地震による被害の発生の有無等について主に情報収集・報告を任務として活動する	本部を設置せずに、危機管理課を中心に通常の組織で対応する
	2号配備 <ul style="list-style-type: none"> 市域で震度5弱の揺れを観測した場合 「東海地震注意情報」が発表された場合 その他市長が必要と認めた場合 	被害の発生の有無等についての情報収集・報告又は発生した被害に関する調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する	市民生活部長が災害対策初期活動本部を設置する
非常体制	1号配備 <ul style="list-style-type: none"> 市域で震度5強の揺れを観測した場合 「東海地震予知情報」が発表された場合 その他市長が必要と認めた場合 	被害の発生又は発生が予想される災害に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する	市長が災害対策本部を設置する
	2号配備 <ul style="list-style-type: none"> 市域で震度6弱以上の揺れを観測した場合 その他市長が必要と認めた場合 	市の全職員を動員して組織及び機能の全てをあげて救助その他の応急対策を推進する	

2 初期活動体制

(1) 初期活動体制（1号配備）の活動内容

市は、初期活動体制（1号配備）をとった場合、危機管理課を中心とした防災担当部署により、主として地震による被害発生の有無等について情報収集・報告を行い、連絡調整に万全を期する。

危機管理課は、必要な備品類として防災関係機関の連絡リスト、メモ帳、市管内図を用意する。

ア 活動組織

市民生活部長の指示に従い、危機管理課職員及び動員計画に基づく指定職員をもって組織する。

また、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

イ 体制の解除・移行

市民生活部長は、次の基準に達した場合、初期活動体制（1号配備）を解除又は初期活動体制（2号配備）に移行する。

- (ア) 地震による被害の発生が無いと確認できたとき。
- (イ) 災害の発生等により、初期活動体制（1号配備）から初期活動体制（2号配備）に移行する必要性が生じたとき。
- (ウ) 県内又は他県で被害が発生し、初期活動体制（1号配備）から初期活動体制（2号配備）に移行する必要性が生じたとき。

(2) 初期活動体制（2号配備）の活動内容

ア 災害対策初期活動本部の活動

市は、初期活動体制（2号配備）をとった場合、災害対策初期活動本部を本庁舎3階301会議室に設置し、児玉総合支所職員は児玉総合支所に参集する。その後、被害発生状況の把握のため、次の活動を実施するとともに、被害の発生状況によっては速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。

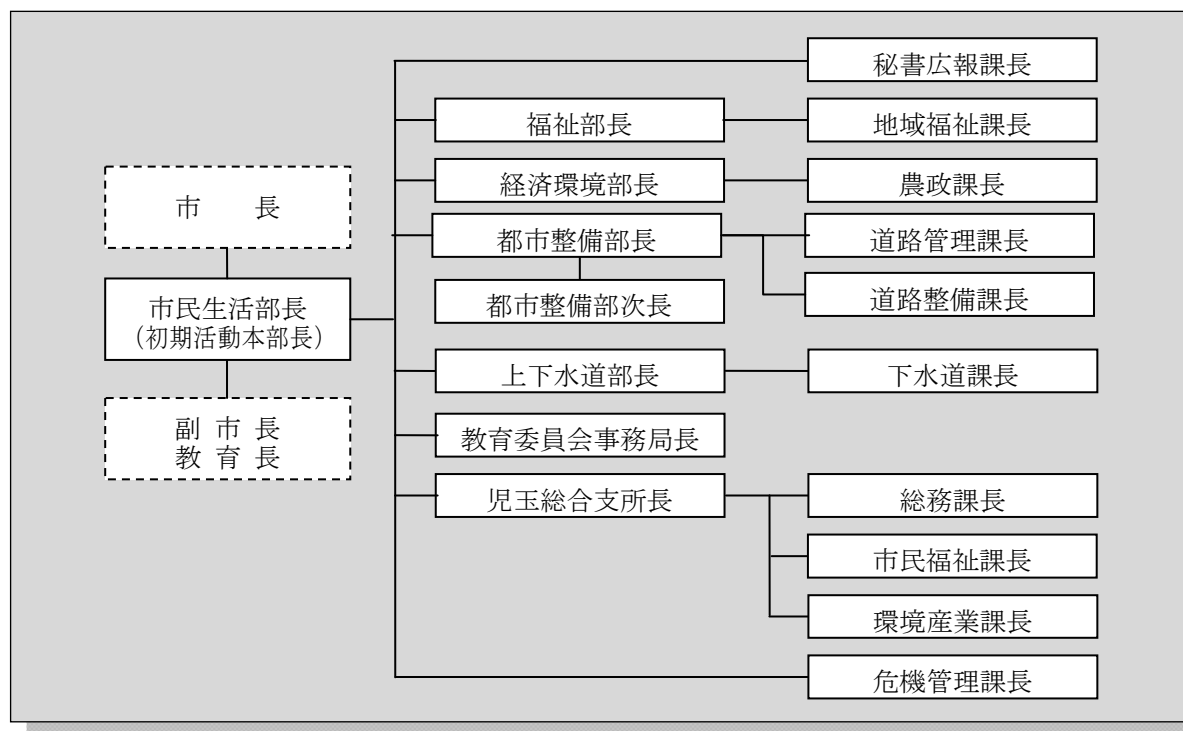
- (ア) 地震情報の収集・伝達
- (イ) 被害情報の収集・伝達
- (ウ) 避難勧告・指示の検討
- (エ) 指定避難所の開設準備
- (オ) 広報活動の準備
- (カ) 被害状況の取りまとめ及び発表・報告

イ 災害対策初期活動本部の組織

災害対策初期活動本部は、市長、副市長、教育長、市民生活部長及び関係部課長をもって組織する。

なお、初期活動本部長以下、各職員は配備基準に応じて参集する（「本節 第2 職員の動員計画」を参照のこと。）。

【災害対策初期活動本部の組織編成図】



ウ 災害対策初期活動本部の協議内容

災害対策初期活動本部が実施する協議内容は次のとおりである。

- (ア) 市内の被害状況のまとめ
- (イ) 避難勧告・指示の伝達の検討
- (ウ) 指定避難所開設準備等の応急活動内容の指示
- (エ) 資機材、食料等の供給と輸送

エ 災害対策初期活動本部の備品類

災害対策初期活動本部が必要な備品類は次のとおりである。

- (ア) 災害対策初期活動本部の標識
- (イ) 職員名簿
- (ウ) 掲示板
- (エ) 消防団・防災関係機関の連絡先名簿
- (オ) 会議記録簿
- (カ) 被害状況連絡票その他の報告・様式類
- (キ) 防災行政無線の準備
- (ク) 情報通信手段（パソコン、ファクシミリ）の設置
- (ケ) コピー機器の設置
- (コ) 広報用例文、広報記入様式
- (サ) 市域全体の図面及び住宅地図、道路管内図

オ 初期活動体制の解除・移行

災害対策初期活動本部長は、次の基準に達した場合は、初期活動体制を解除又は非常体制に移行するとともに、県にこの旨を連絡する。

- (ア) 初期活動体制の原因となった地震による災害発生のおそれなくなったとき又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。
- (イ) 災害の発生等により、初期活動体制から非常体制に移行する必要性が生じたとき。
- (ウ) 県内又は他県で被害が発生し、初期活動体制から非常体制に移行する必要性が生じたとき。

3 非常体制

市は、非常体制をとった場合、本庁舎6階大会議室に災害対策本部を設置して総力をあげて災害応急対策活動を実施する。

災害対策本部の詳細については、「本節 第3 災害対策本部の設置・運営」に定める。

第2 職員の動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、市職員の初動動員と配備についてその要領を定めるものとする。

「職員の動員計画」は、次の項目及び担当部署をもって実施する。

項目	担当部署
1 活動体制と動員計画	各班共通
2 勤務時間内における動員、参集	各班共通
3 勤務時間外及び休日における動員、参集	各班共通
4 参集における留意事項	各班共通

1 活動体制と動員計画

市の活動体制に応じた動員計画は、原則として次のとおりである。

また、勤務時間外及び休日における初期活動体制及び非常体制の動員は、次に示す動員、配備基準に基づいた参集とし、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

なお、各部課と災害対策本部の「各部班」との関係は、「本節 第3 3 災害対策本部の組織編成、事務分掌」を参照のこと。

【本部長・副本部長・本部員の動員、配備基準】

体制区分 役職	初期活動体制 1号配備	初期活動体制 2号配備	非常体制		
	通常の組織 (震度4)	災害対策初期活動本部 (震度5弱)	災害対策本部 (震度5強以上)		
市長	—	☒	本部長	☒	
副市長	—	☒	副本部長	☒	
教育長	—	☒		☒	
市民生活部長	—	本部長	本部員	☒	
企画財政部長	—	—		☒	
総務部長	—	—		☒	
福祉部長	—	☒		☒	
保健部長	—	—		☒	
経済環境部長	—	☒		☒	
都市整備部長	—	☒		☒	
都市整備部次長	—	☒			
上下水道部長	—	☒			☒
教育委員会事務局長	—	☒		本部員	☒
議会事務局長	—	—	☒		
児玉総合支所長	—	☒	☒		
関係課長	—	☒		☒	

注1) 「☒」は出勤(自主参集)を、「—」は待機を示す。

注2) 副本部長及び本部員は、辞令を用いず本表をもってそれぞれ指名されたものとみなす。

注3) 関係課長の部署は、「本節 第1 2 (2) イ ☒【災害対策初期活動本部の組織編成☒】」を参照

第3編 災害応急対策計画 第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立

【各部各課の動員、配備基準】

部名	課名	初期活動体制 1号配備 通常の組織	初期活動体制 2号配備 災害対策初期活動本部	非常体制	
		(震度4)	(震度5弱)	1号配備 (震度5強)	2号配備 (震度6弱以上)
市民生活部	市民生活部長 危機管理課 市民活動推進課 市民課	市民生活部長 及び危機管理 課長に指定さ れた職員	○ ➤ 危機管理課長 ➤ 市民生活部で定める職 員	原則全職員 の3/4	全職員
企画財政部	企画財政部長 秘書広報課 企画課 産業開発室 財政課 情報システム課		➤ 秘書広報課長 ➤ 秘書広報課で定める職 員		
総務部	総務部長 行政管理課 監査委員事務局 課税課 収納課 債権回収対策室 会計課		—		
福祉部	福祉部長 地域福祉課 生活自立支援課 障害福祉課 子育て支援課		○ ➤ 地域福祉課長 ➤ 福祉部で定める職員		
保健部	保健部長 保険課 介護保険課 健康推進課		—		
経済環境部	経済環境部長 環境推進課 商工観光課 農政課 農業委員会事務局		○ ➤ 農政課長 ➤ 経済環境部で定める職 員		
都市整備部	都市整備部長 都市整備部次長 道路管理課 道路整備課 都市計画課 建築開発課 営繕住宅課		○ ○ ➤ 道路管理課長 ➤ 道路整備課長 ➤ 都市整備部で定める職 員		
上下水道部	上下水道部長 水道課 下水道課		○ ➤ 下水道課長 ➤ 上下水道部で定める職 員		
教育委員会 事務局	教育委員会事務 局長 教育総務課 学校教育課 生涯学習課 文化財保護課 体育課 図書館		○ —		
議会事務局	議会事務局長 議会事務局		—		
児玉総合支 所	児玉総合支所長 総務課 市民福祉課 環境産業課	○ ➤ 総務課長 ➤ 市民福祉課長 ➤ 環境産業課長 ➤ 児玉総合支所で定める 職員			

2 勤務時間内における動員、参集

災害対応に必要な活動体制が敷かれた場合、庁内放送等により動員を指示する。各班長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。

班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、「職員班」を通じ応援職員を要請し班体制を確立させる。

勤務時間内においては、職場で待機し、災害対策本部の指示に従って活動する。

動員、参集における留意点は次に示すとおりである。

- ア 常に災害に関する情報、災害対策本部の指示に注意する。
- イ 不急の行事、会議、出張等は中止する。
- ウ 正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しない。
- エ 勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにする。

3 勤務時間外及び休日における動員、参集

(1) 勤務時間外の動員、参集

勤務時間外及び休日においては、職員は所定の場所に参加し、「避難所担当職員」は指定避難所に直接参集し、災害対策本部の指示に基づき活動する。

【勤務時間外の動員、参集】

区分	内容
勤務場所への参集	テレビ、ラジオ、携帯メール等により、市域で震度5強以上の地震情報を確認した場合、全職員は自主参集する。 職員は、まず家族の安否確認及び安全を確保した後、速やかに勤務場所に自主参集する。
参集の報告	各班長は、班員の参集状況を所属部長及び「職員班」に報告する。
参集が困難な場合	交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、所属班長への連絡に努め、指示を仰ぐ。

(2) 参集途上の被害情報の把握

参集途上においても、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、ライフライン等の情報を収集する。

ただし、参集途上における情報収集は、あくまでも概略的にとどめ、迅速な参集を第一に考える。

なお、参集途上において把握した被害情報については、班長に報告する。

(3) 被害情報の報告

班長は、参集途上に班員が収集した被害情報を所属部長に報告する。

各部長は、報告を受けた情報を集約し「統括班」に報告する。

4 参集における留意事項

職員は、次の点に留意して参集する。

- ア 必ず家族の安否確認及び安全を確保した後に速やかに参集する。
- イ 服装は、活動しやすく安全を確保できるものを着装する（例：ヘルメット、手袋、底の厚い靴等）。
- ウ 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書等、各自必要なものを携行して参集する。
- エ 勤務場所への参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関等へ連絡し、周囲の住民の協力を求め、人命の救出を優先し、救出後には、できる限り迅速に参集する。
- オ 自らの言動で住民に不安、誤解を与えない。

第3 災害対策本部の設置・運営

市は、市内に被害を及ぼす地震災害が発生した場合又は被害が発生する恐れがある場合において、非常体制を敷き災害対策基本法第23条の2の規定及び本庄市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに、できる限り迅速に「各部班」を組織し、災害対策本部の運営にあたる。「各部班」は、事務分掌に基づき、まずは、初期の応急対策を実施し、被災者の救護にあたる。また、市機関の存在を市民に知らせて、事態の混乱を最小限にとどめるよう努め、他の防災関係機関と速やかに連絡を取り合い、協力体制の整備を図る。

なお、非常体制となる震度5強以上の揺れが発生した場合、業務継続計画に基づき、該当する業務以外の業務は中断し、災害情報の収集や当面の応急対策等の災害業務を行う。

応急対策は原則として、災害応急対策実施責任者（市長）において、それぞれ法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行うものとする。

「災害対策本部の設置・運営」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害対策本部の設置	危機管理課、関係各課
2 災害対策本部の運営	各班共通
3 災害対策本部の組織、事務分掌	各班共通
4 災害対策本部運営の留意事項	関係各班

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

災害対策本部の設置基準は、「本節 第1 1活動体制と配備基準」に準ずる。

(2) 設置場所

災害対策本部は、本部会議の開催、「各部班」との連絡調整を円滑に行うため本庁舎内（6階大会議室）に設置し、本庁舎の正面玄関に「本庄市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

ただし、災害対策本部を本庁舎内に設置できない場合は、第一代替場所として児玉総合支所に、第二代替場所として現業棟2階会議室の順で設置する。

(3) 実施責任者

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長とし、市長が不在又は事故ある場合は次の順位によりその職務を代行する。

【本部長の代行順位】

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	市民生活部長

(4) 設置の手順

災害対策本部の設置は、次の手順による。

【災害対策本部の設置手順】

NO.	項目	内容
①	市役所の被害状況の把握	「財務班」は、市役所の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は立入禁止区域の設定、自家発電装置の作動等応急措置を施し、状況を「統括班」に報告する。出先機関については各々の施設管理者が同様の対応をとる。
②	職員の被災状況の把握	「職員班」は、勤務時間内の発災の場合、直ちに「各班」から職員の負傷等の状況に関する報告を求める。また、勤務時間外の発災の場合、職員の参集状況を掌握し、「統括班」に報告する。
③	通信機能の確保	「統括班」及び消防本部は、防災行政無線（移動系・固定系）、県防災行政無線、消防無線の点検・立ち上げ等通信機能の確保を図る。
④	災害対策本部室の設置	「財務班」による市役所の安全確認後、「統括班」は、市役所内に災害対策本部室を設置する。市役所が被災し災害対策本部室の設置ができない場合、「統括班」は、その他各部の協力のもと施設代替順位に従い、災害対策本部室を設置する。
⑤	本部設置の掲示	「統括班」は、市役所玄関及び災害対策本部室入口に「本庄市災害対策本部」の掲示を行う。
⑥	関係各班の執務場所の確保	執務場所を所定の場所に設置できない場合、「関係各班」は「統括班」と協議の上、被災を免れた最寄りの公共施設等に執務場所を確保する。

(5) 廃止基準

本部長は、災害の拡大するおそれが消し、かつ、災害応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに災害対策本部を廃止する。

(6) 設置及び廃止の通知

ア 職員への通知

職員への通知は、勤務時間内・外に応じて次のとおり実施する。

【設置及び廃止の通知】

区分	内容
勤務時間内	「危機管理課（統括班）」は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、庁内放送等により庁内各部署に通知する。出先機関を所管する「関係各課（各班）」は、電話等により出先機関に通知する。
勤務時間外（設置のみ）	各職員は、テレビ、ラジオ等による市の震度に関する情報により、災害対策本部の自動設置を判断する。

イ 防災関係機関及び市民への通知・公表

災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を次のとおり通知・公表する。なお、県に連絡できない場合は、国（総務省消防庁）へ通知する。

第3編 災害応急対策計画 第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立

市内で震度5強以上を記録した場合は、被害の有無を問わず総務省消防庁にも通知する（「火災・災害等即報要領の一部改正について」（平成20年9月9日総務省消防庁））。総務省消防庁への連絡は、次のとおりである。

【本部設置及び廃止の通知・公表】

通知・公表先	通知・公表の方法	担当班
県消防防災課	災害オペレーション支援システム、防災行政無線、電話、ファクシミリ	統括班
児玉郡市広域消防本部	災害オペレーション支援システム、防災行政無線、電話、ファクシミリ	統括班
本庄市防災会議委員	電話、ファクシミリ	統括班
市議会	電話、ファクシミリ	議会班
報道機関	電話、ファクシミリ	秘書広報班
応援協定締結自治体	電話、ファクシミリ	統括班
自治会、自主防災組織	電話、ファクシミリ	統括班
市民	防災行政無線（固定系）、市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール	秘書広報班

【消防庁への連絡先】

報告先	通信手段	番号	
		電話	ファクシミリ
応急対策室 〔平日(9:30～18:30)〕	一般加入電話	03-5253-7527	03-5253-7537
	消防防災無線	9049013	9049033
	地域衛星通信	TN-048-500-9049013	TN-048-500-9049033
宿直室 〔上記以外〕	一般加入電話	03-5253-7777	03-5253-7553
	消防防災無線	9049102	9049036
	地域衛星通信	TN-048-500-9049102	TN-048-500-9049036

2 災害対策本部の運営

災害対策本部の組織の運営については、次のとおりとする。

(1) 本部長（市長）

本部を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副市長、教育長）

本部長を補佐し、本部長が不在又は事故あるときはその職務を代行する。

(3) 本部員

本部長の命を受け、本部会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(4) 本部会議

本部長、副本部長及び本部員の全部又は一部をもって構成し、次の事項について適時

協議、調整する。

本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。
なお、本部会議の進行は、危機管理課長が行い、事務は、「統括班」が担当する。

- ア 震災応急対策の基本方針に関すること。
(救命活動、被災者援護活動、ライフライン優先復旧等)
- イ 動員配備体制に関すること。
- ウ 「各部班」間の調整事項の指示に関すること。
- エ 避難の勧告又は指示に関すること。
- オ 自衛隊の災害派遣に関すること。
- カ 埼玉県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- キ 隣接市町との相互応援に関すること。
- ク 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること。
- ケ 災害救助法の適用申請に関すること。
- コ 震災応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
- サ 本部の廃止に関すること。
- シ その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。

(5) 各部班

災害対策本部の「各部班」は、定められた事務分掌（「本節 第3 3 (2) 各部班の事務分掌」）に従って災害応急対策を遂行する。

(6) 現地災害対策本部

本部長は、災害の規模その他の状況により、災害応急対策を遂行するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

- ア 現地本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。
- イ 現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
- ウ 現地本部を構成する機関、組織等に関して必要な事項は、そのつど本部長が定める。

3 災害対策本部の組織、事務分掌

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次に示すとおりである。

(2) 各部班の事務分掌

「各部班」の事務分掌は、次に示すとおりである。

第3編 災害応急対策計画 第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立

【本庄市災害対策本部組織図】

部名（部長）	班名（班長）／各課
統括部（市民生活部長）	統括班（危機管理課長） 危機管理課
	市民班（市民活動推進課長） 市民活動推進課、市民課
調整部（企画財政部長）	秘書広報班（秘書広報課長） 秘書広報課
	情報収集記録班（企画課長） 企画課、産業開発室
	財務班（財政課長） 財政課
	情報システム班（情報システム課長） 情報システム課
総務部（総務部長）	職員班（行政管理課長） 行政管理課、監査委員事務局
	調査班（課税課長） 課税課、収納課、債権回収対策室
	会計班（会計課長） 会計課
福祉部（福祉部長）	福祉班（地域福祉課長） 地域福祉課、生活自立支援課、障害福祉課、介護保健課
	保育班（子育て支援課長） 子育て支援課
救援部（保健部長）	医療班（健康推進課長） 健康推進課、保険課
経済環境部（経済環境部長）	環境班（環境推進課長） 環境推進課
	商工班（商工観光課長） 商工観光課
	農政班（農政課長） 農政課、農業委員会事務局
復旧部（都市整備部長）	次長
	建設班（道路管理課長） 道路管理課、道路整備課、都市計画課
建築班（建築開発課長） 建築開発課、営繕住宅課	
	上下水道部（上下水道部長）
教育部（教育委員会事務局長）	下水道班（下水道課長） 下水道課
	教育班（教育総務課長） 教育総務課、学校教育課
	施設班（生涯学習課長） 生涯学習課、体育課、図書館
文化財班（文化財保護課長） 文化財保護課	
	議会部（議会事務局長）
児玉総合支所部（児玉総合支所長）	支所統括班（総務課長） 総務課
	支所救援班（市民福祉課長） 市民福祉課
	支所復旧班（環境産業課長） 環境産業課
	児玉総合支所班 指定職員（各課から）

【災害対策本部の事務分掌】

区分	事務分掌
各部共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務分掌に必要な情報の収集・整理、業務記録簿（災害救助法業務の台帳作成を含む。）の作成に関する事 2 事務分掌に必要な資機材の調達に関する事 3 事務分掌に係る機関・団体との連絡調整及び応援に関する事 4 事務分掌に係る専門ボランティアとの調整に関する事 5 所管施設の保全、利用者の安全確保に関する事 6 所管施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。 7 指定避難所の開設・運営支援に関する事 8 管理施設に災害対応拠点が設置される場合の設置運営の協力に関する事 9 他班に属さない事項に関する事。 10 本部長の指示による他班への応援に関する事。

部名 ◎部長	班名 〔担当課名〕 ○班長	事務分掌
統括部 ◎市民生活部長	統括班 〔危機管理課〕 ○危機管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 本部事務局に関する事。 4 本部員の動員に関する事。 5 各班所管の指定避難所開設の指示に関する事。 6 各班及び市消防団の動員、連絡調整に関する事。 7 災害情報、被害情報の集約、分析、報告に関する事。 8 住民への避難勧告及び指示に関する事。 9 県、消防、警察、自衛隊、応援協定隣接市町等に対する応援出動（派遣）の要請に関する事。 10 県その他防災関係機関に対する連絡及び被害状況等の報告、提供に関する事。 11 他市町村との連絡調整に関する事。 12 帰宅困難者対策の総括に関する事。 13 安否確認、捜索、救助活動の総括に関する事。 14 水防活動の総括に関する事。 15 指定避難所等の指定、開設に関する事。 16 防災行政無線等の送受信に関する事。 17 備蓄物資の総括に関する事。 18 市災害対策本部活動の総括に関する事。 19 激甚災害指定手続きに関する事。
	市民班 〔市民活動推進〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 (ボランティアセンターに関する事)

第3編 災害応急対策計画 第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立

部名 ◎部長	班名 〔担当課名〕 ○班長	事務分掌
	課] 〔市民課〕 ○市民活動推進課長	2 住民の避難誘導に関する事。 3 ボランティアの受入れ、ボランティアセンター本部の設置・運営、指定避難所内ボランティアセンター現地本部との連絡調整に関する事。 4 被災者台帳の作成等、被災者の被害状況の取りまとめに関する事。 5 罹災証明の発行に関する事。 6 被災者相談窓口設置に関する事。 7 住民及び外国人の安否情報に関する事。 8 不明者の身元確認に関する事。 9 本部員との連絡活動に関する事。 10 被災者に対する国民年金等の免除等に関する事。 11 災害時の死亡者の処置及び埋葬等に関する事。
調整部 ◎企画財政部長	秘書広報班 〔秘書広報課〕 ○秘書広報課長	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害情報、被害状況、災害対策活動等の広報に関する事。 3 報道関係機関との連絡調整に関する事。 4 県、国等の災害地視察受入れに関する事。
	情報収集記録班 〔企画課〕 〔産業開発室〕 ○企画課長	1 各部からの災害情報の収集及び被害状況の取りまとめに関する事。 2 災害情報、被害情報の集約、分析、報告に関する事。 3 災害対策記録、写真等の整備に関する事。 4 国等への陳情及び関係資料の作成に関する事。 5 復興計画に関する事。
	財務班 〔財政課〕 ○財政課長	1 災害対策に必要な財政措置に関する事。 2 市有財産の保全及び被害調査に関する事。 3 公用負担等による損失補償、弁償等に関する事。 4 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する事。 5 災害に係る物品の購入契約に関する事。 6 配車計画、車両確保及び燃料確保に関する事。 7 庁舎の警備に関する事。
	情報システム班 〔情報システム課〕 ○情報システム課長	1 災害対策時の情報システム管理に関する事。 2 情報システム及びネットワークの障害発生状況調査、報告並びに必要な対策に関する事。
総務部 ◎総務部長	職員班 〔行政管理課〕 〔監査委員事務局〕	1 職員の動員に関する事 2 応援職員の派遣に関する事 3 職員の配置状況の集約に関する事 4 職員の公務災害に関する事

第3編 災害応急対策計画 第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立

部名 ◎部長	班名 〔担当課名〕 ○班長	事務分掌
	○行政管理課長	5 職員の食料、飲料水の確保に関すること 6 災害対策要員のローテーション計画の作成に関すること 7 職員の健康管理に関すること 8 被災職員に対する給付その他の福利厚生に関すること。 9 災害対策のための労働力の確保に関すること。
	調査班 〔課税課〕 〔収納課〕 〔債権回収対策室〕 ○課税課長	1 被災納税者の調査及び減免等の措置に関すること。 2 被災地籍の調査に関すること。 3 被災家屋（土地）及び居住者の調査及び報告に関すること。
	会計班 〔会計課〕 ○会計課長	1 災害経費の出納に関すること。 2 災害見舞金の一時保管に関すること。 3 帰宅困難者対策に関すること。
福祉部 ◎福祉部長	共通事務	1 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 （ボランティアセンターに関するものを除く。）
	福祉班 〔地域福祉課〕 〔生活自立支援課〕 〔障害福祉課〕 〔介護保険課〕 ○地域福祉課長	1 災害救助法による救助計画及びその協議に関すること。 2 社会福祉施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 3 高齢者福祉施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 4 福祉避難所の開設・運営及びその維持管理に関すること。 5 要配慮者の総括に関すること。 6 被災者に対する生活保護に関すること。 7 被災者生活再建支援法に関すること。 8 障害者等の要配慮者への支援に関すること。 9 義援金品に関すること。 10 生活資金等に関すること。 11 災害弔慰金等に関すること。
	保育班 〔子育て支援課〕 ○子育て支援課長	1 児童福祉施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 保育所等の乳幼児等の避難、安全措置及び必要な対策に関すること。 3 応急保育計画に関すること。 4 乳幼児等の要配慮者への支援対策に関すること。

第3編 災害応急対策計画 第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立

部名 ◎部長	班名 〔担当課名〕 ○班長	事務分掌
救援部 ◎保健部長	医療班 〔健康推進課〕 〔保険課〕 ○健康推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 病院施設設備の被害状況の把握に関すること。 3 医療救護班（医療関係者により構成）の編成、配置及び救護所の開設、応急治療並びに医療機関との連絡調整に関すること。 4 災害時の病床確保、医療、助産に関すること。 5 医療に関する救援労力の要請、受入れ及び配置に関すること。 6 患者の収容に関すること。 7 感染症の予防に関すること。 8 医療品及び衛生資材の確保並びに配分に関すること。 9 国民健康保険税等の減免に関すること。 10 被災者に対する国民健康保険、被保険者証の再交付等に関すること。
経済環境部 ◎経済環境部長	環境班 〔環境推進課〕 ○環境推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害による廃棄物対策に関すること。 2 被災地のゴミ、し尿の収集等、公衆衛生に関すること。 3 仮設トイレの調達・設置に関すること。 4 生活環境を著しく破壊する公害原因物質の汚染状況調査に関すること。 5 環境衛生、食品衛生及び劇物・毒物の安全対策に関すること。 6 指定避難所の衛生等に関すること。 7 動物の保護等に関すること。 8 死亡獣畜の処理に関すること。 9 その他応急衛生対策に関すること。 10 災害時の死亡者の処置及び埋葬等に関すること。
	商工班 〔商工観光課〕 ○商工観光課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光商工関係の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 災害用食料及び衣料、生活必需品の確保並びに指定避難所等への配分に関すること。 3 被災商工業者に対する災害融資に関すること。 4 商工団体との連絡調整に関すること。 5 災害に関連した失業者の対策に関すること。 6 その他応急商工対策に関すること。
	農政班 〔農政課〕 〔農業委員会事務局〕 ○農政課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地、農作物及び農業用施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 2 農作物被害に対する技術的指導に関すること。 3 農作物及び家畜の防疫に関すること。 4 被災地における農作物種苗及び生産資材等のあっせんに関すること。 5 農業団体との連絡調整に関すること。 6 林業用施設及び治山施設等の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。

第3編 災害応急対策計画 第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立

部名 ◎部長	班名 〔担当課名〕 ○班長	事務分掌
		7 林産物被害に対する技術的指導に関すること。 8 牧畜施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 9 家畜及び鳥獣の保護等に関すること。 10 被災農林業家の災害融資に関すること。 11 主食（米等）の確保に関すること。 12 災害用食料及び衣料、生活必需品物資の確保並びに指定避難所等への配分に関すること。 13 応急公用負担に関すること。
復旧部 ◎都市整備部長	共通事務	1 建設業者との連絡調整に関すること。 2 建設機械・車両の借上げ・配車及び建設資材の確保調達に関すること。 3 土木建設に係る救援労力の要請、受入れ及び配置に関すること。 4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金に関すること。
	建設班 〔道路管理課〕 〔道路整備課〕 〔都市計画課〕 ○道路管理課長	1 河川、橋梁、その他公共土木施設等の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 土砂災害の危険箇所の調査及び応急復旧に関すること。 3 交通関係について警察との連絡調整に関すること。 4 道路交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制に関すること。 5 仮設道路、橋梁等の建設に関すること。 6 家屋の浸水調査取りまとめに関すること。 7 河川周辺地区の排水対策に関すること。 8 水防活動に関すること。 9 障害物の除去に関すること。 10 応急公用負担に関すること。 11 その他の応急土木建設対策に関すること。
	建築班 〔建築開発課〕 〔営繕住宅課〕 ○建築開発課長	1 応急危険度判定に関すること。 2 応急仮設住宅等の建設、住宅の応急対策に関すること。 3 公営住宅等建築物の被害調査、報告及び必要対策に関すること。 4 市有建築物の応急修理に関すること。 5 被災宅地危険度判定に関すること。
上下水道部 ◎上下水道部長	水道班 〔水道課〕 ○水道課長	1 上水道施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 被災者に対する飲料水等の確保及び給水に関すること。 3 飲料水の水源の確保に関すること。
	下水道班 〔下水道課〕 ○下水道課長	1 下水道施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 避難所及び幹線管渠等の機能復旧に関すること。 3 集落排水処理場、管渠・ポンプ施設等の機能復旧に関すること。

第3編 災害応急対策計画 第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立

部名 ◎部長	班名 〔担当課名〕 ○班長	事務分掌
教育部 ◎教育委員会事務局長	共通事務	1 指定避難所の開設・運営に関する事 2 災害警備に関する事 3 所管施設の維持管理に関する事
	教育班 〔教育総務課〕 〔学校教育課〕 ○教育総務課長	1 学校教育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関する事。 2 児童生徒の避難に関する事。 3 教科書、学用品等の調達及び配分に関する事。 4 災害時における応急教育計画に関する事。 5 教員及び学校教育関係要員の要請、受け入れ並びに配置に関する事。 6 学校の応急保健に関する事。 7 避難所担当職員の派遣に関する事。
	施設班 〔生涯学習課〕 〔体育課〕 〔図書館〕 ○生涯学習課長	1 社会教育施設及び社会体育施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事。 2 避難所担当職員の派遣に関する事。
	文化財班 〔文化財保護課〕 ○文化財保護課長	1 災害時の文化財の保護及び被害調査、報告並びに必要な対策に関する事。
議会部 ◎議会事務局長	議会班 〔議会事務局〕 ○議会事務局長	1 市議会との連絡調整に関する事。 2 市議会議員との対応に関する事
児玉総合支所部 ◎児玉総合支所長	支所統括班 〔総務課〕 ○総務課長	1 児玉地域の災害情報、被害情報の集約、分析、報告に関する事。 2 安否確認、捜索、救助に関する事。 3 児玉地域の配車及び車両確保に関する事。
	支所救援班 〔市民福祉課〕 ○市民福祉課長	1 福祉施設の被害調査、報告及び必要な対策に関する事。 2 要配慮者への支援に関する事。 3 災害救助法の適用に関する調査連絡に関する事。 4 罹災証明の発行に関する事。
	支所復旧班 〔環境産業課〕 ○環境産業課長	1 道路及び水路の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事。 2 土砂災害の危険箇所の調査及び応急復旧に関する事。 3 災害による廃棄物対策に関する事。 4 被災地のごみ、し尿の収集等、公衆衛生の把握に関する事。 5 死亡獣畜の処理に関する事。 6 防疫及び公衆衛生の確保に関する事。 7 市営住宅の被害状況の把握に関する事。

部名 ◎部長	班名 〔担当課名〕 ○班長	事務分掌
		8 農地、農作物、家畜及び農業用施設の被害状況の把握に関する こと。 9 林業用施設及び治山施設等の被害調査、報告並びに必要な対 策に関すること。 10 林産物被害に対する技術的指導に関すること。 11 牧畜施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。
	児玉総合支所班 〔各課指定職員〕	1 災害応急対策に関すること。

4 災害対策本部運営の留意事項

(1) 本部設置時の留意事項

ア 来庁者の安全確保

勤務時間内の発災の場合、各職場の職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には速やかに初期消火に努めるとともに、来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合には、安全な場所への避難誘導を行う。

イ 議会との連絡調整

「議会班」は、災害が発生した場合、議会に対して必要な情報の提供に努める。

ウ 視察・見舞者の応接

「秘書広報班」は、国、県及びその他関係機関・団体からの視察・見舞者に対して適切な応接に努める。

エ 会計処理

「会計班」は、災害時の適切な経費の出納に努める。

(2) 応急活動時の留意事項

ア 災害対策本部の弾力的運営

災害対策本部は、数多くの応急対策活動を同時並行的に行うことが要求されるにもかかわらず、職員自身も被災者となり参集不能となりうる事態が予想される。

そのため、災害の状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入する等、弾力的な要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

イ 職員及び職員の家族の被災状況の把握

「職員班」は、職員及び職員の家族の被災状況の把握に努める。

ウ 職員の健康管理

災害応急対策が長時間、長期間に及んだり、家族の被災というストレス下で活動に従

事する等、職員の心身両面の負担が大きい場合、「医療班」は、「職員班」と連携し、職員の健康管理に努める。

エ 災害対策要員のローテーション

大規模災害の場合は災害対策が長期化することから、「職員班」は、「統括班」及び「医療班」と連携し、職員の健康管理に留意して災害対策要員のローテーションを組み、長期持続を維持できる応急活動体制に努める。

オ 公務災害処理

「職員班」は、職員が応急対策活動により負傷等を被った場合、公務災害適用に関する所用の事務を執る。

第4 情報通信手段の確保

災害時における被災状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集伝達手段の確保が重要となる。このため、各種の有線・無線等の通信手段を活用し効果的な運用を図るものとする。

「情報通信手段の確保」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 各班間の情報通信手段	統括班、消防本部、消防団、支所統括班、各班共通
2 県及び県内防災関係機関との情報通信手段	統括班、支所統括班、各班共通
3 住民への情報伝達	秘書広報班、統括班、福祉班、支所統括班、各班共通

1 各班間の情報通信手段

(1) 防災行政無線

各班間の情報通信手段としては、加入電話、庁内電話のほか、防災行政無線があり、「各班」は積極的にこれを用いて情報伝達を行う。

「統括班」は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑に行われるよう努める。

(2) 消防無線

消防本部、消防署、消防団間の情報通信手段としては、消防無線を適切に活用するものとし、消防本部は、必要に応じて適切な通信統制を実施し、その通信が円滑に行われるよう努める。また、消防団においては、デジタル無線受令機や無線トランシーバーを適切に活用し、情報共有が確実にされるよう努める。

(3) 衛星携帯電話

市は、防災行政無線基地局の設備破損や停電等による通信途絶に備え、通信衛星を利用した、災害時においても有効な衛星携帯電話を整備している。

「各班」は、通信が途絶した場合、衛星携帯電話を適切に活用して情報伝達を図る。

2 県及び県内防災関係機関との情報通信手段

(1) 県衛星系及び地上系防災行政無線

県及び県内防災関係機関との情報通信手段としては、県衛星系及び地上系防災行政無線を設置している。

「各班」は、電話が使えない場合、これを適切に活用して情報伝達を図る。

(2) 災害時優先電話

市は、一部の電話回線を災害時優先電話として準備している。NTTに登録しているこれらの電話は、回線輻輳時等においても発信が優先される措置が講じられている。「各班」は、他の手段で情報伝達が困難な場合は、「統括班」に申し出てこの電話を活用し適切な情報伝達を行う。

なお、効果的な利用を図るため、この電話は発信専用とし電話番号は非公開とする。

3 住民への情報伝達

(1) 防災行政無線（固定系）

市から住民への情報伝達手段としては、防災行政無線（固定系）があり、「各班」は「統括班」を通じ、「秘書広報班」により、住民への情報伝達を積極的に行う。

また、「統括班」は、災害発生時にその設備の点検・維持に努める。

(2) 緊急速報メール等による情報伝達

市は、災害や避難勧告等の緊急情報を、市から市内滞在者の携帯電話に一斉に配信するエリアメール及び緊急速報メール等の運用を開始している。

また、市ホームページ、広報車等、さまざまな伝達手段を用いて住民等へ情報を伝達する。

(3) テレビ、ラジオを通じての情報伝達

緊急を要する場合で、他の通信ができないか又は著しく困難な場合、「秘書広報班」は、県を通じて、災害に関する通知、要請等の放送をNHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブに要請する。

(4) 要配慮者への情報伝達

災害時に的確かつ迅速な情報伝達活動を行うため、「福祉班」は、要配慮者に対する緊急通報装置の促進や要配慮者の近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティア等を活用し、要配慮者の特性に合わせた情報伝達体制の整備を図る。

第5 公共的団体及び民間団体への協力依頼

大規模な災害の場合、市職員だけでの対応には限界があるため、必要に応じて市内の公共的団体及び民間団体への協力依頼を行う。

「公共的団体及び民間団体への協力依頼」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 市内の公共的団体との連携体制	関係各班
2 市内の公共的団体への協力依頼	関係各班
3 流通業者等民間団体への協力依頼	関係各班
4 人的公用負担	職員班
5 災害救助法が適用された場合の事務	職員班、福祉班、支所救援班

1 市内の公共的団体との連携体制

災害時には、市内の公共的団体等が一丸となった対応が不可欠である。これら公共的団体及び関係する部署を次に示す。

【市内の主な公共的団体等と関係部署】

市内の公共的団体等	関係部署
本庄市社会福祉協議会	福祉部
本庄市民生委員・児童委員協議会	福祉班、保育班
(一社)本庄市児玉郡医師会	医療班
本庄市児玉郡歯科医師会	医療班
本庄市児玉郡薬剤師会	医療班
埼玉ひびきの農業協同組合	農政班
本庄商工会議所、児玉商工会	商工班、支所復旧班
(一社)埼玉県建設業協会児玉支部	復旧部

2 市内の公共的団体への協力依頼

「関係各班」は、災害応急対策活動を実施する上で必要な場合は、市内の公共的団体に対して協力依頼を積極的に行い、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施する。

協力依頼は、「関係各班」が各々関係する市内の公共的団体等に対して行うこととし、依頼を行った「関係各班」は、その旨を逐次「統括班」に報告する。

想定される協力依頼事項は、次に示すとおりである。

- ア 炊き出し支援
- イ 食料、物資の仕分・運搬・配布
- ウ 指定避難所での情報伝達
- エ 指定避難所での避難者名簿の作成
- オ 安否の確認
- カ 広報紙、ビラの配布・貼付等
- キ 給水支援（給水拠点の補助、要配慮者への運搬等）

【協力依頼の手順】

①	<p>「関係各班」は、市内の公共的団体等への協力依頼を行う場合、次の事項を示した上で依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 協力を必要とする理由 ➤ 従事場所 ➤ 作業内容 ➤ 人員 ➤ 従事時間 ➤ 集合場所 ➤ その他参考となる事項
②	<p>「関係各班」は、①の依頼を行った場合、「統括班」にその旨を報告する。</p>

3 流通業者等民間団体への協力依頼

「関係各班」は、災害応急対策活動を実施する上で必要があると認めるときは、それぞれ締結している協定に基づき民間団体に協力を要請する。

協力依頼事項及び協力依頼の手順は、「2 市内の公共的団体への協力依頼」に準じる。

4 人的公用負担(災害対策基本法第65条等)

市域に災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると市長が認めるときは、市域の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる(災害対策基本法第65条)。

手続き関係は「職員班」が処理するものとし、「関係各班」は必要な場合、「職員班」にその旨を伝える。

5 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、救助の実施に必要な人夫を雇い上げた場合、「職員班」は、次の帳簿類を整え、「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年10月1日内閣府)に準じて行う。

ア 救助実施記録日計票

イ 人夫雇上げ台帳

第6 広域応援要請

大規模な災害が発生し、市職員だけの対応では十分な応急対策を行うことが困難であるときは、災害対策基本法、防災協定等に基づき防災関係機関へ応援要請を行う。

「広域応援要請」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 県への広域応援要請	統括班、関係各班
2 他市町村への応援要請	統括班、関係各班
3 応援の受入れ	統括班、関係各班
4 職員の派遣要請・斡旋要求	統括班、関係各班

1 県への広域応援要請

(1) 災害対策基本法第68条に基づく応援の要求

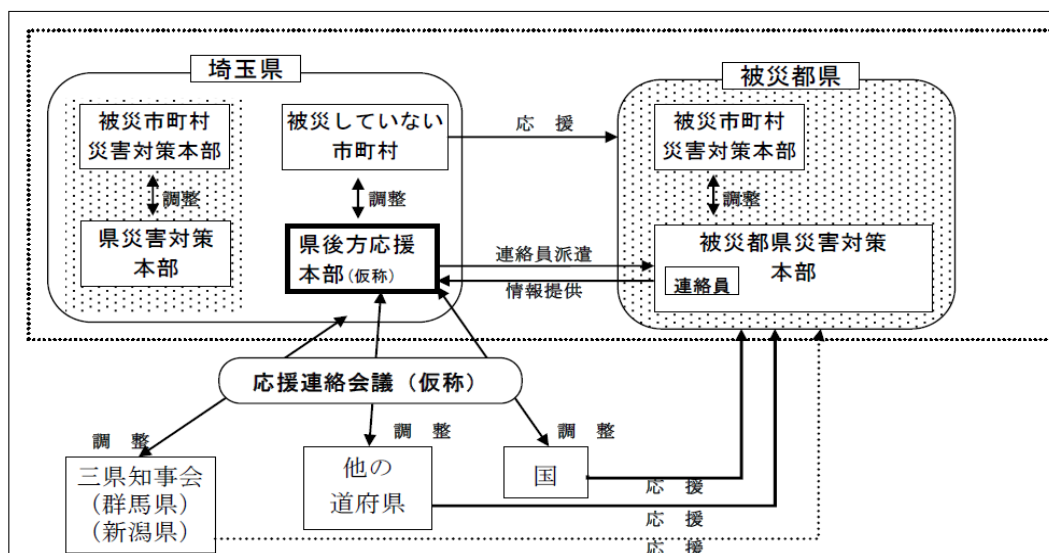
本部長は、市域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し次の事項を示して応援を求める。

「統括班」は、県消防防災課に電話等で要請し、後日速やかに文書を送付する。

「関係各班」は、応援が必要と判断した場合、「統括班」にその旨を申し出る。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を必要とする人員、物資等
- ウ 応援を必要とする場所、期間
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ 応援の受入れ地
- カ その他応援に関し必要な事項

【広域応援体制の関係図】



出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画(第5編 広域応援編)」(平成26年12月)

(2) 自衛隊への災害派遣要請依頼

「本節 第7 自衛隊の災害派遣要請依頼」に定める。

(3) 緊急消防援助隊・広域消防応援の依頼

「本章 第2節 第5 消防活動」に定める。

2 他市町村への応援要請

(1) 災害時応援協定締結市町村に対する応援要請

本部長は、市域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害時応援協定を締結している市町村に対し次の事項を示して応援を求める。

「統括班」は、協定市町村の担当課に電話及びファクシミリ等で要請し、後日速やかに文書を送付する。「関係各班」は、応援が必要と判断した場合、「統括班」にその旨を申し出る。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を必要とする人員、物資等
- ウ 応援場所及び応援場所までの通行可能経路
- エ 応援を必要とする期間
- オ 応援の受入れ地
- カ その他応援に関し必要な事項

(2) 災害対策基本法第67条に基づく応援の要求（協定締結市町村を除く）

本部長は、市域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長（協定締結市町村を除く。）に対し次の事項を示して応援を求める。

「統括班」は、他の市町村の担当課に電話及びファクシミリ等で要請し、後日速やかに文書を送付する。「関係各班」は、応援が必要と判断した場合、「統括班」にその旨を申し出る。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を必要とする人員、物資等
- ウ 応援を必要とする場所、期間
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ 応援の受入れ地
- カ その他応援に関し必要な事項

(3) 消防相互応援協定に基づく応援要請

「本章 第2節 第5 消防活動」に定める。

3 応援の受入れ

(1) 連絡体制の確保

「1 県への広域応援要請」及び「2 他市町村への応援要請」の応援を受け入れる場合、所管する班は、連絡責任者を指定し「統括班」との連絡体制を確保する。

(2) 受入拠点の指定

「統括班」は、「関係各班」と連携し、「1 県への広域応援要請」及び「2 他市町村への応援要請」の応援を受け入れる場合、受入拠点を指定するとともに、応援職員を

宿舎を公共施設等に確保するよう努め、市で確保が困難なときは、関係機関等に協力を求めて確保する。

(3) 活動の調整

応援活動の調整は、「関係各班」の連絡責任者が窓口となって行う。

(4) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として市で負担する。ただし、消防応援は各協定の定めのとおりとする。

4 職員の派遣要請・斡旋要求

(1) 趣旨

災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたときは、次の区分により職員の派遣要請又は職員の派遣の斡旋の要求を行う。

なお、この職員の派遣は、職員個人の有する技術・知識・経験等に着目したもので、原則として長期にわたり、身分的にも派遣先、派遣元の身分を併任させるものである。

ア 職員の派遣要請

- (ア) 知事、他市町村長に対する職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）
- (イ) 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

イ 職員派遣の斡旋の要求

知事に対する職員の派遣の斡旋の要求（災害対策基本法第30条）

(2) 手続き

「統括班」は、「関係各班」からの要請を踏まえ、次の事項を記載し、本部長の承認を得て派遣要請又は職員の派遣の斡旋の要求を行う。

なお、派遣職員の給与及び経費負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

ア 職員派遣要請の場合の記載事項

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 職員派遣の斡旋要求の場合の記載事項

- (ア) 派遣の斡旋を求める理由
- (イ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

第7 自衛隊の災害派遣要請依頼

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の災害派遣を知事へ依頼するものとする。

「自衛隊の災害派遣要請依頼」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害派遣要請依頼の基本方針	統括班、関係各班
2 災害派遣の活動内容及び関係各班	統括班、関係各班
3 災害派遣要請依頼の手続き	統括班、関係各班
4 災害派遣部隊の受入れ	統括班、関係各班
5 災害派遣部隊の撤収要請	統括班、関係各班
6 経費の負担区分	統括班、福祉班、関係各班

1 災害派遣要請依頼の基本方針

自衛隊の災害派遣の要請依頼は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う（災害対策基本法第68条の2第1項（災害派遣の要請の要求等））。

【災害派遣の要件】

緊急性の原則	▶ 差し迫った必要性があること。
公共性の原則	▶ 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
非代替性の原則	▶ 自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

2 災害派遣の活動内容及び関係各班

原則として自衛隊が実施する災害派遣に伴う活動内容及び当該活動を担当する班は、次に示すとおりである。

【自衛隊の災害派遣要請に伴う活動内容】

区分	活動内容	関係班
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。	統括班
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	関係各班
遭難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。	統括班
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。	統括班 建設班
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力	統括班

区分	活動内容	関係班
	して消火にあたるが、消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。	
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。	建設班
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は関係機関の提供するものを使用するものとする。	医療班 環境班
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、ヘリコプター等による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	統括班
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	水道班 教育班
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。(ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)	福祉班
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	統括班
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。	統括班
広報支援	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。	秘書広報班
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で可能なものについては、所要の措置をとる。	統括班

3 災害派遣要請依頼の手続き

(1) 総括窓口

自衛隊の災害派遣に関する総括窓口は、「統括班」とする。

(2) 手続き

自衛隊の災害派遣の必要があると認めた「関係各班」は、「統括班」にその旨を伝達する。「統括班」は、本部長に伝達し、本部長が災害派遣要請の必要性を認めた場合、「自衛隊への災害派遣要請依頼文書様式(知事あて)」により知事に災害派遣要請の依頼を行う。

ただし、緊急を要し、文書をもって依頼することができない場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を送付する。文書の提出先等については、下記のとおりである。

なお、知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行えない場合は、防衛大臣又は次表の部隊の長にその内容を通報する。

この場合、本部長は速やかにその旨を知事に通知する。(災害対策基本法第68条の2第3項)

【県への依頼要領】

提出先	埼玉県 危機管理防災部 危機管理課
提出部数	1部
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害の情况及び派遣を要請する事由 ➤ 派遣を希望する期間 ➤ 派遣を希望する区域及び活動内容 ➤ その他参考となるべき事項

【県への連絡先】

勤務時間内 災害対策本部設置前	危機管理課（危機管理担当） TEL 048-830-8131 FAX 048-830-8129
勤務時間外 災害対策本部設置後	危機管理防災部当直・統括部 TEL 048-830-8111 FAX 048-830-8119

【自衛隊への連絡先】

名称	陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊
所在地	埼玉県さいたま市北区日進町1丁目
電話番号	048-663-4241（内線：435 時間外：402）

4 災害派遣部隊の受入れ

(1) 受入準備

「統括班」及び「関係各班」は、知事から災害派遣の通知を受けたときは次の点に留意し、派遣部隊の受け入れに万全を期す。

- ア 自衛隊の本部事務室、宿泊施設（場所）、駐車場（車1台の基準は3m×8m）、材料置き場及び炊事場を準備すること。
- イ 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名すること。
- ウ 部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について調整すること。
- エ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受け入れに必要な準備をすること。（【ヘリコプター発着場表示要領】参照）

【ヘリコプター発着場表示要領】

項目	内容
着陸地点の表示	着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径約10m程度の円を描き、中央にHと記す。
風向指示器の設置	着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し又は旗を立てる。（布製、風速25m/秒に耐えられる強度）

(2) 災害派遣部隊の活動拠点

災害派遣部隊の活動拠点としての自衛隊派遣ヘリコプター発着場及びベースキャンプ地（予定）は、次のとおりである。

なお、ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準は、次のとおりである。

【災害派遣部隊の活動拠点】

種別	所在地	市役所からの距離	市の責任者	電話番号
本部事務室	本庄市役所	—	統括部長	0495-25-1111(代)
宿舎	東小学校体育館 日の出1丁目2番1号	1,300m	調整部長	〃
ヘリコプター 発着地	東小学校校庭 同上 若泉運動公園 小島6丁目	〃 1,100m	〃	〃
駐車場	東小学校校庭 日の出1丁目2番1号	1,300m	〃	〃
材料、機材置場	東小学校の校庭の一部	〃	〃	〃

【ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準】

項目	内容
離着陸要領	ヘリコプターは、風に向かって約10度～12度の上昇角で離着陸する。普通は垂直に離陸したり、高い所から垂直に着陸したりするものではない。
発着場選定基準	地面は堅固で傾斜6度以内で、かつ周囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの地積があればよい。

(3) 災害派遣部隊到着後の措置

「関係各班」は、派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上必要な措置をとる。

なお、到着後及び必要に応じて次の事項を県に報告する。

- ア 派遣部隊の長の官職氏名
- イ 隊員数
- ウ 到着日時
- エ 従事している作業内容及び進捗状況

5 災害派遣部隊の撤収要請

本部長（市長）は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、派遣要請手続きに準じて撤収要請を行う。

6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

- ア 救援部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱水費、電話料等
- エ 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害の補償
- オ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と協議

第8 ボランティアとの連携

災害応急対策を迅速かつ的確に実施し、被災住民の多種多様なニーズに対応するため、各種ボランティアの受入体制づくりと、円滑なボランティア活動のできる環境づくりについて定める。

「ボランティアとの連携」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 受入体制の整備	市民班、関係各班
2 ボランティアの受け入れ	市民班
3 県及び県災害ボランティア支援センターへの派遣要請	市民班、統括班
4 専門ボランティアの登録・活動調整	市民班、関係各班
5 ボランティア活動への支援	市民班、関係各班
6 ボランティア活動保険の適用	市民班、関係各班

1 受入れ体制の整備

(1) ボランティア需要の把握

ア ボランティア需要の報告

「関係各班」は、応急対策に必要とされるボランティア需要を「市民班」に報告する。

イ ボランティア需要の整理

「市民班」は、「関係各班」から報告されたボランティア需要の活動内容や必要な人数等を整理する。

(2) 災害ボランティアセンターの開設

ボランティア活動の受け入れ窓口及び活動の拠点となる災害ボランティアセンターの開設にあたって、「市民班」は、その活動方針や運営について本庄市社会福祉協議会と前もって協議し、円滑なボランティア活動の環境を整える。

災害ボランティアセンターの運営は、本庄市社会福祉協議会、ボランティア等が主体となっていく。

災害ボランティアセンターは、次の業務を行う。

ア 災害ボランティアの募集、受付及び管理

イ 被災者からのニーズを情報収集、把握

ウ 被災者からのニーズの内容検討と災害ボランティアの派遣

エ 災害ボランティアの活動に必要な資材の調達、管理、貸出し

オ ボランティア団体等の情報収集及び各ボランティア団体等間の調整

カ 災害対策本部との連絡調整業務

(3) ボランティアの種別

ボランティアの種別は、おおむね次のとおりである。

区分	内容
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特殊な資格、職能を有しているもの <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護師 ・応急危険度判定士 ・その他 ▶ 資格、職能を有しているもの <ul style="list-style-type: none"> ・アマチュア無線技士 ・大型運転免許所有者 ・オペレータ ・外国語通訳 ・手話 ・建設作業員 ・その他
埼玉県防災ボランティア登録	▶ 埼玉県防災ボランティアに登録しているもの
一般ボランティア	▶ 災害時に直接市へ来る者
社会福祉協議会に登録のあるボランティア	▶ 災害時に協力の意向を示している者

2 ボランティアの受入れ

「市民班」は、専門ボランティアの受入れ要請については、災害対策本部での方針決定に基づき行う。また、一般ボランティアの受入れについては、災害ボランティアセンターに窓口を設け実施する。

3 県及び県災害ボランティア支援センターへの派遣要請

「市民班」は、ボランティア需要をもとに、市のみでボランティアの確保が困難な場合は、「統括班」を通じて県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

4 専門ボランティアの登録・活動調整

(1) 専門ボランティアの登録

災害ボランティアセンターは、次に示すボランティア活動を申し込んだ専門ボランティアについて、「災害ボランティア（受入）名簿」を作成するとともに、その救援活動項目や人数等を登録する。

- ア 救急・救助ボランティア
- イ 医療ボランティア
- ウ 介護ボランティア
- エ 応急危険度判定ボランティア
- オ ボランティアコーディネーター
- カ 輸送ボランティア

(2) 専門ボランティアの活動調整

「市民班」は、各班のボランティア需要と登録された専門ボランティアの活動項目等を調整し、各専門ボランティアの派遣先等の総合的調整を行う。

また、調整結果については、要請を行った「関係各班」に報告する。

5 ボランティア活動への支援

「市民班」は、ボランティア活動に対して次の支援を行う。

- ア 災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受け入れる。
- イ ボランティア活動が効果的に行われるように、必要な機器・資機材及び活動拠点を提供する。

6 ボランティア活動保険の適用

市の依頼あるいは自主的な参加により、防災活動に従事した者についてはボランティア活動保険の対象となることから、本庄市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターが作成した「災害ボランティア受入名簿」に従いボランティア活動保険の加入手続きを行う。また、支援活動者に対し、「ボランティア活動保険の概要」を配布するものとする。

第9 災害救助法の適用

災害に際し、食料その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、その保護と社会秩序の保全を図る必要がある。市は、市内の被害が災害救助法に定めるところに該当すると見込まれる場合は、災害救助法の適用を受けて、必要な救助を実施する。

「災害救助法の適用」は、次の項目及び担当部署をもって実施する。

項目	担当部署
1 災害救助法の概要	福祉班、支所救援班、統括班、関係各班
2 災害救助法の適用及び実施	福祉班、支所救援班、統括班、関係各班
3 災害救助法が適用されない場合の措置	統括班、関係各班

1 災害救助法の概要

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

(1) 救助の実施機関

救助の実施については、知事に全面的に委任されており、知事は国の機関として救助の実施にあたることと定められている。

(2) 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、次に示すとおりである。

なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態における被災者の保護及び社会秩序の保全のための応急的救助であるため、救助対象者は経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 前記に規定するもののほか、政令で定めるもの

(ア) 死体の捜索及び処理

(イ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(3) 救助の実施者

知事は、救助を迅速に実施するため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任することができる（災害救助法第13条）。

県においては、次の救助に関する職権を市長にあらかじめ委任している。

なお、応急仮設住宅、医療・助産についても市長に委任することができる。

救助の種類と実施者は、次のとおりである。

【救助の種類と実施者】

救助の種類	実施期間	実施者
避難場所の設置及び収容	7日以内	市
炊き出し及び食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	市
医療及び助産救助	14日以内 (但し、助産は分娩した日から7日以内)	知事及び日本赤十字社県支部（医療班派遣） 市（その他）
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市
災害にかかった者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
仮設住宅の建設	着工 20日以内	県（建設） 市（対象者、敷地の選定）
住宅応急修理	完成 1ヶ月以内	市
遺体の搜索	10日以内	市
遺体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算する。

(4) 費用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市は、その費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

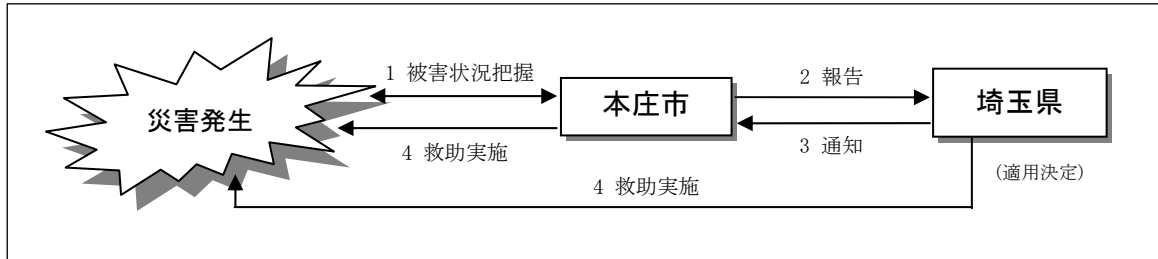
2 災害救助法の適用及び実施

災害救助法による救助は、市域を単位に原則として同一原因の災害による市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。

(1) 適用・実施の流れ

ア 原則

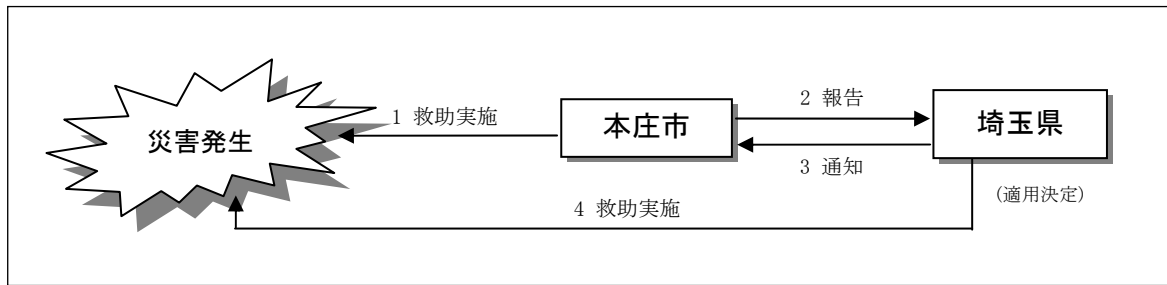
市は、被害状況の調査、把握に努め知事に報告する。知事は、報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。



イ 災害事態が急迫している場合

市は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。

この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事から指揮を受けなければならない。



(2) 適用基準

災害救助法による救助は、市域にかかる被害が次の各号の基準に該当するとき適用される。

【本庄市の災害救助法適用基準】

①	市内の住家滅失世帯数	80 世帯以上
②	県内の住家滅失世帯数	2,500 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	40 世帯以上
③	県内の住家滅失世帯数	12,000 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	多数
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。	

(3) 被災世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については2世帯をもって1世帯と見なし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住できなくなった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

(4) 滅失住家の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、次の被災世帯の算定基準による。

【判定基準】

区分	内容
①住家の滅失	住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものの。
	住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の被害額が、その住家全体の時価の50%以上に達したものの。
②住家の半壊・半焼	住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。
	住家の主要な構成要素の被害額が、その住家全体の時価の20%以上50%未満のもの。
③住家の床上浸水、土砂のたい積	浸水がその住家の床上に達した程度のもの。
	土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

【世帯及び住家の単位】

項目	内容
世帯	<p>生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。 ▶ マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。 ▶ 会社又は学生の寮等は、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。
住家	<p>現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。 ▶ 病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。 ▶ 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。

(5) 県への報告

市は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(6) 追加委任された場合の対応

知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め市に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、知事と調整を進め相互の業務を明確にした上で実施する。

3 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて市が救助を実施する。

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

本節では、初動対応期における災害応急対策活動について定める。

初動対応期とは、活動体制の確立後、災害情報の収集、被災住民の救出救助・救急活動、避難支援活動及び緊急輸送道路の確保等を主とした活動時期とする（発災から3日程度を目安とする。）。

災害の規模によっては、指定避難所の開設等において担当要員が不足する場合があります。その際は、「本章 第1節 第2 職員の動員計画」に基づき要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

市に大きな被害をもたらすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、本市のみでは十分な対応が困難と考えられるので、県、他市町村及び自衛隊等に対して迅速かつ的確な応援を求める。

また、自主防災組織、ボランティア等と積極的に連携し、よりきめ細かな災害応急対策の実施に努める。

第1 地震に関する情報の収集・伝達

地震に関する情報を迅速かつ的確に収集する。収集した情報は、整理判断のうえ各種対策に活用するとともに、必要な情報を防災関係機関や住民へ的確に伝達する。

「地震に関する情報の収集・伝達」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 地震情報の収集	統括班、支所統括班、秘書広報班
2 情報の収集・伝達系統	統括班、支所統括班
3 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ	秘書広報班、統括班、支所統括班

1 地震情報の収集

「統括班」及び「支所統括班」は、県防災行政無線等を通じて、気象庁発表の緊急地震速報、震度速報、地震情報等の震度に関する情報を収集する。

「秘書広報班」は、必要に応じ防災行政無線（固定系）、市ホームページ、エリアメール及び緊急速報メール等を通じて住民に伝達する。

【参考 地震情報について】

種類	発表基準	内容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。 埼玉県の地域名は、「北部」「南部」「秩父地方」の 3 区分で表し、本庄市は「北部」に属する。
震源に関する情報	震度 3 以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 震度 3 以上 ▶ 津波警報又は注意報発表時 ▶ 若干の海面変動が予想される場合 ▶ 緊急地震速報(警報)を発表した場合 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 <ul style="list-style-type: none"> ▶ マグニチュード 7.0 以上 ▶ 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

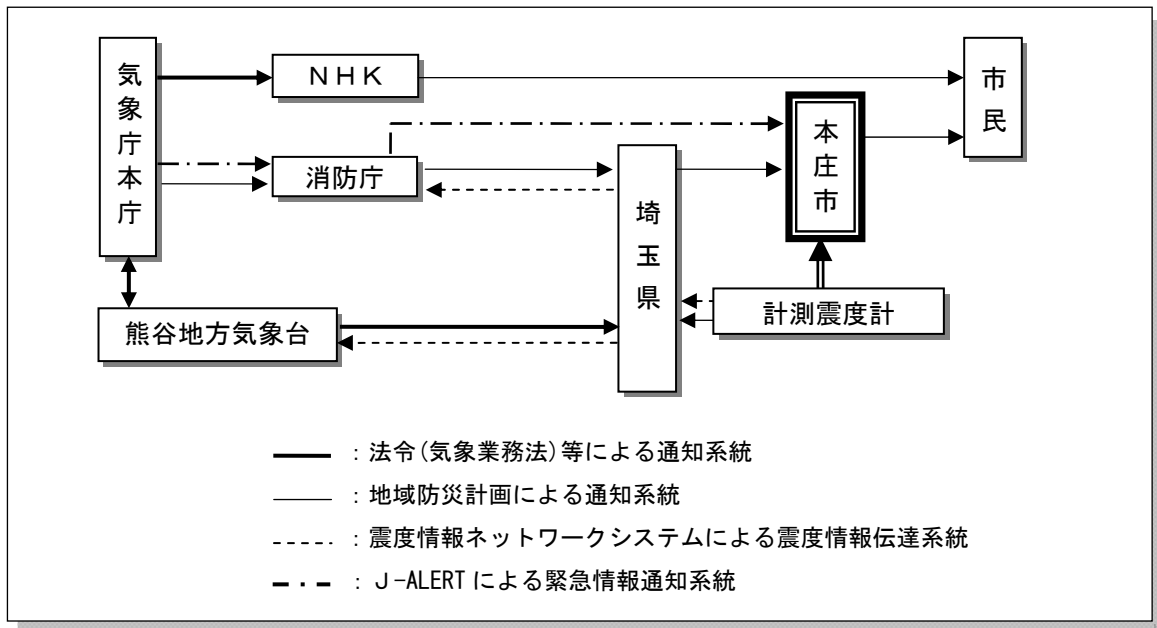
注) 気象庁資料のため、「発表基準」及び「内容」に本庄市に該当しない項目がある（津波警報等）。

出典) 気象庁資料

2 情報の収集・伝達系統

地震に関する情報の主な収集・伝達系統は、次図に示すとおりである。

【地震情報の収集伝達系統】



3 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ

市は、市域に地震が発生した場合、必要に応じ防災行政無線（固定系）を活用し、住民に対して出火防止、余震への注意等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、注意を喚起する。

第2 住民からの通報・問い合わせの処理

災害時には、本庄市内外の住民から多数の通報・問い合わせ電話が殺到することが予想されることから、それらの通報・問い合わせへの対応を迅速かつ的確に処理する。

「住民からの通報・問い合わせの処理」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 住民からの通報の処理	市民班、統括班、関係各班
2 住民からの問い合わせの処理	市民班、統括班、秘書広報班、関係各班

1 住民からの通報の処理

住民から市へ異常現象や被害情報等の通報があった場合、「市民班」は通報を記録し、「統括班」へ連絡するとともに「関係各班」で情報を共有し、情報の効果的な活用を図る。

「関係各班」は、必要に応じて通報内容を県等の関係機関に伝達する。

2 住民からの問い合わせの処理

住民から市へ応急対策の実施状況等の問い合わせがあった場合、「市民班」は、次のとおり処理する。

なお、電話による問い合わせに対しては、「市民班」が業務を行い、「関係各班」への取り次ぎを行う。

ア 「市民班」は、住民からの問い合わせを受け付け、「関係各班」へ取り次ぎを行うとともに、「統括班」へ伝達する。

イ 「統括班」は、把握した情報を集約、検討する。（住民がどのような情報を欲しているのかを把握する一助とする。）

ウ 「統括班」は、本部内で検討を行い、住民に広報すべき情報、住民が欲していると判断した情報を「秘書広報班」に報告する。

エ 「秘書広報班」は住民へ広報する。

第3 災害情報の収集・伝達・共有

市に災害が発生した場合、被害状況調査及び災害情報の収集は、市における災害応急対策、災害復旧の基礎となるため、消防本部及び関係機関と連携を密にし、迅速かつ的確に行う。

また、大地震のような同時多発型災害時には、市だけで十分な災害応急対策を実施することが困難となることが予測され、災害救助法の適用の要否、災害対策要員の派遣、救援物資、資機材の調達等、様々な応急対策の実施を県、国、その他関係機関に要請していく必要があることから、市の被害状況や措置状況を県に逐次報告する。

「災害情報の収集・伝達・共有」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 被害規模の目安の把握	統括班、支所統括班
2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）	情報収集記録班、統括班、各部班
3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	情報収集記録班、統括班
4 災害情報の収集・伝達	情報収集記録班、統括班、関係各班
5 被災者台帳の作成	市民班、情報収集記録班
6 災害情報の共有	情報収集記録班、統括班、各班共通

1 被害規模の目安の把握

「統括班」は、非常体制の配備基準である震度5強以上の地震が発生した場合、埼玉県震度情報ネットワークシステムから得られる県内各市町村の震度情報、気象庁から発表される震源、マグニチュードに関する情報等を把握することにより、本市及び隣接する市町の被災状況、救援・救護をどの方面から求めるか等を見極める。

2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）

(1) 基本方針

市域で震度5強以上の地震が発生した場合、各部長は「各部班」及び関係機関から災害情報を収集・整理し「情報収集記録班」へ報告する。

「統括班」は、市内の概括的な被害程度を把握し、統括部長（市民生活部長）に災害情報を報告する。

「統括班」は、把握した情報の第1報を「発生速報」として、県災害オペレーション支援システム等を用いて県に少なくとも発災後1時間を目途に報告することにより応援体制の早期確立を求める。県に報告できない場合は、消防庁へ直接報告する（災害対策基本法第53条第1項括弧書）。また、消防機関への通報が殺到した場合は、消防本部が上記に関わらず直ちに通報の殺到について消防庁又は県に報告する。

【埼玉県への連絡先（災害オペレーション支援システム等が使用できない場合）】

被害速報		確定報告
勤務 時間内	県消防防災課 TEL 048-830-8181、FAX 048-830-8159 防災行政無線 TEL 84-6-8181、FAX 84-6-8159	県消防防災課 TEL 048-830-8181 FAX 048-830-8159 防災行政無線 TEL 84-6-8181 FAX 84-6-8159
勤務 時間外	県危機管理防災部当直 TEL 048-830-8111、FAX 048-830-8119 防災行政無線 TEL 84-6-8111、FAX 84-6-8119	

なお、消防庁への連絡先は「【消防庁への連絡先】（158（応-12）頁）」を参照のこと。
「発生速報」報告後の情報収集・伝達は、「3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）」による。

(2) 情報を収集する際の留意事項

次に示す事項について、被害の発生の有無、対策の有無等の概況を第1報として報告する。

- ア 被害（火災、生き埋め等）の発地域・地点
- イ 被害の状況（人的被害、住家被害に重点をおく。）
- ウ 応急対策の実施状況（災害対策本部の設置、避難の勧告・指示、指定避難所の開設、交通対策、送電中止、広域応援要請等）

3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）

(1) 基本方針

「情報収集記録班」は、「各部班」及び関係機関から被害状況の把握に努める。

「統括班」は、概括的な被害程度の把握の後、「情報収集記録班」と連携し、被害状況を整理する。

「統括班」は、把握した情報を『経過速報』として県（県に伝達できない場合は総務省消防庁）に随時（おおむね2時間ごと）報告することにより応援体制の強化を求める。

(2) 留意事項

被害状況は、報告時点において判明している最新の情報を把握する。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を把握する。

4 災害情報の収集・伝達

(1) 災害情報の収集担当班

被害情報の収集担当班は、次表に示すとおりである。

被害情報を収集した担当各班は、速やかに所属部長へ情報を伝達する。

各部長は、伝達された情報を整理して「情報収集記録班」へ報告する。

【被害情報等の収集担当班一覧】

情報項目	被害内容	収集担当班	情報責任者
人的被害	死者、負傷者、行方不明者	市民班 医療班 消防本部	市民課長 健康推進課長 —
一般建築物被害	全壊(全焼)、半壊(半焼)、一部損壊、床上床下浸水	調査班	課税課長
公共土木・建築施設等の被害・復旧	道路・橋梁、河川・水路等	建設班	道路管理課長
ライフライン施設の被害・復旧	上水道	水道班	水道課長
	下水道	下水道班	下水道課長
	ガス、電気、電話	統括班	危機管理課長
社会福祉施設の被害・復旧	社会福祉施設	福祉班	地域福祉課長
医療施設の被害・復旧	医療機関の被害	医療班	健康推進課長
環境衛生施設の被害・復旧	ごみ・し尿施設	環境班	環境推進課長
商工業・農業の被害・復旧	商工業施設	商工班	商工観光課長
	農産物	農政班	農政課長
教育施設の被害・復旧	市立学校	教育班	教育総務課長
	社会教育施設	施設班	生涯学習課長
	給食施設	施設管理者	施設管理者
	文化財	文化財班	文化財保護課長
公共交通施設の被害・復旧	公共交通機関等	統括班	危機管理課長
その他公共施設の被害・復旧	公共施設	施設管理者	施設管理者
火災等被害・復旧	火災及び危険物等による被害	消防本部	—

(2) 本部会議への災害情報の報告

「統括班」は、情報分析を行うとともに本部会議に報告する。本部会議は、被害情報等から災害応急対策を決定し、各部へ指示、伝達する。

5 被災者台帳の作成

災害時に、個々の被災者の置かれた状況に応じた支援の実施を図るため、「市民班」は、「情報収集記録班」の収集した情報をもとに、被災者の被害の程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳の作成に努める。

なお、災害対策基本法の改正に伴い、当該台帳の作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報への活用は可能と位置づけられている（災害対策基本法第90条の3及び第90条の4）。

6 災害情報の共有

「情報収集記録班」は、収集した次の情報を地図にプロットする等、情報をわかりやすく集約、整理し、「統括班」がとりまとめを行う。「統括班」は、とりまとめた情報を随時「各部班」及び関係機関に回付し、災害情報を共有する。

ア 死者、行方不明者の発生数及び発生地点

- イ 要救出現場の発生地点
- ウ 火災、崖くずれ等の発生地点
- エ 指定避難所の開設地点
- オ ヘリポート、物資集配拠点
- カ 通行不能区間、交通規制地点
- キ 停電、断水区域 等

第4 広報活動

災害時における人心の安定と、災害応急対策活動の円滑かつ効果的な実施のため、迅速かつ的確な災害広報活動を行うものとする。また、被災者等の意見要望を積極的に取り入れ、災害応急活動や復旧活動に反映させるため、広報活動を展開する。

「広報活動」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 広報活動の方針	統括班、秘書広報班
2 初動期の広報	秘書広報班
3 要配慮者への広報	福祉班、秘書広報班、支所救援班
4 報道機関への災害情報の提供	秘書広報班

1 広報活動の方針

「統括班」は、「秘書広報班」と連携して、地震災害時における住民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、災害応急対策状況等を住民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。

また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、住民に周知するように努める。

(1) 広報ルートの一元化

広報活動における情報を統一するために広報ルートの一元化を図る。

広報ルートは、原則として「統括班」により情報収集したものを、「秘書広報班」が広報事項の収集・整理を行い、本部会議による広報内容の審査・決定を経て、「秘書広報班」による広報の実施となる。

(2) 災害広報の方法

住民への広報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、エリアメール及び緊急速報メール等を活用して実施する。

また、地震災害時の広報は、時間の経過とともに変化する住民の要望や被災者を取り巻く状況の変化に対応した情報を、効果的な広報手段を用いて、市民等（避難者・指定避難所外の被災者・市外避難者等）に周知するよう努める。

2 初動期の広報

地震直後の広報は、市からの直接的な広報（呼びかけ）が住民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、「秘書広報班」は、できる限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

(1) 初動期の広報の内容

災害発生直後の広報としては、次に示す住民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施する。

- ア 市災害対策本部の震災対策状況
- イ 住民に対する避難勧告、指示等に関する事項
- ウ 災害救助活動状況

- エ 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- オ 県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
- カ 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
- キ 電話の通話状況
- ク 支援情報（指定避難所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- ケ 電気、ガス、水道等の状況
- コ 流言、飛語の防止に関する情報

3 要配慮者への広報

聴覚・視覚障害者や外国人等の災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるように十分配慮して広報に努める。

(1) 聴覚障害者への広報

「福祉班」は、「秘書広報班」及び「支所救援班」と連携して、視覚情報による広報が必要である聴覚障害者に対して、掲示板への掲出、ファクシミリ、市ホームページ等のインターネット、エリアメール及び緊急速報メール等による広報のほか、放送事業者への要請により文字放送や手話放送、テロップ付放送の実施に努める。

(2) 視覚障害者への広報

「福祉班」は、「秘書広報班」及び「支所救援班」と連携して、視覚障害者に対しては、音声情報による広報が必要であることから、広報車による広報やテレビ局、ラジオ局への協力要請を行うとともに、インターネットの情報提供の際に音声による伝達もできるよう努める。

また、本庄市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、NPO・ボランティア等と密接な連携を図り、指定避難所への要員派遣、在宅の要配慮者への訪問活動により、広報を行う。

(3) 外国人への広報

「福祉班」は、「秘書広報班」及び「支所救援班」と連携して、外国人への情報伝達のため、外国語による広報を行う。また、報道機関へも県を通して外国語放送の協力を要請し、外国人に対し広報が行き届くよう努める。

4 報道機関への災害情報の提供

報道機関を通じて、災害情報を広報する場合は、次のとおりとする。

(1) 報道機関への災害情報の提供

「秘書広報班」は、プレスルームを設置し、報道機関への災害情報の提供を行う。

災害情報の提供にあたっては、個人情報の公開について十分に配慮のうえ実施する。

また、放送を要請する場合、「秘書広報班」は、県を通じてNHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブに対して行うが、県への連絡が途絶する等やむを得ない場合は、市から直接要請する。なお、本庄ケーブルテレビについては、市から直接要請する。

報道機関に対して、次の事項を中心に災害情報を提供する。

- ア 地域の被害状況等に関する情報
- イ 避難に関する情報

- (ア) 避難の勧告に関する事
 - (イ) 避難施設に関する事
 - ウ 地域の応急対策活動の状況に関する情報
 - (ア) 救護所の開設に関する事
 - (イ) 交通機関及び道路の復旧に関する事
 - (ウ) 電気、水道等の復旧に関する事
 - エ その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。）
 - (ア) 給水及び給食に関する事
 - (イ) 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関する事
 - (ウ) 防疫に関する事
 - (エ) 各種相談窓口の開設に関する事
- (2) 報道機関からの取材への対応
- 報道機関からの取材については、「秘書広報班」を窓口にして対応する。

第5 消防活動

災害時には、火災の多発等により極めて大きな人命の危険が予想されることから、消防本部は、消防団や防災関係機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消防活動を行い、災害から市民の生命、身体及び財産を保護する。

「消防活動」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 火災に関する情報の収集・伝達	消防本部、統括班、支所統括班
2 消防機関における消防活動	消防本部、消防団
3 消防機関の応援要請	消防本部
4 現場指揮本部の設置	消防本部
5 市民、自主防災組織及び事業所の役割	消防本部、消防団

1 火災に関する情報の収集・伝達

消防本部を中心に、火災に関する情報（出火・延焼等）の収集・伝達を行う。

2 消防機関における消防活動

(1) 自主参集等

消防職員及び消防団員は、テレビ、ラジオ等で速報される地震情報を基に、各機関で定められた方法により、直ちにあらゆる手段で所定の場所に自主的に参集する。

(2) 自主防災組織、市民等に対する活動協力要請

消防本部は、自主防災組織や市民に対して、出火防止・初期消火等に協力するよう、「統括班」を通じて防災行政無線（固定系）等により要請する。

(3) 消火活動

消防本部及び消防団は、次の要領で消火活動を実施する。

- ア 地震発生直後は、居住地付近住民及び自主防災組織に対し、出火防止を指示し、速やかに火災発生状況を把握する。
- イ 火災が発生したときは、自主防災組織と連携し、初期消火の徹底を図る。また、事業所等に設置されている自衛消防組織についても可能な限りの協力を得て、連携し火災防御活動を進める。

3 消防機関の応援要請

消防本部は、同時多発火災の場合、火災の延焼危険性が大きい場合又は要救出現場が多数発生したことにより保有人員、資機材での消防活動が困難と判断した場合、次のとおり応援要請を行う。

また、県消防防災ヘリコプターの出動要請についても同様である。

(1) 応援要請の手続き

消防機関の応援要請の手続きについては、次のとおりである。

【消防機関の応援要請手続き手順】

- | |
|--|
| ① 消防本部は、同時多発火災の事態が発生した場合、直ちに警防本部を設置する。 |
| ② 警防本部は、応援要請等検討会議を開き、応援要請の要否を本部長に報告し、下記の事項を決定する。 <ul style="list-style-type: none">➤ 埼玉県下消防相互応援協定、緊急消防援助隊等、応援要請の規模➤ 必要部隊数（消火、救急、救助、航空隊）➤ その他受援に必要な事項 |
| ③ 本部長は、緊急消防援助隊・広域消防応援の応援要請を知事（県消防防災課）に要請する。 |
| ④ 本部長は、知事に連絡ができない場合は、消防庁長官に要請する。 |

(2) 応援要請の内容

県消防防災課への応援要請の内容については、次のとおりである。

- ア 災害発生日時
- イ 災害発生場所
- ウ 災害種別
- エ 人的・物的被害の状況
- オ 必要部隊の種別及び隊数
- カ 場外離着陸の状況
- キ 緊急消防援助隊の進出拠点
- ク 緊急消防援助隊の到着ルート
- ケ その他必要と思われる状況（気象状況（気温・積雪等）、道路状況）

(3) 受入れ体制

受入れ体制については、「本章 第1節 第6 3 応援の受入れ」を参照のこと。

4 現場指揮本部の設置

現場における消防活動では、複数の防災関係機関（消防団、他市町村の消防機関等）との活動調整及び情報連絡調整が必要になるため、消防本部は、必要に応じて現場指揮本部を設置し、調整を図る。

5 市民、自主防災組織及び事業所の役割

市民、自主防災組織及び事業所は、地震が発生した場合に次の消防活動を行う。

(1) 市民

- ア 揺れが収まるまで待ち、使用していたガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- イ プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- ウ 電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切る等、通電時の出火防止に努めるとともに、停電時における火気の使用に注意を払う。

エ 火災が発生した場合は、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとともに、隣人等に大声で助けを求め消防機関に通報する。

(2) 自主防災組織

ア 震災後、地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。

イ 火災が発生したときは、消防機関に通報するとともに、消火器、バケツ等あらゆる手段を用いて初期消火活動にあたる。

ウ 消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。

エ 多数の住民が指定避難所で生活する事態となったときは、定期的にパトロールを行い、不審火等の防止に努める。

(3) 事業所

ア 火気の停止、プロパンガス等の供給の遮断等の確認、ガス、石油類等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

イ 従業員は、火災を発見した場合、事業所内の防災センター、守衛室、電話交換室等定められた場所に通報し、受報者は消防機関に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。

ウ 事業所の自衛消防隊は、消防設備や器具を集中させて一気に消火し、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、延焼防止に努める。

エ 必要に応じて従業員は、顧客等来訪者の避難誘導を行う。誘導にあたっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

オ 危険物等を取扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し避難を呼びかけるとともに、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

第6 救急救助

本部長は、災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する捜索及び救出救助について、関係機関との協力体制を確立し、迅速、的確に実施するものとする。

また、本市に大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」のような大規模地震では、消防機関、警察署、自衛隊等の防災関係機関だけでなく、地域住民、自主防災組織及び事業者等からのマンパワーの提供及び土木建設業者等からは重機等（オペレータを含む。）の貸与を受けて、すべての力を結集して、捜索及び救出救助にあたる必要がある。

「救急救助」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動方針	消防本部、消防団
2 活動要領	消防本部、消防団、関係各班
3 災害救助法が適用された場合の事務	福祉班、支所救援班、消防本部

1 活動方針

消防本部及び消防団は、救助隊及び救急隊を編成し、市及び関係機関と連携して人命の救助及び救急活動を優先して実施する。

2 活動要領

(1) 基本方針

消防本部及び消防団は、次に示す基本方針に従い救助及び救急活動を実施する。

【救急救助の基本方針】

基本方針	内容
重傷者優先の原則	救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。
要配慮者優先の原則	傷病者の多数の場合は、要配慮者等（高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦）の体力の劣っている者を優先する。
火災現場付近優先の原則	延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。
救助・救急の効率重視の原則	同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は救命効果の高い事象を優先する。
大量人命危険対象物優先の原則	延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を実施する。

(2) 活動内容

災害事故現場における救助及び救急活動は、次のとおりとする。

- ア 傷病者の救出作業
- イ 傷病者の応急処置
- ウ 傷病者の担架搬送及び輸送

- エ 救急医療品、資器材の輸送
- オ 救護所から常設医療機関への輸送
- カ 重傷病者等の緊急避難輸送

(3) 活動体制

ア 発災初期の活動体制

地震発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は原則として、消防本部及び署所周辺の災害情報等の収集並びに積載資器材の増強等を実施する。

イ 火災が少ない場合の体制

火災が少なく、救助・救急事象が多い場合は、救助・救急体制の確保を図る。

(4) 実施要領

ア 救助・救急事象の把握

救助事象は高所見張りでは発見が困難なので、出動職員、消防団員、自主防災組織、通行人、警察官等のあらゆる情報媒体を活用して、把握に努める。

イ 救出活動

倒壊家屋等により、自力で脱出をすることができない傷病者については、各種救助資器材及び人員を活用して救出にあたる。

救出活動を要する現場に対する人員の確保は、次のとおりである。

(ア) 消防職員の確保

(イ) 消防団員の確保

(ウ) 警察官の派遣要請

「統括班」は、警察署に対して警察官の派遣を要請する。

(エ) 自衛隊の派遣要請

「統括班」は、緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊において救出困難と認められる時は、県に自衛隊の派遣要請を依頼する。

(オ) 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察機関）の受入れ

(カ) その他機関等からの人員の投入

地震被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、地域住民、民間事業者、各種団体等から人員の提供を受ける。「統括班」は、民間事業者、各種団体等に提供依頼をする。

(キ) 医療機関との連絡協調

「医療班」は、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調について、（一社）本庄市児玉郡医師会に対して協定に基づく医療コーディネーターの派遣を要請し、その活用を図るとともに、消防本部との連絡協調を維持し、協力体制の確立を期するものとする。

ウ 救出活動を要する現場に対する救出用資機材の投入

「建設班」は、地震発生後直ちに（一社）埼玉県建設業協会等に救出用資機材の貸与依頼を行い、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制にしておくこと。

エ 救出に従事する機関相互の連絡調整・役割分担・地域分担

消防本部は、市災害対策本部と連携して、次に示す連絡調整、役割分担及び地域分担等の円滑な実施に努める。

- (ア) 各救出従事機関は、不足人員や資機材を融通しあうとともに「統括班」に提供要請を行う。
- (イ) 各救出従事機関は、自ら救出活動地域内において、消防団、自主防災組織、住民、民間事業者等の協力を積極的に求めていくこと。
- (ウ) 各救出従事機関は、その管轄区域の救出方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、消防本部に対し必要な救出隊の派遣を要請する。
- (エ) 救出活動の重複を避けるため検索済みのところはわかるように印をつけておく。
- (オ) 「統括班」は、必要に応じて、消防本部、自衛隊等の総括指揮機関を検討する。

オ 応急救急処置

被災傷病者に対する止血法、創傷部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸法及び緊急処置等医療行為を受けるまで、傷病悪化防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。

カ 担架搬送及び輸送

救出された傷病者及び救護処置を施した傷病者を、担架隊により救護所等へ緊急分散輸送を行う。また、傷病者の救急輸送にあたっては、軽傷者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、き然たる態度で活動する。

キ 医療救護班の緊急配備要請

被災傷病者収容施設において、医師、看護師等が不足したときは、医療救護班の緊急配備要請を行う。

ク 医療品及び資材等の緊急輸送

被災傷病者収容施設において、手術上必要な医薬品、資器材、血液、血清等が不足したときは、緊急輸送を行う。

ケ 消防団、自主防災組織、地域住民への協力要請

救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団、自主防災組織及び地域住民に指示し、現場付近の救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

(5) その他の注意事項

その他の注意事項としては、次のとおりである。

- ア 救出した負傷者は直ちに救急車でその症状に適合した救急病院等へ搬送する。
- イ 負傷者多数の場合は、その状況を本部に通報し、更に救急車の派遣を要請するものとするが、救急車の派遣が得られない時は、一般車両の協力要請を本部と協議して決定する等適宜、臨機応変の処置を行うものとする。
- ウ 救出のために派遣出動を命ぜられた隊は、その主目的の活動が完了した場合は、他の被災地への出動体制を速やかにとるものとする。

エ 長時間下敷きになった被災者に対しては、「クラッシュシンドローム」発症の可能性を考慮し、救出する。

注) クラッシュシンドローム・・・建物倒壊等で、四肢の筋肉に長時間圧迫が加えられ、その圧迫から解放されたあとに起こる全身障害。重症の場合は心臓停止、急性腎不全等の症状を起こす。

3 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、救出活動を実施した場合、「統括班」は、消防本部の協力のもと、次の帳簿類を整え、「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年10月1日内閣府）に準じて行うものとする。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 救助の種目別物資受払状況
- ウ 被災者救出状況記録簿
- エ 被災者救出用関係支払い証拠書類

第7 医療救護

市は、地震災害のため医療機関が混乱する等、被災した市民が医療及び助産の途を失った場合、(一社)本庄市児玉郡医師会の協力を得て医療救護班を編成し、県及び関係医療機関と密接な連携をとり、災害の状況に応じて適切な医療(助産を含む。以下同じ。)救護を行う。

「医療救護」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 医療施設の被災情報等の収集	医療班、統括班、秘書広報班、消防本部
2 初動医療体制	医療班、関係各班
3 負傷者等の搬送体制	医療班、関係各班
4 被災医療機関への支援	医療班、統括班、関係各班
5 災害救助法が適用された場合の事務	医療班

1 医療施設の被災情報等の収集

「医療班」は、医療に関する情報の拠点として、市内の医療機関の被災状況や、空き病床数等の情報収集を行う。

【医療に関する情報の収集・共有・広報手順】

① 「医療班」は、市内の医療機関に関する次の情報を収集する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 被災状況(電気、通信等ライフラインの状況を含む。) ➤ 稼働状況 ➤ 入院患者の状況(人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。) ➤ 外来患者の集中状況等(人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。) ➤ 血液、医薬品、資器材の状況、医師、看護師等医療スタッフの状況
② 消防本部は、次の情報を把握し、「医療班」に連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 要救助現場に関する情報 ➤ 救急車の稼働状況 ➤ 119番通報の状況
③ 「医療班」は、次の情報を「統括班」から入手し把握する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 特に甚大な被害を受けている地区の状況 ➤ 道路交通の状況(交通規制、渋滞) ➤ 使用可能なヘリコプター、ヘリポートの状況
④ 「医療班」は、把握した情報を随時、医療機関、消防本部及び「統括班」に伝達するとともに、照会があればそれに応じる。
⑤ 「統括班」は把握した情報のうち、市民等に広報すべき情報を「秘書広報班」を介して広報する。

2 初動医療体制

初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスが受けられなくなった者に対し、応急的な医療を実施するものである。発災直後は交通や通信が遮断されることを想定し、できる限り被災地の周辺で医療活動ができる体制とし、指定避難所等に救護所を開設し、関係機関により編成された医療救護班が応急医療活動を実施する。

(1) 初動医療体制の整備

ア 医療救護本部の設置

「医療班」は、適切な場所に医療救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。

次の医療に関する情報を収集するとともに、県が設置するDMAT 県調整本部、災害拠点病院等の医療機関、隣接市町と情報を共有する。

- (ア) 傷病者等の発生状況
- (イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (ウ) 指定避難所及び救護所の設置と避難者数の状況
- (エ) 医薬品及び医療資器材の需給状況
- (オ) 医療施設、救護所等への交通状況
- (カ) その他医療救護活動に資する事項

イ 医療救護班の編成

「医療班」は、初動医療体制として、(一社)本庄市児玉郡医師会等の協力を得て、派遣される災害医療コーディネーターと連携し、医療救護班を編成する。特に、大規模地震により多数の傷病者が発生した場合、原則として傷病者の救護は、市内の医療機関等の施設を利用して行うが、軽傷病者については指定避難所等に設置された救護所をもって充て、災害医療コーディネーターの指揮により医療救護班を派遣する。

また、市の応急救護の能力を越えた医療救護が必要となった場合は、災害医療コーディネーターを通じて県(保健医療部長)及びその他の関係機関に協力を要請するとともに、DMAT 等と連携を図りながら医療・救護活動を迅速に展開できるよう体制を整備する。

ウ 医療救護に関する応援の受入れ

医療救護班及び医療ボランティア等の応援の受入れは、「医療班」を窓口として行う。

「医療班」は、受入れにあたって次の点に努める。

- (ア) 必要な情報の提供
- (イ) 受け入れ場所(救護所)に関する調整
- (ウ) 物資、資器材等の支援
- (エ) 宿舎等の支援

(2) トリアージ(負傷者選別)の実施

医療救護班は、災害により多くの負傷者が発生し、応急医療能力を上回ったとき又は上回ると予想されたときは、トリアージを実施する。

トリアージポストは、災害医療コーディネーターの助言により、必要に応じて「医療班」が安全かつ適切な場所に設置する。

ア 救急隊の活動内容

消防機関の救急隊は、災害現場でトリアージを実施し、治療の優先度の高い傷病者か

ら市内の救護医療機関まで搬送する。その他の傷病者に対しては、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て救護医療機関へ搬送する。

イ 医療救護班の活動内容

「医療班」は、災害医療コーディネーター、消防本部及び自衛隊等の機関と連携をとって医療活動を行い、「取扱患者台帳」及び「救護所運営記録簿」を備えるとともに、救護活動終了後報告書を提出する。また、傷病者が重傷の場合等は、後方の収容施設に速やかに搬送する。

- (ア) 診察・看護
- (イ) 医薬品等の支給
- (ウ) 応急処置及びトリアージ
- (エ) カルテの作成
- (オ) 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）
- (カ) 後方の救護医療機関等への搬送要請

(3) 精神科救急医療の確保

市は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、災害医療コーディネーター及び県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(4) 医療品、医療資器材の調達

市は、医療及び助産に必要な医薬品、医療資器材等を、災害の規模に応じて(一社)本庄市児玉郡医師会、本庄児玉郡薬剤師会等の協力を得て業者等から調達する。

なお、大量の医薬品、医療資器材等を扱う必要がある場合は集積拠点を定め、効率的な運搬に努める。

【医薬品等の調達】

区分	内容
医薬品等の搬送	医薬品等の搬送は、救護所の設置とあわせて「医療班」が行う。
血液の供給	医療救護活動において血液が必要な場合、埼玉県赤十字血液センターに要請するとともに、埼玉県（保健医療部長）に報告する。

3 負傷者等の搬送体制

負傷者等の救護医療機関への一時搬送及び後方医療機関への二次搬送は次のとおりとする。

(1) 一次搬送方法

大規模な地震による被害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため、原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。

- ア 市が消防本部に配車・搬送を要請する。
- イ 公用車、市内救護医療機関又は救護所の班員が使用している自動車により搬送する。
- ウ 救護所の班員、消防職員等により担架やリヤカーで搬送する。
- エ 自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

(2) 救護医療機関の受け入れ要請

市及び消防本部は、「1 医療施設の被災情報等の収集」で収集した救護医療機関の被災状況と収容可能ベッド数等の情報に従い、災害医療コーディネーターを通じて各医療機関に収容スペース確保等の受入体制の確立を要請する。

また、負傷者が一箇所の医療機関に集中しないように配慮する。

(3) 二次搬送方法

次の体制により、二次搬送を実施する。

- ア 市内救護医療機関で対応できない傷病者の市外・県外の高度医療機関への搬送は、市及び救護医療機関等が協力して実施する。
- イ 後方医療機関へ緊急に搬送する必要がある場合は、県に対して県保有ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の要請を行う。

(4) 後方医療機関への受け入れ要請

本部長は、災害医療コーディネーターと協議し、市外及び県外の収容可能な医療機関を把握し、救護医療機関に必要な情報を伝達する。

4 被災医療機関への支援

被災した医療機関は、医療機能の麻痺を最小限に食い止めるための対策を講ずる。

ライフラインの停止（断水、停電、情報通信機能の麻痺）、医療スタッフや医薬品、医療資器材の不足等で機能が低下した場合は、市に連絡し協力を要請する。

市は、これに積極的に協力し、本庄保健所にも協力要請を行う。

5 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され応急的な医療及び助産を実施した場合、「医療班」は次の帳簿類を整え、「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年10月1日内閣府）に準じて行うものとする。

(1) 医療関連の帳簿類

- ア 救助実施記録日計票
- イ 救助の種目別物資受払状況
- ウ 「医療班」活動状況
- エ 病院診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- オ 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

(2) 助産関連の帳簿類

- ア 救助実施記録日計票
- イ 救助の種目別物資受払状況
- ウ 助産台帳
- エ 助産関係支出証拠書類

第8 緊急輸送道路の確保

災害時の制約された条件下で地震による負傷者の救急救命活動、食料や救援資機材の輸送等に必要な緊急輸送道路の応急復旧を効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を実施する。

「緊急輸送道路の確保」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 道路の被害状況の把握	建設班、統括班、支所復旧班、関係各班
2 交通規制	建設班、統括班、秘書広報班
3 道路啓開等	建設班、支所復旧班
4 緊急輸送道路の応急措置	建設班、環境班、統括班、支所復旧班

1 道路の被害状況の把握

市及び県は、緊急輸送道路として、地震による負傷者の救急救命活動、食料や救援資機材の輸送等に必要な緊急輸送車両の通行する道路を指定している。

市は、緊急輸送道路の被害状況、障害物の状況を速やかに調査する。また、住民等からの通報を受けた場合、道路管理者に報告する。

【県指定の緊急輸送道路（市域関連）】

区分	基準	該当道路（区間）
第一次特定 緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道等の4車線道路とこれを補完する広域幹線道路とする	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 関越自動車道 ➢ 国道17号 ➢ 国道254号 ➢ 国道462号(本庄市児玉町吉田林(国道254号との交差点)～本庄市山王堂(群馬県境))
第一次 緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 小前田児玉線(本庄市児玉町児玉(国道254号との交差点)～本庄市児玉町児玉(国道462号との交差点)) ➢ 国道462号(本庄市児玉町吉田林(国道254号との交差点)～神川町新宿(上里鬼石線との交差点)) ➢ 本庄寄居線(本庄市東台(国道17号との交差点)～美里町猪俣(国道254号との交差点))
第二次 緊急輸送道路	地域内の防災拠点等を連絡する路線	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 熊谷児玉線(美里町関(本庄寄居線との交差点)～本庄市児玉町児玉(国道254号との交差点))

出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画 資料編」(平成29年3月)

【市指定の緊急輸送道路】

基準	該当道路（区間）
消火活動、人命救助、支援活動のネットワーク及び防災拠点等の連絡で優先的に使用する路線	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 藤岡本庄線（県道23号） ➢ 秩父児玉線（県道44号） ➢ 環状一号線（市道1級4号）

【道路管理者と連絡先】

対 象	道路管理者	連絡先（電話番号）
国道 17 号	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所熊谷国道出張所	048-532-3680
国道 254 号 国道 462 号 県道	本庄県土整備事務所	0495-21-3141

2 交通規制

市は、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会（警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請する。

市は、市道の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるときは、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限措置を施すとともに、道路の被害状況及び交通規制状況の広報を行う。

3 道路啓開等

道路管理者（県及び市）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、車両の一時保管場所を確保し、自ら車両の移動等を行う。

4 緊急輸送道路の応急措置

（1）応急措置の実施

「建設班」は、被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となるよう次の点を考慮し、市内の建設業者の協力を得て緊急輸送道路の応急措置を行う。

なお、市内の国道、県道については大宮国道事務所及び本庄県土整備事務所が所管していることから、応急措置を必要とする場合は道路管理者に連絡し、応急措置を要請する。

ア 消火活動、救出活動上重要な道路

イ 緊急医療上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送へリポートに通じる道路）

ウ 緊急救援物資の輸送上重要な道路

エ 広域応援受け入れ上必要な道路

（2）応援要請

「建設班」は、被害が甚大で、市内の建設業者で対応が難しい場合は、県に自衛隊等の応援を依頼する（自衛隊の派遣要請は「統括班」が行う。）。

（3）廃棄物の処理

「環境班」は、緊急輸送道路の応急措置により発生した廃棄物については、「建設班」と協議して適切に処理する。

第9 緊急輸送手段の確保

応急対策に必要な要員・物資等の迅速確実な確保のため又は災害時における被災者の避難のため、各機関の協力・援助を得て輸送手段を確保するものとする。

「緊急輸送手段の確保」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 車両の確保	財務班、関係各班
2 ヘリコプターの確保	統括班、関係各班

1 車両の確保

(1) 緊急通行車両の確保

ア 確認申請の準備

市域において震度5強以上の地震が発生した場合、「財務班」は、交通規制の実施に備え事前に届け出た緊急通行車両を確認するとともに、必要に応じて緊急通行車両の確認申請の準備を行う。

イ 確認申請

交通規制が実施された場合、「財務班」は、直ちに県公安委員会に緊急通行車両の確認申請を行い、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受けるものとする。

交付を受けた標章、証明書は当該車両前面の見やすい場所に掲示する。

(2) 輸送車両の確保

市有車両については、原則として「関係各班」が「財務班」と調整して各々確保することとするが、状況に応じて不足する場合は、「関係各班」から「財務班」に「配車請求書」を提出し、これに基づき「財務班」は、調達車両を「関係各班」に引き渡すこととする。

なお、市有車両だけでは不足する場合は、「統括班」が、(一社)埼玉県トラック協会等に要請し、民間の輸送車両を確保する。

また、燃料の確保については、市内取扱業者の協力を得て実施する。

2 ヘリコプターの確保

輸送手段として、ヘリコプターが効果的と判断された場合、「関係各班」は次によりヘリコプターを確保する。

ア 「関係各班」は、ヘリコプターを確保する場合、「統括班」に県への応援要請を依頼する。

イ 上記要請を受けた「統括班」は、県に対して県保有ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の応援要請を行う。なお、応援の受け入れ・調整は、「統括班」が行い、ヘリポートの管理は、施設管理者が行う。

第10 二次災害の防止

地震発生に伴う、河川施設の損壊による浸水被害や、砂防・治山施設等の損壊による土砂災害を防止するため応急対策を講ずる。

「二次災害の防止」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 建築物・構造物の二次災害防止	建築班、建設班、支所復旧班、水道班、下水道班、統括班
2 民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定	建築班
3 水害の防止	建設班、支所復旧班、統括班、秘書広報班
4 土砂災害の防止	建設班、支所復旧班
5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動	消防本部
6 二次災害防止のための住民への呼びかけ	秘書広報班、統括班

1 建築物・構造物の二次災害防止

(1) 指定避難所施設の点検

指定避難所施設の点検は、次に示す手順で実施する。

- ア 市は、指定避難所施設の点検について、(一社)埼玉建築士会児玉支部等の協力を得て点検体制を整える。
- イ 指定避難所施設の施設管理者は、当該施設の安全性に留意するとともに、必要な場合は、「建築班」に対して重点的な点検を要請する。
- ウ 「建築班」は、要請を受けて当該施設の点検を行う。また、その他の指定避難所施設についても順次点検を行う。なお、要員等が不足する場合は、(一社)埼玉建築士会児玉支部、県等に応援を求める。危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要に応じて応急措置を施す。

(2) 市有施設の点検及び避難対策・応急対策

市有施設の点検及び避難対策・応急対策は、次に示す手順で実施する。

- ア 市有施設の管理者((1)の指定避難所施設を除く。)は、地震後当該施設の使用にあたって安全性に留意するとともに、必要な場合は、「建築班」に点検を要請する。
- イ 「建築班」は、要請を受けて当該施設の点検を行う。なお、要員等が不足する場合は、(一社)埼玉建築士会児玉支部、県等に応援を求める。危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

(3) 市所管道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

「建設班」は、「関係各班」と連携し、地震発生後の市の所管する道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとるとともに、必要な場合は応急措置を実施する。この際、必要に応じて市内の建設業者や県等に応援を求める。

2 民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定

(1) 民間建物の応急危険度判定

「建築班」は、地震による被害状況を勘案し、建築物の応急危険度判定の必要性を決定する。応急危険度判定を実施すると決定した場合は、市判定実施本部を設置し、市内の応急危険度判定士の応援を要請するとともに、県に応急危険度判定士の派遣を要請する。応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の被災度を判定し、建築物に判定結果の表示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

(2) 民間宅地の危険度判定

「建築班」は、地震及び降雨による宅地の崩壊による二次災害に対して、被災宅地危険度判定の必要性を決定する。被災宅地危険度判定を実施すると決定した場合は、市判定実施本部を設置し、市内の被災宅地危険度判定士の応援を要請するとともに、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。なお、派遣された被災宅地危険度判定士は、現地調査を通じて、主に目視により被災宅地の被害状況を調査し、危険度を判定するとともに、宅地への判定結果の表示及び所有者等に対する勧告によって注意を喚起する。

3 水害の防止

地震発生後の水害を防止するため、「建設班」及び「支所復旧班」は、次のような二次災害防止活動を行うとともに、市民への注意・呼びかけが必要な事項については「秘書広報班」を通じて広報活動を行う。

【水害防止活動】

項目	内容
点検及び 応急措置	「建設班」及び「支所復旧班」は、大規模な地震が発生した場合は、河川を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努める。水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を講ずるよう要請する。緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。この際、必要に応じて市内の建設業者等の協力を得る。
避難の呼びかけ 又は指示	地震による二次災害が予想され、著しい危険が切迫していると認められる場合、「秘書広報班」は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけ又は指示を行う。
応援要請	「統括班」は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防団長に対して応援を求める。また、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求める。

4 土砂災害の防止

「建設班」及び「支所復旧班」は、地震により河川、砂防及び治山施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、次のような応急復旧を行う。

なお、土砂災害防止法の警戒区域等の指定を受けた区域に対しては、地震等により地形等に変化が表れていないか等、早期に現地を確認し、危険が予想される場合は、「本節 第

11 避難活動」に従い避難体制をとる。

【土砂災害の防止対策】

対策事項	内容
河川施設応急対策	堤防及び護岸の破壊等については、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに、速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。
砂防施設等応急対策	砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。
治山施設応急対策	治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。
ため池応急対策	ため池施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動

消防本部は、爆発物、有害物質による二次災害（環境汚染を含む。）を防止するため、次に掲げる施設等を対象に、被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、住民への注意・呼びかけが必要な事項については、広報活動を行う。

- ア 危険物施設
- イ ガス施設
- ウ 毒劇物施設
- エ クリーニング施設
- オ その他危険物には満たない指定可燃物施設等

6 二次災害防止のための住民への呼びかけ

「秘書広報班」は、二次災害防止のため市民への注意・呼びかけが必要な事項については、「第3編 第1章 第2節 第4 広報活動」に従って広報活動を行う。

第11 避難活動

災害時においては、家屋の倒壊や火災、がけ崩れ、地すべり等が起こり、避難を要する地域が数多く出現されることが予想される。こうした危険区域に居住又は滞在する市民等を安全な地域に避難させるため避難の勧告・指示及び避難誘導を行うものとする。

「避難活動」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 避難に関する状況把握	統括班、建設班、建築班、消防本部
2 避難の勧告・指示、警戒区域の設定	統括班、秘書広報班、消防本部
3 避難誘導	市民班、福祉班、支所救援班、消防本部
4 指定避難所の開設	統括班、教育班、施設班、情報収集記録班、職員班、秘書広報班、関係各班
5 避難者名簿の作成	避難所担当職員、教育班、施設班
6 他県への避難（移送）	統括班、関係各班
7 市外（県外を含む。）からの避難者の受入れ	統括班、関係各班

1 避難に関する状況把握

避難に関する状況の把握は、次に示す情報の収集及び手順で行う。

【避難に関する状況把握の手順】

① 消防本部は、火災及び危険物施設の状況等を把握し、市に報告する。
② 「建設班」は、道路、橋梁及び河川等の状況を把握する。
③ 「建築班」は、点検を行った建築物（特に指定避難所）の状況を把握する。
④ 「統括班」は、本庄警察署、児玉警察署と被害状況等の情報を交換する。
⑤ 「統括班」は、①～④の情報に基づき、避難の勧告・指示、警戒区域の設定等避難の必要性を把握する。

2 避難の勧告・指示、警戒区域の設定

(1) 手順

「統括班」から「1 避難に関する状況把握」に関する情報の報告を受けた本部長は、必要に応じて避難の勧告・指示、警戒区域の設定を行う。

避難の勧告・指示、警戒区域の設定を行う場合は、防災行政無線（固定系）、エリアメール、緊急速報メール、市ホームページ、広報車及び報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて迅速な住民への伝達に努める（伝達は「秘書広報班」が実施）。

なお、警察官、自衛官等にも避難の勧告・指示、警戒区域の設定に関する権限が付与されており、「統括班」はこれらの機関と十分な連携をとる必要がある。

【避難の勧告・指示の実施責任者】

実施者	災害の種類	要件	根拠
市長（市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事）	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条第1項
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
知事、その命を受けた吏員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるとき。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法第94条

【警戒区域の設定権者】

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市長	災害全般	災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条第2項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条第1項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	市長が職権を行う場合において、その職権を行うことができる者がその場にいない場合。	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は消防団員	水害を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同法第28条
消防団長、消防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において。	水防法第21条

注) 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第14条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

【避難の勧告・指示、警戒区域の設定について】

区分	内容
避難勧告	災害対策基本法第60条に基づく避難の「勧告」とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為である。
避難指示（緊急）	災害対策基本法第60条に基づく避難の「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を立ち退かせるものである。
警戒区域の設定	災害対策基本法第63条第1項に基づく「警戒区域の設定」とは、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに、縄張り等により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずるものである。

(2) 住民等への伝達内容

避難の勧告・指示、警戒区域の設定を行う場合の住民等への伝達は、次の内容を明示して行う。

- ア 差し迫っている具体的な危険予想
- イ 避難対象地区名
- ウ 避難日時、避難先及び避難経路
- エ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - (ア) 火気等危険物の始末
 - (イ) 2食程度の食料、飲料水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
 - (ウ) 素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等を着用
 - (エ) 隣近所そろって避難すること等

(3) 関係機関との連絡調整

避難の勧告・指示、警戒区域の設定は、各根拠法令に基づき、市、消防本部、警察署、知事の命を受けた者、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり、混乱をきたさないためにはこれら防災関係機関相互の緊密な連絡調整が必要である。

そこで、「統括班」はこれらの機関と緊密な情報交換を行い、住民に混乱を招くことのないよう注意する。

なお、避難の措置を講じた場合、その旨を知事（県消防防災課）に災害経過速報（「本章 第2節 第2 住民からの通報・問い合わせの処理」参照）等により電話、県防災行政無線等を通じて速やかに報告する（災害対策基本法第60条第4項）。

3 避難誘導

(1) 避難の誘導者

避難の勧告又は指示が発せられた場合、「市民班」は、消防職員及び消防団員と連携し、

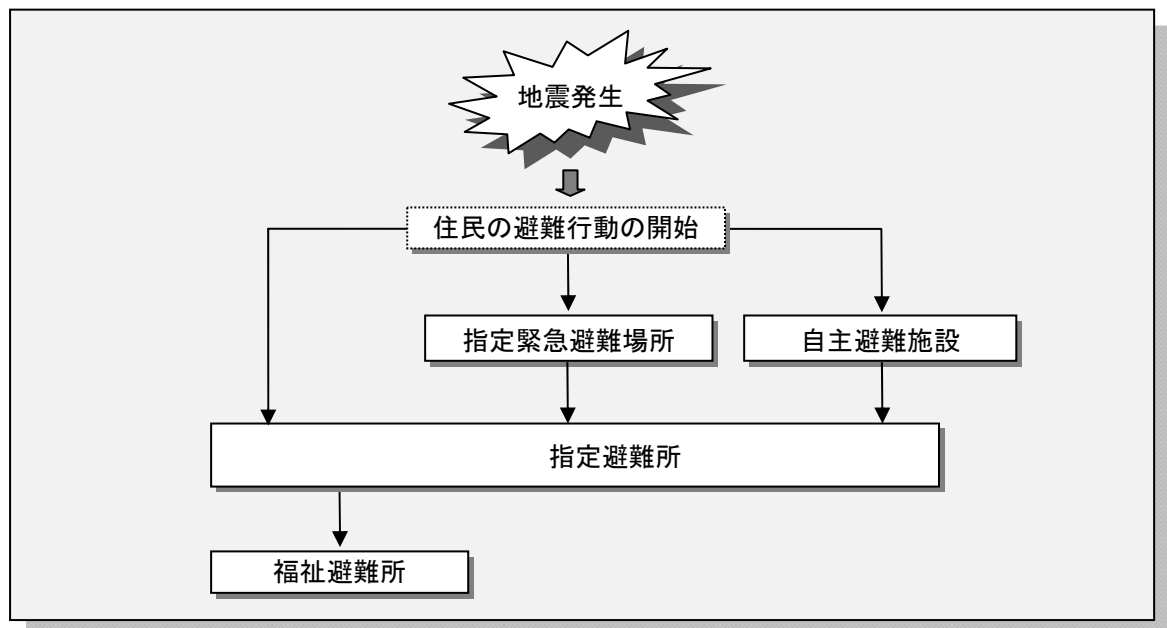
自治会及び自主防災組織の協力を得て、指定避難所等安全な場所に住民等を誘導又は移送する。

(2) 避難順位

避難地域の順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、避難者の順位は、通常の場合は、次の順位による。

- ア 老幼者、傷病人、妊産婦、障害者等の要配慮者及び必要な介護者
- イ 一般市民
- ウ 防災活動従事者

【避難の流れ】



(3) 誘導方法及び輸送方法

市は、次の事項に留意して避難誘導を行うものとする。

- ア 避難経路の明示
- イ 避難経路中の危険箇所の事前伝達
- ウ 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置
- エ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用
- オ 出発、到着の際の人員確認
- カ 自力立ち退きが不可能な避難者に対する車両輸送（状況に応じて県に応援を要請）
- キ 警察官、消防職員、消防団員等による現場警戒区域の設定
- ク 事故の防止

(4) 避難行動要支援者に対する避難誘導

要配慮者の中でも介助人の欠如、補装具の破損、指定避難所までの安全な避難が困難（特に知的・視覚・聴覚障害者）等によって、自力による指定避難所への移動が困難な避難行動要支援者については、避難誘導が必要となる。

そのため、「福祉班」は、消防職員、消防団員、民生委員・児童委員及び自主防災組織

等の避難支援等関係者の協力を得て、個別支援計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。

4 指定避難所の開設

市は、災害により家屋の損壊・損失が生じた場合、あるいは避難の勧告等が出され市民が避難を行う場合、宿泊等の一時的収容保護を実施するため、指定避難所を開設する。指定避難所開設の手順は次のとおりである。

- ア 指定避難所の開設及び避難者の収容措置は、本部長が行う。災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された本部長が行う。
- イ 夜間等の場合には、本部からの指示がなくとも避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、「避難所担当職員」又は居合わせた職員が施設入口（門）を大きく開け放ち、指定避難所開設の準備を行う。
- ウ 既に避難住民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、とりあえず広いスペースに誘導し、無用の混乱の防止に努める。

【勤務時間内に発災した場合】

順番	実施内容
①	災害対策本部から指定避難所開設の連絡を受けた施設管理者又は「避難所担当職員」は、施設の安全性の点検（建物の傾き、床及び壁のひび割れ、ガラスの破損、落下物の危険性等）を行う。
②	異常がないと認める場合は、指定避難所を開設することとし、施設管理者又は「避難所担当職員」は、「教育班」及び「施設班」へ報告する。
③	異常がある場合は、「情報収集記録班」へ報告する。報告を受けた「情報収集記録班」は「統括班」に報告する。 「統括班」は、指示内容を「教育班」及び「施設班」へ報告するとともに、「秘書広報班」を通じて市民へ広報する。
④	「職員班」は、指定避難所開設状況を集計し「統括班」に報告する。
⑤	「避難所担当職員」は、指定避難所開設後、避難者名簿の作成等運営管理を開始する。
⑥	「職員班」は、各指定避難所の「避難所担当職員」の配置状況を集約し、「統括班」に報告し指示を仰ぐ。

【勤務時間外に発災した場合】

順番	実施内容
①	「避難所担当職員」は、あらかじめ定められた指定避難所ごとに参集し、所定の指定避難所施設の安全性の点検（建物の傾き、床及び壁のひび割れ、ガラスの破損、落下物の危険性等）を行う。
②	以降は、【勤務時間内に発災した場合】に準じるものとする。

5 避難者名簿の作成

市は、指定避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。市内で不足が見込まれる場合には県、周辺市町村に応援要請する。

6 市外への避難（移送）

災害時には、避難生活が長期化することが考えられる。また、応急仮設住宅の設置等による対応にも限界があることから、市は県と連携して、県内他地域又は他県への二次避難（移送）を実施する。状況によっては、遠県への避難（移送）も検討する。

7 市外（県外を含む。）からの避難者の受入れ

市は、防災協定を締結している市町村の避難者はもとより、県内外を問わず広域避難者に対して可能な限り指定避難所の調整を行い、積極的に受け入れる。

第12 給水活動

災害が発生し、水道施設の損壊等により、生活に欠くことのできない飲料水が枯渇・汚染した場合、応急給水対策の推進を図るものとする。

「給水活動」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 被害状況の把握	水道班、統括班
2 給水体制の確立	水道班、医療班、福祉班、保育班
3 広報	水道班、秘書広報班
4 施設の応急復旧	水道班
5 応援要請及び受入れ	水道班、統括班
6 災害救助法が適用された場合の事務	水道班、福祉班、支所救援班

1 被害状況の把握

「水道班」は、地震による避難者数や断水戸数等、災害により現に飲料水を得ることのできない者等の数を、市民からの通報等により把握し、「統括班」へ報告する。

2 給水体制の確立

市は、応急給水体制を確立し、被災住民に対して飲料水の給水を実施する。その方法等は次のとおりとする。

(1) 給水方針の決定

給水量、給水方法、給水施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度を参考にして、給水方針を決定する。

ア 実施責任者

被災者に対する飲料水の応急供給は、実施責任者を本部長として市が実施する。

ただし、市で対応が困難な場合は、県災害対策本部に応援の要請及び資機材等の借入斡旋要請を行う。

イ 給水対象者

災害のため、現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。

また、緊急を要する医療機関及び特別な配慮が必要な要配慮者（特に、乳幼児や高齢者等）への給水については、「医療班」、「福祉班」及び「保育班」と連携して実施する。

ウ 給水量

給水量は、災害発生から3日までは、1人1日約3リットル、4日目以後は約20リットルを目標とする（第2編 第1章 第3節 第2 給水体制の整備【一日当たりの給水目標】参照）。

これは、飲料水及び炊事のための水を合計したものであり、期間は、原則として7日以内であるが、被害状況及び復旧状況により必要な場合は延長する。

(2) 水の確保

発災後は、次に示す水源により水を確保するとともに、必要に応じて次に示すその他の水源についても利用する。それでも確保できない場合は、協定締結先から緊急調達し又は県に速やかに応援を要請する。

- ア 浄水場及び配水場
- イ 災害用給水井戸及び飲料水兼用耐震性貯水槽
- ウ その他の水源（民間井戸、公共施設の受水槽等）

(3) 給水方法

給水方法については、運搬給水方式は震災直後の混乱期には、人的、物的両面から非常に困難と想定されることから、原則として拠点給水方式を優先する。

ア 拠点給水による給水

「水道班」は、配水池、耐震性貯水槽（飲料水兼用）を給水拠点として周辺住民に給水する。

また、配水池から給水車、給水タンク等に取り水し、被災者及び医療機関等に給水する。

イ 運搬給水による給水

運搬給水は、水道課所有の給水車、給水タンク、ポリタンク及び給水パックにより行う

ウ 医療機関等への優先給水

次の重要施設から、応急給水の要請があった場合は、給水車等により優先的に給水する。

- (ア) 医療機関
- (イ) 救護所及び特別養護老人ホーム等
- (ウ) 災害時給食設備所
- (エ) その他災害対策本部による指定場所

エ 要配慮者への配慮

いずれの給水方式も戸別給水ではないため、特に高齢者や障害者にとっては水の運搬等が大きな負担となる。

そのため、「福祉班」は、給水状況を把握し、必要な場合は、災害ボランティアセンターに登録しているボランティアや自主防災組織に要配慮者への支援を求める。

(4) 給水用資機材

応急給水に使用する資機材は、防災倉庫等に備蓄しているほか、必要に応じ関係機関から調達する。

3 広報

「水道班」は、応急給水の実施状況、給水所の設置状況等、次の事項について「秘書広報班」を通じて被災住民に広報活動を行うとともに、指定場所及びその周辺に『給水所』と記載した掲示物を周囲に分かりやすいように表示等する。

- ア 水道施設の被害状況
- イ 断水等の状況
- ウ 応急給水の現状と見通し
- エ 指定給水場所及び拠点給水場所の状況
- オ その他必要と認める事項

4 施設の応急復旧

(1) 応急復旧の実施

震災時における応急給水は、断水状況や水源状況を的確に把握し、迅速に実施する。

(2) 応急復旧対策

「水道班」は、取水及び導水の機能の確保を図り、浄水場から指定避難所等に至る基幹管路の復旧を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

(3) 資機材の調達

応急復旧資機材は、市備蓄分の他、関係機関（他市町村等、(公社)日本水道協会）及び関係業者から調達する。

5 応援要請及び受入れ

市の保有する能力では上記2～4の活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、県（自衛隊）、(公社)日本水道協会等に応援要請を行う。

なお、応援の受入れについては、「本章 第1節 第6 広域応援要請」により行う。

6 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され飲料水の供給を実施した場合、「水道班」は、次の帳簿類を整え、「福祉班」に報告する。

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年10月1日内閣府）の範囲内において市が県に請求できる。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- ウ 飲料水の供給簿
- エ 飲料水供給のための支払証拠書類

第13 食料の供給

災害時において、食料の販売機構の一時的なマヒや混乱で、食生活の確保ができなくなった場合、被災者及び災害応急対策に従事する者等に対する食料確保と供給に万全を期すものとする。

「食料の供給」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 給食需要及び能力の把握	統括班、関係各班
2 食料の確保・輸送	商工班、農政班、統括班、教育班、施設班
3 災害救助法が適用された場合の事務	教育班、施設班、商工班、福祉班、支所救援班

1 給食需要及び能力の把握

指定避難所に収容されている避難者、住家の被害により炊事のできない者及び在宅の高齢者や障害者等災害時に食生活を確保することができない者に対する食料の供給は、原則として指定避難所において行うものとし、給食需要及び能力の把握は次により行う。

【給食需要及び能力把握の手順】

<p>① 市は、次の点を「避難所担当職員」又は施設管理者・職員から把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定避難所に避難した者の数（特に、ミルクを必要とする乳児数、給食に配慮を要する要配慮者数を把握する。） ➤ 指定避難所施設の自炊能力 ➤ 避難者以外で管内において食料の供給を行う必要があると考えられる者の概数 ➤ その他指定避難所での食料供給に関して必要な事項
<p>② 市は、①の情報を基に給食需要及び能力を把握し、食料供給方法を決定する。食料の供給方法としては次の方法を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 備蓄食料の開放 ➤ パン、弁当等の確保 ➤ 共同調理場での炊き出し ➤ 指定避難所での炊き出し ➤ 自衛隊の災害派遣による炊き出し ➤ 県を通じての食料の調達及び供給 ➤ 他市町村からの調達及び供給

2 食料の確保・輸送

食料の供給は原則として、市の備蓄食料に加えて、必要人数分の必要食料を応援協定等に基づき、市内業者等から購入することにより対応する。市内業者等で調達不可能な場合は、県、他市町村等に対し、食料の配給等について依頼する。

(1) 市備蓄食料の供給

市が防災倉庫に備蓄している食料の供給は、次のように実施する。

- ア 「統括班」は、市備蓄食料の供給が必要と判断した場合、「商工班」と連携して、防災倉庫の開放を行う。
- イ 「商工班」及び「農政班」は、防災倉庫から食料を各指定避難所に輸送する。また、

必要に応じて(一社)埼玉県トラック協会等の協力を得る。

(2) パン、弁当等の確保

パン、弁当等の確保及び輸送は、次のように実施する。

- ア 「商工班」は、パン、弁当等直接食することが可能な食料の確保が必要と判断した場合は、「統括班」の協力を得て、民間業者に対して食料の確保及び指定避難所への輸送を要請する。
- イ 民間業者から各指定避難所への輸送は、原則として民間業者に要請するものとするが、これが難しい場合は(1)と同様に輸送する。

(3) 学校等での炊き出し

炊き出しは原則として、本庄上里学校給食センター、学校、公民館及び集会場等調理施設のある場所で行う。炊き出しは、次のように実施する。

- ア 「統括班」は、小・中学校給食室等での炊き出しが必要となった場合、「商工班」、「教育班」及び「施設班」に報告する。
- イ 報告を受けた「教育班」及び「施設班」は、「商工班」及び「農政班」と協力し、食材の確保を行い小・中学校給食室等での炊き出しを実施をする。
- ウ 「教育班」及び「施設班」は、災害を受けない地域の婦人会、赤十字奉仕団、ボランティア等に炊き出しの実施を要請する。

3 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、炊き出しその他による食品の給与を実施した場合、「教育班」(「施設班」及び「商工班」も協力)は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年10月1日内閣府)に準じて行う。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 救助の種目別物資受払状況
- ウ 炊き出し給与状況
- エ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- オ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類等

第14 生活必需品等の供給・貸与

地震による住家被害等によって、日常生活に欠くことのできない衣類、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な状態にある者に対し、生活必需品等を供給する。

「生活必需品等の供給・貸与」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 生活必需品等の需要の把握	商工班、農政班、教育班、施設班
2 生活必需品等の調達・輸送	商工班、農政班、統括班
3 災害救助法が適用された場合の事務	商工班、福祉班

1 生活必需品等の需要の把握

市は、生活必需品等の需要（品目、数）を指定避難所となった施設管理者等から把握する。

なお、供給する生活必需品は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給（貸）与する。

- ア 寝 具 … 毛布、タオルケット、布団等
- イ 外 衣 … 洋服、作業衣、子供服等
- ウ 肌 着 … シャツ、パンツ等の下着類
- エ 身の回り品 … タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
- オ 炊事用具品 … 鍋、炊飯器、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤、ガス器具等
- カ 食 器 … 茶碗、皿、はし等
- キ 日 用 品 … 懐中電灯、乾電池、石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
- ク 光熱材料品 … マッチ、ロウソク、LP ガス等
- ケ そ の 他 … 紙おむつ、風邪薬等医薬品、AM/FM ラジオ等

2 生活必需品等の調達・輸送

生活必需品等の供給が必要な場合、その調達及び輸送は次により行う。

(1) 市備蓄物資の放出

「統括班」は、市備蓄物資の放出が必要と判断した場合は、防災倉庫から物資の放出を行うとともに、協定に基づき（一社）埼玉県トラック協会等の協力を得て防災倉庫から物資を各指定避難所に輸送する。

(2) 関係業者からの調達

市は、災害時応援協定事業所に対して、協定に基づき物資の確保及び指定避難所への輸送を要請する。それでもなお不足する場合は、関係組合を通じてその他の事業所に対して、同様の要請を行う。

(3) 県備蓄物資の放出要請

市は、被害の状況により市備蓄物資の不足、関係業者からの調達が困難な状況の場合、知事に県備蓄物資の放出を要請する。衣料、生活必需品等の搬送については、食料搬送と同様の方法により行う。

(4) 他市町村からの物資の調達

市は、市のみで物資を確保することが困難な場合は、「災害時における埼玉県内市町村間の総合応援に関する基本協定」等に基づき、他市町村に対して物資の供給を要請する。

(5) 生活必需品等の集積地及び集積地からの輸送

「商工班」及び「農政班」は、必要に応じて生活必需品等の集配拠点である本庄市役所及び児玉総合支所から指定避難所への輸送を(一社)埼玉県トラック協会等へ要請する。

なお、集配拠点での仕分け等については、「商工班」が、必要に応じてボランティア及び自主防災組織の協力を得て行う。

(6) 義援物資の輸送

市外から送付されてくる義援物資についても、集配拠点から指定避難所への輸送方法については(5)と同様とする。

3 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与を実施した場合、「商工班」は、次の書類を整え、「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年10月1日内閣府)に準じて行うものとする。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 物資受払簿
- ウ 物資の給与状況
- エ 物資購入代金等支払証拠書類
- オ 備蓄物資払出証拠書類等

第15 要配慮者の安全確保

要配慮者は、災害が起こったとき、自分の身体・生命を守る対応能力が不足していたり、言語の障害等から迅速かつ的確な行動がとりにくいため、被害を受ける場合が多い。このため、災害発生直後の避難誘導から、その後の応急、復旧に至るまで、要配慮者等の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進するものとする。

「要配慮者の安全確保」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 避難行動要支援者等の避難支援	福祉班、保育班、市民班、関係各班
2 避難生活における要配慮者支援	福祉班、保育班、医療班、市民班
3 社会福祉施設における入所者の安全確保	施設管理者
4 学校、保育所等における児童生徒及び園児の安全確保	教育班、保育班
5 外国人の安全確保	統括班、市民班、秘書広報班

1 避難行動要支援者等の避難支援

(1) 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者等が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難勧告、避難指示（緊急）を適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、特に配慮する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、次のように実施する。

- ア 「福祉班」は、避難行動要支援者名簿や個別支援計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。
- イ 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。
- ウ 「福祉班」は、避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。
- エ 「福祉班」は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じる。
- オ 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援等関係者から指定避難所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

(3) 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

「福祉班」は、避難支援等関係者等の協力を得て、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施するとともに、避

難支援者等関係者の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

また、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

- ア 住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- イ 指定避難所に収容した避難行動要支援者等を、必要に応じて福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

(4) 名簿に掲載されていない要配慮者等の避難支援・安否確認

妊産婦や乳幼児は、避難行動要支援者名簿に掲載されないが、避難に時間と支援を要することが多いため、「保育班」は、妊産婦や乳幼児に対して優先的な避難等を実施する等、安全を確保する。

また、「市民班」は、外国人や旅行者等、避難行動に係る支援の必要性は低いが、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信による支援を実施する。

2 避難生活における要配慮者支援

(1) 生活物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設ける等、配慮する。

(2) 指定避難所における要配慮者への配慮

指定避難所に避難した要配慮者へ配慮すべき内容は、次のとおりである。

【指定避難所における要配慮者への配慮内容】

項目	内容
区画の確保	指定避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供する等、配慮する。
物資調達における配慮	要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備する。
巡回サービスの実施	民生委員・児童委員、保健師等によるチームを編成し、指定避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、指定避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置又は巡回させる。
福祉避難所の活用	市は、社会福祉施設等を福祉避難所として、指定避難所での生活が困難である要配慮者を収容し、医療や介護等の必要なサービスを提供する。

(3) 指定避難所外も含めた要配慮者全般への支援

被災した要配慮者に対する支援内容は、次のとおりである。

【指定避難所外も含めた要配慮者全般への支援】

支援項目	内容
情報提供	市は、ボランティア等の支援を受けて、在宅や指定避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。
相談窓口の開設	市は、庁舎内や指定避難所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等により総合的な相談に応じる。
巡回サービスの実施	市は、職員、民生委員・児童委員、保健師等によるチームを編成し、在宅、指定避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握するとともに、把握したニーズに基づき、介護、保健、医療等の専門職によるチームを編成し、メンタルケアを含めた巡回サービスを実施する。
物資の提供	市は、在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。
福祉避難所の活用	市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、指定避難所や自宅での生活が困難である要配慮者を入所させるとともに、医療や介護等の必要なサービスを提供する。

(4) 応急仮設住宅提供に係る配慮

市は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させる等の配慮に努める。
県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう努める。

3 社会福祉施設における入所者の安全確保

(1) 施設職員の確保

施設管理者は、緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保するものとする。

(2) 避難誘導の実施

施設管理者は、避難が必要な場合は、避難確保計画等に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行うものとする。

市は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を要請するものとする。

(3) 受入れ先の確保及び移送

市は、医療施設やほかの社会福祉施設等の受入れ先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助するものとする。

(4) 生活救援物資の供給

市は、備蓄物資の放出及び物資の調達により、施設入所者への生活援助物資の供給を支援する。

(5) ライフラインの優先復旧

市は、施設機能の早期回復を図るため、電力、上・下水道等の優先復旧を要請又は実施する。

(6) 巡回サービスの実施

市は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

4 学校、保育所等における児童生徒及び園児の安全確保

(1) 被害状況の把握

学校長（保育施設長）は、在校・在園中に地震が発生した場合、速やかに建物施設の被災状況、児童生徒及び園児等の安全確保の状況を調査する。

(2) 児童生徒及び園児の保護

学校長（保育施設長）は、児童生徒及び園児等が教育施設等にいる際、災害が発生したときは、あらかじめ定めた学校、保育所等の防災計画に従い保護する。

(3) 臨時休業の措置

学校長（保育施設長）は、被害の程度により、必要に応じて教育委員会と協議し、臨時休業の措置を取ることとする。

5 外国人の安全確保

(1) 安否確認の実施

市は、職員や国際交流ボランティア等により調査チームを編成し、住民基本台帳に基づき外国人の安否確認を行うとともに、その調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

市は、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

(3) 情報提供

市は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報紙等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(4) 相談窓口の開設

市は、庁舎内に災害に関する外国人の相談窓口を設置する。相談窓口には、市職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第16 遺体の取扱い

災害により死亡又は死亡していると推定される者の搜索、検案、処理及び埋葬については、警察署及び関係機関と緊密な連携をとり、迅速に実施するものとする。

本部長及び消防団長は協力して搜索隊及び作業班を編成してこれにあたるものとし、警察署に連絡して警察官の派遣を受け、又は地元自主防災組織等への協力の要請等、作業の円滑を図るものとする。

「遺体の取扱い」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 遺体の搜索	市民班、福祉班、消防団
2 遺体の処理	市民班、環境班、医療班
3 遺体の埋・火葬	環境班、福祉班

1 遺体の搜索

(1) 方法

災害により死亡又は現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定されている者の搜索は、次の方法により行うものとする。

ア 搜索隊の編成

「市民班」及び関係機関は、行方不明者の搜索及び収容を行う場合、市職員及び消防団員を以て搜索隊及び作業班を編成してこれにあたる。この場合は警察署に連絡し、警察官の派遣を受けて作業の円滑を図る。

イ 実施方法

行方不明者の搜索は、必要な舟艇その他の機械器具を借上げて実施するものとする。

ウ 協力の要請等

「市民班」及び関係機関は、諸般の事情により搜索が実施できないとき又は遺体が流失等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては、自衛隊、警察署及び消防団等へ協力の要請を行うものとする。

(2) 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する相談への対応を図るため、行方不明者の名簿の作成・管理等による情報確認体制の整備とあわせて相談窓口を、本部長の指示により設置する。

(3) 災害救助法が適用された場合の費用及び事務

災害救助法が適用され、遺体の搜索を実施した場合、「市民班」は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年10月1日内閣府）に準じて行うものとする。

ア 救助実施記録日計票

イ 救助の種目別物資受払状況

ウ 遺体の搜索状況記録簿

エ 遺体捜索用関係状況記録簿

2 遺体の処理

(1) 方法

災害の際、死亡した者に関して、市は、警察署及び県等の協力を得て、次により遺体の処理を行う。

【遺体の処理方法】

実施項目	内容
遺体収容所 (安置所)の開設	市は、二次災害のおそれのない適当な建物(公共施設等)に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。また、納棺用品、ドライアイス等を確保するとともに、必要に応じて遺体収容所に検視(見分)、検案を行うための検視所を併設する。
遺体の輸送	市は県に報告の上、遺体を警察署の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
遺体調査等	警察官は、検視又は遺体調査を行う。 歯科医師は身元確認に際し、法歯学上の協力をを行う。
検案	医師は検案を行う。「医療班」は、検案を支援するとともに、必要に応じて、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。
遺体の収容	市は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。
一時保管	市は、検視、遺体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。
遺体処理台帳の整備	市は、身元不明の遺体を遺体処理台帳により処理し、事後確認のため遺体の写真撮影、遺品の保存等の措置をとり、身元の発見に努める。

(2) 費用

遺体の処置に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合、次のものを県に請求することができる。

【遺体の処置費用】

項目	内容
対象	災害による死亡者のうち、身元不明の者及び遺族等が混乱期のため遺体処理ができない者
支出費用 及び限度額	支出費用は、次に示すとおりである。なお、その限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の規定による。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置のための費用 ➤ 遺体の一時保存のための費用 ➤ 検案のための費用
遺体の 処理期間	災害発生の日から10日以内とする(ただし、知事を通じ、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。)

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、遺体の処理を実施した場合、「市民班」は警察署の協力のもと、次の書類を整え、「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年10月1日内閣府）に準じて行うものとする。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 遺体処理台帳
- ウ 遺体処理費支出関係証拠書類

3 遺体の埋・火葬

(1) 埋・火葬の実施

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により市が実施するものとする。

実施項目	内容
埋・火葬の場所	埋・火葬は原則として当該市町村内で実施する。
他の市町村に漂着した遺体	遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引きとらせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。
罹災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。
葬祭関係資材の支給	棺（付属品を含む。）及び骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物をもって支給する。

注) 埋・火葬に伴う留意点

- ① 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- ② 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しない縁故者に引き渡すものとする。

(2) 費用

遺体の埋・火葬に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合、次のものを県に請求することができる。

項目	内容
対象	災害の際の死亡者のうち、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋・火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいなかったために埋・火葬ができない場合。
支出できる内容及び支出費用の限度額	支出できる内容は、次に示すとおりである。なお、支出費用の限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の規定による。

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 棺（付属品も含む。） ➤ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ➤ 骨つぼ及び骨箱
遺体の埋・火葬期間	災害発生の日から 10 日以内とする（ただし、知事を通じ、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。）。

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、遺体の埋葬を実施した場合、「環境班」は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成 25 年 10 月 1 日内閣府）に準じて行うものとする。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 埋葬台帳
- ウ 埋葬費支出関係証拠書類

第17 ライフラインの応急対策

ライフライン（上・下水道、ガス、電力、電話等）施設が被災した場合には、関係機関との連携を密にし、迅速に応急復旧対策を実施するものとする。

「ライフラインの応急対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 応急復旧の基本方針	統括班、水道班、下水道班、関係事業者
2 災害時の連絡体制	統括班、水道班、下水道班、関係事業者
3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報	統括班、秘書広報班

1 応急復旧の基本方針

市は、速やかに上水道の被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取水、導水及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場に近い箇所を送水及び配水施設から復旧を進める。

また、下水道施設についても被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

電気、ガス、電話、公共交通等の各事業所は、各々の災害時対応計画に従い、災害時に被害の未然防止・拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。

市は、事業所から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力し、医療機関及び社会福祉施設等の機能の早期回復を図るため、ライフライン事業に対して、電気、ガス、水道等の早期復旧を要請する。

2 災害時の連絡体制

(1) 連絡体制の確立

「統括班」は、各事業者との円滑な連絡調整が確保できるよう、災害の状況に応じて関係事業者に連絡担当者の派遣を要請する。

(2) 市への通報

各事業者は、災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合は、市災害対策本部へ通報する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、チラシ等を用いて住民に広報する。

事業者から通報を受けた市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、住民向けの広報を行う場合、防災行政無線（固定系）や市ホームページ等の使用、プレスルームの提供、広報車の貸し出し等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第18 公共施設等の応急復旧

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物、公共施設等の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

市は、公共施設等が被災し、使用不能となる場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替の体制を整備する。

公共施設等の管理者は、災害時には、人命の安全及び施設の機能を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧を円滑に進める。

「公共施設等の応急復旧」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 公共建築物	財務班、建築班
2 その他公共施設等	施設管理者、福祉班、支所救援班、保育班
3 危険物施設	消防本部、関係各班
4 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報	秘書広報班、福祉班、市民班、関係各班

1 公共建築物

(1) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

余震等による二次的な災害を防止することを目的に、被災した建築物及び宅地の危険性を、主として目視等によって市が判定する。

(2) 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

市は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

(3) 応急措置

市は、被災建築物に対して詳細調査を行い、適切な応急措置を実施する。

2 その他公共施設等

(1) 不特定多数の人が利用する公共施設

施設管理者は、施設利用者等を、あらかじめ定められた指定避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

(2) 医療救護施設

市は、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

(3) 社会福祉施設

施設管理者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

3 危険物施設

消防本部は、県と連携して、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、次の応急措置を講じるよう指導する。

【危険物施設の応急措置】

応急措置	措置内容
危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置	危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
危険物施設の応急点検	危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。
危険物施設からの出火及び流出の防止措置	危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
災害時の応急活動	危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
防災関係機関への通報	災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。
従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施	災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

4 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各施設を所管する「関係各班」は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次防災行政無線（固定系）、広報車、報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障害者、聴覚障害者、外国人にも配慮する。

第19 帰宅困難者への支援

地震発生直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況である。さらに、鉄道が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅した場合、主要駅等で大きな混乱が生じる。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、民間事業者や学校等での一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保等の対策を実施する。

市内の帰宅困難者（以下「帰宅困難者（滞留者）」という。）の適切な行動を促すために必要な正確な情報の提供、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援等の対策を実施する。

また、市外へ通勤・通学している市民の多くが帰宅困難になることが予想されるため、これらの市民（以下「帰宅困難者（市外）」という。）へ情報提供等の対策を実施する。

「帰宅困難者への支援」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 帰宅困難者（滞留者）への情報提供等	統括班、会計班、秘書広報班
2 一時滞在施設の開設・運営	統括班、会計班、情報収集記録班、関係各班
3 帰宅支援	会計班、統括班、関係各班
4 帰宅困難者（市外）への支援	統括班、会計班、情報収集記録班

1 帰宅困難者（滞留者）への情報提供等

「統括班」は、帰宅困難者（滞留者）にとって必要な交通情報や被害状況等の次の情報を、「会計班」及び「情報収集記録班」と連携し、伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

情報提供の場所は、駅、道の駅等による一時滞在施設、市役所等の施設で行うとともに、可能であれば、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、郵便局等でも行い、それぞれの施設管理者の協力を得て実施する。

【帰宅困難者（滞留者）に提供する情報例】

項目	情報の内容
被害状況に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 震度分布 ▶ 火災発生状況 ▶ 建物被害、人的被害、ライフライン被害等
バス、鉄道等の公共交通機関に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 路線ごとの運行状況、復旧見通し ▶ 代替交通機関の情報等
帰宅に当たって注意すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 通行不能箇所 ▶ 大規模火災箇所 ▶ 規制情報等
支援情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 帰宅支援ステーションの開設状況 ▶ 一時滞在施設の開設状況等

【各機関が実施する対策内容】

実施機関	項目	対策内容
市 (統括班) (会計班) (秘書広報班)	誘導 情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 帰宅困難者（滞留者）の誘導 ▶ 防災行政無線、市ホームページ、エリアメール及び緊急速報メール等による情報提供
県 (統括部) (県民安全部)	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し被害状況、交通情報等を広報 ▶ 県ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ▶ エリアメール及び緊急速報メールによる発災直後の注意喚起
東日本電信電話㈱	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「災害用伝言ダイヤル171」のサービス提供 ▶ 災害時用公衆電話の設置等
携帯電話事業者	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害用伝言板のサービス提供
報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 帰宅困難者（滞留者）向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）

2 一時滞在施設の開設・運営

(1) 一時滞在施設の開設

「統括班」は、「会計班」及び「情報収集記録班」と連携し、地震の発生により鉄道が運行停止し、本庄駅、児玉駅、本庄早稲田駅周辺に帰宅困難者（滞留者）が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための一時滞在施設を開設する。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、必要に応じて警察署の協力を得る。
一時滞在施設の開設に係わる各関係機関の役割は、次に示すとおりである。

【各機関が実施する対策内容】

実施機関	役割
市 (統括班) (会計班) (情報収集記録班)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市有施設の一時的滞在施設の開設、運営 ▶ 市有施設以外の一時的滞在施設の開設依頼 ▶ 一時的滞在施設の開設情報等の収集、提供 ▶ 帰宅困難者（滞留者）の一時的滞在施設への誘導 ▶ 帰宅困難者（滞留者）に対する食料、飲料水等の確保
県 (統括部) (各施設管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県有施設の一時的滞在施設の開設、運営 ▶ 一時的滞在施設の開設情報等の提供 ▶ 帰宅困難者（滞留者）に対する食料、飲料水等の確保
一時滞在施設となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一時的滞在施設の開設、運営 ▶ 帰宅困難者（滞留者）への食料、飲料水等の提供
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 交通渋滞の混乱防止対策に係る支援

(2) 一時滞在施設の運営

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。また、一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者（滞留者）に対し、必要に応じ食料、飲料水等を提供する。

そのため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災倉庫からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

なお、県では帰宅困難者用として1日分以上の食料備蓄を計画しており、市は、必要に応じて県に提供を要請する。

また、市は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報等、帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、市から提供された情報等を、受け入れた帰宅困難者（滞留者）に広報する。

一時滞在施設の運営については、「本章 第2節 第11 避難活動」及び「本章 第3節 第3 指定避難所の運営」を準用するが、自助、共助の点から、状況により受け入れた帰宅困難者（滞留者）も含めた運営をする。

なお、一時滞在施設の開設運営にあたっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めることを考慮し、指定避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておくものとする。

3 帰宅支援

(1) 帰宅活動への支援

「会計班」は、必要に応じて県と連携し、関係事業者に避難行動要支援者に配慮した代替輸送の実施を要請する。

また、沿道の住民や民間事業者等は、可能な範囲で帰宅困難者に休憩所やトイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報等を提供するよう努める。

【各機関が実施する対策内容】

実施機関	項目	対策内容
市、県、 (一社)埼玉県 バス協会	帰宅支援協定に基づく 一時休憩所提供の要請	▶ ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	▶ バス輸送の実施
鉄道事業者	トイレ等の提供 一時休憩所	▶ トイレ等の提供 ▶ 駅施設の一部を一時休憩所としての利用
東京電力パワー グリッド (株)	沿道照明の確保	▶ 帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

(2) 帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。市の指定避難所は、地元の避難者で満員になる可能性が高いため、可能な限り市の指定避難所とは別に徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。

(3) 観光客等への対策

市を訪れていた地理に不案内な者(観光客等)に対し安全な避難誘導を図るとともに、休憩場所の提供や帰宅行動の参考となる情報を提供する。

4 帰宅困難者(市外)への支援

「統括班」は、帰宅困難者(市外)が、市へ帰宅するために必要な交通情報や市内の被害状況等の情報を、「会計班」及び「情報収集記録班」と連携し、市ホームページ等で発信するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

第3節 救援期の災害応急対策活動

本節では、救援期における災害応急対策活動について定める。

救援期とは、救出救助・救急活動が一段落し、被災者の避難生活の長期化に伴う支援や生活再建のための支援活動を展開する時期とする。

災害の規模によっては、指定避難所の開設が長期にわたる等して、担当部班の要員に健康管理上の問題等が生じ、的確な災害応急対策の遂行の妨げとなる場合がある。その際は、「本章 第1節 第2 職員の動員計画」に基づき交代体制の確立等要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

第1 災害情報の収集・伝達・共有

救援期においても、引き続き被害情報等の収集・伝達体制を維持していくものとする。

「災害情報の収集・伝達・共有」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	統括班
2 災害情報の共有	各班共通

1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）

救援期においても、引き続き「本章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・共有」による経過速報を適時更新し、県に報告することにより応援体制の強化を求める。

応急対策が終了した場合（災害対策本部を廃止した場合）、できるだけ速やかに県に被害状況の確定報告を行う。

2 災害情報の共有

市は、災害応急対策に資するため、次の情報を地図に記入し、情報の共有を図る。

- ア 指定避難所の開設地点及び避難人数等
- イ ヘリポート
- ウ 物資輸送拠点
- エ ごみの集積地
- オ 応急仮設住宅の建設予定地
- カ 通行不能区間
- キ 交通規制区間
- ク 停電、断水区域
- ケ その他必要な情報

第2 広報広聴活動

救援期においても、引き続き「本章 第2節 第4 広報活動」による住民への広報を積極的に行う。なお、被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、被災者のニーズの把握に努め、的確な情報を効果的な手段で提供するとともに、市外への避難者に対する広報にも留意する。

また、被災者から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各班と相互に連携して市役所等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

「広報広聴活動」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 広報活動	秘書広報班、関係各班
2 各種相談窓口の設置	市民班、関係各班
3 相談の内容	市民班、関係各班

1 広報活動

(1) 広報内容と広報情報の収集機関

発災初期の広報内容に加え、次のような情報の提供に留意する。

内容	収集機関
住宅の確保に関する情報	建築班
義援金品の配布等に関する情報	福祉班
災害弔慰金等の支給に関する情報	福祉班
保健衛生に関する情報	医療班、環境班
生活資金、融資等に関する情報	福祉班、商工班、農政班

(2) 救援期及びそれ以降の広報内容

市民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組合せて、それぞれの対象者に広報を実施する。

広報の内容の時間的流れは、次のとおりである。

【時間の経過と広報内容】

発災後	広報内容
3日～ 1週間程度	<p>災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を、指定避難所を中心に広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 電気、ガス、水道等の復旧状況 ▶ 電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報 ▶ 公共交通機関の復旧情報 ▶ 生活の基礎情報（商店等の生活情報、行政サービス情報） ▶ 安否情報 ▶ 相談窓口開設の情報

発災後	広報内容
2～3週間目	ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった住民は通常生活を再開するので、これらの住民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。
4週間目以後	指定避難所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の住民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の住民向け情報を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害関連の行政施策情報 ▶ 通常の行政サービス情報

(3) 救援期及びそれ以降の広報手段

広報紙を中心に、様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。特に広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段として貴重である。

【広報の対象者と広報内容】

広報の対象	広報内容
指定避難所収容者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 広報紙、臨時広報紙の配布 ▶ 掲示板への掲出 ▶ 報道機関への情報提供による広報
指定避難所外の市民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 広報紙の配布及び各公共施設での掲出 ▶ 報道機関への情報提供による広報
市外避難者	▶ インターネット、報道機関への情報提供による広報

2 各種相談窓口の設置

「市民班」は、被災住民からの要望、相談等の早期解決を図るため、「関係各班」及び関連機関と協力し、次のような各種相談窓口を設置する。

- ア 市役所等での相談窓口の設置
- イ 各指定避難所の巡回相談
- ウ 電話相談窓口の設置
- エ 他機関（国、県及び防災関係機関等）との共同相談窓口の設置

3 相談の内容

各種相談の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活再建相談

- ア 罹災証明書の発行
- イ 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付け等
- ウ 倒壊家屋の処理
- エ 住宅の応急修理、仮設住宅の入居、公営住宅のあっせん
- オ その他生活相談

(2) 事業再建相談

- ア 中小規模の民間事業者関係融資
- イ 農業関係融資
- ウ その他融資制度

(3) 消費生活相談

市は、災害に伴う悪質商法等によりトラブルが発生することが考えられるため、相談業務を速やかに始める。相談処理や事業者の指導にあたっては、必要により県、警察及び弁護士会等の関係機関に協力を求める。

(4) 安否情報

市は、安否確認の問い合わせが一時的に殺到することが予想されることから、通常の相談窓口とは別に安否情報に関する窓口を設置し、迅速かつ的確な情報の提供を行う。

第3 指定避難所の運営

指定避難所の運営は、原則として開設当初は市職員が担当するが、その後（指定避難所の開設が3日以上に及ぶ場合）は、自主防災組織等の地域組織及び避難者による自主運営組織を立ち上げ、市、関係団体及びボランティアの協力のもと、指定避難所の円滑な運営を図る。

「指定避難所の運営」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 指定避難所の運営管理体制	教育班、施設班、文化財班、避難所担当職員
2 指定避難所での情報提供（広報）及び広聴活動	秘書広報班、関係各班
3 指定避難所での医療	医療班
4 指定避難所の生活環境への配慮	教育班、施設班、文化財班、福祉班、環境班、関係各班
5 災害救助法が適用された場合の事務	教育班、施設班、文化財班、福祉班

1 指定避難所の運営管理体制

開設した指定避難所は、次のような手順で開設、運営する。

なお、指定避難所の開設、運営の詳細については「避難所運営マニュアル」に従うものとする。

【指定避難所の運営管理体制手順】

① 市は、災害対策本部の設置、避難勧告等の発令等に伴い、「避難所担当職員」を指定された各指定避難所に派遣する。
② 「避難所担当職員」は、指定避難所施設職員と連携して、住民代表（自治会長等）、自主防災組織代表等からなる避難所運営委員会を組織し、当該指定避難所の円滑な運営を行う。
③ 「避難所担当職員」は、避難所運営委員会から当該指定避難所のニーズ（必要な物資、その他措置すべき事項）を把握する。
④ 「避難所担当職員」は、③で把握したニーズに基づき、必要な措置を講じる。

2 指定避難所での情報提供（広報）及び広聴活動

避難所運営委員会は、市からの情報を避難者に掲示板等により提供するとともに、問い合わせ等に応じる。

3 指定避難所での医療

「医療班」は、必要と判断される指定避難所に、救護所を設置する。

4 指定避難所の生活環境への配慮

(1) 衛生

「環境班」は、避難所運営委員会の協力を得て、指定避難所における生活環境（し尿、ごみ問題等）の維持に努めるとともに、本庄保健所と連携し、避難所運営委員会の協力を得て指定避難所における食品の衛生管理に努める。

(2) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所運営委員会は、指定避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、簡易間仕切りの設置や避難者の状況にあわせたスペースの確保等により、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

(3) 防火・防犯

避難所運営委員会は、指定避難所での防火・防犯について周知するとともに、必要に応じてパトロールを行う。なお、必要に応じて消防本部及び所轄警察署の協力を得る。

(4) 要配慮者への配慮

「福祉班」及び「関係各班」は、災害ボランティアセンター等関係機関の協力を得て、指定避難所で生活する要配慮者を支援する（指定避難所施設・設備の配慮、食料、飲料水、生活必需品等の給与における配慮、情報伝達における配慮、相談体制の整備等）。

障害や、認知症等の理由で指定避難所での対応が難しいときは、必要に応じて福祉避難所を設置する。

(5) 女性等への配慮

避難所運営委員会は、さまざまな背景を有する人たちがともに生活していくために、必要なルール等を、事前に関係者で検討する。特に女性や子どもへの配慮に努める。

男女に関わるものとして各種設備（男女別更衣室、男女別トイレ及び授乳場所等）を開設当初から設置するように努める。また、女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所については女性の視点から配慮し、注意喚起に努める。

未就学児等の子どもについては、家族と相談のうえ、必要に応じメンタルケアや応急教育に関する支援に努める。

その他さまざまな人のニーズに対応できるように、相談員、福祉相談員を配置又は巡回できるような体制の整備に努める。

なお、女性等に対する相談員の配慮や相談窓口の開設・運営に当たっては民間団体等を積極的に活用する。

(6) 指定避難所での動物の管理

避難所運営委員会は、避難者の居住部分と区分して動物の飼養場所の確保に努めるとともに、さまざまな人が生活する指定避難所において人間と動物が共存していくために、動物の飼養者に対し一定のルールを設け、責任ある適正飼養を指導する。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取り扱いについて、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等がある等、収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

5 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、指定避難所の開設・運営を実施した場合、「教育班」は、次の書類を整え、「福祉班」に報告する。なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年10月1日内閣府）に準じて行うものとする。

- ア 避難者名簿
- イ 救助実施記録日計票
- ウ 救助の種目別物資受払状況
- エ 指定避難所設置及び収容状況
- オ 指定避難所設置に要した支払証拠書類
- カ 指定避難所設置に要した物品受払証拠書類

第4 防疫及び保健衛生

災害に伴う二次的な災害としての感染症の発生蔓延の防止及び食中毒の発生予防のため、被災者の衛生指導、家屋内外の消毒、感染症の媒体となる鼠や昆虫の駆除等の防疫・保健衛生活動を迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期すものとする。特に指定避難所を開設した場合は、設備が応急的であり、かつ多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、必要な防疫措置を実施するものとする。

「防疫及び保健衛生」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 防疫活動	環境班、医療班、支所復旧班
2 保健活動	医療班、環境班、支所復旧班
3 動物愛護	環境班、農政班

1 防疫活動

(1) 防疫体制の確立

防疫状況及び感染症等の発生又は発生が予想される被害地域等を迅速に把握して対策方針を定め、状況に応じて防疫チームを編成する等により、防疫活動体制を確立する。

ア 実施責任者

被災地内における防疫活動は、実施責任者を本部長として市が実施する。

ただし、災害の状況により、市で対処できないときは、他市町村、県及びその他防災関係機関の協力を得て実施する。

イ 衛生指導

本部長は、知事又は本庄保健所長の指導のもとに、自治会及び本庄市環境衛生推進委員を通じて住民に対して衛生指導を行う。

(2) 感染症対策

市は、感染症が発生したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき対応するとともに、本庄保健所に連絡し、指導を受ける。

(3) 消毒の実施

「環境班」及び「支所復旧班」は、被災により環境衛生条件が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次の地域から優先して、消毒を実施する。

- ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域
- イ 指定避難所のトイレ、その他の不潔場所
- ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
- エ 廃棄物仮置場、応急し尿処理場所
- オ ネズミ、昆虫等の発生場所

2 保健活動

(1) 衛生

ア 被災者に対する衛生指導

「環境班」及び「支所復旧班」は、指定避難所等の被災住民に対し、台所、トイレ等の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等を指導する。

イ 食中毒の防止

「医療班」は、必要に応じて被災地及び指定避難所での食品及び飲料水による食中毒を防止するため、県に対して食品衛生監視のための職員の派遣等を要請する。

(2) 保健

ア 被災者に対する保健相談

「医療班」は、必要に応じて(一社)本庄市児玉郡医師会等の協力により、指定避難所等の被災住民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、かぜ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等を患う住民への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

イ 被災者に対する栄養相談

「医療班」は、必要に応じて、本庄保健所、(公社)埼玉県栄養士会等の協力により、指定避難所等の被災住民に対し、疫病者に対する栄養指導や指定避難所での食事についての栄養相談に応じる。

3 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や(公社)埼玉県獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制を確立する。

(1) 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は市、県、(公社)埼玉県獣医師会及び動物関係団体等が協力の上保護し、必要に応じて動物保護施設等へ搬送する。

(2) 指定避難所における動物の適正な飼養

市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(3) その他

「環境班」は、特定動物等が逸走した場合は、県及び警察の協力を得て収容、管理する。

注) 特定動物・・・人に危害を加える恐れのある危険な動物

第5 廃棄物対策

被災地のごみの収集・処分、し尿の汲み取り・処分及び倒壊家屋等災害廃棄物の処分等、清掃業務を適切に実施し、環境衛生に万全を期すものとする。

「廃棄物対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害廃棄物の処理	環境班、支所復旧班
2 一般廃棄物の処理	環境班、支所復旧班

1 災害廃棄物の処理

(1) 処理の方針

災害時には、次のような災害廃棄物が発生するが、その処理に関しては、県と情報交換を行い、環境面への影響に配慮しつつ次のように行う。

- ア 住宅・建築系（個人・中小規模の民間事業者）の災害廃棄物は、市が災害廃棄物処理事業として実施する。
- イ 大規模の民間事業者等の災害廃棄物は、大規模の民間事業者等が自己処理する。
- ウ 公共・公益施設の災害廃棄物は、施設の管理者において処理する。

(2) 仮置場の決定

「環境班」及び「支所復旧班」は、予想される被害想定から災害廃棄物の発生量を予測し、公用地又は市民生活に支障のない場所から災害廃棄物の仮置場を選定する。

(3) 仮置場への搬入

「環境班」及び「支所復旧班」は、災害廃棄物の仮置場への搬入協力を市内の廃棄物処理業者及び土木建築業者等に要請する。市内業者の対応が困難な場合は、自衛隊、他市町村等に応援を要請する。

(4) 適正処理

「環境班」は、十分な分別収集を関係機関、市民に呼びかけ、災害廃棄物の適正処理・リサイクルに努める。また、県及び隣接市町と連携を図り、適当な時期に仮置場の災害廃棄物の搬出について、関係自治体及び民間業者に協力を要請する。

ア 分別処理の方法

木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

コンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

イ 最終処理の方法

可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他可燃物は中間処理（焼却可能な形状にする。）のうえ焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している自治体に処分を要請する。

不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけリサイクルするとともに、その他

不燃物は最終処分場に搬送する。

(5) 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

「環境班」及び「支所復旧班」は、アスベスト等の有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策やPCB等適正処理が困難な廃棄物による環境汚染を防止し、適正な処置に努めるものとする。

ア 適正処理が困難な廃棄物の処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物は、地震時に排出の増加が予想されるため、初期段階からその適切な処理方法等を住民に広報するものとする。

また、相談窓口を設け、平常時の対応と同様に業者への引取り依頼等の適切な方法を指導するものとする。

なお、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）による家電製品は、平常時同様に事業者を引き渡すよう指導する。不法投棄等で市が適正に処理することが困難な廃棄物を一時保管する場合には、専用の保管場所を設けて適切に保管する。

イ アスベストの処理

アスベストを使用した建築物の解体撤去は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月環境省水・大気環境局大気環境課）に従って、アスベストの飛散防止措置を講じるものとする。

アスベストを含む解体材の搬出・運搬は、廃棄物処理法及び「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針」（昭和63年7月22日、厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知）に従って、密閉、飛散防止等適切な措置を講じて行うものとする。

2 一般廃棄物の処理

地震災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出や下水処理施設の被災に伴うし尿の処理不能な状態が予想される。このため、「環境班」及び「支所復旧班」は、これらのごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

(1) 生活ごみの収集処理

ア 処理施設被害状況等の把握

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況の有無及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。また、指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

イ 仮設ごみ処理集積所の指定

災害の状況に応じ、地域の主要場所に仮設のごみ集積所を設置する。

ウ 収集方法

ごみの収集は、委託業者により実施するものとし、災害の実情に応じ、自治会及び本庄市環境衛生推進委員等の協力を得て実施し、可能な限り分別して搬出する。

エ 収集順位

ごみの収集は、保健衛生上の観点から次のものを優先して収集する。

- (ア) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- (イ) 浸水地域のごみや重要性の高い施設（指定避難所等）のごみ

オ 処理方法

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは、児玉郡市広域市町村圏組合の処理施設で処分する。

ごみ処理施設が被災した場合又は処理能力を超えるごみが排出された場合は、県、他市町村及び民間の廃棄物処理業者等に協力を依頼し、ごみ処理施設の確保を図る。

【ごみ処理施設】

区分	施設名	所在地	電話番号
可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	小山川クリーンセンター	本庄市東五十子 151-1	0495-22-8200

カ 応急処理場の設置

処理施設が使用不能となった場合又は処理能力が限界となった場合は、災害時の実情に応じ、本部長は、次の選定基準に基づいて応急処理場を設置する。

- (ア) トラックの通行可能な道路であること。
- (イ) 処理場の数は地理的条件を考慮し、ごみの処理により衛生上、産業上影響のない場所であること。
- (ウ) ごみ処理場の消毒は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（平成10年厚生省）に定める消毒方法により行う。

(2) し尿の収集処理

ア 処理施設被害状況等の把握

災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況の有無及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。また、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

イ 収集方法

し尿の収集は、業務委託業者により実施する。

収集順位は、指定避難所等緊急汲取りを必要とする所から優先的に実施する。

ウ 処理方法

収集したし尿の処理は、し尿処理施設で行うことを原則とするが、災害が大規模なため処理能力を超えるとき又は処理施設が被災により処理が困難な場合は、必要に応じて

近隣の他処理施設への搬送及びトイレの使用制限等を行う。

【し尿処理施設】

区分	施設名	所在地	電話番号
し尿	利根グリーンセンター	本庄市新井 1029-1	0495-22-2097

エ 仮設トイレの設置

「環境班」は、災害の状況に応じ、地域の主要場所に仮設トイレを設置し、し尿を処理する。

(3) 住民への協力要請

「秘書広報班」は、大量発生するごみ、し尿等の処理や一時保管が困難とならないよう、地域住民に対し廃棄物を分別して排出する等、市の廃棄物処理活動に協力するよう広報を行う。

第6 住宅の確保

災害により住宅が損壊又は滅失し、当面の生活に著しい支障を生じた場合において、被災者が自らの資力により住宅を修理又は確保できないときは、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理を行う等により、住宅の確保に努めるものとする。

「住宅の確保」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 住宅ニーズの把握	調査班、建築班、市民班
2 被災住宅の応急修理	建築班
3 応急仮設住宅の建設	建築班、福祉班
4 公営住宅等の斡旋	建築班

1 住宅ニーズの把握

市は、次により把握した情報をもとに、住宅ニーズを把握し、住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に反映させる。

(1) 被災世帯数の把握

「調査班」は、発災から3日目を目途に、住宅ニーズを把握するため被災世帯の個別調査（住所、建物種類、被災程度（基準については「本章 第1節 第9 災害救助法の適用」を参照）等をリスト化）を実施する。

「建築班」は、調査結果から応急修理家屋及び応急仮設住宅の建設数を把握する。

(2) 住宅相談所の開設

「市民班」は、必要に応じて住宅相談所を市役所本庁舎、児玉総合支所、指定避難所等に開設し、被災者の住宅ニーズの把握に努める。

2 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の方針

「建築班」は、災害により住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

(2) 応急修理方法

災害救助法が適用された場合の応急修理の方法は、次に示すとおりである。

【応急修理の方法】

項目	内容
修理戸数の決定	被害状況、被災度区分判定結果等により修理戸数を決定する。
修理の範囲及び費用	居室、トイレ、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。 住宅の応急修理に要する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年10月1日内閣府）に定める基準とする。
修理の時期	災害発生の日から、原則として1か月以内に完了するものとする。
修理の方法	住宅の応急修理は、「3 応急仮設住宅の建設」の方法に準じて現物給付をもって実施する。

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、住宅の応急修理を実施した場合、「建築班」は、次の書類を作成し、「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年10月1日内閣府）に準じて行うものとする。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 住宅応急修理記録簿
- ウ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- エ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

3 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅建設の方針

「建築班」は、災害により、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対し、応急仮設住宅を供与する。必要に応じ、障害者、高齢者等の要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を建設する。

福祉仮設住宅は、被災の規模及び程度、被災者のうちの高齢者、障害者等の数及び施設入所等の状況を勘案し、必要な設置戸数を定め、高齢者、障害者等の利用しやすい設備及び構造に配慮して設置する。

災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関としてこれを実施し、同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て本部長が実施方法等を定める。

(2) 応急仮設住宅建設の方法（災害救助法適用の場合）

ア 被災世帯の調査

市は、県が応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急修理等に必要な次の調査を実施する場合、これに協力する。

- (ア) 被害状況
- (イ) 被災地における住民の動向

- (ウ) 応急仮設住宅建設にあたっての支障事項等
- (エ) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

イ 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、次のとおり実施する。

【応急仮設住宅の建設】

項目	内容
建設用地	原則として、あらかじめ決めておいた応急仮設住宅建設候補地の中から用地を確保する。ただし、状況により私有地に設置する場合は、所有者と市との間に貸借契約を締結するものとする。
設置戸数	供与戸数は、市からの要請に基づき県が決定する。
建設の規模及び費用	1戸当たりの建物面積及び費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年10月1日内閣府)に定める基準による。ただし、この基準では運用することが困難な場合には、知事を通じ厚生労働大臣の承認を受けて、その規模及び費用を引き上げることができる。
建設の時期	災害発生の日から原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長することができる。
建設工事	応急仮設住宅の建設は、所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、市長が委任を受けて建設することができる。 県及び市は、応急仮設住宅の建設及び業者の選定等にあたっては、市内建設業者に対して協力を要請する。
供与の期間	入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

ウ 入居者の選定

市は、被災者の状況を調査の上、次の条件すべてに該当する者から入居者を選定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮するものとする。

- (ア) 住家が全壊又は流失した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自らの資力では住家を確保することができない者

エ 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県営住宅の管理に準じ市が県に協力してこれを行う。

ただし、状況に応じ市長が委任を受けて管理する。

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、応急仮設住宅を建設した場合、「建築班」は、次の帳簿類を整

え「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年10月1日内閣府）に準じて行うものとする。

ア 救助実施記録日計票

イ 応急仮設住宅台帳

ウ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書

エ 応急仮設住宅使用貸借契約書

オ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等

カ 応急仮設住宅建築のための工事代金支払証拠書類

4 公営住宅等の斡旋

「建築班」は、応急仮設住宅の他、災害のために住宅を失った世帯に対し、公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずるとともに、関係団体に対し民間賃貸住宅の空き住宅への入居斡旋を依頼する等、住宅の確保に努めるものとする。

第7 文教・保育対策

災害のため、平常の学校教育の実施や福祉施設での保育が困難となった場合、市は、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全を確保するとともに、応急教育・応急保育の実施を図る。

また、市内の文化財について応急対策を講ずる。

「文教・保育対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 応急教育	教育班
2 応急保育	保育班
3 文化財の保護対策	文化財班

1 応急教育

地震災害時においては、児童生徒の安全確保を最優先とするが、さらに、教育活動の場の確保等、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。

(1) 児童生徒の安否確認

校長は、地震発生直後における児童生徒の安否の確認を次の要領で実施する。

【勤務時間内に地震が発生した場合】

対応	内容
児童生徒の安全確保と被害状況の把握	校長は、地震発生直後、児童生徒の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、市へ報告する。
児童生徒の避難	校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童生徒に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員から避難の指示がある場合、児童生徒及び教職員を安全な指定避難所等へ速やかに避難させる。
臨時休業等の措置	校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について市へ速やかに報告する。市は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

【勤務時間外に地震が発生した場合】

対応	内容
被害状況の把握	地震発生後、校長及び非常招集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、市へ報告する。
児童生徒の安全確認	非常招集した教職員は、児童生徒及び教職員の安全確認を電話等の方法により確認する。
臨時休業等の措置	校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について市へ速やかに報告する。市は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

(2) 学校施設の応急復旧

校長は、地震発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講じる。

ア 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講じる。

イ 指定避難所となった場合の措置

応急教育の実施に配慮し、学校施設を指定避難所とする場合は、次の順とする。

また、学校が指定避難所となった場合の措置は、「本章 第2節 第11 避難活動」による。

【学校施設の指定避難所利用の優先順位】

屋内運動場（体育館）	⇒	普通教室	⇒	特別教室
------------	---	------	---	------

注)「普通教室」と「特別教室」との利用優先順位は、避難者の数や特別教室の状況により適宜判断する。

ウ 施設の応急復旧

学校施設の応急復旧方法は、次のとおりである。

- (ア) 地震被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育を再開する。
- (イ) 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
- (ウ) 応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに応急仮設校舎を建設する。
- (エ) 上記の応急復旧に努めるほか、できる限り教室を確保するため、次の方策を講じる。
 - ・ 近隣校との協議、調整を実施し、教室を確保する。
 - ・ 学校施設以外の教育施設、公共施設及び適当な民間施設等を教室として利用する。
- (オ) 指定避難所等に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、教育委員会に連絡し他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

エ 指定避難所の閉鎖

応急仮設住宅や民間賃貸住宅等への入居等により、全ての避難者が指定避難所から退去した場合、「統括班」は指定避難所を閉鎖し、速やかに学校施設を復旧する。

「統括班」は、避難者が少数となった指定避難所については、避難者の同意を得た上で、複数の指定避難所の避難者を一箇所に集約する等、学校施設の復旧に努める。

(3) 応急教育の実施

「教育班」は、応急教育を実施するため、次に示す事項について、対策を実施する。

ア 応急教育の開始

応急教育の開始にあたっては、校長は教育委員会に報告するとともに、決定次第保護

者及び児童生徒に速やかに周知徹底を図る。

イ 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施する。

- (ア) 合併授業
- (イ) 分散授業
- (ウ) 短縮授業
- (エ) 二部授業
- (オ) 複式授業
- (カ) これらの併用授業

ウ 教職員等の確保

教員の被災等により通常の授業が実施できない場合には、教育委員会は、次の方法により教員の確保の応急措置を実施する。

- (ア) 各学校において、教員の出勤状況に応じ、一時的な教員組織体制を整える。
- (イ) 県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用する。
- (ウ) 県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講じる。

エ 学校給食の措置

市及び本庄上里学校給食組合は、学校再開に併せて、速やかに学校給食ができるよう努める。

ただし、被災状況等により、完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施する。

また、次の場合には、学校給食を一時中止する。

- (ア) 学校給食施設で炊き出しを実施している場合
- (イ) 感染症等の危険の発生が予想される場合
- (ウ) 災害により給食物資が入手困難な場合
- (エ) 給食施設が被災する等、給食の実施が不可能な場合
- (オ) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

オ その他、生活指導等

応急教育について、上記以外の事項について次に示す。

【その他の応急教育】

事項	内容
登下校時の安全確保	教育活動の再開にあたっては、特に登下校時の安全確保に留意する。
心身の健康の保持	被災した児童生徒に対しては、その被災状況により、保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。
避難した児童・生徒の指導	避難した児童生徒に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問する等して、心身の健康の保持、生活指

事項	内容
	導等の指導を実施するように努める。
その他	災害のため、多数の児童生徒が学校区外に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱い及び3学期においては卒業証書の取扱いについて、弾力的な対応を実施するように、国及び県に対し要請する。

(4) 教材・学用品の調達・支給

市長は、災害救助法が適用された場合の基準に準じて、教科書・学用品等を次の要領で調達・支給する。

ア 支給の対象

教科書・学用品を喪失し又はき損して就学上支障のある児童生徒に対し、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

イ 支給の実施

教科書については、県教育委員会が市教育委員会からの報告に基づき、埼玉県教科書供給所から一括調達し、その支給の方途を講じる。

文房具及び通学用品については、被害の実情に応じ、現物をもって支給する。

ウ 支給の時期

教科書の支給の時期は、災害発生の日から1か月以内とする。教材、文房具及び通学用品の支給の時期は、災害発生の日から15日以内とする。

エ 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年10月1日内閣府）の範囲内において市が県に請求できる。

2 応急保育

市は、保育所等の園児の生命及び身体の安全確保を図るため、保育所等において必要な応急措置を講ずる。

(1) 保育所等の応急措置

保育施設長（民間保育施設長を含む。）は、災害時における園児の生命及び身体の安全確保を図るため、次の措置を講ずる。

ア 保育施設長は、災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。

イ 保育施設長は、まず、園児及び職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を市に連絡する。また、職員を指揮して災害応急対策を実施し、保育所等の安全を確保する。

(2) 応急保育の体制整備

ア 保育施設長は、園児の罹災状況を調査する。

イ 市は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、保育施設長は、職

- 員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。
- ウ 保育施設長は、応急保育計画に基づき、受け入れ可能な児童を保育所等において保育する。
- エ 保育施設長は、災害の推移を把握し、市と緊密な連絡のうえ、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。
- オ 市は、関係団体を通じて、粉ミルク、ポット、ベビーベッド、布団、紙おむつ、幼児用肌着等の保育用品を確保する。また、国及び県を通じて関係業者に供出等を要請する。

(3) 要保護児童の応急保育

「保育班」は、保護者のいない児童等の要保護児童が確認された場合には、保護及び支援の措置を講ずる。

ア 要保護児童の把握等

要保護児童の把握は、次の方法により速やかに実施する。

- (ア) 指定避難所の責任者は、次の要保護児童について市へ通報する。
- ・ 児童福祉施設から指定避難所へ避難した児童
 - ・ 保護者の疾患等により発生する要保護児童
- (イ) 台帳、名簿等による把握
- ・ 住民基本台帳による犠牲者の確認からの把握
 - ・ 災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿からの把握
- (ウ) 市民の通報による把握
- (エ) 広報等による保護者のいない児童の発見
- (オ) 市は、広報等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、保護者のいない児童を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼び掛ける。

イ 親族等への情報提供

市は、保護者のいない児童の実態を把握し、その情報等を親族等に速やかに提供する。

ウ 要保護児童の保護と支援

市は、保護者のいない児童を確認した場合、保護・支援等の措置を講ずる。

【要保護児童の保護と支援】

事項	内容
保護者のいない児童の保護	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 親族による受入れの可能性の打診 ➤ 児童相談所と連携し児童養護施設での保護 ➤ 児童相談所と連携し里親への委託保護
支援等の措置	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸し付け ➤ 社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続き

エ 児童のメンタルケア

市は、児童の精神的不安定を解消するため、児童相談所等の関係機関の協力を得てメ

ンタルケアを実施する。

3 文化財の保護対策

「文化財班」は、市内の文化財等に震災被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

(1) 情報の収集・伝達

「文化財班」は、被害情報の迅速な把握に努め、県教育委員会等の関係機関へ報告し、指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。

また、将来の復旧対策・予防対策を見据えて、被害状況を記録する。

(2) 収蔵・保管施設の応急対策

「文化財班」は、収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講ずる。また、災害の拡大を防止し応急対策が円滑に実施できるように、危険物や障害物等を撤去する。

(3) 文化財の応急措置

「文化財班」は、国、県及び市指定文化財に被害の発生を確認した場合、次の措置を講ずる。

ア 国、県指定文化財は、県教育委員会に報告する。管理者又は所有者は、県教育委員会の指示に従い、応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。

イ 上記のことを進めるにあたっては、被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。

ウ 市指定文化財にあつては、管理者又は所有者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。

エ 移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者又は管理者の理解を得て、管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

第8 商工・農業対策

災害によって被害を受けた商工業施設及び農業施設の応急対策を実施する。

「商工・農業対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 商工業対策	商工班、支所復旧班、統括班
2 農業対策	農政班、支所復旧班
3 林業対策	農政班、支所復旧班、統括班

1 商工業対策

「商工班」及び「支所復旧班」は、災害によって商業施設及び工業施設に被害が生じた場合、本庄商工会議所、児玉商工会等と連絡を密にして被害状況を把握し、二次災害の防止に努める。「統括班」は、被害調査結果を県に報告する。

2 農業対策

(1) 農業に関する被害状況の把握

「農政班」及び「支所復旧班」は、災害が発生したときは、埼玉ひびきの農業協同組合等の協力を得て、市内における農作物、農業用施設の被害状況について把握し、二次災害の防止に努める。「統括班」は、被害調査結果を県に報告する。

(2) 農地及び農業用施設に対する応急措置

ア 農地

災害により農地が冠水した場合、「農政班」及び「支所復旧班」は、農作物の被害を考慮し、状況に応じてポンプ等による排水を行う。

イ 用排水路

「農政班」及び「支所復旧班」は、用排水路の水位の状況を把握し、水路の決壊防止を行い、冠水のおそれがあるときは必要な措置を講じ防止に努める。

ウ 農作物の応急措置

「農政班」及び「支所復旧班」は、農作物について被害が発生したときは、埼玉ひびきの農業協同組合等と共同して、被害の実態に即し、必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

3 林業対策

「農政班」及び「支所復旧班」は、災害が発生したときは、寄居林業事務所等と連絡を密にして被害状況を把握し、二次災害の防止に努める。「統括班」は、被害調査結果を県に報告する。

第9 労働力の確保

災害時において、市及び防災関係機関の職員のみでは災害応急対策を実施する要員に不足が生じた場合、必要な労働力を迅速に確保する。

「労働力の確保」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 労働力の確保	職員班、関係各班
2 災害救助法が適用された場合の実施基準	福祉班、支所救援班

1 労働力の確保

災害時における労働力の確保は、「職員班」及び「関係各班」において次のとおり行う。

- ア 「職員班」は、公共職業安定所を通じて、労働力の確保を図る。
- イ 「職員班」は、県に対し斡旋要請する。
- ウ 「関係各班」は、関係団体に対し協力要請する。

2 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 実施責任者

災害救助法を適用した場合の応急救助のために要員の雇上げによる労働力の供給は、応急仮設住宅の供与及び医療・助産に要するものを除き、実施責任者を本部長として市が実施する。

また、知事の職権の一部を委任された場合又は知事の実施を待つことができない場合も、実施責任者を本部長として市が実施する。

(2) 労働力の内容

応急救助の実施に必要な労働力の供給は、次の救助を行う者に必要な最小限度の要員の雇い上げによって実施する。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産における移送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救済用物資の整理配分及び輸送
- カ 遺体の捜索
- キ 遺体の処理
- ク 緊急輸送路の確保

(3) 費用

市における通常の実費とする。

(4) 期間

応急救助のための要員の雇用を認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助期間が、厚生労働大臣の承認を得て延長された場合は、要員の雇用期間も自動的に延長される。

また、救助は期間一杯で打ち切ったが、なお職務が残る等の場合には、厚生労働大臣の承認を得て必要な期間を延長し、要員を雇上げることができる（特別基準）。

第4節 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から、国内において唯一予知の可能性のある地震と位置づけられてきた。

大規模地震対策特別措置法（昭和53年、法律第73号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）が強化地域に指定され、平成14年4月には東京都及び三重県が追加指定され、平成24年4月1日現在、強化地域は1都7県157市町村となっている。

本市は、東海地震が発生した場合、震度5弱から震度5強と予測され、この強化地域には指定されていないことから、同法に基づく地震防災強化計画の策定、地震防災応急対策の実施等は義務づけられていない。

しかし、首都圏地域においては大規模地震の発生を前提とした警戒宣言が発せられることにより、社会的混乱の発生が懸念される。

このため、本庄市防災会議は、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、東海地震の発生にあたっては被害を最小限にとどめるため、本庄市地域防災計画の震災応急対策の第4節として「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定する。

一方で、平成29年9月26日の中央防災会議防災対策実行会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」から、南海トラフ沿いで発生する大規模地震につながる可能性がある現象を観測し、その分析や評価結果を防災対応に活かすことができるよう、適時的確な情報の発表に努めることが重要であるとの報告があった。新たな防災対応が定められるまでの当面の間は、大規模地震対策特別措置法を維持しつつ、気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する（平成29年11月1日から運用を開始）こととなっている。

市は、上記動向を把握しつつ、適切な対応を取ることとする。

第1 計画の位置付け

1 基本的な考え方

東海地震の警戒宣言発令への対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- ア 警戒宣言発令中においても都市機能は、極力平常どおり確保する。
- イ 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講じる。
- ウ 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため必要な措置を講じる。
- エ 発災後は、本庄市地域防災計画（本編 第1章 第1節～第3節）により対処する。

オ 市域は、地震防災対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本対応措置の実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

2 前提条件

(1) 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻の想定は、埼玉県地域防災計画を参考に、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（おおむね午前10時～午後2時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

(2) 予想震度

埼玉県地域防災計画では、東海地震が発生した場合の県内の震度は、地質地盤によって異なるが震度5弱～5強程度とされている。

3 東海地震に関する情報

気象庁は、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、次のとおり発表する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知がでない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

注) 前兆すべり・・・震源域（プレート境界の強く固着している領域）の一部が地震の発生前に剥がれ、ゆっくりとすべり動き始める現象

【東海地震に関連する情報】

区分		発表基準等
東海地震予知情報 [カラーレベル赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 [カラーレベル黄]		観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、東海地震に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合
警戒宣言		内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制を取るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を取るべき旨の通知であり、関係機関に内閣府から通知される。

注) 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの措置

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は東海地震注意情報が発表される。

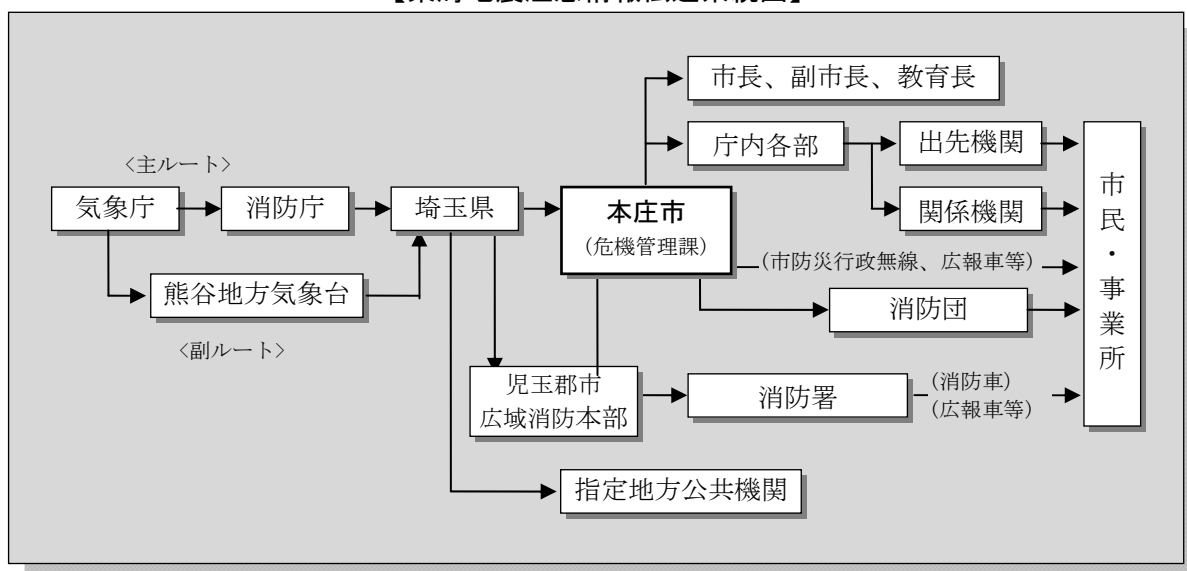
このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、実施すべき必要な措置について定める。

1 東海地震注意情報の伝達、広報

(1) 伝達系統及び伝達手段

市は、県から東海地震注意情報の連絡を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体及び市民に対して、次の伝達系統により伝達する。

【東海地震注意情報伝達系統図】



(2) 伝達事項

- ア 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意志決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- イ 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
- ウ 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
- エ その他必要と認める事項

2 活動体制の準備等

市は、東海地震注意情報を受けた場合は、災害初期活動本部を設置し、社会的混乱の発生に備えるものとする。

(1) 市の対応

県から東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちに「本章 第1節 第1 1 活動体制と配備基準」に従い活動体制をとる。

(2) 県の対応

県は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の対応をとる。

- ア 災害対策本部の設置準備に入る。
- イ 配備体制は、警戒体制とする。
- ウ 東海地震注意情報発表時の所掌事務

災害対策本部が設置されるまでの間、県消防防災課が関係機関の協力を得ながら、次の事項を行う。

- ア 東海地震注意情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- イ 市町村及び防災関係機関等との連絡調整
- ウ 社会的混乱防止のための必要な措置

第3 警戒宣言発令に伴う措置

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に、東海地震予知情報が発表される。これをうけて、警戒宣言等の対応がとられる。

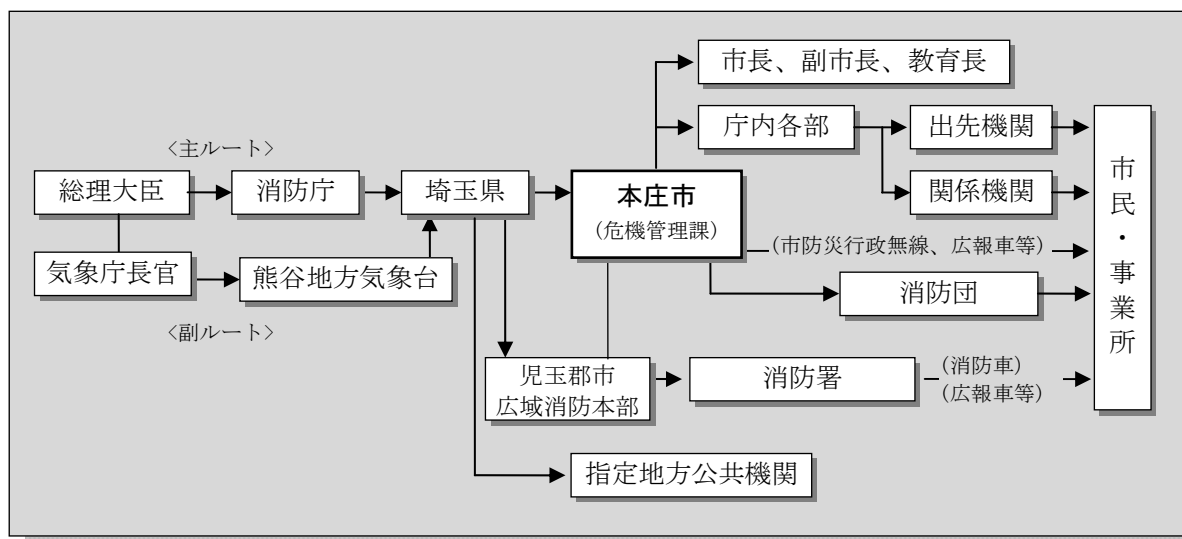
本項では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

1 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

(1) 伝達系統及び伝達手段

市は、県から警戒宣言の発令及び東海地震予知情報の連絡を受けたときは、速やかに庁内、関係機関及び住民に伝達する。

【警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図】



注) 知事への伝達は、東海地震予知情報については消防庁ルートを主とし、熊谷地方気象台を副とする。警戒宣言については、消防庁ルートのみとする。

(2) 伝達事項

- ア 警戒宣言通知文
- イ 東海地震予知情報に関する情報文
- ウ 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- エ 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- オ その他必要と認める事項

2 活動体制

(1) 市の活動体制

市は、東海地震の警戒宣言が発令された場合は、災害対策本部を設置し、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生防止と、地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図るための措置を実施する。

ア 配備体制

災害対策本部の配備体制は、「本章 第1節 第1 1 活動体制と配備基準」に従い非常体制をとるものとする。

イ 動員配備

警戒宣言が発令された場合の動員配備は、「本章 第1節 第2 職員の動員計画」に応じた動員配備とする。

(2) 県の活動体制

ア 東海地震の警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。

イ 配備体制は、非常体制とする。

ウ 災害対策本部及び支部は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と緊密な連携を保ち、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止及び軽減を図るための措置を実施するとともに、地震災害が発生した場合、速やかに埼玉県地域防災計画（震災対策編）に沿って応急対策ができるように準備するものとする。

(3) 消防機関の活動体制

消防機関は、緊急連絡体制をとるとともに、市との連絡を密にし、災害対策本部の設置に備える。

3 対応措置

(1) 教育施設対策

小学校及び中学校は警戒宣言が発令されたときは、次のような措置を講じて児童生徒の生命の安全確保を図る。

ア 情報の収集伝達等

警戒宣言が発令されたときは、校長は直ちに関係機関と連携を図り、情報を収集し職員に周知させる。

職員は、児童生徒に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。この際、児童生徒に不安動揺を与えないよう配慮する。

イ 授業の中止等

警戒宣言が発令されたときは、すべての授業又は学校行事を直ちに打ち切り、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休校する。

ウ 児童生徒の保護

職員は、児童生徒の所在を確認の上、次のように措置する。

【児童生徒の保護】

対象	内容
小・中学校	名簿により児童生徒の人員・氏名を確認の上、通学班・下校班等あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法により帰宅させる。

エ 校内防災対策

校長は、校内防災計画に基づき、特に下記事項に留意して学校の安全に万全を期する。

【校内防災対策】

項目	内容
出火防止措置	出火を防止するため、職員室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検する。
消火設備の点検と作動確認	消火用水、消火器等の点検を行う。
非常持ち出し品の確認と準備	重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、その書類等を点検し、いつでも搬出できるよう整理保管する。
化学・工業薬品の管理	火災・有害ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納する。

(2) 医療機関、社会福祉施設対策活動

ア 患者に対する措置

関係医療団体及び公的医療機関に対し、入院患者の安全措置を講ずるよう協力を依頼する。また、外来患者に対しては可能な限り診療業務を行い、住民の不安をなくすよう協力を依頼する。

イ 防災措置等

(一社)本庄市児玉郡医師会、本庄市児玉郡歯科医師会に対し、本庄市地域防災計画に定められている活動体制にいつでも移行できるよう、協力依頼するものとする。

医療機関については、それぞれ震災対策についての計画に従った活動体制に速やかに移行するための準備体制に入るものとする。

その他、震災対策については二次災害対策が重要であり、防災対策並びに毒劇物等の薬品管理及び放射性物質等の危険物管理についても万全を期するものとする。

(3) 社会福祉施設対策

「福祉班」及び「保育班」は、老人ホーム等の社会福祉施設及び保育所等に対し、警戒宣言が発令されたことを伝達し、入所者等の安全確保及び施設内の防災措置の実施を呼びかける。

社会福祉施設の措置内容は、次のとおりである。

【社会福祉施設等の措置内容】

項目	内容
情報収集・伝達等	市災害対策本部及びテレビ、ラジオ等から情報を収集するとともに、情報伝達にあたっては次の点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないように配慮する。 ▶ 保護者からの照会に対し正確な情報を提供できるよう努める。
防災対策の実施	あらかじめ作成している計画に基づき、防災対策を講じる。特に次の点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 非常口、非常階段、避難経路、指定緊急避難場所を確認しておく。 ▶ 非常用の器具や医薬品の準備をしておく。 ▶ 施設、設備の点検を行い、被害の未然防止を図る。
園児の引渡し	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 警戒宣言の発令中は、保護者において保護することを原則とする。 ▶ 保育中の園児は、利用者名簿を確認のうえ保護者に引き渡す。 ▶ 警戒解除宣言が発令されるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。 ▶ 引き取りのない園児は、保育所等において保護する。 ▶ 園児の引き取りについて事前に十分な打ち合わせをしておく。

(4) 食料、生活物資対策活動

「商工班」は、「統括班」と連携し、地震時の食料及び生活物資の調達体制の確認を行うとともに、小売店に対して買い占め、売り惜しみ防止のための呼びかけを行う。買い占め、売り惜しみ防止の呼びかけは、「本章 第2節 第4 広報活動」により行う。

(5) 上水道対策活動

「水道班」は、地震発生に備え、次に示す対策を講じる。

【上水道対策の措置内容】

項目	内容
臨時点検及び準備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 飲料水の貯水量を確保するとともに、水処理薬品及び自家発電機燃料等も貯蔵量を調査し、最大貯蔵量の確保に努める。 ▶ 応急給水活動のための資機材の点検及び準備を行う。 ▶ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 ▶ 応急復旧体制の準備を行う。

(6) 道路交通対策活動

道路交通の混乱防止と発災に備えての交通事故防止及び道路交通の確保を図るため、「統括班」及び「建設班」は、本庄警察署及び児玉警察署と連携をとり、主要交差点等において自動車運転者に対する周知を図る。

第5節 火山噴火降灰対策

県内で想定される地震と火山の噴火については直接の関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」（平成16年）や「富士山火山広域防災検討会報告書」（平成17年）にある「富士山降灰可能性マップ」によれば、県内では、最大で2～10cm 堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で2cm未満の降灰が予想されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

そのため、市においてもこれら火山の噴火の状況、気象状況によっては、火山噴火による降灰の影響が考えられる。

「火山噴火降灰対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 応急活動体制の確立	危機管理課、関係各課
2 情報の収集・伝達	危機管理課
3 指定避難所の開設・運営	教育班、施設班、職員班、統括班、市民班、関係各班
4 医療救護	医療班、関係各班
5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	建設班、水道班、関係事業者
6 農業者への支援	農政班
7 降灰の処理	関係各課
8 広域一時滞在	危機管理課、関係各課

1 応急活動体制の確立

降灰による被害が発生した場合、市は、県及び防災関係機関等の協力を得て災害応急対策を実施する。

2 情報の収集・伝達

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するため、防災関係機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

(1) 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき又は市内に降灰があったとき、市は、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民へ周知する。

降灰状況の発信手段は、「本編 第1章 第2節 第4 広報活動」を準用する。

【埼玉県災害オペレーション支援システム等で取得する情報】

- ア 噴火警報・予報
- イ 火山の状況に関する解説情報
- ウ 噴火に関する火山観測報
- エ 火山に関するお知らせ

(2) 降灰に関する被害情報の伝達

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

県は、気象庁地震火山部火山監視・警報センターに降灰の情報を伝達する。

【降灰調査項目】

- ア 降灰の有無・堆積の状況
- イ 時刻・降灰の強さ
- ウ 構成粒子の大きさ
- エ 構成粒子の種類・特徴等
- オ 堆積物の採取
- カ 写真撮影
- キ 降灰量・降灰の厚さ

(3) 降灰に伴う取るべき行動の周知

市は、降灰が予測される場合、とるべき行動を住民に広報する。広報内容の事例は次のとおりである。

- ア 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチ等で口元を覆う等、目やのどを保護する。
- イ 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- ウ 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

3 指定避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った住民を収容するため、市は指定避難所を開設・運営する。

指定避難所の開設・運営については、「本章 第2節 第11 避難活動」を準用する。

ただし、指定避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに指定避難所等への給水体制を確立させる。

4 医療救護

医療救護については、「本章 第2節 第7 医療救護」を準用する。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に、喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策については、「本章 第2節 第8 緊急輸送道路の確保」及び「本章 第2節 第17 ライフラインの応急対策」を準用する。

なお、これまでの降灰被害として、次の事例が報告されている。

そのため、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

【降灰被害の事例】

被害施設	被害内容
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 降灰の荷重により、電線が切れる。 ▶ 雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水道施設のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。 ▶ 火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素等の水質の値が上昇する。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

6 農業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰をできるだけ速やかに除去するように支援する。

火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

7 降灰の処理

(1) 取組方針

降灰の処理の取組方針は、次のとおりである。

- ア 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- イ 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。
- ウ 宅地等、各家庭から排出された灰の回収は、市が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。
- エ 市及び県は、火山灰の処分場所を事前に選定する。
- オ 県は、最終処分場の確保が難しい場合に備え、広域的な処分を検討するとともに、国に働きかけていく。

(2) 役割

降灰処理のための市及び関係機関等の役割は、次のとおりである。

機関名等	役割
市	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一時的仮置き場の設置 ➤ 火山灰の利用、処分 ➤ 上下水道施設における降灰の除去
市（施設管理者）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設及び敷地内の降灰の除去
県	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 広域的な処分の調整 ➤ 上下水道施設における降灰の除去
住民	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 堆積した降灰の除去（宅地等）
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 堆積した降灰の除去（事業施設等） ➤ 一時的仮置き場までの運搬
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 道路上の降灰の除去
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 鉄道施設内の降灰の除去

(3) 降灰の収集

市は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

8 広域一時滞在

市は、県と連携し、火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受け入れる。

広域一時滞在については、「本章 第2節 第11 7 市外（県外を含む。）からの避難者の受入れ」を準用する。

第6節 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1 シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、これまでは、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計していた。

しかし、実際に大規模地震が発生した場合、市域を対象に防災活動を展開するが、大規模地震による影響は、市域はもとより県域をも越えたときは、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生等）が生じる可能性もある。

また、発生する頻度はきわめて稀と考えられる複合災害（例えば、台風や集中豪雨といった風水害に、地震等の災害が重なって起こる災害をいう。）においても、同様に、計画された防災対策の想定を超える事態の発生が考えられる。

そのため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2 シビアコンディションへの対応

「第2編 災害予防計画」及び「本編 第1章 第1節～第3節」に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、市民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。

人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3 シビアコンディションの共有と取り組みの実施

埼玉県は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策を進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や県民と共有するものとしている。

市においても、県による最悪の事態を想定したシミュレーション結果を共有し、大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」及び「逃がす」対策と組み合わせることによって、最優先に市民の生命を守ることが重要である。

また、埼玉県の場合は、首都直下地震発災時においても比較的被害が少ないとされ、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行うことになり、市もその一翼を担うことになる。

次では、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

【① 命を守るのは「自分」が基本】

項目	内容
リスク状況の認識	<p>市、県及び防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れている。</p> <p>しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言われている。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となる。</p> <p>発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立たない。</p> <p>また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴う。</p> <p>県が実施した「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月埼玉県）では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる（本市の死者・負傷者はなし）予測になっている。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みである。</p> <p>緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数である。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。 ➤ 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。 ➤ 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。 ➤ 地震に備えた防災総点検を行う。

【② 支援者の犠牲はあってはならない】

項目	内容
リスク 状況の 認識	<p>総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になる。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多い。</p> <p>阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられるが、この教訓を生かさなくてはならない。</p> <p>犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わり、津波の被害を受けている。</p> <p>内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖を行う消防団もある。</p> <p>また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員・児童委員等の地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぐ。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となる。</p> <p>しかしそのために、支援者が犠牲になることは、あってはならない。「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取組を進めていくことが重要である。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発災後、救出救助・初期消火にあたっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。 ▶ 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。
対策の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 救出救助・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。 ▶ 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。 ▶ 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。 ▶ 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速かつ的確に行う。

【③ 火災から命を守る】

項目	内容
リスク状況の認識	<p>関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日だった。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していった。</p> <p>延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生した。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言う。</p> <p>一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされている。</p> <p>シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることである。</p> <p>また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、更に消火活動は遅れ、住民への被害が多くなる。</p> <p>【参考：東京都被害想定】 区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。</p> <p>【参考：国被害想定】 地震火災による焼失最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 消防機関に頼らない初期消火を確実に言い、火災を拡大させない。 ➤ 消防機関の現場到達を早める。 ➤ 火災から逃げ遅れる人をなくす。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。 ➤ 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。 ➤ 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、報道機関、防災行政無線等あらゆる手段を活用する。 ➤ 通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

【④ 首都圏長期大停電と燃料枯渇】

項目	内容
リスク状況の認識	<p>東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となった。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧した。</p> <p>発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、更に復旧に時間がかかる。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4ヶ月を要した。</p> <p>これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1ヶ月以上続くことも想定しなければならない。</p> <p>大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇する。製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続く。</p> <p>公的機関や災害拠点病院等の防災拠点では、非常用発電設備が備えられているが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となる。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、市災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各指定避難所における避難生活等に大きな影響がでる。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1ヶ月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。 ▶ 電力、ガス、水道等のライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。 ▶ 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保する。例えば災害対策本部が設置される市役所等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。 ▶ 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。 ▶ 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、協定の締結を検討する。 ▶ ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。 ▶ 市外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。 ▶ 長期避難を想定し、指定避難所の環境を向上させるとともに、市民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

【⑤ その時、道路は通れない】

項目	内容
リスク状況の認識	<p>高速道路や国道、主要な県道等、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策がおおむね施されている。しかし、首都圏全体としては、沖積低地等の軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念される。加えて、沿道建造物から道路へのがれきの散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もある。</p> <p>走行中の自動車にも激震が直撃する。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われる。高速道路を中心に事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生する。</p> <p>一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生する。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となる。レッカー車の不足及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生する。</p> <p>鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性がある。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生する恐れもある。</p> <p>これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎない。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではない。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。 ➤ 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応が必要となる（平成26年の災害対策基本法の改正により）。 ➤ 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。 ➤ 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的的道路啓開のシミュレーションを行う。

【⑥ デマやチェーンメールは新たな災害】

項目	内容
リスク状況の認識	<p>東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限された。</p> <p>その中で、SNS等、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用している。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性がある。</p> <p>これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになる。</p> <p>東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がった。</p> <p>デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性がある。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時にはかえって危険かもしれない。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。 ➤ 政府、行政による正確な情報発信が不足する。 ➤ 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 正しい情報の発信者・取得方法等の防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。 ➤ 政府や行政は震災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

【⑦ 超急性期医療と慢性疾患の同時対応】

項目	内容
リスク状況の認識	<p>阪神・淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められた。</p> <p>一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなったが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となった。</p> <p>首都直下地震の被害の様相は、阪神・淡路大震災に近い都市型であると考えられる。国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みである。</p> <p>医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になる。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれる。</p> <p>また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資器材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性がある。</p> <p>さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要なことになる。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。 ➤ 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。 ➤ 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平常時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。 ➤ 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の民間事業者等による救命救助活動が行える仕組みの検討及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。

【⑧ 助かった命は守り通す】

項目	内容
リスク状況の認識	<p>大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺する。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまう恐れがある。</p> <p>東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上った。死亡に影響のあった事由としては、「避難所等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割であった。</p> <p>首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限される。万一の場合に備え、遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になる。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保 ➤ 福祉避難所等の比較的環境が整備された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立 ➤ 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平常時から情報を持ち合う。 ➤ 指定避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。 ➤ 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。 ➤ 被災者の見守り活動や孤立防止、メンタルケアの長期的提供を行う。

【⑨ 食料が届かない】

項目	内容
<p>リスク 状況の 認識</p>	<p>東日本大震災では、宮城県内最大避難者数約 32 万人に対し、発災後 3 日間に県下の市町村が確保できた食料は 62 万食だけだった。また国の物資調達も、発災 1 週間後に約 39 万人が避難所に滞在していたのに対し、6 日後までの到着済み食料は約 290 万食、水が約 213 万本だけで、おおよそ一人一日約 1 食であった。</p> <p>道路の不通やライフラインの途絶、生産工場や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じる。</p> <p>また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もある。</p> <p>シビアコンディションの極めつけは、首都直下地震と南海トラフ地震が同時期に起こることである。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きている。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料のほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではない。</p>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 救援物資の不足 ➤ 物資調達の困難
<p>対策の 方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 被災情報及び指定避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートを選定及び啓開を速やかに行う。 ➤ 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。 ➤ 複合災害も視野に入れ、市及び県と合わせた備蓄を十分に行う。

第3編 災害応急対策計画

【第2章 風水害応急対策】

【第3章 事故災害応急対策】

第3編 災害応急対策計画	295	(応-149)
第2章 風水害応急対策	295	(応-149)
第1節 活動体制の確立	295	(応-149)
第1 市の活動体制	295	(応-149)
1 活動体制と配備基準	295	(応-149)
2 初期活動体制	297	(応-151)
3 非常体制	297	(応-151)
第2 職員の動員計画	298	(応-152)
1 活動体制と動員計画	298	(応-152)
2 勤務時間内における動員・参集	298	(応-152)
3 勤務時間外及び休日における動員・参集	298	(応-152)
4 参集における留意事項	299	(応-153)
第3 災害対策本部の設置・運営	300	(応-154)
1 災害対策本部の設置	300	(応-154)
2 災害対策本部の運営	301	(応-155)
3 災害対策本部の組織編成、分担業務	302	(応-156)
4 避難所担当職員の活動	302	(応-156)
5 災害対策本部運営の留意事項	302	(応-156)
第4 情報通信手段の確保	303	(応-157)
第5 公共的団体及び民間団体への協力依頼	303	(応-157)
第6 広域応援要請	303	(応-157)
第7 自衛隊の災害派遣要請依頼	303	(応-157)
第8 ボランティアとの連携	303	(応-157)
第9 災害救助法の適用	304	(応-158)
第2節 警戒活動期の災害応急対策活動	305	(応-159)
第1 風水害に関する情報の収集・伝達	305	(応-159)
1 風水害に関する情報の収集	305	(応-159)
2 気象注意報・警報等	306	(応-160)
3 水防情報	310	(応-164)
4 異常な現象発見時の通報	315	(応-169)
5 被害の未然・拡大防止のための住民等への呼びかけ	315	(応-169)
第2 水防計画	316	(応-170)
1 水防体制	316	(応-170)
2 水防活動	316	(応-170)
3 決壊時の処置	317	(応-171)
4 応援要請	317	(応-171)
第3 土砂災害対策活動	318	(応-172)
1 土砂災害警戒情報の活用	318	(応-172)
2 情報の収集・伝達	318	(応-172)
3 二次災害の防止	318	(応-172)
第4 雪害対策活動	320	(応-174)
1 応急活動体制の施行	320	(応-174)

2	情報の収集・伝達・広報	320	(応-174)
3	道路機能の確保	321	(応-175)
4	地域における除雪協力	321	(応-175)
第5	竜巻等の突風対策活動	322	(応-176)
1	情報伝達	322	(応-176)
2	救助の適切な実施	322	(応-176)
3	がれき処理	322	(応-176)
4	指定避難所の開設・運営	322	(応-176)
5	応急住宅対策	322	(応-176)
6	道路の応急復旧	323	(応-177)
第6	避難活動	324	(応-178)
1	避難に関する状況把握	324	(応-178)
2	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、警戒区域の設定	324	(応-178)
3	避難誘導	326	(応-180)
4	指定避難所の開設	327	(応-181)
5	避難者名簿の作成	327	(応-181)
第3節	初動対応期の災害応急対策活動	328	(応-182)
第1	災害情報の収集・伝達・共有	328	(応-182)
1	災害情報の収集	328	(応-182)
2	県への伝達	329	(応-183)
3	災害情報の共有	329	(応-183)
第2	住民からの通報・問い合わせの処理	330	(応-184)
第3	広報活動	330	(応-184)
第4	救急救助	330	(応-184)
第5	医療救護	330	(応-184)
第6	緊急輸送道路の確保	331	(応-185)
第7	緊急輸送手段の確保	331	(応-185)
第8	給水活動	331	(応-185)
第9	食料の供給	331	(応-185)
第10	生活必需品等の供給・貸与	332	(応-186)
第11	要配慮者の安全確保	332	(応-186)
第12	遺体の取扱い	332	(応-186)
第13	ライフラインの応急対策	332	(応-186)
第14	公共施設等の応急復旧	333	(応-187)
第4節	救援期の災害応急対策活動	334	(応-188)
第1	災害情報の収集・伝達・共有	334	(応-188)
第2	広報広聴活動	334	(応-188)
第3	指定避難所の運営	334	(応-188)
第4	防疫及び保健衛生	334	(応-188)
第5	廃棄物対策	335	(応-189)
第6	応急住宅対策	335	(応-189)
第7	文教・保育対策	335	(応-189)
第8	商工・農業対策	336	(応-190)

第9 労働力の確保.....	336 (応-190)
第3章 事故災害応急対策.....	337 (応-191)
第1節 本庄市で懸念される事故災害.....	337 (応-191)
第1 大規模事故災害の選定.....	337 (応-191)
第2 本市に係る事故災害.....	339 (応-193)
第2節 林野火災対策.....	340 (応-194)
1 発災直後の情報の収集・連絡.....	340 (応-194)
2 活動体制の確立.....	341 (応-195)
3 消火活動.....	341 (応-195)
4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	341 (応-195)
5 避難活動.....	342 (応-196)
6 施設・設備の応急復旧活動.....	342 (応-196)
7 被災者等への的確な情報伝達活動.....	342 (応-196)
8 二次災害の防止活動.....	342 (応-196)
9 災害復旧.....	342 (応-196)
第3節 危険物等事故対策.....	343 (応-197)
第1 危険物等災害応急対策.....	343 (応-197)
1 活動方針.....	343 (応-197)
2 応急措置.....	343 (応-197)
第2 高圧ガス災害応急対策.....	344 (応-198)
1 活動方針.....	344 (応-198)
2 応急措置.....	344 (応-198)
第3 火薬類災害応急対策.....	346 (応-200)
1 活動方針.....	346 (応-200)
2 応急措置.....	346 (応-200)
第4 毒物・劇物災害応急対策.....	347 (応-201)
1 活動方針.....	347 (応-201)
2 応急措置.....	347 (応-201)
第4節 鉄道事故対策.....	348 (応-202)
1 活動体制の確立.....	348 (応-202)
2 情報の収集と伝達の基本方針.....	348 (応-202)
3 避難誘導.....	348 (応-202)
4 消防活動.....	349 (応-203)
5 応援要請.....	349 (応-203)
6 医療救護.....	350 (応-204)
第5節 道路事故対策.....	351 (応-205)
1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保.....	351 (応-205)
2 活動体制の確立.....	351 (応-205)
3 緊急輸送活動.....	352 (応-206)
4 危険物流出時の応急対策.....	352 (応-206)
5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動.....	352 (応-206)
6 的確な情報伝達活動.....	352 (応-206)

第6節 航空機事故対策.....	354 (応-208)
1 活動体制.....	354 (応-208)
2 応急措置.....	354 (応-208)
第7節 農業災害対策.....	356 (応-210)
1 注意報及び警報等の伝達.....	356 (応-210)
2 農業災害対策.....	356 (応-210)
3 畜産災害対策.....	357 (応-211)
第8節 放射性物質事故災害対策.....	358 (応-212)
第1 輸送事故対策.....	358 (応-212)
1 輸送事故発生直後の活動方針.....	358 (応-212)
2 活動体制.....	359 (応-213)
3 消火活動.....	360 (応-214)
4 原子力緊急事態宣言発出時の対応.....	360 (応-214)
5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	361 (応-215)
6 退避・避難活動等.....	361 (応-215)
7 核燃料物質等の除去等.....	363 (応-217)
8 各種規制措置と解除.....	363 (応-217)
9 被害状況の調査等.....	363 (応-217)
10 住民の健康調査等.....	364 (応-218)
第2 広域放射能汚染対策.....	365 (応-219)
1 広域放射能汚染による被害想定と予防策の検討.....	365 (応-219)
2 環境汚染対策.....	366 (応-220)
3 食品安全確保対策.....	366 (応-220)
4 農作物等災害対策.....	367 (応-221)
5 道路災害対策計画.....	367 (応-221)
第9節 不発弾処理対策.....	368 (応-222)
1 不発弾発見直後の緊急措置.....	368 (応-222)
2 不発弾処理体制の確立.....	368 (応-222)
3 事前の準備.....	370 (応-224)
4 不発弾処理の実施.....	370 (応-224)
5 報道機関への対応.....	371 (応-225)

第3編 災害応急対策計画

第2章 風水害応急対策

風水害に対する応急対策活動は、まず災害発生前の気象警報等の伝達、水防活動等の災害未然防止活動、避難誘導等の事前対策が重要である。

災害発生後は、機動的な初動調査の実施による被害状況の把握とその情報に基づいた活動体制の整備、被害の拡大防止、二次災害の防止、人命の救出救助・救急、医療活動、避難者の応急収容、食料・飲料水等の供給を行うことが重要である。

さらに、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の応急復旧、被災者への情報提供を行っていくことが必要である。

そのため、市は風水害の特性を考慮して、次に示す応急対策活動を実施し、災害の拡大防止に努めるものとする。

(計画内容は、必要に応じ適宜、震災応急対策を準用する。)

第1節 活動体制の確立

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、住民の生命及び身体の安全を確保するため、隣接市町、県及びその他防災関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に応急活動が展開できるように市の活動体制を定める。

第1 市の活動体制

「市の活動体制」は、次に示すとおりである。

区分	担当部署
1 活動体制と配備基準	各課・各班共通
2 初期活動体制	危機管理課、関係各課
3 非常体制	各班共通

1 活動体制と配備基準

風水害対策に係る活動体制及び配備基準は、次のとおりである。

第3編 災害応急対策計画 第2章 風水害応急対策
第1節 活動体制の確立

【風水害等対策にかかる活動体制と配備基準】

活動体制		配備基準		活動内容	本部設置	
初期活動体制	1号配備	水害	<ul style="list-style-type: none"> 大雨（浸水害）、洪水、暴風警報のいずれかが一つが発表された場合 台風の接近等により、災害の発生が予想される場合 その他市民生活部長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・報告 避難準備・高齢者等避難開始の判断準備 ※ 	本部を設置せずに、危機管理課を中心に通常の組織で対応する	
		土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表された場合 台風の接近等により、災害の発生が予想される場合 その他市民生活部長が必要と認めた場合 			
	2号配備	水害	<ul style="list-style-type: none"> 大雨（浸水害）及び洪水警報が発表され、内水・道路冠水等の被害が発生するおそれがある場合 洪水予報（氾濫注意情報）が発表された場合 その他市長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・伝達 避難準備・高齢者等避難開始の発令 ※ 水防活動 等 		市民生活部長が災害対策初期活動本部を設置する
		土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県河川砂防防災情報システムの土砂災害危険度における警戒基準を超過する時刻が「3時間後までに超過」となった場合 前兆現象（湧水・地下水の濁り・量の変化等）が発見された場合 その他市長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・伝達 避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告の発令 ※ 警戒活動 等 		
非常体制	1号配備	水害	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報（氾濫警戒情報が発表された場合） 大規模な災害の発生が予測される場合 その他市長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・伝達 避難勧告の発令 ※ 各種応急活動 等 	市長が災害対策本部を設置する	
		土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 埼玉県河川砂防防災情報システムの土砂災害危険度における警戒基準を超過する時刻が「既に超過」となった場合 記録的短時間大雨情報が発表されたとき 土砂災害が発生した場合 前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合 その他市長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・伝達 避難指示（緊急）の発令 ※ 各種応急活動 等 		
	2号配備	水害	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報（氾濫危険情報）が発表された場合 市域に大規模な災害や広範囲の被害が発生したとき、または予想される場合 その他市長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示（緊急）の発令 ※ 市の全職員を動員して組織及び機能の全てをあげて災害対策活動を実施 		
		土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 被害が発生又は拡大し、市の全力を持って対応する必要があると判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 市の全職員を動員して組織及び機能の全てをあげて災害対策活動を実施 		

※避難勧告等の発令判断は、表内の活動体制に基づき原則実施するが、気象状況等により早まる可能性がある。

2 初期活動体制

(1) 初期活動体制（1号配備）活動内容

市は、初期活動体制（1号配備）をとった場合、危機管理課を中心とした防災担当部署により、主として気象情報、河川情報、土砂災害情報等の情報収集、連絡活動を行い、連絡調整に万全を期する。

危機管理課は、必要な備品類として防災関係機関の連絡リスト、メモ帳、市管内図を用意する。

ア 活動組織

市民生活部長の指示に従い、危機管理課職員及び動員計画に基づく指定職員をもって組織する。

また、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

イ 体制の解除・移行

市民生活部長は、次の基準に達した場合初期活動体制（1号配備）を解除又は初期活動体制（2号配備）に移行する。

- (ア) 発表されていた大雨（浸水害）、洪水、暴風警報が全て解除されたときは、初期活動体制（1号配備）を解除する。
- (イ) 大雨（浸水害）及び洪水警報が発表され、内水・道路冠水等の被害の発生するおそれが生じたとき
- (ウ) 洪水予報（氾濫注意情報）が発表されたとき
- (エ) 埼玉県河川砂防防災情報システムの土砂災害危険度における警戒基準を超過する時刻が「3時間後までに超過」となったとき
- (オ) 土砂災害の前兆現象（湧水・地下水の濁り・量の変化等）が発見された場合
- (カ) その他市長が必要と認めた場合

(2) 初期活動体制（2号配備）活動内容

ア 災害対策初期活動本部の活動

「本編 第1章 第1節 第1 2 (2) ア 災害対策初期活動本部の活動」を準用する。

イ 災害対策初期活動本部の組織

「本編 第1章 第1節 第1 2 (2) イ 災害対策初期活動本部の組織」を準用する。

3 非常体制

市は、非常体制をとった場合、本庁舎6階大会議室に災害対策本部を設置し、総力をあげて災害応急対策活動を実施する。

災害対策本部の詳細については、「本節 第3 災害対策本部の設置・運営」に定める。

第2 職員の動員計画

災害が発生した場合、職員は災害応急対策活動に従事しなければならない。
この場合、災害に応じた動員配備体制を整備し、平常業務との調整を図る。
「職員の動員計画」は、次の項目及び担当部署をもって実施する。

項目	担当部署
1 活動体制と動員計画	各班共通
2 勤務時間内における動員・参集	各班共通
3 勤務時間外及び休日における動員・参集	各班共通
4 参集における留意事項	各班共通

1 活動体制と動員計画

市の活動体制に応じた動員計画は、原則として「本編 第1章 第1節 第2 1活動体制と動員計画」を準用する。

また、勤務時間外及び休日における初期活動体制及び非常体制の動員は、基準に基づいた参集とし、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

なお、各部課と災害対策本部の「各部班」との関係は、「本編 第1章 第1節 第3 3 災害対策本部の組織編成、事務分掌」を参照のこと。

2 勤務時間内における動員・参集

各体制が発令された場合、庁内放送等により動員を指示する。

各班長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、「職員班」を通じ応援職員を要請し班体制を確立させる。

職員の動員・参集における留意点は次のとおりである。

- ア 常に災害に関する情報、災害対策本部等の指示に注意すること。
- イ 状況に応じ不急の行事、会議、出張等は中止すること。
- ウ 正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しないこと。
- エ 勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにすること。

3 勤務時間外及び休日における動員・参集

(1) 勤務時間外及び休日の動員・参集

勤務時間外及び休日において、各体制ごとに決められた職員は、次の内容で、参集する。

【勤務時間外の動員・参集】

区分	内容
勤務場所への参集	初期活動体制（1号配備）の場合、危機管理課長から連絡を受けた関係課長は、直ちに決められた職員に参集の連絡を指示する。 初期活動体制（2号配備）及び非常体制においては、本部長から本部設置の発令を受けた各本部員は、直ちに動員基準に基づき各班長に参集を指示する。
参集の報告	各班長は、班員の参集状況を「職員班」に報告する。
参集が困難な場合	交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、所属長への連絡に努める。

（2）参集途上の被害情報の把握

参集途上においても、被災者、救出救助活動の状況、道路・建物の被災状況、ライフライン状況等の情報を収集する。ただし、参集途上における情報収集は、あくまでも概略的にとどめ、迅速な参集を第一に考える。

なお、参集途上において把握した被害情報については、班長に報告する。

（3）被害情報の報告

班長は、参集途上に班員が収集した被害情報を所属部長に報告する。

各部長は、報告を受けた情報を集約し「統括班」に報告する。

4 参集における留意事項

職員の参集に際しての留意事項については、「本編 第1章 第1節 第2 4 参集における留意事項」に準ずるものとする。

第3 災害対策本部の設置・運営

市は、市内に被害を及ぼす風水害が発生した場合又は被害が発生する恐れがある場合において、非常体制を敷き災害対策基本法第23条の2の規定及び本庄市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに、できる限り迅速に活動体制により「各部班」を組織し、災害対策本部の運営にあたる。

「災害対策本部の設置・運営」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害対策本部の設置	危機管理課、関係各課
2 災害対策本部の運営	各班共通
3 災害対策本部の組織編成、分担業務	各班共通
4 災害対策本部運営の留意事項	関係各班

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

風水害に係る災害対策本部の設置基準は、「本編 第2章 第1節 第1 1 表【風水害等対策にかかる活動体制と配備基準】」の非常体制（1号配備）の配備基準を準用する。

(2) 設置場所

災害対策本部は、本部会議の開催、「各部班」との連絡調整を円滑に行うため市役所内（本庁舎6階大会議室）に設置し、市役所の正面玄関に「本庄市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

また、災害対策本部が本庁舎内に設置できない場合を想定し、災害対策本部の代替場所を指定する。

(3) 実施責任者

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長とし、市長が不在又は事故ある場合は次の順位によりその職務を代行する。

【本部長の代行順位】

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	市民生活部長

(4) 設置の手順

「本編 第1章 第1節 第3 1 (4) 設置の手順」を準用する。

(5) 廃止基準

本部長は、災害の拡大するおそれが消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を廃止する。

(6) 設置及び廃止の通知

「本編 第1章 第1節 第3 1 (6) 設置及び廃止の通知」を準用する。

2 災害対策本部の運営

災害対策本部の組織の運営については、次のとおりである。

(1) 本部長（市長）

本部を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副市長、教育長）

本部長を補佐し、本部長が不在又は事故あるときはその職務を代行する。

(3) 本部員

本部長の命を受け、本部会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(4) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、次の事項について適時協議、調整する。また、本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。

なお、本部会議の進行は、危機管理課長が行い、庶務は、「統括班」が担当する。

ア 風水害応急対策の基本方針に関すること。

（救命活動、被災者援護活動、ライフライン優先復旧等）

イ 動員配備体制に関すること。

ウ 「各部班」間の調整事項の指示に関すること。

エ 避難の勧告又は指示に関すること。

オ 自衛隊の災害派遣に関すること。

カ 埼玉県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。

キ 隣接市町との相互応援に関すること。

ク 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること。

ケ 災害救助法の適用申請に関すること。

コ 風水害応急対策に要する経費の処理方法に関すること。

サ 本部の廃止に関すること。

シ その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。

(5) 各部班

災害対策本部の「各部班」ごとに定められた分担業務に従って、災害応急対策活動を遂行する。

(6) 現地災害対策本部

「本編 第1章 第1節 第3 2 (6) 現地災害対策本部」を準用する。

3 災害対策本部の組織編成、分担業務

「本編 第1章 第1節 第3 3 災害対策本部の組織編成、事務分掌」を準用する。

4 避難所担当職員の活動

「本編 第1章 第1節 第3 4 避難所担当職員の活動」を準用する。

5 災害対策本部運営の留意事項

「本編 第1章 第1節 第3 5 災害対策本部運営の留意事項」を準用する。

第4 情報通信手段の確保

風水害においては、台風等の災害要因の時間的推移に応じて、状況の変化を市民に伝達することが重要である。

そのため、市は、多様な通信手段を用いて市民に情報の伝達をする必要がある。

情報通信手段の確保については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第1節 活動体制の確立 第4 情報通信手段の確保」を準用する。

第5 公共的団体及び民間団体への協力依頼

公共的団体及び民間団体への協力依頼については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第1節 活動体制の確立 第5 公共的団体及び民間団体への協力依頼」を準用する。

第6 広域応援要請

広域応援要請については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第1節 活動体制の確立 第6 広域応援要請」を準用する。

第7 自衛隊の災害派遣要請依頼

災害の発生に伴う自衛隊の災害派遣要請依頼については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第1節 活動体制の確立 第7 自衛隊の災害派遣要請依頼」を準用する。

第8 ボランティアとの連携

風水害においては、指定避難所運営等だけでなく、被災後の片付けにおけるマンパワーが必要となることから、ボランティアによる協力は必要不可欠となる。

ボランティアとの連携については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第1節 活動体制の確立 第8 ボランティアとの連携」を準用する。

第9 災害救助法の適用

風水害により居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれた世帯に対しては、障害物の除去について災害救助法が適用される。

災害救助法の適用については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第1節 活動体制の確立 第9 災害救助法の適用」を準用する。

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

本節では、気象警報発表時等、災害の警戒期において、市が実施する災害応急対策活動について定める。

第1 風水害に関する情報の収集・伝達

台風の接近等により風水害の発生が予想されるとき、熊谷地方気象台から発表される防災気象情報は、県から市に伝達される。勤務時間外の職員は、テレビ、ラジオ等を通じて気象情報を入手する。警報発表から比較的時間を置かず大雨等が襲う場合もあるので、防災関係機関においては、防災気象情報の内容に十分留意し、市民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

「風水害に関する情報の収集・伝達」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 風水害に関する情報の収集	危機管理課、関係各課
2 気象注意報・警報等	危機管理課
3 水防情報	危機管理課
4 異常な現象発見時の通報	危機管理課
5 被害の未然・拡大防止のための住民への呼びかけ	危機管理課

1 風水害に関する情報の収集

風水害の警報、発生に関する情報の収集は、「危機管理課」が一元的に収集する。

【風水害に関する情報の収集】

区分	内容
熊谷地方気象台からの防災気象情報	大雨が予想され又は台風の接近等が予想されるときに熊谷地方気象台から発表される防災気象情報（特別警報、警報、注意報等）については、県防災行政無線及びNTTからのファクシミリ（警報のみ）を通じて入手する。
水防情報の伝達系統	利根川水系利根川浸水想定区域（利根川上流河川事務所管内）及び県管理河川に関する洪水、破堤、浸水等の発生に関する情報は「危機管理課」が収集し、「関係各課」に伝達する。
水位・雨量情報	「危機管理課」は、利根川、烏川及び県管理河川の水位情報並びに熊谷地方気象台が発表する雨量情報等も収集・整理する。（災害対策本部設置時は「統括班」が各情報を収集・整理する。）
災害オペレーション支援システム等	「危機管理課」は、県の災害オペレーション支援システム等により、風水害に関する各種情報を入手し、収集された情報を整理する。災害対策本部設置時は「統括班」が各情報を収集・整理する。
警戒パトロール情報	警戒体制を敷いた場合、「危機管理課」は「関係各課」と連携し、河川や水路及び土砂災害警戒区域等のパトロールを実施する。

区分	内容
	「危機管理課」は収集された情報を整理する。 災害対策本部設置時は「統括班」が各情報を収集・整理する。
被害情報等	「危機管理課」は、119番通報の状況等消防本部の把握している情報入手するとともに、本庄警察署・児玉警察署とも連絡を取り、市の把握している情報を伝え情報の共有化を図る。

2 気象注意報・警報等

熊谷地方気象台は、「気象業務法」（昭和27年法律第165号）に基づき、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれがある場合には「注意報」を、重大な災害が起こるおそれがある場合には「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を発表し、関係機関に通知する。

熊谷地方気象台が発表する注意報、警報、特別警報の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりである。

(1) 注意報・警報等の種類、発表基準等

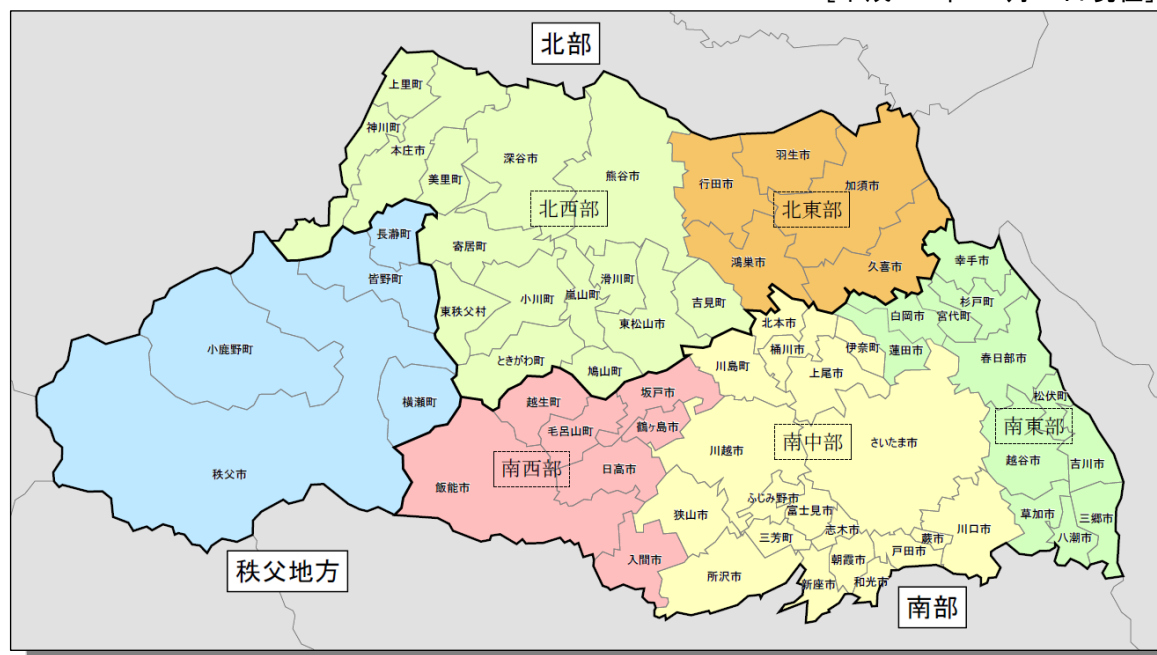
ア 対象地域

熊谷地方気象台は、防災関係機関の防災活動が円滑に行えるように、平成22年5月から原則として個別の市町村を発表区域として気象警報・注意報を発表している。

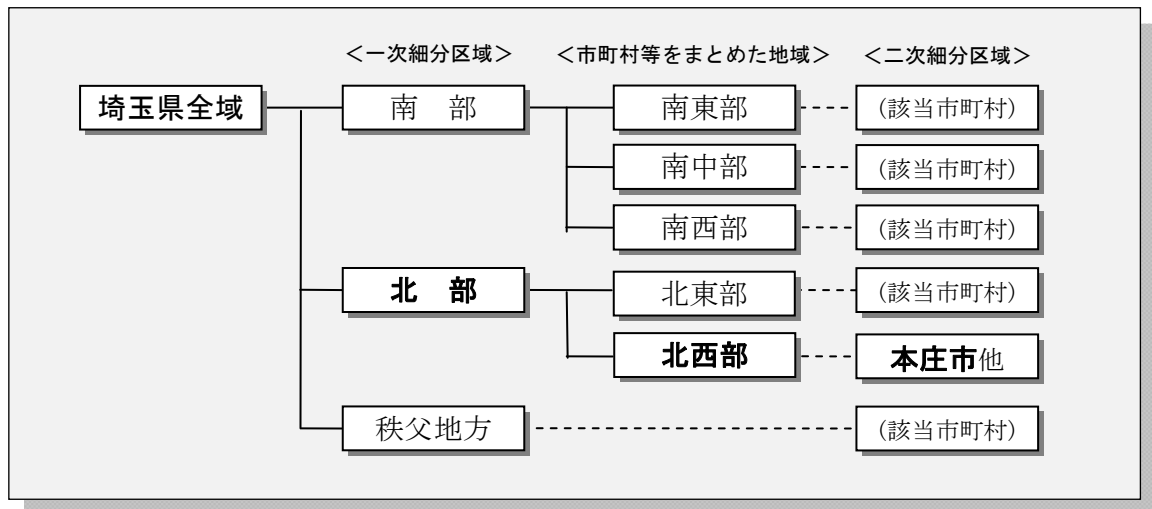
気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報又は警報を発表する。指定する地域は、一次細区分として埼玉県内を3つの地域に、さらに、市町村をまとめた地域として南部を3地域、北部を2地域に細分して行われ、本市は、北部の北西部に位置する。

【埼玉県の地域細分図】

[平成24年10月1日現在]



【埼玉県の地域細分表】



イ 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報の種類と発表基準を次に示す。

【警報・注意報発表基準一覧表】

[平成29年7月7日現在、発表官署 熊谷地方気象台]

本庄市	府県予報区	埼玉県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	北西部		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	20	
		土壌雨量指数基準	129	
	洪水	流域雨量指数基準	御陣場川・元小山川流域=11.8, 女堀川流域=8.1	
		複合基準 ^{*1}	御陣場川・元小山川流域=(6, 10.6), 女堀川流域=(14, 7.9)	
		指定河川洪水予報による基準	烏川流域[岩鼻], 神流川[若泉], 利根川上流部[八斗島]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	90	
	洪水	流域雨量指数基準	御陣場川・元小山川流域=9.4, 女堀川流域=6.4	
		複合基準 ^{*1}	御陣場川・元小山川流域=(6, 7.5), 女堀川流域=(7, 6.4)	
		指定河川洪水予報による基準	利根川上流部[八斗島]	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等で被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%		
	なだれ			
低温	夏期: 低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期: 最低気温-6℃以下 ^{*2}			
霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

【特別警報の種類及び発表基準】

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※気象庁資料のため、「発表基準」及び「内容」に本庄市に該当しない項目がある（津波警報等）。

【雨に関する本庄市の50年に一度の値】[平成29年3月1日現在]

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48 (mm)	R03 (mm)	SW1
埼玉県	埼玉県	北部	北西部	本庄市	364	112	211

注1) 略語の意味は右のとおり。

R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数(Soil Water Index)

注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

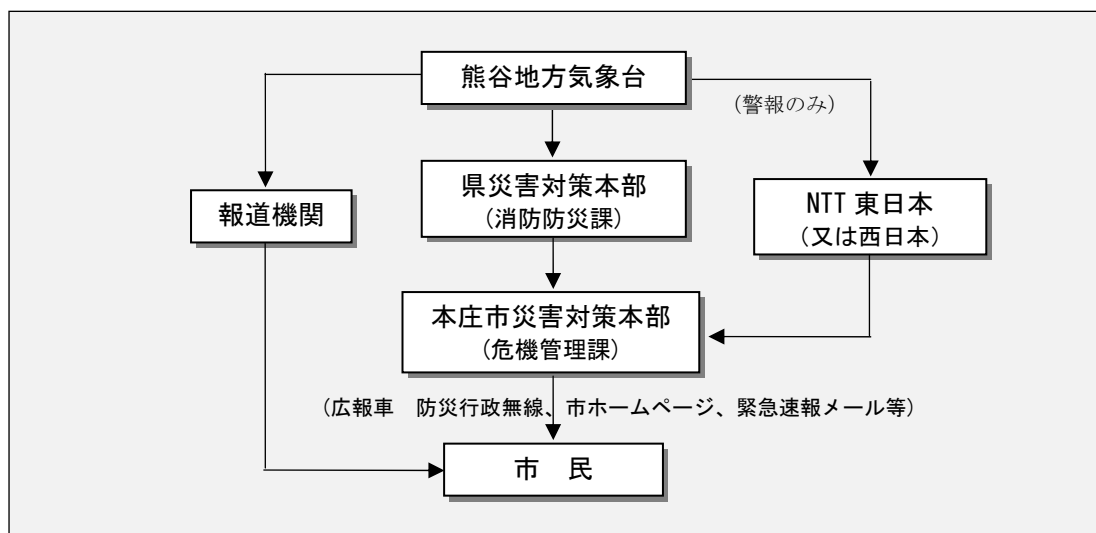
注4) 特別警報は、県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注5) 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

ウ 注意報及び警報等の伝達系統

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等が伝達される系統図を次に示す。

【気象注意報・警報等の伝達系統図】(本市及び市民への伝達系統のみ記載)



エ 熊谷地方気象台と市とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、「危機管理課」の防災担当者等へ電話連絡する。

なお、緊急性が高い場合等には、市長又は幹部職員に直接連絡を行う。また、市が、避難勧告や避難指示（緊急）等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

- (ア) 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
- (イ) 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
- (ウ) 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
- (エ) 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合又は特別警報の切替えをした場合
- (オ) 特別警報を解除した場合

注) 但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

オ 利根川上流河川事務所と市との災害ホットラインの運用

(ア) ホットライン

利根川上流河川事務所長は、洪水予報によって提供している情報に加えて、現状及び今後の水位情報の見込み等について、市長に直接電話等で連絡し、情報提供を行う。

(イ) 第二ホットライン

利根川上流河川事務所（副所長・課長等）は、避難判断水位・氾濫危険水位へ到達予測が出た場合等、前記ホットラインでの情報提供の他、事前に詳細情報として、水防担当者へ直接電話等で連絡し、情報提供を行う。

【災害ホットラインの概要】

項目	内容
伝達事項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 水位の現況 ➤ 降雨の状況 ➤ 予測水位 ➤ その他詳細情報（第二ホットラインで追加される伝達事項）
伝達のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 避難判断水位、氾濫危険水位への到達予測が出た時点 ➤ 大規模な漏水、法崩れ等、堤防の決壊につながる恐れのある状況が発生した場合

3 水防情報

(1) 洪水予報河川における洪水予報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき又は知事が指定した河川について洪水予報を発令したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長に通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

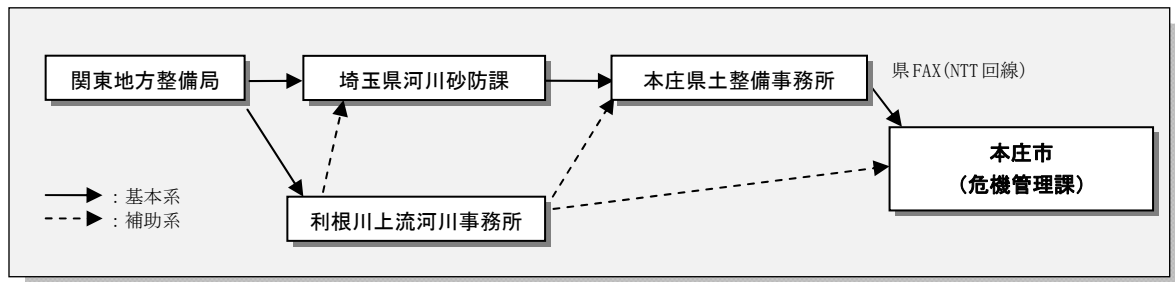
【洪水予報の種類】

洪水の危険度レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位の名称	解 説	市及び住民に求める行動
レベル5	氾濫発生情報 (洪水警報)	(氾濫発生)	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民の避難完了 ▶ 逃げ遅れた住民の救出救助等 ▶ 住民の避難誘導 (新たに氾濫が及ぶ区域)
レベル4	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位 から 氾濫発生	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市は避難勧告等の発令を判断 ▶ 避難していない住民への対応
レベル3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位 から 氾濫危険水位	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階	▶ 市は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断
レベル2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位 から 避難判断水位	水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位	▶ 住民は洪水に関する情報に注意
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位 から 氾濫注意水位	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位	▶ 水防団待機

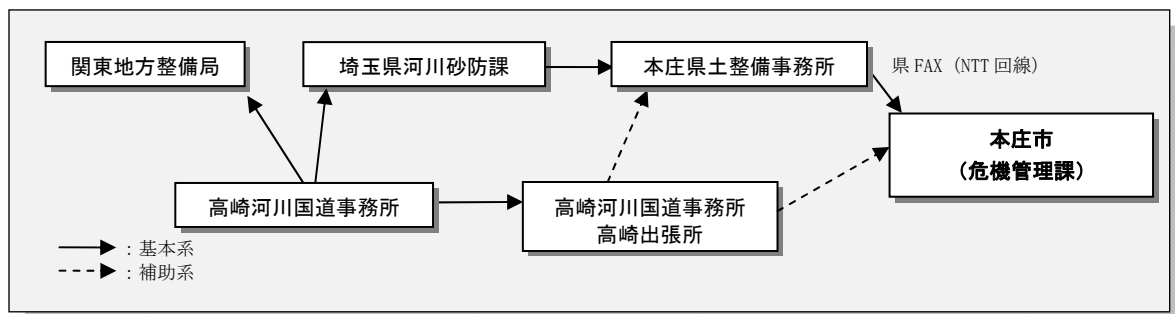
【洪水予報を行う河川（水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の二第2項）】

予報区域名	河川名	区 域		基準水位 観測所	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位
利根川 上流部	利根川	左岸	群馬県伊勢崎市柴町字小泉1555番地先から茨城県猿島郡境町字北野1920番地先まで	八斗島	1.90m	3.90m	4.80m
		右岸	群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前70番6地先から江戸川分派点まで	栗橋	5.00m	8.00m	8.50m
烏川 流域	烏川	左岸	群馬県高崎市並榎町地先から利根川への合流点まで	高松	3.60m	3.70m	4.10m
		右岸	群馬県高崎市下豊岡町字下北久保地先から利根川への合流点まで	岩鼻	3.30m	4.10m	4.60m
	鏑川	左岸	群馬県高崎市山名町字長南813番1地先から烏川への合流点まで	山名	2.60m	6.00m	6.20m
		右岸	群馬県藤岡市大字落合字長津507番1地先から烏川への合流点まで				

【洪水予報の伝達経路及び手段（利根川上流部）】



【洪水予報の伝達経路及び手段（烏川流域）】



(2) 水位周知河川における水位到達情報

知事は、国土交通大臣が指定した河川（水位周知河川）について、水位到達情報の通知を受けたとき又は知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、知事が指定した河川について水位到達情報を発表したときは、関係市町村の長に通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行う。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

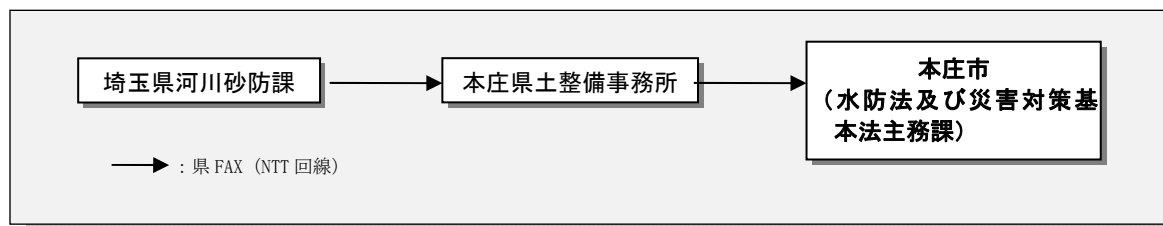
【発表する情報の種類】

種類	発表基準
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき

【水位到達情報の通知を行う河川】

河川名	基準観測所	区域	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
小山川	栗崎	右岸	Y. P. 60.45m	Y. P. 61.15m	—	Y. P. 61.65m
		左岸				
	内ヶ島	右岸	Y. P. 35.60m	Y. P. 36.50m	Y. P. 38.00m	Y. P. 38.70m
		左岸				
女堀川	今井大橋	右岸	Y. P. 66.50m	Y. P. 67.45m	—	Y. P. 67.50m
		左岸				

【水位情報の通知及び周知伝達系統】



(3) 水防警報

水防警報は、水防法第16条により、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表で、国土交通大臣あるいは知事が指定した河川について実施することになっている。

国土交通大臣あるいは知事が実施し、知事から市に通知される水防警報は、次のとおりである。

ア 水防警報の種類と発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

【水防警報の種類と発表基準】

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

注）地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

イ 国土交通省が行う水防警報

国土交通省が水防警報を行う本市関連の河川及びその区域は、次のとおりである。

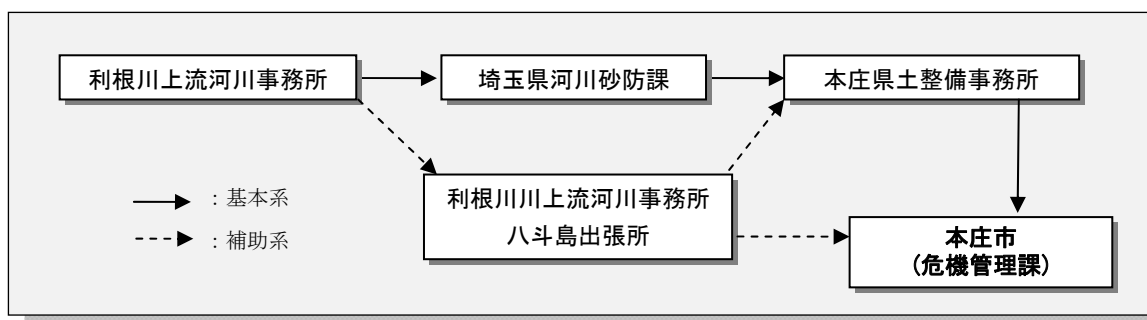
【河川名及びその区域】

河川	観測所名	水防警報区域		発表を行う者
利根川	八斗島	右岸	群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先から埼玉県熊谷市俵瀬千通 780 番 1 地先まで	利根川上流 河川事務所
		左岸	群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先から群馬県太田市古戸町 75 番 1 地先まで	
烏川	岩鼻	右岸	鑓川合流点から利根川合流点まで	高崎河川国道 工事事務所
		左岸	群馬県高崎市倉賀野町から利根川合流点まで	

【基準観測所】

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)	計画高 水位
利根川	八斗島	群馬県伊勢崎市八斗島町	0.80m	1.90m	3.90m	4.80m	5.28m
烏川	岩鼻	群馬県高崎市岩鼻町	1.00m	3.30m	4.10m	4.60m	4.79m

【水防警報の伝達経路及び手段】



ウ 知事が行う水防警報

国土交通省が水防警報を行う本市関連の河川及びその区域は、次のとおりである。

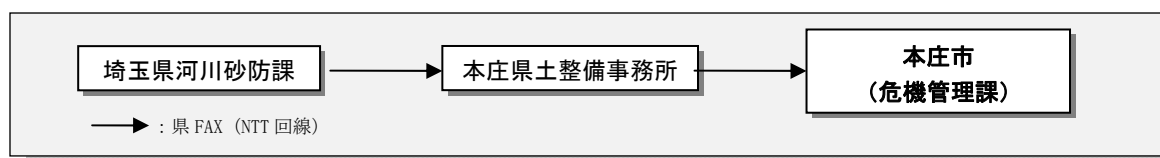
【河川名及びその区域】

河川	観測所名	水防警報区域		発表を行う者
小山川	栗崎	右岸	児玉郡美里町大字下児玉 1095 地先(東橋下流端)から深谷市西田 591 地先(志戸川合流点)まで	県土整備部 河川砂防課
		左岸	児玉郡美里町大字下児玉 1256 地先(東橋下流端)から深谷市榛沢字西河原 295-2 地先まで	
	内ヶ島	右岸	深谷市西田 591 地先志戸川合流点から深谷市石塚 629-1 地先(新明橋下流端)まで	
		左岸	深谷市榛沢字西河原 295-2 地先から深谷市高島 50-1 地先(新明橋下流端)まで	
女堀川	今井大橋	右岸	本庄市四方田 143-2 地先から深谷市西田地先小山川合流点まで	
		左岸	本庄市今井 205-19 地先から深谷市西田地先(小山川合流点)まで	

【基準観測所】

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)
小山川	栗崎	本庄市栗崎	Y. P. 60. 45m	Y. P. 61. 15m	—	Y. P. 61. 65m
	内ヶ島	深谷市大塚	Y. P. 35. 60m	Y. P. 36. 50m	Y. P. 38. 00m	Y. P. 38. 70m
女堀川	今井大橋	本庄市今井	Y. P. 66. 50m	Y. P. 67. 45m	—	Y. P. 67. 50m

【水防警報の伝達系統】



4 異常な現象発見時の通報

災害対策基本法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は関係機関に通報しなければならない。(災害対策基本法第54条)

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。(同条第2項)

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。(同条第3項)

(2) 市長の通報

前項の通報を受けた市長は、気象庁(熊谷地方気象台)その他の関係機関に通報しなければならない。(災害対策基本法第54条第4項)

市長が気象庁(熊谷地方気象台)に行う通報事項は、次のとおりである。

【気象庁(熊谷地方気象台)に行う通報事項】

区分	内容
気象に関する事項	著しく異常な気象現象(例えば、たつ巻、強いひょう等)
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感じるような地震

5 被害の未然・拡大防止のための住民等への呼びかけ

被害が発生するおそれが高くなる等、必要な場合、市は、防災行政無線(固定系)、広報車、市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール等を活用し、市民等に対し危険箇所からの避難等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

なお、市は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(主として高齢者、障害者、乳幼児及びその他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)に対して避難準備・高齢者等避難開始等の避難情報をファクシミリ等により伝達する。(浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に対しては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある(水防法15条関連))

第2 水防計画

市は、気象状況等から市域内において河川の氾濫、洪水その他の水害の発生が予想される場合、防災関係機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動を実施する。

「水防計画」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 水防体制	統括部、復旧部、関係各部、水防団(消防団)
2 水防活動	統括部、復旧部、関係各部、水防団(消防団)
3 決壊時の措置	統括部、復旧部、関係各部、水防団(消防団)
4 応援要請	統括部、復旧部

1 水防体制

市は、水防法に基づく指定水防管理団体（坂東上流水害予防組合）及び水防管理団体として、管内において浸水被害のおそれがある場合は次に示す水防組織を設置し、防災関係機関と連携して、水防活動に当たる。

(1) 水防組織

水防組織の統括は、水防管理者である市長が行う。

水防の実務は、災害対策初期活動本部の組織構成部署が原則行う（第3編 第1章 第1節 第1 2 (2) イ 図【災害対策初期活動本部の組織編成図】を参照）。

水防組織は、その水害について災害対策本部が設置されるまでの間、又は災害対策本部を設置する必要がない程度の水害に対処するための組織とし、災害対策本部が設置されたときは、当該本部に統合される。

(2) 配備基準

- ア 管内に、「本章 第1節 第1 1 活動体制と配備基準」に定める配備基準の初期活動体制1号配備に相当する警報が発令されたとき
- イ 大雨等により市内を流れる幹線水路の水量が増加し、洪水等の被害が予想されるとき
- ウ 県水防本部から指示があったとき又は市長が必要と認めたとき

2 水防活動

(1) 監視、警戒活動

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防の表側、天端、裏側の3班に分かれ巡回し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川の管理者及び本庄県土整備事務所長に報告するとともに、水防作業を開始する。

(2) 堰、水門の操作

堰、水門の管理者は、降水又は出水の状況によって、門扉の開閉その他必要な措置をとるとともに、その状況を速やかに利根川上流河川事務所長及び本庄県土整備事務所長に通知する。

(3) 資器材の備蓄及び水防措置の実施

水防管理者は、水防用器具、資材の備蓄に努めるとともに、監視及び警戒により水防措置が必要と認められた場合には、関係機関と協力し水防措置を実施する。

(4) 警戒区域の設定

水防作業のため必要がある場合は、水防管理者又は水防団長（消防団長）若しくは消防長は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立ち入りを禁止若しくは制限し又はその区域からの退去を命ずることができる。

3 決壊時の処置

(1) 通報

水防管理者又は消防長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を本庄県土整備事業所長及び氾濫を予想される方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。

通報を受けた本庄県土整備事務所長は、これを知事、関係各警察署、その他必要な箇所連絡する。この事態が国土交通省直轄管理区域のとき又はその区域に影響する箇所のある場合は、水防管理者は利根川上流河川事務所長にも通報しなければならない。

(2) 警察官の出動要請

堤防等が破堤又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、水防管理者は、警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

(3) 居住者等の水防義務

水防管理者又は消防長は、水防のため、必要がある時はその区域内に居住する者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

(4) 避難のための立退き

水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、サイレン、警鐘その他の方法により立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく知事及び警察署長に通知する。

4 応援要請

(1) 他の水防管理者等への応援要請

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、水防法第23条の規定に基づき、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることとする。

(2) 自衛隊に対する出動要請

堤防の決壊等、甚大な被害が発生し又は発生するおそれがあり、自衛隊の出動が必要と判断した場合は、水防管理者は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を求めることとする。

(3) 市内建設業者への協力依頼

水防管理者は、活動に支障となる障害物の排除、水防及び救出救助活動等を実施する場合において、ブルドーザー、バックホー等の重機等（オペレータを含む。）を必要とするときは、（一社）埼玉県建設業協会児玉支部に協力を要請する。

第3 土砂災害対策活動

気象状況等から市域において土砂災害の発生が予想される場合、防災関係機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための土砂災害対策活動を実施する。

「土砂災害対策活動」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 土砂災害警戒情報の活用	危機管理課
2 情報の収集・伝達	危機管理課、消防本部、関係各課、消防団
3 二次災害の防止	危機管理課、関係各課

1 土砂災害警戒情報の活用

県は、熊谷地方气象台と共同で、大雨による土砂災害（がけ崩れ等）発生の危険度が高まったときに、防災活動や住民の自主避難の判断等への利用を目的として、関係市町村への土砂災害警戒情報を発表する。

本市においては、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が多数指定されており、台風や集中豪雨に伴い崩壊・崩落が発生することも想定されるため、これらの土砂災害警戒区域等において土砂災害対策活動を実施する際の判断材料として、土砂災害警戒情報を活用するものとする。

また、土砂災害警戒情報に加えてメッシュごとの土砂災害の切迫性や危険度の推移が分かる土砂災害警戒判定メッシュ情報についても活用するものとする。

2 情報の収集・伝達

土砂災害対策活動に関わる情報の収集伝達は、次のとおりである。

なお、避難の具体的な内容は、「本節 第6 避難活動」を参照のこと。

ア 「危機管理課」は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達する。

イ 「危機管理課」は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民及び自主防災組織に対し警戒避難等の指示又は伝達を行う。特に、具体的な危険が予想される危険区域の住民等に対しては、「関係各課」、消防本部及び消防団と連携して戸別伝達を行う。

ウ 「危機管理課」は、ライフライン関係者及び交通機関関係者等に対し、早急に情報を伝達し注意を喚起する。

エ 「危機管理課」は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、住民、関係機関等に対し、土砂災害警戒情報等の各種情報を、適時適切なタイミングで提供する。

3 二次災害の防止

市及び県は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずる。

ア 降雨等の気象状況を十分に把握し、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等の、安全に留意した監視の実施

イ 安全が確認されるまで土砂災害警戒区域等周辺の居住者の避難勧告・指示を継続する

とともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施（災害対策基本法第63条）

- ウ 降雨継続時における土砂災害警戒区域等及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施
- エ 「危機管理課」は、「関係各課」からの人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて整理を行い、直ちに県へ連絡する。
- オ 「危機管理課」及び「関係各課」は、降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害警戒区域等の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。
- カ 「危機管理課」は、「関係各課」が収集した、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、交通規制の状況等の情報を、被災者及び住民に適切に広報する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

第4 雪害対策活動

市は、積雪による被害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに確立し、他の防災関係機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

「雪害対策活動」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 応急活動体制の施行	危機管理課、関係各課
2 情報の収集・伝達・広報	危機管理課、関係各課
3 道路機能の確保	道路管理課、関係各課
4 地域における除雪協力	危機管理課、関係各課

1 応急活動体制の施行

市は、積雪による被害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を実施する。体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

2 情報の収集・伝達・広報

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を迅速かつ的確に行い、防災関係機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

(1) 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

「本章 第2節 第1 風水害に関する情報の収集・伝達」を準用する。

(2) 積雪に関する被害情報の伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

(3) 市民への情報発信

気象庁が市内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、市は、降雪状況及び積雪の予報等について市民等へ周知する。

異常な積雪が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール等、市民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

報道機関への情報提供に当たっては、記者会見やブリーフィング等を定期的で開催する等、計画的に実施する。

(4) 積雪に伴いとるべき行動の周知

市は、次に示す例を参考に、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、市民に周知する。

- ア 不要不急の外出は極力避ける。
- イ 外出の際は、滑りにくい靴を着用する等、歩行中の転倒に注意する。
- ウ 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- エ 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- オ 自動車が立ち往生した場合に、車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- カ 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
- キ 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

3 道路機能の確保

市及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び病院等、市民の命を緊急的・直接的に救助する施設や市民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(1) 効率的な除雪

異常な積雪時には、県の定めた優先除雪道路につながる主要市道を優先し、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。また、降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、警察と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。

また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

(2) 除雪の応援

市は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

防災関係機関は、市又は県から応援の要請を受けた時は、これに積極的に協力する。

除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制等の受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

4 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯等、自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、住民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第5 竜巻等の突風対策活動

「竜巻等の突風対策活動」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 情報伝達	危機管理課、関係各課
2 救助の適切な実施	危機管理課、関係各課、消防本部
3 がれき処理	環境推進課、関係各課
4 指定避難所の開設・運営	危機管理課、避難所担当職員、施設管理者、関係各課
5 応急住宅対策	営繕住宅課、課税課、収納課、関係各課
6 道路の応急復旧	道路管理課、道路整備課、関係各課

1 情報伝達

市は、竜巻等の突風が発生又は発生の可能性が高まった際、住民に対して適切な対処を促すための情報を伝達する。また、住民が竜巻等の突風から身の安全を守るため、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

市は、住民が適切な対処行動をとるために必要な情報を発信する際は、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう市町村単位の情報の付加等を行う。

2 救助の適切な実施

市は、被害の規模に応じて迅速な被災者の救助、食料・飲料水の供給等を実施する。

「本編 第1章 第1節 第9 災害救助法の適用」を準用する。

3 がれき処理

竜巻等の突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

「本編 第1章 第3節 第5 廃棄物対策」を準用する。

4 指定避難所の開設・運営

市は、竜巻等の突風の被災者に対し、指定避難所を開設し、迅速に収容する。

「本編 第1章 第2節 第11 避難活動」及び「本編 第1章 第3節 第3 指定避難所の運営」を準用する。

5 応急住宅対策

市は、竜巻等の突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

「本編 第1章 第3節 第6 住宅の確保」を準用する。

なお、市及び県の役割は、次のとおりである。

【応急住宅対策の役割】

機関	役割
県 (災害対策本部 住宅対策部)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 県営住宅等の空家の提供 ➤ 応急仮設住宅の供給 ➤ 市町村が行う住宅関係障害物の除去への支援
市	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 被害認定及び罹災証明の発行 ➤ 被災住宅の応急修理の実施 ➤ 応急仮設住宅の維持管理 ➤ 住宅関係障害物の除去

6 道路の応急復旧

市は、竜巻等の突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

第6 避難活動

水害又は土砂災害のために被害を受け又は受けるおそれがある場合、市は、迅速に住民に対して避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告・避難指示（緊急）を発令するとともに、所定の指定避難所への避難誘導（特に避難行動要支援者に対する避難誘導）を行う。

「避難活動」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 避難に関する状況把握	危機管理課、道路管理課、道路整備課、都市計画課、環境産業課、関係各課、消防本部、消防団
2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域の設定	危機管理課、関係各課、消防本部、消防団
3 避難誘導	危機管理課、福祉部、児玉総合支所、関係各課、消防本部、消防団
4 指定避難所の開設	危機管理課、避難所担当職員、施設管理者、関係各課
5 避難者名簿の作成	避難所担当職員、施設管理者

1 避難に関する状況把握

避難に関する状況の把握は、次に示す手順で行う。

- ア 「危機管理課」は、気象庁（熊谷地方气象台）や県（本庄県土整備事務所）、国土交通省等の関係機関から気象情報や河川情報を収集し、強い雨の地域や河川の上流部での状況等の広域的な状況を把握する。
- イ 消防本部は、住民からの119番通報及び監視・警戒活動により災害の発生あるいは発生のおそれを覚知したときは、「危機管理課」に報告する。
- ウ 「道路管理課」、「道路整備課」、「都市計画課」、「環境産業課」及び「関係各課」は、巡回パトロール等により河川や土砂災害危険箇所等の状況を把握し、「危機管理課」に報告する。
- エ 「危機管理課」は、本庄警察署及び児玉警察署と被害状況等の情報を交換する。
「危機管理課」は、ア～ウの情報を入手し、避難の勧告・指示、警戒区域の設定等避難の必要性を把握する。

2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域の設定

(1) 実施手順

「危機管理課」は、「1 避難に関する状況把握」の状況を市長に報告し、市長は状況を勘案し、遅滞なく避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令、警戒区域の設定を行う。

「危機管理課」は、関係各課と連携し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令、警戒区域の設定について、防災行政無線（固定系）、広報車、市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて住民へ迅速に広報する。

(2) 避難の勧告等

「避難の勧告・指示、警戒区域の設定について」、「避難の勧告・指示の実施責任者」及び「警戒区域の設定権者」の詳細については、「本編 第1章 第2節 第11 避難活動」を参照のこと。

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令時の状況、住民に求める行動及び発令の目安については、「避難勧告等の発令に資する洪水時における情報提供について」（平成26年3月11日国交省水管理・国土保全局）等を参考に、次に示すとおり定める。

【「避難準備・高齢者等避難開始」の発令と住民に求める行動及び発令の目安】

項目		内容
発令時の状況		<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況
住民に求める行動		<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）は、指定避難所等への避難行動開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備及び自主避難を開始
発令の目安	水害	<ul style="list-style-type: none"> 警報が発表される等、事前に浸水の危険性が予見できる場合 河川の水位が避難判断水位に達し、更に水位の上昇のおそれがある場合
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県河川砂防防災情報システムの土砂災害危険度における警戒基準を超過する時刻が「3時間後までに超過」となった場合 前兆現象（湧水・地下水の濁り・量の変化等）が発見された場合

【「避難勧告」の発令と住民に求める行動】

項目		内容
発令時の状況		<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況
住民に求める行動		<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、指定避難所への避難行動を開始する
発令の目安	水害	<ul style="list-style-type: none"> 警報が発表される等、事前に浸水の危険性が予見できる場合 河川の水位が氾濫危険水位に達し、更に水位の上昇のおそれがある場合 漏水等破堤につながるおそれがある河川管理施設の異常を確認した場合
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 市に土砂災害警戒情報が発表された場合 埼玉県河川砂防防災情報システムの土砂災害危険度における警戒基準を超過する時刻が「2時間後までに超過」となったとき 記録的短時間大雨情報が発表されたとき 前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が発見されたとき <p>※前兆現象の情報収集は、住民等から市役所・消防本部・警察署・自主防災組織等へ寄せられるもののほか、職員により現場状況を確認することにより収集する。</p>

【「避難指示（緊急）」の発令と住民に求める行動】

項目	内容
発令時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ➤ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ➤ 人的被害の発生した状況
住民に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は直ちに避難行動を完了 ➤ 直ちに命を守る行動をとる (未だ避難していない対象住民は直ちに避難行動に移ることや外出が危険な場合は自宅等の安全な場所にとどまる。)
発令の目安	<p>水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 河川の水位が氾濫危険水位を越えて上昇し、氾濫のおそれがある場合 ➤ 河川の堤防その他の施設が決壊したとき又は越水若しくは異常な漏水が発生したとき、 ➤ 河川管理施設の異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認した場合
	<p>土砂災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ➤ 埼玉県河川砂防防災情報システムの土砂災害危険度における警戒基準を超過する時刻が「既に超過」となった場合 ➤ 記録的短時間大雨情報が発表されたとき ➤ 土砂災害が発生した場合 ➤ 前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合 ➤ その他市長が必要と認めた場合 <p>※情報の収集は、避難勧告と同様</p>

(3) 住民への伝達内容

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域の設定を行う場合の住民への伝達は、次の内容を参考にして行う。

- ア 差し迫っている具体的な危険予想
- イ 避難対象地区名
- ウ 避難日時、避難先及び避難経路
- エ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - ・火気等危険物の始末
 - ・食料、飲料水及び最小限の肌着、常備薬品等の携帯
 - ・隣近所そろって避難すること等

(4) 関係機関との連絡調整

「危機管理課」は、避難に際して混乱を招くことのないよう、消防機関や警察等の防災関係機関と緊密な情報交換を行う。

なお、避難の措置を講じた場合、その旨を知事（県消防防災課）に速やかに報告する（災害対策基本法第60条）。

3 避難誘導

水害及び土砂災害においては、災害が発生するまでに避難を終えることが基本である。

そのため、市は、災害発生のおそれのある時期を見越して、消防職員、消防団員及び自治会や自主防災組織等に避難誘導を要請する。

また、市は、入手した避難路の状況（浸水、土砂流出状況等）を迅速かつ的確に伝達するとともに、決壊箇所や河川のある方向、土砂災害危険箇所を避ける等、避難方向を考えて誘導を行う。

その他、避難誘導については、「本編 第1章 第2節 第11 3 避難誘導」を参照のこと。

4 指定避難所の開設

避難準備・高齢者等避難開始等の発令に伴い、「避難所担当職員」及び施設管理者は、指定避難所を開設する。

なお、洪水や内水はん濫、土砂災害等、災害に応じて開設される指定避難所が異なる場合があるので注意する。

その他、指定避難所の開設については、「本編 第1章 第2節 第11 4 指定避難所の開設」を参照のこと。

5 避難者名簿の作成

「避難所担当職員」は、指定避難所を開設した場合、施設職員及び避難住民の協力を得て避難者名簿を作成し、避難者の確認を行う。

名簿は、食料、飲料水、生活必需品、学用品等の要供給数、指定避難所の生活環境の整備等に活用する。

その他、指定避難所の開設については、「本編 第1章 第2節 第11 5 避難者名簿の作成」を参照のこと。

第3節 初動対応期の災害応急対策活動

気象庁からの警報の発表や災害の発生に伴い、市は災害対策本部を設置して、災害応急対策活動を実施する。

初動対応期における災害応急対策活動は、被災者の生命の維持、生活確保に必要な緊急活動が最優先される。

本節では、初動対応期における災害応急対策活動について次に定める。

第1 災害情報の収集・伝達・共有

市に災害が発生した場合、被害状況調査及び災害情報の収集は、市における災害応急対策、災害復旧の基礎となるため、迅速かつ的確に行うものとする。

また、大災害時には、市だけで十分な災害応急対策を実施することは困難となることが予測され、災害救助法の適用の要否、災害対策要員の派遣、救援物資・資機材の調達等、様々な応急対策の実施を県、国及びその他関係機関に要請していく必要があることから、市の被害状況や措置状況を県に逐次報告するものとする。

「災害情報の収集・伝達・共有」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害情報等の収集	統括班、関係各班
2 県への伝達	統括班
3 災害情報の共有	秘書広報班、各班共通

1 災害情報の収集

(1) 災害情報の収集系統

発災後の災害情報等の収集は、「統括班」が一元的に実施する。

(2) 収集すべき災害情報

収集すべき被害の主たる情報については、次のとおりである。

災害情報を収集した「関係各班」は、収集情報を整理の上「統括班」へ伝達する。

【関係各班、関係機関の収集する情報】

収集すべき情報	関係各班、関係機関
人的被害、建物被害	市民班、医療班、消防本部、調査班
田畑被害	農政班
道路被害	建設班
文教施設（学校施設、社会教育・体育施設）	教育班、施設班
公共施設（文教施設を除く。）	財務班、施設管理者
病院	医療班
橋梁・河川	建設班
清掃施設	環境班、施設管理者
公園施設	建築班

収集すべき情報	関係各班、関係機関
水道	水道班
下水道	下水道班
電話（※）	東日本電信電話(株)
電気（※）	東京電力パワーグリッド(株)
ガス（※）	本庄ガス(株)、帝石パイプライン(株)
罹災世帯数	市民班
罹災者数	市民班
火災発生件数	消防本部
対策の実施状況（本部設置状況等）	統括班

- 注) 1 上記「収集すべき情報」は、「経過速報」の記述項目を基に列挙したものである。
 2 「関係各班」及び関係機関が、各々関係する被害情報を収集する際の被害の判定基準については、「被害報告判定基準」を参照のこと。
 3 ※「統括班」が各機関から入手する。

(3) 情報を収集する際の留意事項

情報を収集する際の留意事項は、次のとおりである。

- ア 被害情報の収集にあたっては、本庄警察署及び児玉警察署と緊密に連絡するものとする。
- イ 各種被害の程度に関する調査にあたっては、庁内の連絡を密にし、調査漏れ及び重複がないように留意する。
- ウ 浸水状況については、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、罹災人員についても平均世帯人員により計算して速報するものとする。
- エ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- オ 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。
- カ 災害救助法の適用に際して世帯数の把握が必要となるため、住家被害、非住家被害については、棟数のみでなく、世帯数の把握も行う。

2 県への伝達

災害情報の県への伝達については、「本編 第1章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・共有」の「2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）」及び「3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）」を参照のこと。

3 災害情報の共有

災害情報の共有については、「本編 第1章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・共有 6 災害情報の共有」を参照のこと。

第2 住民からの通報・問い合わせの処理

風水害における被害発生への把握は、行政による巡回等の監視活動に併せて、住民からの迅速な通報等が重要となる。

初動対応期の住民からの通報及び問い合わせに対する処理は、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第2節 初動対応期の災害応急対策活動 第2 住民からの通報・問い合わせの処理」を準用する。

第3 広報活動

風水害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、風水害や生活に関する様々な情報を提供する必要がある。

初動対応期の広報活動については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第2節 初動対応期の災害応急対策活動 第4 広報活動」を準用する。

第4 救急救助

大規模な水害が発生した場合には、家屋の流失、損壊、浸水等により、人的な被害が予想される。そのため消防機関は、消防の全機能を挙げて施設及び人員を最大限に活用し、救急救助活動を行い、水害から住民の生命と身体の安全、被害の軽減を図る。

さらに、河川の越流や決壊による広域に渡る浸水等では、浸水地域に取り残される住民も発生することも考慮し、ヘリコプターや船舶による救急救助体制の整備を図る。

また、土砂災害発生時は、土砂崩れ等により倒壊家屋の下敷きになる等の被災者に対し、救急救助活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

したがって、消防機関、警察その他の防災関係機関はともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

初動対応期の救急救助については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第2節 初動対応期の災害応急対策活動 第6 救急救助」を準用する。

第5 医療救護

市は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合は、関係機関の協力を得て応急的に医療を施し、助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。初動対応期の医療救護については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第2節 初動対応期の災害応急対策活動 第7 医療救護」を準用する。

第6 緊急輸送道路の確保

浸水被害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。この混乱状態のなかで、被災者の救出救助、避難誘導、行方不明者の搜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止等により住民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

初動対応期の緊急輸送道路の確保については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第2節 初動対応期の災害応急対策活動 第8 緊急輸送道路の確保」を準用する。

第7 緊急輸送手段の確保

広域的な浸水被害や土砂災害が発生し、傷病者の輸送や救援物資の輸送に道路輸送が困難な場合、ヘリコプターや船舶による輸送手段の確保が必要となる。

初動対応期の輸送手段の確保については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第2節 初動対応期の災害応急対策活動 第9 緊急輸送手段の確保」を準用する。

第8 給水活動

市は、風水害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により住民が飲料に適する水を得たりすることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

給水活動については、次のように定める。

第1章 震災応急対策 第2節 初動対応期の災害応急対策活動 第12 給水活動」を準用する。

第9 食料の供給

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、備蓄食料、炊き出しその他によって食料を確保する。

食料の供給については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第2節 初動対応期の災害応急対策活動 第13 食料の供給」を準用する。

第10 生活必需品等の供給・貸与

風水害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を供給又は貸与する。

生活必需品等の供給・貸与については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第2節 初動対応期の災害応急対策活動 第14 生活必需品等の供給・貸与」を準用する。

第11 要配慮者の安全確保

風水害については、台風等の災害要因の発生等、早い段階から気象情報や水防情報等を収集し、災害が発生するまでに避難行動要支援者が避難を終えることができるように、的確に避難準備・高齢者等避難開始の発令を行う。

要配慮者の安全確保については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第2節 初動対応期の災害応急対策活動 第15 要配慮者の安全確保」を準用する。

第12 遺体の取扱い

災害により死亡若しくは現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬を実施する。

遺体の取扱いについては、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第2節 初動対応期の災害応急対策活動 第16 遺体の取扱い」を準用する。

第13 ライフラインの応急対策

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させることから、市及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策及び二次災害の防止等の活動を迅速に実施する。

ライフラインの応急対策については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第2節 初動対応期の災害応急対策活動 第17 ライフラインの応急対策」を準用する。

第14 公共施設等の応急復旧

公共建築物、道路、橋梁及び河川等の公共施設が風水害により損壊した場合は、災害応急対策活動に重大な支障を及ぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実行に万全を図る。

公共施設等の応急復旧については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第2節 初動対応期の災害応急対策活動 第18 公共施設等の応急復旧」を準用する。

第4節 救援期の災害応急対策活動

救援期における災害応急対策活動は、被災者の生活支援に必要な応急活動が主体になる。

なお、災害の規模によっては、指定避難所の開設が長期にわたる等して担当部班の要員に健康管理上の問題等が生じ、的確な災害応急対策の遂行の妨げとなる場合がある。

その際は、「本章 第1節 第2 職員の動員計画」に基づき交代体制の確立等要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

第1 災害情報の収集・伝達・共有

救援期に入ると、発災時の混乱状況もある程度沈静化していると考えられる。

この時期は、これまでに錯綜した災害情報の整理を行うとともに、引き続き情報の収集・伝達・共有を強化していくものとする。

救援期の災害情報の収集・伝達・共有については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第3節 救援期の災害応急対策活動 第1 災害情報の収集・伝達・共有」を準用する。

第2 広報広聴活動

救援期においても、引き続き市民等への広報を積極的に行う。

被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、継続した被災者のニーズの把握に努めるとともに、的確な情報を効果的な手段で提供する。

また、被災住民からの相談、要望、苦情等、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、「関係各班」が連携して市役所等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

救援期の広報広聴活動については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第3節 救援期の災害応急対策活動 第2 広報広聴活動」を準用する。

第3 指定避難所の運営

救援期の指定避難所の運営については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第3節 救援期の災害応急対策活動 第3 指定避難所の運営」を準用する。

第4 防疫及び保健衛生

浸水被害による衛生条件の悪化により感染症等の蔓延が懸念される。また、避難生活により被災者の健康状態が悪化するおそれもある。

そのため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

防疫及び保健衛生については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第3節 救援期の災害応急対策活動 第4 防疫及び保健衛生」を準用する。

第5 廃棄物対策

河川が氾濫した場合、浸水被害による大量の土砂混じりのがれきや流木等の災害廃棄物の排出が予想される。

また、これら災害廃棄物に加え、廃棄物処理施設等の被災により、ごみやし尿等の一般廃棄物の処理も困難になると考えられる。

市は、被災地の住民が生活に支障のないよう、清掃、障害物の除去等を迅速に行い、被災地の環境の保全を図るものとする。

廃棄物対策については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第3節 救援期の災害応急対策活動 第5 廃棄物対策」を準用する。

第6 応急住宅対策

大規模な風水害により住宅が流出、焼失又は破損することが予想され、その場合、自らの資力で早急に住宅の再建、あるいは応急修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の建設等による住宅の給与を講じるとともに、罹災住宅の応急修理を実施する等、居住の安定を図る。

応急住宅対策については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第3節 救援期の災害応急対策活動 第6 住宅の確保」を準用する。

第7 文教・保育対策

災害のため、平常の教育や保育が困難となった場合、関係機関の協力を得て児童生徒の安全を確保するとともに、応急教育・応急保育の実施を図るものとする。

また、市内文化財について応急対策を講じるものとする。

文教・保育対策については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第3節 救援期の災害応急対策活動 第7 文教・保育対策」を準用する。

第8 商工・農業対策

風水害による市内の商工業施設、農作物、農業用施設等の被害状況を把握するとともに応急対策を講じる。

商工・農業対策については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第3節 救援期の災害応急対策活動 第8 商工・農業対策」を準用する。

第9 労働力の確保

労働力の確保については、次のように定める。

「第1章 震災応急対策 第3節 救援期の災害応急対策活動 第9 労働力の確保」を準用する。

第3章 事故災害応急対策

市域において住民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす大規模事故等の突発的な事案が発生し、その原因が攻撃的な意図を持った破壊行為でないことが明らかな場合又は国による武力攻撃事態若しくは緊急処理事態の認定前で原因が特定できない場合、市は、次に示す事故災害応急対策に従い災害対策活動を実施する。

第1節 本庄市で懸念される事故災害

市が策定する事故災害応急対策計画の対象とする事故災害は、埼玉県地域防災計画及び市の地域環境の特性等を踏まえ、次のとおり選定する。

第1 大規模事故災害の選定

対象とする事故災害について、市域における発生の可能性及び発生した場合、震災対策又は風水害対策による対応の可否について検討し、本市に係る事故災害を選定した。

検討結果は、次に示すとおりである。

【本市に係る大規模事故災害の選定】

事故災害区分		本市における発生の可能性		応急対応の可否
火災	大規模火災	震災対策計画における想定内容と同様と考えられる。	○	震災・風水害対策で対応可能である。
	林野火災	市の林野面積は、市域のおよそ1/4を占めている。	○	事故災害として取扱う。
危険物等災害	危険物等災害	市内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取扱う。
	高圧ガス災害	市内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取扱う。
	火薬類災害	市内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取扱う。
	毒物・劇物災害	市内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取扱う。
鉄道事故	鉄道事故	市内を通る鉄道路線がある。	○	事故災害として取扱う。
道路事故	地震や水害による道路災害	市内を通る自動車専用道路及び国道がある。	△	震災・風水害対策で対応可能である。
	危険物積載車両の事故等による道路災害		○	事故災害として取扱う。
航空機事故	航空機事故	市及び周辺に飛行場はなく、上空は定期飛行機の飛行コースにはなっていないが、航空機事故について発生予測は不可能であることから、市域で起こりえないとは言えない。	△	事故災害として取扱う。

第3編 災害応急対策計画 第3章 事故災害応急対策
 第1節 本庄市で懸念される事故災害

事故災害区分		本市における発生の可能性		応急対応の可否
農業災害	凍霜害	凍霜害が問題になる広範囲にわたる桑園、茶園はない。	×	—
	暴風雨、豪雨、降雹、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農業関係災害	市内では、米、野菜、花き類及び果樹栽培等が行われている。	○	事故災害として取扱う。
文化財災害	文化財火災	市には指定文化財がある。	○	震災・風水害対策で対応可能である。
放射性物質事故災害	輸送事故災害	市内を通る自動車専用道路がある。	○	事故災害として取扱う。
	放射性物質取扱施設の事故	市内には該当する事業所はない。	×	—
	広域放射能汚染災害	市に一番近い東海第二原子力発電所で事故が発生した場合、気象条件等により、市においても広域放射能汚染が考えられる。	○	事故災害として取扱う。
不発弾処理	不発弾の発見と処理	過去に市内で不発弾が発見・処理される事案が発生した。	○	事故災害として取扱う。

注1) 「本市における発生の可能性」の凡例は、次のとおりである。

- ：発生する可能性がある。
- △：発生する可能性は低いがある。
- ×

注2) 「対応の可否」欄の「—」は、「対応の必要がないこと」を示す。

第2 本市に係る事故災害

事故災害対策計画の対象とする事故災害は、次のとおりである。

【本市において事故災害対策計画の対象とする事故災害】

事故災害		内容
火災	林野火災	対象とする林野火災は、市内の森林において発生する火災を対象とする。
危険物等 災害対策	危険物等災害	対象とする危険物等災害は、市内で危険物等を取扱っている施設による災害を対象とする。
	高圧ガス災害	対象とする高圧ガス災害は、市内に設置されている高圧ガス施設による災害を対象とする。
	火薬類災害	対象とする火薬類災害は、市内に設置されている火薬類取扱施設による災害を対象とする。
	毒物・劇物災害	対象とする毒物・劇物災害は、市内で毒物又は劇物を取扱っている施設による災害を対象とする。
鉄道事故		市には、上越新幹線、高崎線及び八高線が通っている。 対象とする鉄道事故は、この鉄道路線に対する事故災害とする。
道路事故		対象とする道路災害は、市内を通る関越自動車道や国道17号及び主要県道等の幹線道路に対する危険物積載車両の事故等による災害を対象とする。
航空機事故		対象とする航空機事故災害は、市域内における民間航空機による事故及び自衛隊・米軍航空機による航空機事故災害を対象とする。
農業災害		市内では、米、野菜、果樹及び花き類等の生産が行われている。 対象とする農業被害は、近年多発している異常気象（暴風雨、豪雨、降雹、降霜、干ばつ、低温、降雪等）による米、野菜、花き類及び果樹栽培への農業被害とする。
放射性物質事 故災害	輸送事故災 害	核燃料物質の輸送については、ルートや時期は公開されないが、本市を通る関越自動車道を利用して原子力発電所へ核燃料物質が運ばれることが考えられることから、輸送に伴う事故の発生が考えられる。 対象とする放射性物質事故災害は、核燃料物質の輸送に伴う放射性物質の輸送事故災害とする。
	広域放射能 汚染災害	市は、最寄りの原子力発電所である東海第二原子力発電所から約120kmの位置にあり、原子力緊急事態が発生しても避難行動の必要性は低いと考えられる。しかし、福島第一原子力発電所事故を教訓に、事故後の気象条件等によっては市においても広域放射能汚染の影響が考えられる。 対象とする広域放射能汚染は、主に東海第二原子力発電所を対象とする放射能汚染とする。
不発弾処理		対象とする不発弾処理は、土木工事現場等から偶発的に発見される不発弾等の処理とする。

第2節 林野火災対策

「林野火災対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 発災直後の情報の収集・連絡	危機管理課、関係各課、消防本部、消防団
2 活動体制の確立	危機管理課、関係各課
3 消火活動	消防本部、消防団
4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	危機管理課、道路管理課、道路整備課、関係各課
5 避難活動	危機管理課、教育総務課、学校教育課、関係各課、避難所担当職員
6 施設・設備の応急復旧活動	施設管理者、関係各課
7 被災者等への的確な情報伝達活動	危機管理課、関係各課
8 二次災害の防止活動	危機管理課、復旧部、児玉総合支所部
9 災害復旧	復旧部、児玉総合支所部、関係各課

1 発災直後の情報の収集・連絡

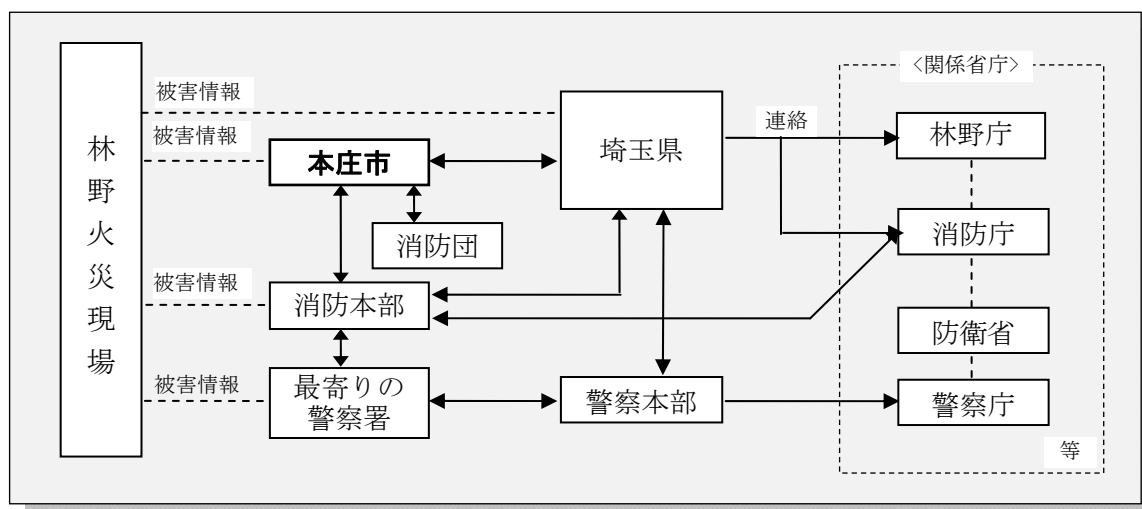
(1) 林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害状況、林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 林野火災情報の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

【林野火災情報の収集・連絡系統図】



(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

市及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

(4) 通信手段の確保

市は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、災害発生後速やかに職員の非常招集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、市は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(2) 事業者の協力体制

林業関係事業者は、消防本部及び警察署等との連携を図り、初期対応及び情報連絡等に協力するものとする。

3 消火活動

消防機関は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、隣接市町に応援要請を求める等、早期消火に努めるものとする。

また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う現場指揮本部を設置する。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させるものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者は、関係機関と連携し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

交通規制に当たっては、道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

5 避難活動

災害発生時における避難誘導については、「本編 第1章 第2節 第11 3 避難誘導及び「4 指定避難所の開設」に準ずる。

火災の延焼により孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を勧告・指示する。

6 施設・設備の応急復旧活動

市及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用する等により、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、被災者等に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報及び交通規制の状況等の情報を、適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 住民への的確な情報の伝達

市は、住民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、医療機関等の情報等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、災害発生後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

8 二次災害の防止活動

市は、林野火災により林地が荒廃した地域の流域における土石流等の二次災害の発生のおそれについて十分留意し、その防止に努めるものとする。

市は、専門技術者による降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を県に要請する。また、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとるものとし、可及的速やかに砂防、治山、地すべり防止等の対策を講じるものとする。

9 災害復旧

市及び関係機関は、あらかじめ定められた物資、資材の調達に関する計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うとともに、必要に応じて支援するものとする。

また、市は、県の協力のもと、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行うものとする。

第3節 危険物等事故対策

第1 危険物等災害応急対策

市は、危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化及び適正な施設の維持管理の保安措置を講じるための保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図るとともに、県と協力して危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

「危険物等災害応急対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動方針	施設管理者、消防本部、危機管理課
2 応急措置	施設管理者、消防本部、関係各課

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防本部又は警察署等に通報する。通報を受けた消防本部又は警察署等は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

施設管理者は、消防本部、警察署及び関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- ア 危険物の流失及び拡散の防止
- イ 流出した危険物の除去、中和等
- ウ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- エ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第2 高圧ガス災害応急対策

高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防本部、警察署等に通報する。

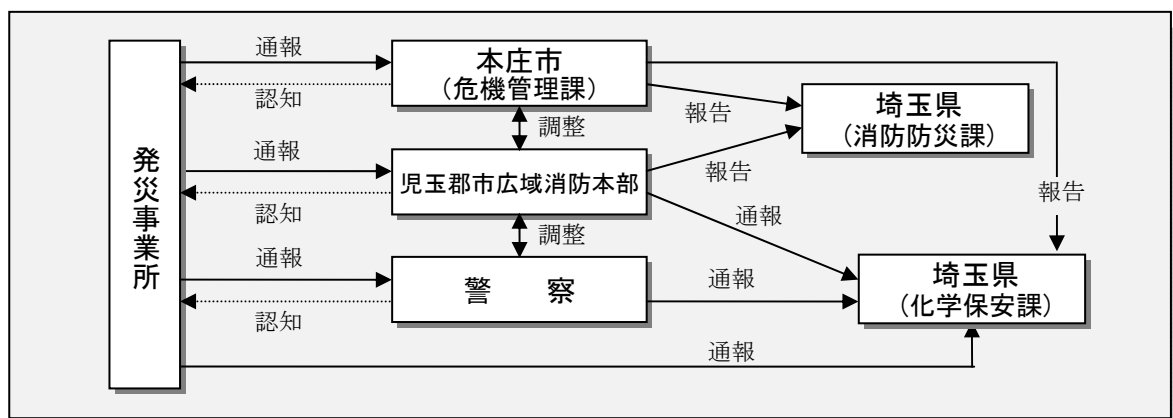
「高圧ガス災害応急対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動方針	施設管理者、消防本部、危機管理課
2 応急措置	施設管理者、消防本部、関係各課

1 活動方針

市は、関係機関との連携や情報収集活動を行うとともに、必要に応じて住民への情報提供や避難勧告・避難指示（緊急）を行う。

【高圧ガス災害に伴う情報収集活動】



2 応急措置

(1) 高圧ガス災害に対する応急措置

高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」（平成17年3月17日埼玉県）に基づき応急措置を実施するものとする。

(2) 施設管理者の応急措置

施設等の管理者は、現場の消防及び警備の責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を構ずる。

- ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
- ウ ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。
- エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場

所で廃棄し又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め又は地中に埋める。

(3) 緊急措置命令の発令

知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には、高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市長が緊急措置命令を発する。

第3 火薬類災害応急対策

「火薬類災害応急対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動方針	施設管理者、消防本部、危機管理課、消防団
2 応急措置	施設管理者、消防本部、消防団

1 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、速やかに警察官、消防職員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防及び警備の責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- イ 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- ウ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

第4 毒物・劇物災害応急対策

「毒物・劇物災害応急対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動方針	施設管理者、消防本部、危機管理課
2 応急措置	施設管理者、消防本部、関係各課

1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を本庄保健所、警察署又は消防機関に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊（毒劇物対応隊）により、応急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防及び警備の責任者等と連携を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- ア 毒物・劇物の流失等の防止措置及び中和等の除害措置を講ずる。
- イ 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- ウ 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。
- エ 施設周辺の住民の避難措置を講ずる。

第4節 鉄道事故対策

市域において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道事故が発生した場合、直ちに鉄道事業者、消防本部及び警察署等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

「鉄道事故対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動体制の確立	危機管理課、関係各課
2 情報の収集と伝達の基本方針	危機管理課、関係各課
3 避難誘導	危機管理課、関係各課、消防本部
4 消防活動	消防本部、消防団
5 応援要請	危機管理課、関係各課
6 医療救護	医療班、消防本部

1 活動体制の確立

市は、市域に鉄道事故が発生した場合においては、「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じ、活動体制の確立を図り、他の市町村、県、指定地方行政機関及び区域内の公共的団体並びに住民等の協力を得て、応急対策の実施に努める。

2 情報の収集と伝達の基本方針

(1) 情報の収集

市は、市域に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

その他については、「本編 第1章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・共有」に準ずる。

(2) 被災者、市民への情報伝達

市は、県及び鉄道事業者と連携を図り、鉄道事故災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策に関する情報及び鉄道の運行状況等を、被災者や市民、関係機関等に迅速かつ適切に提供する。

3 避難誘導

(1) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア 鉄道事業者等の対応

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ 警察の対応

警察は、鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者及び消防本部と協力し列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講じる。

ウ 消防本部の対応

消防本部は、鉄道事故が発生した場合は、鉄道事業者及び警察署と協力し列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講じる。

(2) 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長及び警察官等は、「本編 第1章 第2節 第11 避難活動」に準じ、避難の勧告又は指示を行う。

(3) 救出・救助

ア 市の対応

「危機管理課」等が中心となり、協力者の動員を行い、消防本部を主体とした救出救助活動の支援を行う。

イ 消防本部の対応

消防本部は、関係機関と協力・連携し、救出救助活動を実施する。

また、負傷者が多く、救出救護のための要員が不足する場合は、近隣消防本部に協力を要請するとともに、災害現場周辺の企業及び市民の協力を得て救出救助活動を実施する。

ウ 警察の対応

警察は、市と協力をして被害者の救出を行い、状況により、市の行う救出救助活動に協力する。また、事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防本部等と協力し積極的に生命の危機に瀕している者の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

4 消防活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、救出救助活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、市は、消防機関等を主体とした活動を支援するものとする。

5 応援要請

救出救助活動等で要員が不足する場合は、「本編 第1章 第1節 第5 公共的団体及び民間団体への協力依頼」、「本編 第1章 第1節 第6 広域応援要請」、「本編 第1章 第1節 第7 自衛隊の災害派遣要請依頼」に準じ、各関係機関に応援要請を実施する。

6 医療救護

市は、鉄道事故に受傷者が多く、近隣の医療機関だけでは、受入れが困難と予想される場合は、消防本部と連携し、近隣の医療機関への受入れを要請する。

第5節 道路事故対策

地震や水害その他の理由により、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩壊、落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合並びに危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合、直ちに道路管理者、消防本部及び警察署等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

「道路事故対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	危機管理課、道路管理課、道路整備課
2 活動体制の確立	危機管理課、関係各課
3 緊急輸送活動	危機管理課、財政課、関係各課
4 危険物流出時の応急対策	道路管理課、道路整備課、消防本部
5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	道路管理課、道路整備課、関係各課
6 的確な情報伝達活動	危機管理課、関係各課

1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

災害に関する情報の収集及び連絡は、次のとおり実施する。

区分	内容
事故情報等の連絡	道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県等と相互に連絡を取り合うものとする。
災害発生直後の被害情報の収集・連絡	道路管理者は、被害状況を県等と相互に連絡を取り合うものとする。また、市は、調査チームを編成し、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。
応急対策活動情報の連絡	市は、県に応急対策活動の実施状況、災害対策本部の設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

(2) 通信手段の確保

市は、災害発生後は直ちに災害情報連絡のため、移動系無線等の通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 職員の非常招集

市は、災害発生後速やかに職員の非常招集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

(2) 市災害対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合、市は「本編 第1章 第1節 第1 市の活動体制」に準じた活動体制をとり、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し報告するとともに、県及び防災関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(3) 応援要請

本部長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求めるほか、応援協定に基づく応援要請を行う。

また、状況によっては、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

(4) 市災害対策本部等の廃止

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を廃止する。

3 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

4 危険物流出時の応急対策

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動及び避難誘導活動を行い、危険物による二次被害の防止に努めるものとする。

市は、危険物の流出が認められた場合、直ちに避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

6 的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

市は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、被災者等に対し、道路災害の状況、安否情報、交通規制の状況、道路施設等の復旧状況及び医療機関の情報等の情報を迅速かつ適切に提供する。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線、広報車、市ホームページ、エリアメール及び緊急速報メール等によるほか、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者及び外国人等の要配慮者に対して十分に配慮する。

(2) 住民への的確な情報の伝達

市は、住民に対し、道路災害の状況、安否情報、交通規制の状況、道路施設等の復旧状況及び医療機関の情報等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、災害発生後速やかに住民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第6節 航空機事故対策

市は、市域において航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合、直ちに、消防本部、警察署等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

「航空機事故対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動体制	危機管理課、関係各課
2 応急措置	危機管理課、関係各課、消防本部

1 活動体制

市は、市域に航空機事故が発生した場合において、災害の規模に応じ必要と認める場合は「本編 第1章 第1節 第1 市の活動体制」に準じて災害対策本部を設置する。

2 応急措置

(1) 情報収集・連絡体制

市は、市域に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市が実施した措置及び今後の措置について、同時に報告する。連絡系統については、次頁に示すとおりである。

(2) 避難誘導

ア 乗客等の避難

市及び消防本部は、航空機事故が発生した場合は、事業者等と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講じる。

ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により警察及び関係機関等への協力を要請する。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

イ 災害現場周辺住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長は避難の勧告又は指示を行う。

(3) 救出救助

消防本部は、関係機関と連携して救出救助活動を実施する。

(4) 消火活動

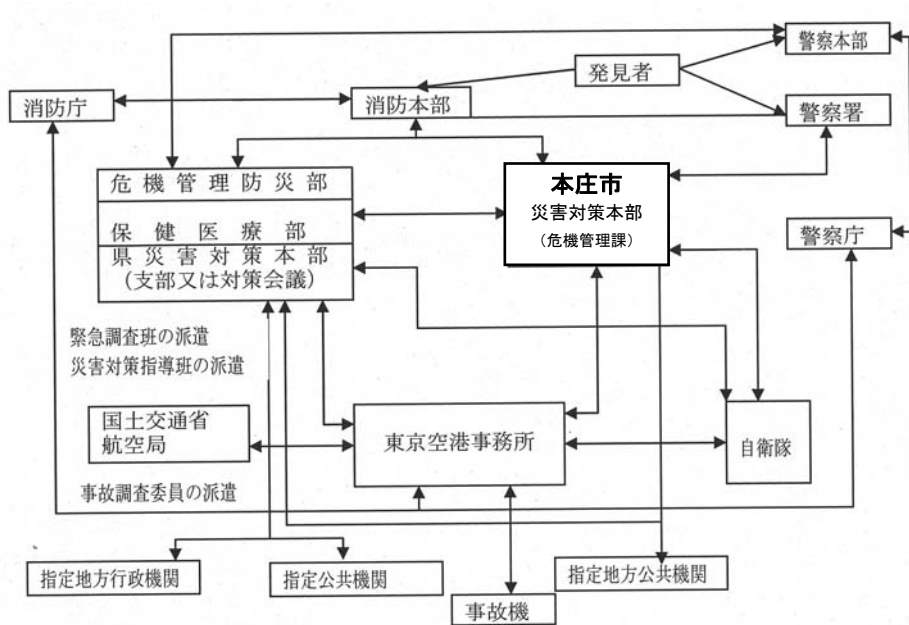
航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、多数の死傷者の発生が予想されるので、消防本部は人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

(5) 応援要請

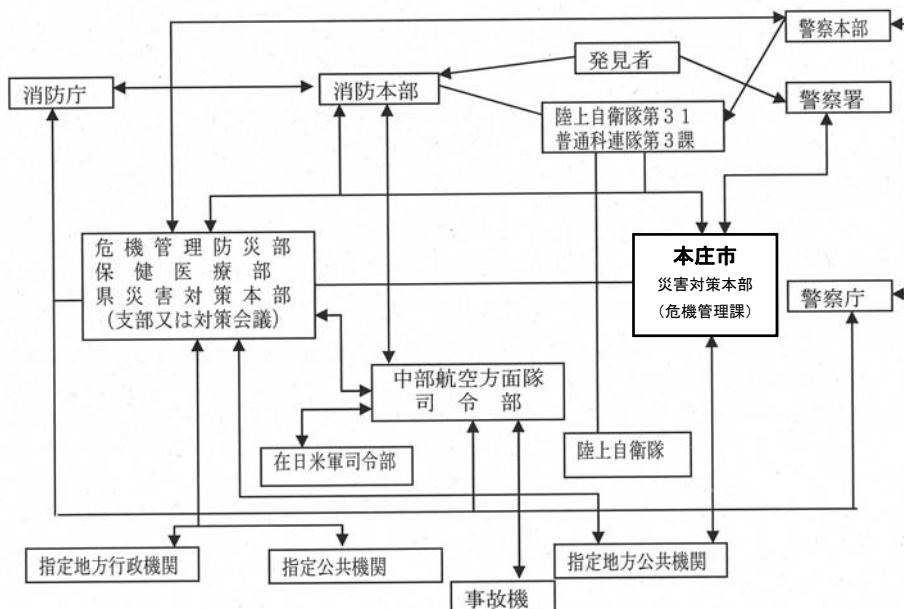
救出救助及び消火活動等で要員が不足する場合、市は、県に対して応援要請を行う。
また、自衛隊への応援要請が必要な場合は、同様に県に応援要請を依頼する。

(「本編 第1章 第1節 第6 広域応援要請」参照)

【民間航空機事故の連絡通報体制】



【自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制】



第7節 農業災害対策

市は、暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等の災害による農業関係災害に関し、関係機関との連携により、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るものとする。

「農業災害対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 注意報及び警報等の伝達	危機管理課
2 農業災害対策	農政課、環境産業課
3 畜産災害対策	農政課、環境産業課

1 注意報及び警報等の伝達

市は、県から埼玉県災害オペレーション支援システム等により気象注意報及び警報等の伝達を受けたとき又は本庄農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けたときは、必要に応じ速やかに電話又は防災行政無線等により埼玉ひびきの農業協同組合等関係団体及び住民に情報の提供を行う。

2 農業災害対策

(1) 被害状況の把握

市は、埼玉ひびきの農業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

(2) 農業用施設応急対策

市は、市所管の農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。

また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な措置をとる。

(3) 農産物応急対策

ア 災害対策技術指導

市は、農作物の被害を最小限に食い止めるため、本庄農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。

イ 病害虫の防除

市は、病害虫が発生した場合には、県病害虫防除所等の指導及び協力を得て、薬剤等を確保して適期防除に努めるものとする。

ウ 風水害対策

市は、台風、季風及び集中豪雨等により倒伏又は侵冠水の被害を受けたときは、圃場等の早期排水対策、早期収穫等の栽培技術の指導に努める。

3 畜産災害対策

(1) 被害状況の調査

市は、災害が発生した場合には、速やかに家畜及び畜産施設の被害調査を実施し、被害状況を熊谷家畜保健衛生所に報告する。

(2) 家畜伝染病対策

災害に伴い家畜伝染病が発生し又は発生するおそれがある場合は、熊谷家畜保健衛生所及び畜産関係団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

(3) 飼料の確保対策

市は、畜産農家から飼料の斡旋を求められた場合は、県に必要な飼料の斡旋を要請する等して飼料の確保に努めるとともに、災害時における飼料の品質管理の徹底等の指導を行うものとする。

第8節 放射性物質事故災害対策

本節では、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、本庄市地域防災計画にその対応策を定めるものとする。

第1 輸送事故対策

「輸送事故対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 輸送事故発生直後の活動方針	危機管理課、関係各課
2 活動体制	危機管理課、関係各課、消防本部、消防団
3 消火活動	危機管理課、消防本部、消防団
4 原子力緊急事態宣言発出時の対応	統括班、関係各班
5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	統括班、財務班、建設班、消防本部、消防団
6 退避・避難活動等	統括班、医療班、市民班、福祉班、保育班、秘書広報班、関係各班、消防本部、消防団
7 核燃料物質等の除去等	統括班、関係事業者
8 各種規制措置と解除	統括班、環境班、医療班、関係各班
9 被害状況の調査等	統括班、市民班、関係各班
10 住民の健康調査等	医療班、関係各班

1 輸送事故発生直後の活動方針

(1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏えい等の事故が発生し、それが「特定事象（原子力災害対策特別措置法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原子力災害対策特別措置法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は次の事項について、最寄りの消防機関、最寄の警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む。）発生場所を管轄する市町村（以下第1において「市町村」という。）及び安全規制担当省庁等に通報するものとする。

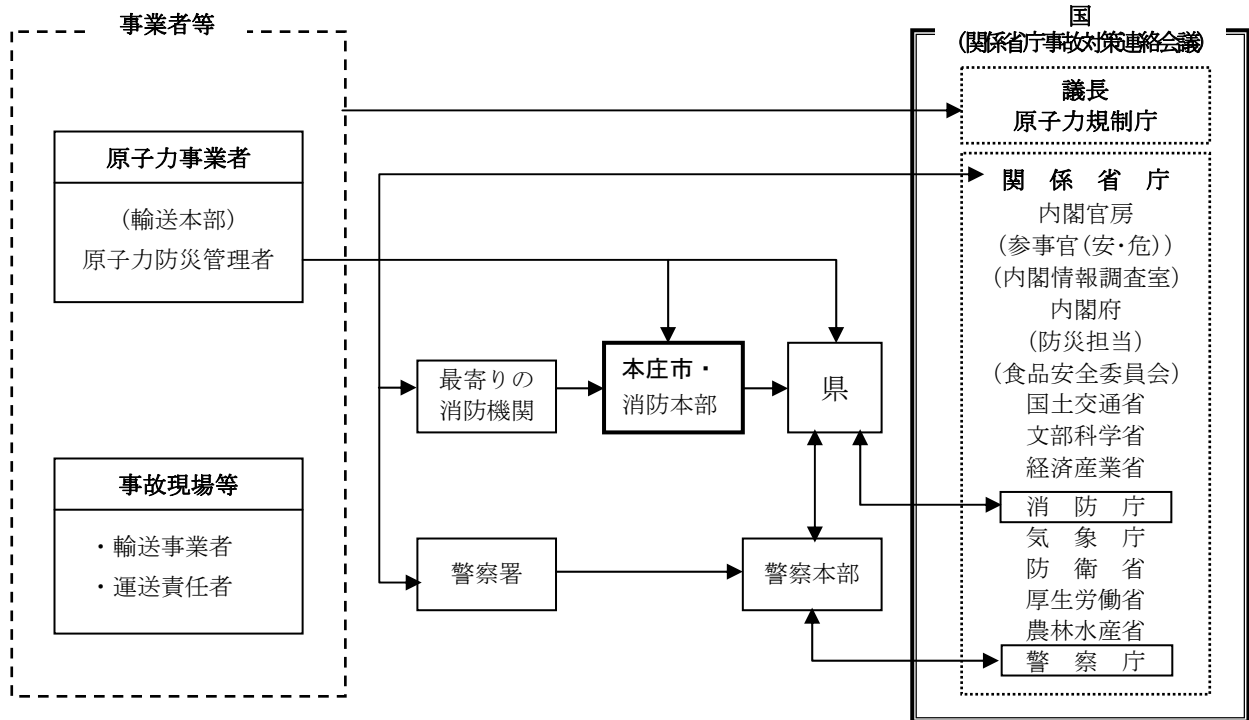
- (ア) 特定事象発生の場所及び時刻
- (イ) 特定事象の種類
- (ウ) 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- (エ) 気象状況（風向・風速等）
- (オ) 周辺環境への影響
- (カ) 輸送容器の状態

- (キ) 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- (ク) 応急措置
- (ケ) その他必要と認める事項

イ 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】



注) 通報先は、事故発生現場を管轄する市町村、消防本部、消防機関、警察署である。

ウ 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

市は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、市等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制

(1) 事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送するもの（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。核燃料物質等輸送中に事故が発生し、その影響が周辺に及んだ場合又は及ぶおそれがある場合には、速やかに関係職員の非常招集、情報収集連絡体制等の必要な体制をとるとともに、これらの活動の実施にあたっては、国の協力の下、主体的に行い、その活動状況等を県、市

町村等の防災関係機関に随時連絡するものとする。

また、事業者等は、事故発生直後直ちに人命救助、消火、汚染防止、立入制限（事故発生現場の半径15m以内について、立入を制限する。）等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとし、警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を警察官又は消防職員に提供するものとする。

（2）警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置する等、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等及びその他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずるものとする。

（3）消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び埼玉県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救出救助・救急等の必要な措置を講じるものとする。

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）については、事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後おおむね100mを確保する。

（4）市の活動体制

市は、事故の状況に応じて速やかに「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じて必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

また、市は、事故が発生した際の情報や特異的な測定結果を把握した際には、国や関係自治体の情報と併せて住民に対して必要な情報を伝達する。

3 消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

また、被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。

4 原子力緊急事態宣言発出時の対応

（1）災害対策本部の設置等

原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、市は災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、5以下の措置を講ずるものとする。

(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、市は災害対策本部を閉鎖するものとする。

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後、搬送する。

(2) 交通の確保

道路管理者は、関係機関と連携し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先する等、配慮する。

6 退避・避難活動等

(1) 退避・避難等の基本方針

市は、原子力災害対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の勧告若しくは指示の措置を講ずるものとする。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は次の表のとおりである。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者及び外国人等の要配慮者にも十分配慮する。

屋外にいる場合に予想される被ばく線量 (予測線量当) (mSv)		防護対策の内容(注)
外部全身線量	甲状腺等の臓器毎の組織線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避。その際、窓を閉め機密性に配慮すること。
50以上	500以上	住民は、避難。

注) 防護対策の内容は次のとおりである。

「屋内退避」: 自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮へい効果及び機密性によって放射線の防護を図る。

「避難」: 放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。

(2) 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定

本部長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前頁に掲げる線量に達するか又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

イ 関係市町村長への屋内退避・避難等の実施の指示

本部長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村に通知するとともに、必要な屋内退避又は避難の措置を、住民に講じるよう指示等をするものとする。

ウ 関係機関への協力の要請

本部長は、警戒区域を設定した時は、警察署その他の関係機関に対し協力を要請するものとする。

(3) 退避・避難等の実施

本部長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避する等、必要な指示をするものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、指定避難所を開設するものとする。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。

(4) 指定避難所の運営管理

市は、指定避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料及び飲料水の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また、市は、指定避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、指定避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

(5) 要配慮者への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。

特に高齢者、障害者の指定避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

(6) 住民への的確な情報伝達活動

ア 周辺住民への情報伝達活動

市は、周辺住民に対し、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通規制の状況、交通施設等の復旧状況、医療機関等の情報及び放射線量等の測定結果等の情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、市ホームページ及び広報車等によるほか、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者及び外国人等といった要配慮者に対して、十分に配慮するものとする。

イ 住民への的確な情報の伝達

市は、住民に対し、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通規制の状況、交通施設等の復旧状況、医療機関等の情報及び放射線量等の測定結果等の情報を積極的に伝達する。

7 核燃料物質等の除去等

事業者は、関係市町村及び防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

8 各種規制措置と解除

(1) 食品・飲料水の摂取制限等

市は、警戒区域を設定した場合等、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における食品・飲料水の摂取制限等を行うものとする。

【食品・飲料水の摂取制限等についての基準値】

対象	放射性セシウム
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上

(2) 解除

市は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、食品・飲料水の摂取制限等の各種制限措置の解除を行うものとする。

(3) 飲料水の供給体制の整備

放射線関係事故により飲料水が汚染された場合を想定し、飲料水の供給体制を整備する。特に、乳児に優先的に飲料水の供給を実施する。

9 被害状況の調査等

(1) 被害住民の登録

市は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として指定避難所に収容した住民の登録をするものとする。

(2) 被害調査

次に掲げる事項に起因して、被災地の住民が受けた被害を調査する。

- ア 退避・避難等の措置
- イ 立入禁止措置
- ウ 食品・飲料水の制限措置
- エ その他必要と認める事項

10 住民の健康調査等

市は、退避・避難した住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と心身の安定を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

第2 広域放射能汚染対策

我が国では、被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、IAEA（国際原子力機関）の原子力防災の考え方を踏まえ、原子力災害時に影響が及ぶ可能性がある区域に対して、重点的に原子力災害に特有の対策を講じておく範囲として、原子力災害対策重点区域をあらかじめ定めている。原子力災害対策重点区域は、緊急時に備えた準備や緊急時計画を策定しておくために設けられた区域であり、「原子力災害対策指針」（平成29年7月5日原子力規制委員会）では、原子力施設からの距離に応じてPAZ及びUPZの2種類の区域が定められている。

【指針における原子力災害対策重点区域】

名称	距離	目的	実施内容
予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	おおむね半径5km	確定的影響等を回避する	即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	おおむね半径30km	確率的影響のリスクを最小限に抑える	緊急防護措置（避難等）を準備

本市は、最寄りの原子力発電所である東海第二原子力発電所から約120kmの位置にあり、原子力災害対策重点区域外に位置しており、原子力災害時においても避難等の措置が求められることはないと考えられるが、福島第一原子力発電所事故を想定すると、事故後の気象条件等によっては市においても広域放射能汚染の影響が考えられる。

広域放射能汚染は、福島第一原子力発電所事故により今まさに経験の途上にあり、明確な対応策が示されるまでには時間が必要である。

本計画では、「広域放射能汚染対策」として被害想定と予防策の検討及び当面の対策について定める。

活動項目	担当部署
1 広域放射能汚染による被害想定と予防策の検討	危機管理課、関係各課
2 環境汚染対策	環境推進課
3 食品安全確保対策	農政課、環境産業課
4 農作物等災害対策	農政課、環境産業課
5 道路災害対策計画	道路管理課、道路整備課

1 広域放射能汚染による被害想定と予防策の検討

(1) 被害想定 の検討

放射性物質の取扱いに際し、想定される事故等の対策については検討されてきたが、平成23年3月11日の東日本大震災によって被災した福島第一原子力発電所からの放射性物質漏えいによる広域的な放射能汚染災害については、未だ研究途上である。

チェルノブイリ原子力発電所事故等の事例では、放射性物質が拡散され希釈されることにより問題の無いレベルまで下がることが期待された。

しかし、最近では空気中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、構造物の排水口に集積したり、排水施設を通じて市内の集水池に堆積する等、いわゆるホッ

トスポットと呼ばれる危険な箇所が発生する現象が報告されている。

また、原発の近傍に限らず、収集された廃棄物を焼却した灰から危険なレベルの放射線が観測され、一般ごみとして処理ができなくなる等の事例もある。

さらに、汚染地域の除染、除染した汚染物質の処理（水洗に使用した水を含む。）、汚染ごみの仮置場や最終処分場の問題等に加え、汚染地域近傍における農産物が売れなくなったり、観光客が激減する等の風評被害も大きいことが報告されている。

従って、これらについて災害のメカニズムとリスクを的確に把握し、適正かつ迅速に対処する必要がある。

(2) 学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故に対する予防策及び対応策については研究段階であるため、学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討が必要である。

2 環境汚染対策

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故により空气中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、排水施設を通じて市内の集水池に堆積する等、いわゆるホットスポットと呼ばれる危険な箇所が発生する可能性があるため、これらの対応策を検討する。

また、廃棄物の焼却灰から危険なレベルの放射線が観測される場合、適切な方法でのごみ処理等を検討し、対応策を実施する。

なお、市は、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故以降、市内の大気中の放射線量の測定を、平成23年以降、小・中学校等で定期的に行っているが、測定値は、国際放射線防護委員会が定める平常時の基準である年間1ミリシーベルト(0.19マイクロシーベルト/時間)を下回っている。

3 食品安全確保対策

市は、県が国のガイドラインに基づき実施している福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の県産農産物等への影響調査結果を把握する。

なお、県は、調査結果に基づき、食品衛生法で定められた食品中の放射性物質の基準値を超える県産農産物等が流通することのないよう、安全性を確認している。

県が実施した調査結果は、次のとおりである。

【県産農産物等の調査結果】

調査年度	調査対象	調査結果の概要	対応措置
平成24年度	152品目 2,399検体	天然ナマズ1検体、野生きのこ10検体で基準値を上回る放射性セシウムが検出された。	天然ナマズについては、漁業協同組合に対し、周辺水域での天然ナマズの採捕を自粛するよう要請し、野生きのこについては、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町の4町において採取された野生きのこに対し、原子力災害対策本部長から出荷制限が指示された。
平成25年度	143品目 1,418検体	野生きのこ5検体で基準値を超える放射性セシウムが検出された。	いずれも平成24年度に原子力災害対策本部から出荷制限が指示された町から採取された野生きのこであり、流通はし

調査年度	調査対象	調査結果の概要	対応措置
			ていない。
平成26年度	130品目 821検体	基準値を超える放射性セシウムが検出された品目はなかった。	—
平成27年度	107品目 547検体	基準値を超える放射性セシウムが検出された品目はなかった。	—

資料) 県ホームページ「放射性物質の埼玉県産農産物等への影響調査について」

4 農作物等災害対策

(1) 活動体制の構築

市は、放射性物質事故及び周辺原子力発電所等の事故により農産物等に放射能汚染の危険が予想される場合、埼玉ひびきの農業協同組合等関係団体と協力して活動体制を構築する。

(2) 情報の伝達

市は、原子力発電所等の事故による広域放射能汚染等、農業生産や農作物の販売に影響を与える災害情報についても、その発生が確認された場合は、防災関係機関と協力して的確に関係農家に必要な処置を伝達する。

(3) 応急対策

- 市は、原子力発電所の事故により、広域放射能汚染が予想される場合、農作物を放射能汚染から防護するため、防災関係機関と協力して次のような実施可能な処置を講じる。
- ア 放射能汚染状況のモニタリング、特に集水施設、水源地、排水池等ホットスポットとなる可能性がある場所の放射線測定
 - イ 用水、肥料等農業投入材の放射能汚染を確認し、必要に応じて用水の切り替え、汚染物除去等を指示
 - ウ 汚染地帯が発生した場合の情報開示、出荷規制等を的確に行い、非汚染地区の風評被害への対処
 - エ その他必要な処置

5 道路災害対策計画

市は、広域放射能汚染が発生した場合、道路及び道路施設の汚染の度合いを検討し、集水溝等ホットスポットの発生が予測される場合は、防災関係機関と協力して住民に影響を与えないように必要な処置を講じる。

第9節 不発弾処理対策

市では、平成28年5月に市道改修工事現場で不発弾が発見され、同年6月に関係機関の協力のもと、周辺住民の避難、交通規制等を実施し、陸上自衛隊により不発弾処理が行われた。発見現場の周辺は旧日本軍の飛行場があり、戦時中に空襲被害を受けていることから、今後も発見現場付近の掘削工事等に伴い不発弾が発見される可能性がある。このため、本計画の事故災害応急対策において、不発弾処理対策の方針等について定める。

「不発弾処理対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 不発弾発見直後の緊急措置	危機管理課、関係機関
2 不発弾処理体制の確立	危機管理課、関係各課、関係機関
3 事前の準備	危機管理課、関係各課、関係機関
4 不発弾処理の実施	危機管理課、関係各課、関係機関
5 報道機関への対応	危機管理課、関係各課、関係機関

1 不発弾発見直後の緊急措置

住民等から不発弾等の埋没情報等に関する相談を受けた場合、または工事現場等から偶発的に発見された不発弾等の処理に関する対応については、「危機管理課」を窓口とする。

(1) 相談等の連絡

市は、相談等を受けた場合、消防本部、警察署及び県消防防災課に連絡する。

(2) 不発弾処理の要請

所轄警察署を通じ、警察本部は、陸上自衛隊に不発弾処理を要請する。

2 不発弾処理体制の確立

(1) 不発弾処理に係る国、県警察本部及び市の役割

ア 不発弾等処理の対応については、不発弾等そのものの除去と処理は、国（陸上自衛隊）の責務によって実施されるが、処理にいたるまでの発掘等の埋没地の掘削、周辺構築物の除去、保護、住民の安全対策等の対応については、市が行う。

イ 市による発掘後の不発弾等又は偶発的に発見された不発弾等の処理については、陸上自衛隊が行う。ただし、処理作業の過程で爆発のおそれがあり、住民避難等の対応が必要な場合は、陸上自衛隊と市との役割分担を事前に確認するため、両者との間で協定を締結する。

ウ 市は、県警察本部及び土木工事業業者等と協力し、立入禁止区域の設置とその警備、防護壁の設置等の危険回避措置をとる。

(2) 陸上自衛隊との協定締結

不発弾等の処理に当たっては、実施する業務について事前に確認するため、おおむね次の内容に基づく協定を市と陸上自衛隊との間で締結する。

ア 陸上自衛隊が実施する作業の範囲（不発弾等の信管除去及び運搬等）

- イ 市が行う安全管理の対応（処理作業に伴い実施する住民避難等）
- ウ 不発弾等処理を実施する期間等
- エ その他処理に際して必要な事項

（3）不発弾処理対策本部の設置

市は、市長を本部長とし、不発弾等処理に伴う住民対応をはじめとする諸活動を円滑に実施するため、不発弾処理対策本部を設置する。

本部は、陸上自衛隊による不発弾の信管処理が無事終了し、安全が確認されたときに廃止する。

また、不発弾処理を実施する当日には、現地における不発弾処理対策の指揮・指令を行うために、不発弾等が発見された場所に近い場所に不発弾処理現地対策本部を設置する。

本部の組織及び運営は、「本編 第1章 第1節 第3 災害対策本部の設置・運営」に準じる。

（4）不発弾処理連絡調整会議の設置

市は、次の内容を協議するため、市、陸上自衛隊、県警察本部及びその他の関係機関による不発弾処理連絡調整会議を設置する。

- ア 処理方針等の調整
- イ 各事務分掌に応じた役割分担及び処理計画の調整
- ウ 処理当日の行動計画等についての調整

（5）不発弾処理担当者会議の設置

市は、次の内容を協議するため、市、警察署及び消防本部による不発弾処理担当者会議を設置する。

- ア 不発弾処理実施計画
- イ 処理当日の交通規制
- ウ 処理当日の住民避難（戸別訪問・避難誘導）
- エ 処理当日の要配慮者への対応
- オ 事故による負傷者への対応

3 事前の準備

(1) 処理日程の検討

不発弾処理当日までの日程はおおむね次のとおりとする。

【不発弾発見から処理までの日程】

日程	内容
事案の発生日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 不発弾の発見・不発弾処理の必要性の判断 ▶ 不発弾処理対策本部の設置 ▶ 第1回不発弾処理対策本部会議の開催（以降必要に応じて実施）
発見後数日	▶ 陸上自衛隊による不発弾防護措置の実施
発見後1週間	▶ 第1回不発弾処理連絡会議（各機関の行動計画調整、以降必要に応じて実施）
1ヶ月前	▶ 第1回不発弾処理担当者会議（以降必要に応じて実施）
1週間前まで	▶ 陸上自衛隊との協定締結
処理日当日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 不発弾処理現地対策本部の設置 ▶ 信管除去及び不発弾撤去（1日）

(2) 不発弾処理実施計画の作成

不発弾処理における住民の安全確保を図るため、市は不発弾処理実施計画を作成する。

実施計画で定める事項はおおむね次のとおりとする。

- ア 不発弾処理現地対策本部（設置日時、設置場所等）
- イ 不発弾処理の実施日時及び当日のタイムスケジュール
- ウ 警戒区域の設定
- エ 避難対象区域、開設指定避難所の設定
- オ 避難対象住民への周知、誘導方法及び要配慮者への対応
- カ 道路交通規制（区間及び時間）
- キ ライフライン機関の対応
- ク 住民に対する広報
- ケ 報道機関への対応

4 不発弾処理の実施

(1) 不発弾処理現地対策本部

現地対策本部には、不発弾処理対策本部員及び関係機関の担当者を配置する。

(2) 避難等の実施

本部長は、住民の安全を確実なものとするため、不発弾処理実施計画に基づき、次により住民等を避難させる。

- ア 住民等に対する避難広報の実施
- イ 避難対象区域内の住民に対する戸別訪問と避難誘導
- ウ 指定避難所の開設及び運営

(3) 不発弾処理状況に係る情報伝達

本部長は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係する機関へこれらの情報を伝達

- する。
- ア 不発弾等の処理作業の進行状況
 - イ 指定避難所における避難者の状況
 - ウ 交通機関停止及び道路交通規制等の状況
 - エ 交通機関等における乗客等の滞留状況
 - オ その他必要な情報

5 報道機関への対応

不発弾処理現地対策本部の建物内に「報道機関待機場所」を設置する。本部長は、報道機関に対して随時状況を説明する。

第4編 災害復旧復興計画

【第1章 災害復旧】

【第2章 災害復興】

第4編 災害復旧復興計画.....	373	(復-1)
第1章 災害復旧.....	373	(復-1)
第1節 迅速な現状復旧の進め方.....	373	(復-1)
1 災害復旧事業計画の作成.....	373	(復-1)
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成.....	373	(復-1)
3 災害復旧事業の実施.....	375	(復-3)
第2節 被災者の生活再建等の支援.....	376	(復-4)
1 被災市民等相談.....	376	(復-4)
2 罹災証明書の発行.....	377	(復-5)
3 被災者の精神保健対策（心のケア）.....	380	(復-8)
4 市税の減免等.....	381	(復-9)
5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給.....	381	(復-9)
6 災害援護資金等の貸付.....	382	(復-10)
7 義援金品の受付、配付.....	384	(復-12)
8 被災者生活再建支援制度の活用.....	386	(復-14)
9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用.....	386	(復-14)
第3節 被災中小規模の民間事業者、農林漁業者の再建支援.....	391	(復-19)
1 被災中小規模の民間事業者への融資.....	391	(復-19)
2 被災農林漁業者への融資.....	392	(復-20)
第2章 災害復興.....	394	(復-22)
第1節 復興に関する事前の取組の推進.....	394	(復-22)
第2節 災害復興対策本部の設置.....	394	(復-22)
第3節 災害復興計画の策定.....	394	(復-22)
1 災害復興方針の策定.....	394	(復-22)
2 災害復興計画の策定.....	394	(復-22)
第4節 災害復興事業の実施.....	394	(復-22)
1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施.....	394	(復-22)
2 災害復興事業の実施.....	395	(復-23)

第4編 災害復旧復興計画

第1章 災害復旧

第1節 迅速な現状復旧の進め方

災害発生後、被災状況を的確に把握し、再度の災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

「迅速な現状復旧の進め方」は、次の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
1 災害復旧事業計画の作成	関係各班
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	関係各班
3 災害復旧事業の実施	関係各班

1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は次に示すとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧
- イ 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上、下水道災害復旧事業計画
- オ 住宅災害復旧事業計画
- カ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ク 学校教育施設災害復旧事業計画
- ケ 社会教育施設災害復旧事業計画
- コ 復旧上必要な金融その他資金計画
- サ その他の計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部若しくは一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

(1) 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部若しくは一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は、次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ケ 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 水道法

(2) 激甚災害にかかる財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市及び県は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定手続きについては、下図のとおりである。

ア 財政援助措置の対象

財政援助措置の対象は、次のとおりである。

【公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助】

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設復旧事業関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業
- (セ) たん水排除事業

【農林水産業に関する特別の助成】

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例

- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- (キ) 森林災害復旧事業に対する補助

【中小規模の民間事業者に関する特別の助成】

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (イ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

【その他の財政援助及び助成】

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する特例
- (エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
- (オ) 水防資材費の補助の特例
- (カ) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (キ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

イ 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配置、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を行う。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し適切な監督指導等を行う。

第2節 被災者の生活再建等の支援

大規模な災害により、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、市は、大規模災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、被災者の生活再建等の支援を行う。

「被災者の生活再建等の支援」は、次の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
1 被災市民等相談	市民班、関係各班
2 罹災証明書の発行	市民班、関係各班
3 被災者の精神保健対策（心のケア）	医療班、関係各班
4 市税の減免等	調査班、関係各班
5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給	福祉班、会計班
6 災害援護資金等の貸付	福祉班
7 義援金品の受付、配付	福祉班、関係各班
8 被災者生活再建支援制度の活用	統括班
9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用	統括班

1 被災市民等相談

(1) 相談所の開設

被災者及び被災事業者の災害からの復旧を総合的に支援するため、「市民班」及び「関係各班」は、必要に応じて「被災者相談窓口」を設置する。

被災者相談窓口は、被災者の利便性に配慮し、原則として特に被害が激甚な地区の公共施設に設置することとし、設置が難しいときは巡回相談の形式をとる。

(2) 考慮すべき相談内容

相談内容としては、次のものがあげられる。

- ア 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- イ 家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）
- ウ 法律相談（借地借家契約、損害補償等）
- エ 心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- オ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）
- カ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- キ 消費（物価、必需品の入手等）
- ク 教育（学校）
- ケ 福祉（障害者、高齢者、児童等）
- コ 医療・衛生（医療、薬、風呂等）
- サ 廃棄物（ごみ、がれき、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）
- シ 税、公共料金（郵便、電話、電気等）の特例措置
- ス 金融（生活資金の融資等）

セ ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）

（3）相談体制

ア 相談体制の確立

「市民班」は、「関係各班」の協力の下、被災者からの相談に的確に対応できる体制を確立するとともに、県の設置する相談窓口及び出張相談所と積極的に連携する。

イ 相談スタッフの充実

各種相談内容に的確に対応するために、国及び県の担当部局と連携し、必要に応じて専門家（弁護士、金融機関等の民間の専門家も含む。）の派遣を要請する。

また、弁護士、ライフライン関係者、業界団体、ボランティアにも参加してもらう体制を必要に応じて整えるものとする。

2 罹災証明書の発行

罹災証明書は、各種被災者支援策（給付、融資、減免・猶予、現物支給等）の適用の判断材料として幅広く活用されている。

そのため、市長は、市の地域に係る災害が発生した場合、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付する。

（1）罹災証明書発行の概要

ア 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

なお、家屋以外のものが被災した場合において必要があるときは、市長が行う罹災届出証明で対応する。

（ア）全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水

（イ）火災による全焼、半焼、水損

イ 罹災証明を行う者

罹災証明は、市長が行うものとし、罹災証明書の発行事務は、「市民班」が担当する。ただし、火災による罹災証明は、児玉郡市広域消防本部消防長が行う。

ウ 罹災証明書の発行

罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、上記イの市長又は消防長が作成した罹災証明書をこれらの者に発行することにより行う。

エ 証明手数料

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

オ 罹災証明の様式

罹災証明の様式は、所定の様式による。

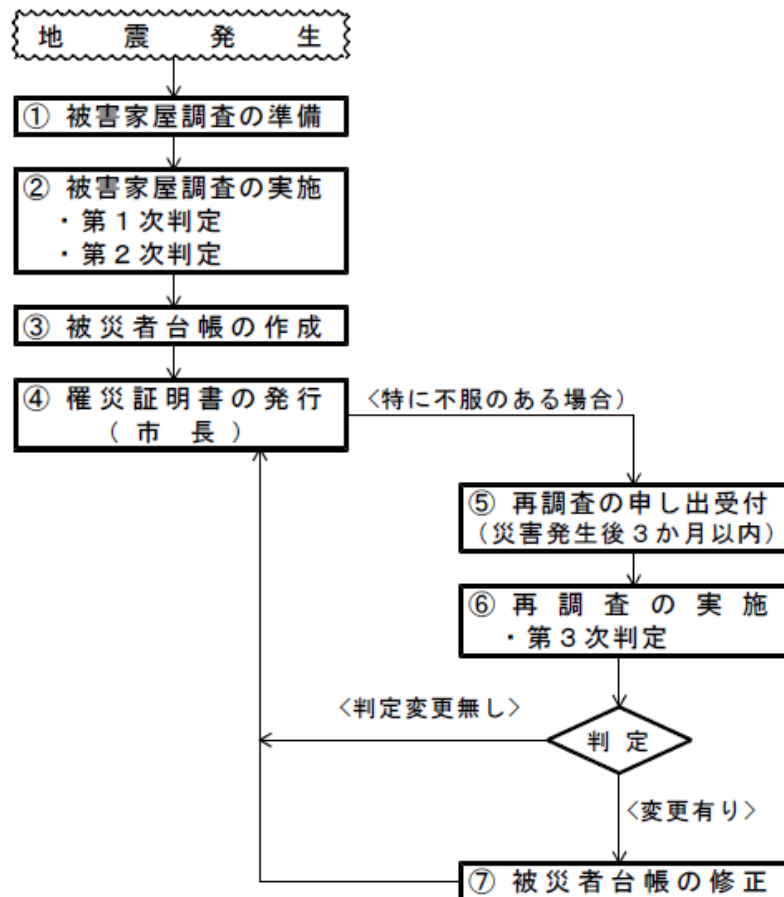
カ 被害家屋の判定基準（上記ア.（ア）に係わるもの）

罹災証明書を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月内閣府）に基づき実施する。

（2）罹災証明書発行の流れ

罹災証明書発行の流れは、下図のとおりである。

【罹災証明発行の流れ】



ア 被害認定調査の事前準備

被害認定調査は、「調査班」及び「建築班」が実施するものとし、地震発生後、被害家屋調査のための事前準備として、次の項目を実施する。

（ア）被害地域の航空写真の撮影準備

（イ）事前調査の実施

調査計画を検討するため、「統括班」に収集整理された被害情報を参考に、市における被害の全体状況を把握する。

（ウ）調査概要の検討及び調査全体計画の策定

（エ）調査員の確保

・市職員の確保

・ボランティア調査員（民間建築士等）の手配

・相互応援協定を締結している市町村への応援職員派遣要請

- ・「調査チーム」の編成と調査地区割りの検討
- (オ) 調査備品等の準備
 - ・調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等）
 - ・調査地図の用意（土地家屋現況図又は住宅地図）
 - ・調査員運搬車両の確保、手配
 - ・他市町村応援職員等の宿泊所の確保

イ 被害認定調査の実施

被害認定調査は、次の方法で実施する。

【調査方法】

項目	内容
航空写真の撮影	関係機関が地震発生後に撮影した被災地の航空写真を入手する（適当な航空写真がない場合には、市独自で関係業者に撮影を依頼する。）。
第1次被害認定調査	被害家屋を対象に外観から目視調査を行う。
第2次被害認定調査	第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、1棟ごとに立入調査を実施する。
「調査チーム」の編成	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2人1組で調査を実施する。 ▶ 調査員は、職員及びボランティア調査員（民間建築士等）とする。 ▶ 必要がある場合は、他自治体職員の応援派遣の要請をする。

ウ 被災者台帳の作成

被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した被災者台帳を作成し、罹災証明書発行の基本台帳とする。

エ 罹災証明書の発行

被災者台帳に基づき、市長は申請のあった被災者に対し罹災証明書を発行する。

オ 再検査の申し出と調査の実施

被災者は、罹災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、地震発生日から3ヶ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。申し出のあった家屋に対しては迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、罹災証明書を発行する。同時に、被災者台帳及び被災に関するデータを訂正する。

なお、判定の困難なものについては、「建築班」内に判定委員会（市長が委嘱した専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の委員で構成）を設置し、判定委員会の意見を踏まえ市長が判定する。

(3) 罹災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

「秘書広報班」は、罹災証明書に関する広報を行い、被災者へ周知徹底を図る。その

際には、地震後に実施される被災建物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを心がけ、正確に被災者へ伝達する。

また、「建築班」は、「市民班」と連携し、罹災証明書に関する相談窓口を市役所に設置し、罹災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

(4) 事前対策

罹災証明書発行の事前対策は、次のとおりである。

ア 被害認定調査員の登録

被害認定調査を行うための職員及びボランティア調査員（民間建築士等）を事前に登録しておく。

イ 判定基準等の研修

民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し調査方法や判定基準等の研修を実施する。

ウ 他市町村の協力体制の確立

災害時、応援を求める他市町村との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

エ 調査携帯物品等の備蓄

日頃から「建築開発課」に、傾斜計、コンベックス（メジャー）等調査携帯物品を備蓄しておく。

3 被災者の精神保健対策（心のケア）

被災により人々は、さまざまな精神症状に陥ることがある。

市は、その状態から被災者が精神的に癒され、生活再建の意欲を持つことができるよう、県や各関係機関の協力を得て、速やかに的確な対策を講じるものとする。

(1) 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

ア 呆然自失、無感情、無表情な状態反応

イ 耐えがたい災害体験の不安による、睡眠障害、驚愕反応

ウ 現実否認による精神麻痺状態

エ 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態

オ 被災後しばらくしても、不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）

カ 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

(2) メンタルケア

前述（1）の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市は、県、関係機関、専門家の協力を得て、次のような対策をできる限り早い時期に講じるものとする。

ア 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談

イ 保健福祉事務所等による精神保健相談

ウ 小・中学校での子供への精神的カウンセリング

- エ 専門施設での相談電話の開設
- オ 情報広報紙の発行による、被災者への情報提供
- カ 指定避難所等における、被災者向けの講演会、研修会の実施

4 市税の減免等

市は、災害が発生した場合において、地方税法及び市条例に基づき、市税の減免、納期限の延長、徴収猶予、換価の猶予、滞納処分の停止等、納税額と納税時期等の緩和措置を行う。

5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

災害により市民が死亡した場合、市は「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）の定めるところにより、遺族に対して災害弔慰金を、身体又は精神に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(1) 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給内容は、次に示すとおりである。

【災害弔慰金の支給】

項目	内容
対象災害	自然災害 ①住家が5世帯以上滅失した災害（市で大規模な被災があった場合） ②住家が5世帯以上滅失した市町村が県内に3以上ある災害（県内で広域にわたり大規模な被災があった場合） ③災害救助法が適用された市町村が県内に1以上ある災害（特に大規模な被災があった場合） ④災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある災害（都道府県を超えて特に大規模な被災があった場合）
支給対象者	▶ 上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者も含む。） ▶ 他市町村の区域内（県外も含む。）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	配偶者、父母、子、孫、祖父母（兄弟姉妹は対象としない）
支給額	▶ 生計維持者：500万円 ▶ その他の者：250万円
費用負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

(2) 災害障害見舞金の支給

災害障害見舞金の支給内容は、次に示すとおりである。

【災害障害見舞金の支給】

項目	内容
対象災害	自然災害（災害弔慰金の対象災害と同じ）
支給対象者	上記の災害により負傷又は疾病にかかり、治ったとき、精神又は身体に一定の障害が残った住民
対象となる障害の程度	① 両目が失明したもの ② そしゃく及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支給額	▶ 生計維持者：250万円 ▶ その他の者：125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様

6 災害援護資金等の貸付

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、市は災害援護資金の貸付を行う。

なお、資金の貸付については、この他、「生活福祉資金貸付制度に基づく福祉資金貸付」（埼玉県社会福祉協議会）及び「災害復興住宅建設・補修資金に基づく資金貸付」（住宅金融公庫）制度があるので、市は、被災者に対して周知徹底を図る。

(1) 災害援護資金の貸付

災害援護資金の貸付内容は、次に示すとおりである。

【災害援護資金の貸付】

項目	内容
対象災害	県内で自然災害による災害救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 : 220万円 ② // が2人 : 430万円 ③ // が3人 : 620万円 ④ // が4人 : 730万円 ⑤ // が5人以上 : 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付対象となる被害	▶ 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ▶ 住居の全壊、半壊又は家財の被害の価額が時価の1/3以上の損害
貸付金額	① 世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150万円

項目	内容
	② 家財の1/3以上の損害 // 150万円
	③ 住居の半壊 // 170万円(250万円)
	④ 住居の全壊 // 250万円(350万円)
	⑤ 住居の全体が滅失又は流失 // 350万円
	⑥ ①と②が重複 // 250万円
	⑦ ①と③が重複 // 270万円(350万円)
	⑧ ①と④が重複 // 350万円
	* () は、特別の事情がある場合の額
利率	年3% ただし据置期間は無利子
償還期間	10年とし、据置期間は、そのうち3年間
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。

(2) 生活福祉資金

本庄市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と連携して生活福祉資金の貸付を予算の範囲内で行う。

生活福祉資金貸付制度に基づく福祉資金貸付内容は、次に示すとおりである。

【生活福祉資金貸付制度に基づく福祉資金貸付】

項目	内容
貸付対象者	災害を受けたことにより、臨時に資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150万円以内
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 ▶ 利率：無利子（連帯保証人なしの場合は据置期間経過後年1.5%）
貸付対象者	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けるに必要な資金
貸付限度	250万円以内
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 ▶ 利率：無利子（連帯保証人なしの場合は据置期間経過後年1.5%）

(3) 住宅復興資金

災害復興住宅建設資金に基づく融資及び災害復興住宅補修資金に基づく融資の貸付内容は、次に示すとおりである。

【災害復興住宅建設資金に基づく融資】

項目	内容
貸付対象者	被災直前の建物価格の5割以上の被害を受けたもので、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者。建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 建設費 : 1,650万円以下 ▶ 土地取得費 : 970万円以下 ▶ 整地費 : 400万円以下 ▶ 特例加算額 : 510万円以下
利率	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 基本融資額 : 年0.55% ▶ 特例加算額 : 年1.45% (平成29年9月現在)
償還期間	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 耐火、準耐火・木造(耐久性)35年以内 ▶ 木造(一般)25年以内 通常の償還期間に加え、3年以内の据置期間を設けることができる。但し、借入申込日現在の申込本人の年齢(1歳未満切り上げ)に償還期間(据置期間を含む。)を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。

【災害復興住宅補修資金に基づく融資】

項目	内容
貸付対象者	補修に要する額が10万円以上で被災直前の建物価格の5割未満の被害を受けた者。また、補修する家屋を移転する者に移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者には整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 補修費 : 730万円以下 ▶ 移転費 : 440万円以下 ▶ 整地費 : 440万円以下
利率	▶ 年0.55% (平成29年9月現在)
償還期間	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 20年以内 通常の償還期間の中で1年以内の据置期間を設けることができる。但し、借入申込日現在の申込本人の年齢(1歳未満切り上げ)に償還期間(据置期間を含む。)を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。

7 義援金品の受付、配付

市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受け入れ体制を確保するとともに「義援金配分委員会」を設置し、配分計画を定める。

(1) 受付窓口の開設

市は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

義援金品の受付窓口は「福祉班」が担当する。

(2) 受付・募集

ア 義援金品の受付処理

義援金品の受付処理は、次表に従い実施する。

【義援金品の受付処理】

項目	内容
義援金品の受付	義援金品の受付は、「福祉班」が行う。 受付は、原則として市が開設した窓口及び銀行振込みとする。
受領書の発行	受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
委員会への報告	「福祉班」は、義援金品の受付状況について配分委員会に報告する。

イ 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、「秘書広報班」が広報紙、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広報し、募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

(3) 保管及び配分

「福祉班」は、次の点に留意し、送金された義援金を保管し、委員会の配分計画に基づき配分する。

- ア 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。また、義援品については市役所庁舎に一時保管し、一般救援物資と同様に配分する。
- イ 委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。
- ウ 「福祉班」は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。また義援品については、自治会長等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
- エ 寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。
- オ 被災者に対し、広報紙、自治会及び報道機関等の協力により義援金品の配分について広報する。
- カ 義援金の収納額及び用途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。
- キ 「福祉班」は、被災者への配分状況について、委員会に報告する。

8 被災者生活再建支援制度の活用

地震等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難なものに対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互援助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、被災者生活再建支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うこと等を柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。

(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金

埼玉県・市町村生活再建支援金の概要及び支給手続きは、次のとおりである。

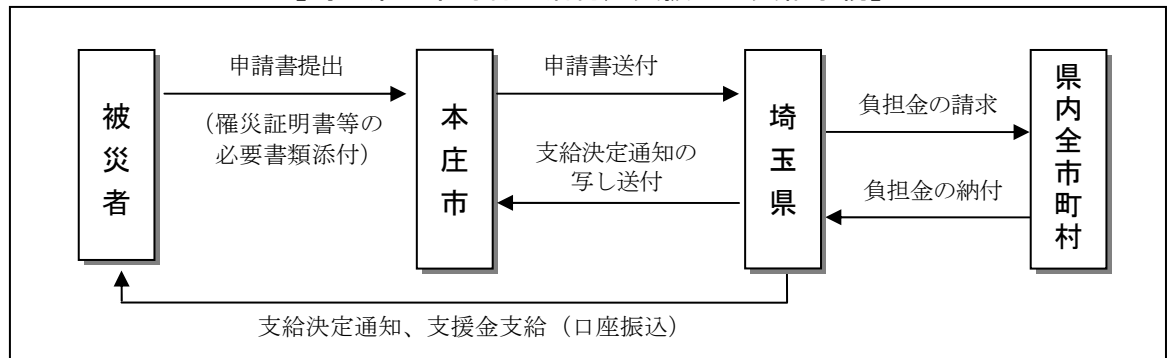
【埼玉県・市町村生活再建支援金の概要】

項目	内容
目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生じる災害） ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。
支援対象	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準じる程度の被害を受

項目	内容																		
世帯	<p>けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 住宅が全壊した世帯 ▶ 住宅が半壊し又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ▶ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ▶ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 <p>※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</p>																		
支援金の額	<p>支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円</p> <p>※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</p>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住宅の被害認定 ▶ 罹災証明書等必要書類の発行 ▶ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ▶ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付 																		
県	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被害状況の取りまとめ ▶ 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ▶ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ▶ 被災世帯主へ支援金の支給 ▶ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ▶ 申請期間の延長決定 																		

出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画 震災対策編」(平成26年12月)

【埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続】



(2) 埼玉県・市町村家賃給付金

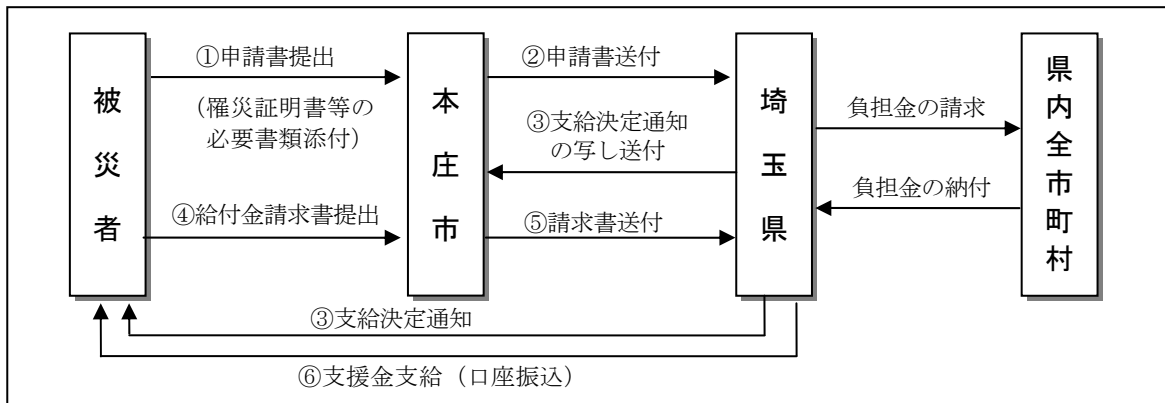
埼玉県・市町村家賃給付金の概要及び支給手続きは、次のとおりである。

【埼玉県・市町村家賃給付金の概要】

項目	内容
目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生じる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	<p>下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し若しくは斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ▶ 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ▶ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院している、かかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ▶ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ▶ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ▶ その他、前各号に準じるやむを得ないと認められる理由。
給付金の額	<p>給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。</p> <p>支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。</p>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住宅の被害認定 ▶ 罹災証明書等必要書類の発行 ▶ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ▶ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被害状況の取りまとめ ▶ 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ▶ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ▶ 被災世帯主へ給付金の支給 ▶ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ▶ 申請期間の延長決定

出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画 震災対策編」(平成26年12月)

【埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続】



(3) 埼玉県・市町村人的相互応援

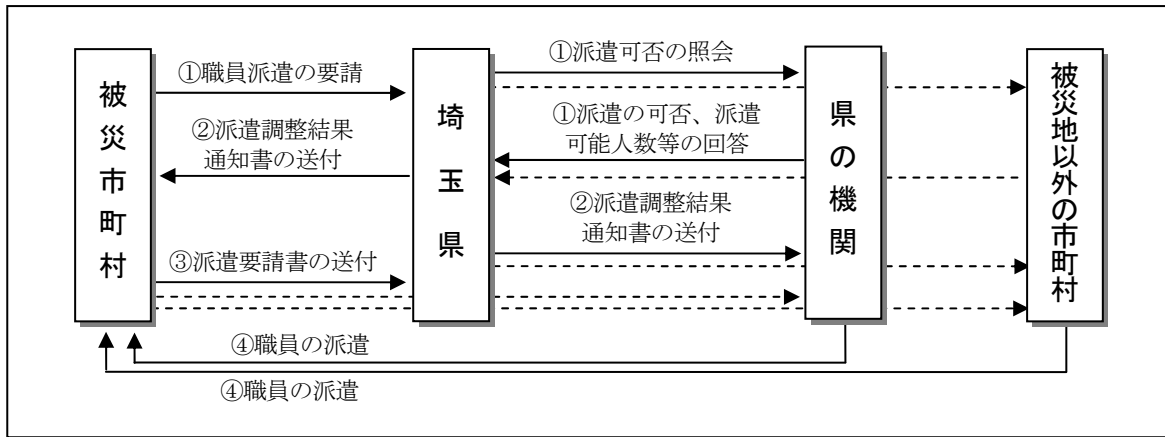
埼玉県・市町村人的相互応援の概要及び要請手続きは、次のとおりである。

【埼玉県・市町村人的相互応援の概要】

項目	内容
目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ➤ 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ➤ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ➤ 派遣職員の受け入れ
被災地以外の市町村 (派遣市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ➤ 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ➤ 要請市町村から派遣要請書を受領 ➤ 職員の派遣
県 (統括部、支部)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ➤ 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ➤ 要請市町村から派遣要請書を受領 ➤ 県の派遣機関による職員の派遣

出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画 震災対策編」(平成26年12月)

【埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続】



第3節 被災中小規模の民間事業者、農林漁業者の再建支援

災害に見舞われた被災中小規模の民間事業者、農林漁業者に対しては国等による各種の融資制度があり、市は、災害発生後、これらの融資制度の適用条件等について確認のうえ、被災した事業者に対して周知徹底を図る。

「被災中小規模の民間事業者、農林漁業者の再建等の支援」は、次の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
1 被災中小規模の民間事業者への融資	商工班
2 被災農林漁業者への融資	農政班

1 被災中小規模の民間事業者への融資

被災した中小規模の民間事業者への融資の概要は、次のとおりである。

【県制度融資の貸付：経営安定資金（災害復旧関連）】

項目	内容	
融資対象	県内の被災中小規模の民間事業者であって、次の各号に該当するもの（組合含む。） ▶ 原則として引続き1年以上同一事業を営み事業税を滞納していない者 ▶ 保証対象業種に属する事業を営む者 ▶ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けた者又は災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けた者	
融資限度額	▶ 設備資金5,000万円（組合の場合 1億円） ▶ 運転資金5,000万円（組合の場合 6,000万円）	
融資条件	使途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内
	利率	大臣指定等貸付 年1.0%以内 知事指定等貸付 年1.1%以内 (平成29年10月現在)
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内	
申込受付場所	▶ 中小規模の民間事業者は商工会議所及び商工会 ▶ 中小規模の民間事業者組合は埼玉県中小企業団体中央会	

2 被災農林漁業者への融資

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資及び埼玉県農業災害対策特別措置条例等により融資する制度の啓発に努める。

(1) 天災融資法に基づく資金融資

天災融資法に基づく資金融資の概要は、次のとおりである。

【天災融資法に基づく資金融資の概要】

項目	内容
貸付の相手方	被災農林漁業者
貸付対象事業 資金用途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内 （具体的な適用金利については、天災融資法の発動の都度定められる。）
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額 （激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村の被害認定を受けたもの

(2) 日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資

日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資の概要は、次のとおりである。

【日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金の概要】

項目	内容
期間	10年（据置3年以内を含む。）以内
貸付利率	年0.2%（平成29年12月20日現在）
貸付限度額	①特認年間経営費の3/12以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合） ①以外の場合：600万円
担保	連帯保証人又は担保

(3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要は、次のとおりである。

【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要】

項目	内容
貸付の相手	市町村の認定を受けた被害農業者
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、ビニールハウス、その他プラスチックハウス、ガラス室、果樹だな、蚕室、畜舎、放牧施設、畜産物の調整施設、きのこ栽培施設、養魚施設、農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫、農業用生産資材製造施設、作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	0%（県0.45%、市町村0.45%の利子補給後）（平成28年10月20日改定）
償還期限	6年以内（据置1年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	埼玉県内の各農業協同組合等
担保	埼玉県農業信用基金協会の機関保証または保証人（1人以上）
その他	当該市町村の被害認定を受けたもの

(4) 農業災害補償

農業災害補償の概要は、次のとおりである。

【農業災害補償の概要】

項目	内容
支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻：25 a 以上（秩父地域は 20a 以上）当然加入、陸稲：10a 以上当然加入、麦 10a 以上当然加入）、果樹（ぶどう、なし：5a 以上）、園芸作物（園芸施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、建物、農機具
支払機関	農業共済組合

第2章 災害復興

大規模災害により地域が大きく被災し、市民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する中長期的な復興計画を作成し、市、県及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。

第1節 復興に関する事前の取組の推進

市は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

第2節 災害復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第3節 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第4節 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

市街地復興事業のための行政上の手続の実施に当たっては、発災直後から1週間程度を目安とし、建築基準法第84条による建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要がある、当該業務の実施のための体制を整備する。

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

市は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

市は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。